

平成 20 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 20 年  
 小樽市議会 第 1 回定例会 会期及び会議日程

会期 2 月 2 7 日 ~ 3 月 1 9 日 ( 2 2 日間 )

月日 ( 曜日 )	本 会 議	委 員 会
2 月 2 7 日 ( 水 )	提案説明	
2 8 日 ( 木 )	休 会	
2 9 日 ( 金 )	”	
3 月 1 日 ( 土 )	”	
2 日 ( 日 )	”	
3 日 ( 月 )	会派代表質問	
4 日 ( 火 )	会派代表質問	
5 日 ( 水 )	一般質問	
6 日 ( 木 )	休 会	予算特別委員会 ( 総括質疑 )
7 日 ( 金 )	”	” ( 総務所管 )
8 日 ( 土 )	”	
9 日 ( 日 )	”	
1 0 日 ( 月 )	”	予算特別委員会 ( 経済所管 )
1 1 日 ( 火 )	”	” ( 厚生所管 )
1 2 日 ( 水 )	”	” ( 建設所管 )
1 3 日 ( 木 )	”	” ( 総括質疑 )
1 4 日 ( 金 )	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
1 5 日 ( 土 )	”	
1 6 日 ( 日 )	”	
1 7 日 ( 月 )	”	市立病院調査特別委員会
1 8 日 ( 火 )	”	学校適正配置等調査特別委員会
1 9 日 ( 水 )	討論・採決等	

平成20年  
小樽市議会  
第1回定例会会議録目次

2月27日(水曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	3
	市長提案説明(議1~49、報1、2)	3
	提案説明 (議50 菊地議員)	11
1	日程第3 休会の決定	11
1	散 会	12

3月 3日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	13
1	欠席議員	13
1	出席説明員	13
1	議事参与事務局職員	14
1	開 議	15
1	会議録署名議員の指名	15
1	日程第1 議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	15
	会派代表質問 前田議員	15
	会派代表質問 北野議員	38
1	散 会	62

3月 4日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	63
1	欠席議員	63
1	出席説明員	63
1	議事参与事務局職員	64
1	開 議	65
1	会議録署名議員の指名	65
1	日程第1 議案第1号ないし第52号並びに報告第1号及び第2号	65
	市長提案説明（議52）	65
	会派代表質問 高橋議員	65
	会派代表質問 佐々木議員	83
	会派代表質問 大橋議員	94
	採 決（議18～21、52）	106
1	散 会	106

3月 5日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	107
1	欠席議員	107
1	出席説明員	107
1	議事参与事務局職員	108
1	開 議	109
1	会議録署名議員の指名	109
1	日程第1 議案第1号ないし第17号及び第22号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号	109
	一般質問 新谷議員	109
	一般質問 濱本議員	119
	一般質問 秋元議員	127
	一般質問 中島議員	135
	一般質問 斎藤（博）議員	142
	一般質問 成田（祐）議員	151
	予算特別委員会設置・付託	155
	常任委員会付託	155
1	日程第2 陳情	155
	学校適正配置等調査特別委員会付託	155

常任委員会付託.....	156
1 日程第3 休会の決定.....	156
1 散 会.....	156

3月19日(水曜日) 第5日目

1 出席議員.....	157
1 欠席議員.....	157
1 出席説明員.....	157
1 議事参与事務局職員.....	158
1 開 議.....	159
1 会議録署名議員の指名.....	159
1 日程第1 議案第1号ないし第17号及び第22号ないし第51号並びに報告第1号及び 第2号並びに陳情及び調査.....	159
予算特別委員長報告.....	159
議案第1号修正案の趣旨説明(新谷議員).....	167
討 論 菊地議員.....	168
採 決.....	170
総務常任委員長報告.....	171
討 論 菊地議員.....	173
討 論 斎藤(博)議員.....	174
討 論 吹田議員.....	174
採 決.....	175
経済常任委員長報告.....	175
採 決.....	177
厚生常任委員長報告.....	177
討 論 中島議員.....	180
採 決.....	183
建設常任委員長報告.....	183
討 論 古沢議員.....	185
採 決.....	185
市立病院調査特別委員長報告.....	186
採 決.....	188
学校適正配置等調査特別委員長報告.....	188
討 論 北野議員.....	188
採 決.....	189

1	日程第2	議案第53号及び第54号.....	189
		市長提案説明(議53).....	189
		提案説明(議54 前田議員).....	189
		質疑(議54 北野議員).....	189
		討論 北野議員.....	195
		採決.....	196
1	日程第3	意見書案第1号ないし第17号.....	196
		提案説明(意1 佐々木議員).....	196
		提案説明(意2~5 中島議員).....	197
		提案説明(意6 濱本議員).....	198
		討論 佐藤議員.....	199
		討論 新谷議員.....	200
		討論 林下議員.....	202
		採決.....	203
1	閉会.....		204

## 議事事件一覧表

議案

議案	案	第	1	号	平成20年度小樽市一般会計予算
議案	修正案	第	1	号	平成20年度小樽市一般会計予算に対する修正案 >
議案	案	第	2	号	平成20年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	案	第	3	号	平成20年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第	4	号	平成20年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	案	第	5	号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	案	第	6	号	平成20年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	案	第	7	号	平成20年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	案	第	8	号	平成20年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	案	第	9	号	平成20年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	案	第	10	号	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	案	第	11	号	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	案	第	12	号	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案	案	第	13	号	平成20年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	案	第	14	号	平成20年度小樽市病院事業会計予算
議案	案	第	15	号	平成20年度小樽市水道事業会計予算
議案	案	第	16	号	平成20年度小樽市下水道事業会計予算
議案	案	第	17	号	平成20年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	案	第	18	号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	19	号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	20	号	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	21	号	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第	22	号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	23	号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	24	号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案	第	25	号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	26	号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	27	号	平成19年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第	28	号	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	29	号	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第	30	号	小樽市公平委員会設置条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	31	号	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案
議案	案	第	32	号	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	33	号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	34	号	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	35	号	小樽市老人医療助成条例を廃止する条例案
議案	案	第	36	号	小樽市福祉医療助成条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	37	号	市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	38	号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	39	号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	40	号	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	41	号	小樽市後期高齢者医療に関する条例案
議案	案	第	42	号	工事請負契約について
議案	案	第	43	号	不動産等の譲与について
議案	案	第	44	号	市道路線の認定について
議案	案	第	45	号	市道路線の変更について
議案	案	第	46	号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	47	号	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	48	号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	49	号	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	50	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	51	号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	52	号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	53	号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	54	号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案

報告

- 報告 第 1 号 専決処分報告（平成19年度小樽市一般会計補正予算）
- 報告 第 2 号 専決処分報告（平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算）

意見書案

- 意見書案 第 1 号 道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書（案）
- 意見書案 第 2 号 品目横断対策の抜本的見直し、農政の根本的転換を求める意見書（案）
- 意見書案 第 3 号 郵政民営化の見直しを求める意見書（案）
- 意見書案 第 4 号 地方の再生対策に関する意見書（案）
- 意見書案 第 5 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）
- 意見書案 第 6 号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）
- 意見書案 第 7 号 緊急に介護労働者の待遇改善を求める意見書（案）
- 意見書案 第 8 号 「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）
- 意見書案 第 9 号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書（案）
- 意見書案 第 10 号 地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書（案）
- 意見書案 第 11 号 地域の実情を反映した公立病院特例債の発行要件の緩和を求める意見書（案）
- 意見書案 第 12 号 北海道の消防広域化に関する意見書（案）
- 意見書案 第 13 号 地球温暖化対策の強化に関する要望意見書（案）
- 意見書案 第 14 号 労働者派遣法の抜本的改正を求める要望意見書（案）
- 意見書案 第 15 号 公立病院の広域化・連携構想案の再検討を求める意見書（案）
- 意見書案 第 16 号 石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書（案）
- 意見書案 第 17 号 輸入食品の検査検疫体制の強化を求める意見書（案）

陳情

- 陳情 第 259 号 後期高齢者医療制度及び70歳～74歳の医療費2倍化の中止等を求める意見書提出方について
- 陳情 第 260 号 小樽市立豊倉小学校の存続方について
- 陳情 第 261 号 非核港湾条例の制定方について
- 陳情 第262号～第643号 新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
- 陳情 第 644 号 市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について
- 陳情 第 645 号 後期高齢者医療制度及び70歳～74歳の医療費2割負担の中止等を求める意見書提出方について
- 陳情 第 646 号 犬捕獲方法の改善方について
- 陳情 第647号～第1002号 新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について



## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

前田議員（３月３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長、農業委員会会長及び関係理事者

- 1 平成19年度決算見込みについて
- 2 新年度予算について
- 3 財政について
- 4 公設青果地方卸売市場について
- 5 農業振興と将来展望について
- 6 農業委員会について
- 7 道路について
- 8 除排雪について
- 9 病院問題について
- 10 後期高齢者医療制度について
- 11 教育問題について
- 12 その他

北野議員（３月３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題
  - (1) 財政健全化法に関して
  - (2) 地方財政対策について
  - (3) 市財政再建に関して
- 2 後期高齢者医療制度と国民健康保険特別会計について
  - (1) 後期高齢者医療制度は中止を
  - (2) 国民健康保険料の値上げについて
  - (3) 保険給付費について
  - (4) 65歳以上の保険料の年金からの天引きについて
  - (5) 特定健診について
- 3 市立病院問題
  - (1) 新病院建設をどうする
  - (2) 「公立病院改革ガイドライン」と新病院建設との関連
  - (3) 公立病院特例債
  - (4) 「公立病院改革プラン」の策定
  - (5) 「公立病院改革ガイドライン」への対応は

- ( 6 ) 「公立病院改革ガイドライン」の三つの視点について
- ( 7 ) 市立病院問題でのわが党の見解
- 4 その他

高橋議員（ 3 月 4 日 1 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 議案第 3 1 号について
- 3 人口問題と若年者雇用対策について
  - ( 1 ) 人口問題と対策について
  - ( 2 ) 若者の定住と若年者雇用対策について
- 4 経済問題について
  - ( 1 ) 経済状況と商工費の推移について
  - ( 2 ) 丸井跡施設の利用について
- 5 市立病院問題について
  - ( 1 ) 新病院建設の基本姿勢について
  - ( 2 ) 公立病院改革ガイドラインの内容について
- 6 介護保険について
- 7 教育問題について
  - ( 1 ) 教育における地方分権の推進について
  - ( 2 ) 全国学力・学習状況調査と今後の対策について
- 8 その他

佐々木議員（ 3 月 4 日 2 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 道路特定財源制度について
- 3 山田市政 3 期目のマニフェストについて
- 4 少子化対策について
- 5 環境、エネルギーについて
- 6 子どもの健康権について
- 7 学校給食の安全について
- 8 その他

大橋議員（3月4日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 病院問題について
  - （1）医薬分業
  - （2）公立病院改革ガイドライン
  - （3）国立病院機構の指針
  - （4）公設民営化経営
- 2 小樽港と石狩湾新港
  - （1）コンテナ戦略
  - （2）石狩市、札幌市と関係強化
- 3 学校給食
  - （1）民間委託
  - （2）給食費未納
- 4 野生動物の反乱
- 5 その他

一般質問

新谷議員（3月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 食の安全について
- 2 ブルーリッジ入港問題
- 3 その他

濱本議員（3月5日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 北海道教職員組合による終業前時限ストに関連して
  - （1）参加状況について
  - （2）事前の対応策について
  - （3）スト実施による影響及び対応策の検証について
  - （4）スト実施に対する市長、教育長の見解について
- 2 学校給食に起因する体調不良者の発生に関連して
  - （1）学校給食衛生管理マニュアルは活用されていたのか
  - （2）食材の購入システムの内容及び学校給食会への今後の対応について
  - （3）臨時教育委員会議の内容及び今後の検証作業の具体的内容について

- 3 全国学力・学習状況調査の結果概要に関連して
  - (1) 小樽市の学力について
  - (2) 具体的改善策について
  - (3) 平成20年度実施結果報告書の記載内容について
- 4 平成20年度に最終年度を迎える小樽市立学校教育推進計画及び次期計画策定に関連して
  - (1) 平成19年度実践事例集の発刊について
  - (2) 学校評議員制度の点検及び評価について
  - (3) 自己及び外部による学校評価と情報公開について
  - (4) 平成21年度以降の計画策定について
- 5 教育委員会の充実及び活性化に関連して
  - (1) 改正された地方教育行政法の内容とその対応について
  - (2) 教育委員の選任及びその資質向上について
  - (3) 情報公開の充実
- 6 市長及び教育長の教育行政に対する見解について
- 7 その他

秋元議員（3月5日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市地域防災計画について
- 2 高等養護学校の新設に関連して
- 3 移住促進事業に関して
- 4 その他

中島議員（3月5日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 介護業務時の駐車問題について
- 2 町内会の通信販売回覧について
- 3 歩くスキーのコース整備について
- 4 その他

斎藤（博）議員（3月5日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 公立保育所の将来展望について

- 2 放課後児童クラブについて
- 3 旧手宮線沿線整備について
- 4 広域消防行政について
- 5 その他

成田（祐）議員（3月5日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 サミットに向けた観光への取組について
- 2 ITを利用した小樽のPRについて
- 3 行政評価制度の導入について
- 4 その他

質疑（議案第54号）

北野議員（3月19日1番目）

答弁を求める理事者 議案第54号提出者

- 1 議案第54号について
  - （1）議案第54号は、市政全般にわたり、特に石狩湾新港地域開発問題は、港湾、経済、建設、水道等にわたる問題である。
  - （2）条例の一部改正の具体的問題に関連して

平成20年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成20年2月27日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	消	防	長	仲
事	務	局	長				仁				谷
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	中	塚	茂
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	
											大
											野
											博
											幸

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充  
庶務係長 北出晃也  
調査係長 関朋至  
書記 大崎公義  
書記 松原美千子

事務局次長 三浦波人  
議事係長 佐藤正樹  
書記 相澤幸  
書記 島谷和大  
書記 高野香織

開会 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、平成20年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月19日までの22日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

議案第51号については提案理由の説明を省略し、議案第1号ないし第50号並びに報告第1号及び第2号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第49号並びに報告第1号及び第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** 平成20年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に対する私の所信と新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員並びに市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

初めに、我が国の経済であります。

今月22日に内閣府が発表した月例経済報告では、住宅投資が依然として低迷していることに加え、アメリカ経済の減速を背景に、これまで景気をけん引してきた生産と輸出に一部陰りが見られるなどの影響により景気の基調判断を、1月の「一部に弱さが見られるものの、回復している」から「このところ回復が緩やかになっている」に1年3か月ぶりに下方修正しました。また、先行きも「アメリカ経済の減速や金融資本市場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっている」と指摘し、警戒感を強めています。平成14年2月から回復を続ける日本経済への影響が最小限となるべく、政府の適切な経済政策に期待したいと思います。

次に、北海道内の経済状況についてであります。

今月21日に北海道が公表した最近の経済動向によりますと、個人消費では「前年を下回るなどやや弱い動きとなっている」とし、住宅建設では「新設住宅着工戸数が減少している」、生産活動では「輸送機械工業や自動車関連向けの鉄鋼業は高水準を維持しているものの、窯業・土石製品工業、金属製品工業などが低水準にあり、横ばいとなっている」としており、総括では「本道経済は、厳しい状況が続いており、改善の動きに足踏み感がみられる」と分析しています。

次に、本市の経済状況についてであります。

今月4日に小樽商工会議所が公表した昨年10月から12月までにおける平成19年度第3四半期の経済動向調査報告によりますと、企業の景気状況を示す業況では、好転したとする企業が4.4パーセント、悪化したとする企業が51.1パーセントで、景気動向指数はマイナス46.7となり、前年同期と比較して17.1ポイント、マイナス幅が拡大しています。業種別では、観光サービス業の景気動向指数は前年並みとなっ



たものの、製造業、小売業などその他の業種すべてでマイナス幅が拡大し、北海道と小樽の経済活動は依然として厳しい状況が続いています。

また、小樽公共職業安定所がまとめた昨年12月の雇用情勢では、パートを含む常用の新規求職者数、新規求人数、就職件数ともに2か月連続で減少し、有効求人倍率は0.41倍と前月比0.07ポイントの減、就職率も前月比4.3ポイント減の29.8パーセントとなっており、求人倍率では全国平均の1.0倍、道内平均の0.49倍を下回るなど厳しい状況となっています。一方、北後志管内の今春卒業する高校生の就職内定率は62パーセントと、前年同期を2.7ポイント上回り、若年層の雇用環境の改善に期待をしているところであります。

次に、本市の財政状況について申し上げます。

平成19年度予算は収支均衡予算を編成しましたが、普通交付税約3億3,500万円の減少が大きく影響し、本定例会補正後の予算上の実質的赤字額は約14億4,500万円となり、平成18年度の赤字額約11億8,400万円を約2億6,000万円上回る状況となっております。財政健全化計画では単年度収支ゼロを目標としておりますので、今後の雪の状況にもよりますが、残された期間での歳入の確保などに努めてまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の予算編成について説明申し上げます。

まず財政再建が最優先課題であるとの認識の下、基本的な姿勢として財政健全化計画に示した収支均衡予算を編成すること、現状の市民サービスを可能な限り維持することを念頭に置いて予算編成作業を進めてまいりました。

歳入の多くを占める地方交付税は、特別枠の地方再生対策費が措置されたことにより、平成19年度見込額を若干上回る額を計上いたしましたが、市税収入などの一般財源収入総体では、前年度と比較して6億円以上減少すると見込まざるを得ない中で、まずは職員給与の削減継続、事務事業の見直しによる管理経費の圧縮、業務委託の拡大などの取組により歳出の縮減に努めたほか、企業会計や基金からの借入れ、公的資金借換えによる公債費負担の平準化などの財源対策を講じたところであります。

しかしながら、それらをもってしてもなお収支不足を解消するに至らなかったことから、苦渋の選択ではありましたが、さらなる職員手当の削減に踏み込まざるを得なかったところであり、さらに市議会からも議員報酬削減の御提案をいただき、これらをもって最終的に収支均衡予算としたところであります。

また、昨年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、平成20年度決算から適用されることとなります。平成18年度決算で試算しますと、本市の場合は健全化の判断基準となる四つの指標のうち、連結実質赤字比率が早期健全化の基準を超えており、今回の予算編成に当たりましては、特別会計や企業会計の収支が全体に与える影響等も考慮しながら、作業に当たったところであります。編成を終えた当初予算ベースではまだその基準をクリアしておりませんが、今後の予算執行に当たっても常に念頭に置き、収支改善にさらに努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この早期健全化団体の基準は、何としてもクリアしていかなければなりませんので、今後は現在の財政健全化計画の見直しも行いながら、可能な限り早期にその目標を達成できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成20年度予算の主な事業の概要についてであります。現下の大変厳しい財政状況の中、限られた財源での予算編成となり、新規・拡大事業はソフト事業が中心となりますが、各施策の緊急度、優先度を見極め、少子化対策や子育てを支援する事業のほか、教育環境の整備、商業・観光の振興など、地域経済の活性化のための事業、さらには市民生活に密着した事業の継続に配慮しながら予算計上に努

めたところであります。

初めに、教育文化に係る分野の事業であります。

新規事業では、学校給食オタモイ共同調理場の調理及びボイラー業務について、本年8月から民間業者に委託することとしました。また、若竹小学校の受電設備や最上小学校の校舎暖房設備等の改修を行います。

次に、継続事業では、昨年につき、花園小学校及び天神小学校の屋内運動場の屋根の改修工事と西陵中学校の擁壁改修工事を実施するほか、重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号の修復工事を継続して実施します。

さらに、拡大事業では、学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの障害のある児童を支援するため、小学校5校をモデル校として、日常生活の介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を配置します。

また、放課後児童健全育成事業では、小樽聾学校に放課後児童クラブを新たに開設します。

このほか市立小樽美術館では、中村善策記念ホールを開設して20年の節目の年を記念し、「中村善策の全貌展」を5月24日から開催をします。

次に、市民福祉に係る分野の事業であります。

新規事業では、子供たちの保育環境の向上を図るため、本年4月から真栄保育所を運営する法人が新たに建てる予定の保育所の建設費に対する補助金を計上いたしました。

また、本年4月から実施される後期高齢者医療制度について、保険料、後期高齢者医療広域連合への負担金や事務経費に係る特別会計を設け、医療費の公費負担分に係る一般会計分と合わせて予算計上いたしました。

拡大事業では、介護保険料について、介護保険料の上昇や高齢者非課税限度額廃止等の税制改正の影響により保険料の段階が第4段階、第5段階になった方に対する激変緩和措置を平成20年度についても継続するとともに、これまで第1段階、第3段階の方を対象としていた独自減免措置の対象を第4段階以上にも拡大することとしました。

また、大学生など成人の麻しんの流行を防止するため、平成20年度から5年間、公費負担による予防接種を中学1年生及び高校3年生を対象に実施するほか、妊娠に係る経済的負担を軽減するため、妊娠期間中の健康診査を2回から5回に拡大します。

次に、生活環境に係る分野の事業であります。

新規事業では、消防署朝里出張所に救急車を配置するため、同出張所の建替事業に着手することとし、平成20年度は実施設計などを行います。

継続事業では、桃内の廃棄物最終処分場第2期拡張工事を、平成21年度の完成に向け進めてまいります。

また、市営住宅の整備につきましては、オタモイ住宅1号棟・2号棟に続き、オタモイ住宅3号棟・4号棟の建設に向け、基本設計等を行います。

次に、産業振興に係る分野の事業であります。

初めに、新規事業では、ものづくり市場開拓支援事業として「(仮称)小樽ものづくり産業」冊子パンフレットの作成や「北海道技術・ビジネス交流会」への出展を通じて、市内のものづくり企業の技術・製品を周知する事業を実施します。

また、札幌市手稲区との地域経済交流を促進する一環として、本市で生産されるすぐれた農産品、水産加工品など、地場製品のPRと観光情報を発信するために展示即売会を開催するとともに、小樽、後

志で生産されるすぐれた水産加工品や農産品など、地場産品をPRするための展示即売会を水産市場で実施するため、それぞれ関係する実行委員会への補助金を計上いたしました。

観光振興では、今後の観光施策の基礎資料として活用するために、平成16年度以来4年ぶりに観光客動態調査を実施するほか、積極的にクルーズ船の誘致を行うため、(仮称)クルーズ客船歓迎クラブを設立し、官民挙げてクルーズ船の歓迎体制を整備し、魅力ある寄港地づくりに努めたいと考えております。

次に、都市基盤の整備等に係る分野についてであります。

新規事業では、本年3月から着工される小樽港湾合同庁舎建替えにあわせ、円滑な車両交通や安全な歩行者動線を確保するため、臨港道路の整備を行います。

継続事業では、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業に対し引き続き支援を行うこととし、小樽公園再整備事業につきましては、20年度も幼児遊具や多目的広場など、こどもの国ゾーンの整備を実施します。

また、下水道事業では、中央下水終末処理場の汚泥処理棟、水処理施設など施設の更新を継続して実施してまいります。

このほかの事業といたしましては、歴史的な産業遺産などを生かしたまちづくりの事業に対し、市内外からの寄附を活用することで、多くの人々の支援と参加による個性豊かなふるさとづくりを進めることを目的に、「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」を制定することとしたほか、本年7月に北海道で開催される北海道洞爺湖サミットの開催を記念し、6月28日に記念講演会、29日に朝里ダム湖畔園地において記念植樹祭を実施します。

次に、平成17年度から進めている移住促進事業については、「長期滞在」と「二地域居住」という二ゾーンを視野に市内の民間事業者と連携し、滞在施設や体験メニューの情報発信などを行い、移住・交流受入れ態勢の構築を図ります。

事業概要の最後に、新しい総合計画の策定についてであります。

現在、基本構想の素案について庁内組織による検討を進めており、それを原案として総合計画審議会に諮問し、議論していただくこととしております。平成20年度中に基本構想及び基本計画を策定し、小樽の将来都市像や今後の取組の考え方など、市民の皆さんにお示ししたいと考えております。

次に、新病院の建設についてですが、昨年11月以降、病院事業の収支状況や国の財政支援措置などを見てまいりましたが、医師や看護師の確保の状況や診療報酬の改定など、今後の病院事業の収支には不確定な要素があります。

また、国の財政支援措置などにつきましても、私どもが期待をし、北海道市長会からも要望してまいりましたが経営健全化措置は残念ながら講じられず、不良債務解消のための特例債が設けられましたが、その詳細はまだ示されておられません。

さらに一般会計の状況は、病院事業会計への計画を超える繰出しを行える状況にはありません。昨年末、総務省が示した公立病院改革ガイドラインでは、平成20年度中に病院事業を設置する各自治体が改革プランを策定することが求められており、改革プランの中では、現在の病院等の再編・ネットワーク化についても検討することとなっていますが、当然新病院についても関連しますので、20年度においては、まず改革プランを策定することが先決であります。

また、病院事業において起債を導入するために、不良債務の解消計画を着実に履行できるよう、引き続き経営改善に努めていく必要があります。新病院の建設については、それらの結果を踏まえて進めていくことになるものと考えています。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第17号までの平成20年度各会計予算についてであります。まず平成20年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成20年度の地方財政計画の規模は、平成19年度に比べ0.3パーセント増の83兆4,014億円となりました。これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国・地方を通じ、いわゆる骨太の方針2006及び2007に沿って引き続き歳出の抑制に努めつつも、地方税の偏在是正の効果額による地方再生対策費として新たに4,000億円を計上することなどにより、平成13年度以来の増加に転じたところであります。

通常収支では、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、地方自治体は経費全般について節減合理化に努めましたが、社会保障関係経費の自然増や公債費が依然高水準であることなどにより、5兆2,476億円の財源不足を生じることとなりました。

この補てん措置につきましては、財源対策債を1兆5,400億円増発し、次いで地方交付税法の定めるところにより、平成20年度の地方交付税総額に加算することとされている額6,744億円を国の一般会計から加算し、さらに臨時財政対策債を2兆8,332億円発行することにより補てんすることとなりました。

また、地方税、地方交付税等の一般財源については、安定的な財政運営に必要な総額を確保することとされ、地方税を前年度に比較して0.2パーセントの増と見込む中で、地方交付税については前年度に比べて1.3パーセントの増、臨時財政対策債が7.7パーセントの増とし、両者合わせた実質的な地方交付税総額としては2.3パーセントの増と、平成15年度以来の増額確保を図ることとしました。

これにより、「一般財源総額」は59兆8,858億円と、前年度に比べ1.1パーセント、6,592億円の増を確保した形となっております。

次に、本市の平成20年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では法人市民税の減やたばこ税の減などが見込まれることなどから、対前年度当初予算比で2.4パーセント、3億7,540万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案と同時に示された地方財政対策における地方交付税総額の伸び率などを基本に、事業費補正など本市の特殊財政需要や平成20年度から導入される地方再生対策費の影響などを踏まえて試算した結果、対前年度当初予算比では500万円の減、決算見込み比較では2.2パーセントの増と見込み、また、臨時財政対策債については6.2パーセント、7,300万円の減と見込みました。そのほか地方消費税交付金の1億2,000万円の減などもあり、一般財源収入総額は対前年度当初予算比で1.8パーセント、6億3,315万円の大幅な減と見積もらざるを得ない大変厳しい状態となりました。

一方で、歳出の性質別経費ごとに主なものについて前年度当初予算と比較して説明申し上げますと、人件費は、職員手当の削減などにより9.4パーセントの大幅な減となりました。扶助費では、新体系への移行に伴うサービス利用件数の増加による障害者福祉費の増や被保護世帯数の増加などによる生活保護費の増などにより1.7パーセント増となり、公債費は0.4パーセントの減となった結果、これら義務的経費の合計は2.4パーセントの減となり、歳出合計の61.1パーセントを占めることとなりました。

また、普通建設事業費につきましては、厳しい財政状況を受けて事業を厳選しましたが、廃棄物最終処分場の第2期拡張整備事業の増などにより、13.4パーセントの増となりました。

貸付金につきましては、中小企業制度融資の減などにより7.8パーセントの減となり、繰出金につきましては、病院事業、青果物卸売市場事業が増となったほか、後期高齢者医療制度の創設に伴い特別会計を設置したことにより新たな繰出金が生じましたが、制度移行により老人保健事業への繰出金が減となったほか、国民健康保険事業、住宅事業などへの繰出しがそれぞれ減となり、17.3パーセントの減とな

りました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

青果物卸売市場事業につきましては、卸売業者への経営支援のため、卸売業者市場使用料等の減免を拡大いたします。

国民健康保険事業につきましては、後期高齢者医療制度の創設や退職者医療制度の改正により、歳出では老人保健拠出金が82.7パーセント減の5億2,370万5,000円となるほか、新たに後期高齢者支援金等として14億813万5,000円が皆増となります。一方、歳入では、療養給付費等交付金が68.3パーセント減の16億9,543万4,000円となり、新たに前期高齢者交付金として52億3,080万7,000円が皆増となります。

住宅事業につきましては、平成19年度に引き続き公的資金の借換えに係る所要の経費を計上いたしました。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績などを勘案し算定した結果、保険給付費は4.1パーセント減の118億9,671万6,000円、地域支援事業費は17.7パーセント増の1億5,728万5,000円となりました。保険料につきましては、保険料の減免拡大や激変緩和措置の継続による減少を踏まえて22億711万4,000円を計上しておりますが、保険給付費の減少に伴い発生する見込みである余剰分については、介護給付費準備基金への積立てを行うことといたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、制度が本年4月から実施されることに伴い特別会計を設けたものであります。徴収する保険料15億3,772万6,000円及び低所得者に対する保険料軽減に係る公費負担金2億9,772万6,000円につきましては、事業の実施主体であります北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであります。

病院事業につきましては、一般会計から不良債務解消分9億8,800万円を含む17億5,092万円を繰り入れますが、平成20年度についても平成19年度に引き続き資金不足となる見込みであります。今後さらに効率的な事業運営を図るとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、送水ポンプ所の築造や配水管の更新などを実施してまいります。資金収支の見通しは、平成20年度末も資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、昨年に引き続き中央下水終末処理場の汚泥処理棟焼却設備や銭函下水終末処理場の水処理施設の機械及び勝納中継ポンプ場の機械・電気設備などの更新事業を進めるとともに、入船地区などの污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、企業債元利償還金の減少や維持管理費の効率化により、平成20年度末は資金余剰となる見込みであります。今後の事業運営に当たっては、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

なお、水道事業及び下水道事業では、平成19年度に引き続き、公的資金の借換えに係る所要の経費を計上しております。

産業廃棄物等処分事業につきましては、がれき類等の搬入が好調なため、収益的収支におきましては引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成20年度の財政規模は、一般会計では545億3,566万1,000円、特別会計では364億2,019万4,000円、企業会計では310億4,798万4,000円の合計1,220億383万9,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で4.9パーセント、特別会計で35.6パーセントの減となり、企業会計では29.8パーセントの増となり、全会計では11.5パーセントの減となりました。

次に、議案第18号から議案第29号までの平成19年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第18号から議案第21号までにつきましては、国の関係機関から借り入れた公的資金の借換えに係る一般会計、住宅事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の経費について、それぞれ所要の補正を計上するものです。

次に、議案第22号から議案第29号までの補正予算の主なものとしたしましては、一般会計では夜間急病センターの管理代行業務に係る所要の経費を計上し、石狩湾新港管理組合負担金を減額するとともに、道道小樽定山溪線等の街路事業費の一部について繰越明許費とするほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

歳入においては、臨時財政対策債、減収補てん債を増額する一方、地方特例交付金、地方交付税の減額を計上いたしました。

以上に対する財源としたしましては、国庫支出金、寄附金及び諸収入を計上したほか、決算見込みに伴う市債の所要の補正を計上いたしましたが、なお不足する財源については諸収入を増額して計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに5億6,069万7,000円の減となり、財政規模は568億1,472万5,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものにつきまして説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費の増額等に伴う所要の補正を計上し、老人保健事業では医療給付費の減額、また介護保険事業では保険給付費の減額などに伴う所要の補正を計上しました。

住宅事業につきましては、住宅改修事業費の財源として国庫補助金を計上いたしました。

病院事業につきましては、入院及び外来患者の減による医業収益の減や退職者の増による退職給与金の増などに伴う所要の補正を計上いたしました。

水道事業及び下水道事業につきましては、退職給与金の増に伴う所要の補正をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第30号から議案第49号までについて説明申し上げます。

議案第30号小樽市公平委員会設置条例の一部を改正する条例案につきましては、本市の国勢調査人口が15万人未満となったことに伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第31号小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案につきましては、小樽の歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくりを支援する人々による寄附金を財源として、寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かなふるさとづくりに資するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第32号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療事業特別会計を設置するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、市立保育所としての真栄保育所を廃止するものであります。

議案第34号小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、福寿荘の新規利用を停止するものであります。

議案第35号小樽市老人医療助成条例を廃止する条例案につきましては、北海道の老人医療給付特別対策事業の廃止に伴い、老人医療助成事業を廃止するものであります。

議案第36号小樽市福祉医療助成条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号市立小樽病院高等看護学院条例等の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、老人保健法の一部改正及び小樽市老人医療助成条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第39号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、新たに保険料の賦課額に合算されることとなる後期高齢者支援金等賦課額に係る規定を設け、及び保険料の基礎賦課限度額を改定するとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する減免措置を講ずるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法関係政令の一部改正に伴い、平成20年度における保険料率の特例措置を設けるとともに、独自減免措置の対象者の範囲を拡大するものであります。

議案第41号小樽市後期高齢者医療に関する条例案につきましては、老人保健法の一部改正等に伴い、後期高齢者医療について、本市において行う事務、普通徴収に係る保険料の納期、罰則その他必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第42号工事請負契約につきましては、廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事(その2)の請負契約を、契約金額1億9,425万円をもって、阿部・小田・水谷内共同企業体と締結するものであります。

議案第43号不動産等の譲与につきましては、真栄保育所の建物及び物品を社会福祉法人小樽四ツ葉学園に譲与するものであります。

議案第44号市道路線の認定につきましては、育成院東第5線ほか3路線を認定するものであります。

議案第45号市道路線の変更につきましては、富岡上通線の終点を変更するものであります。

議案第46号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の休息時間を廃止するものであります。

議案第47号小樽市特別職に属する職員の給与と条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職等の平成20年度に支給する期末手当について、その基礎額に係る加算の停止に加え0.9か月分削減するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第48号小樽市職員給与と条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ職員の扶養手当及び若年層に係る給料月額を改定するとともに、平成20年度に支給する期末手当及び勤勉手当について、その役職加算の停止に加え双方合わせて0.9か月分削減するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第49号小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽第二病院の診療科目として新たに放射線科を設けるとともに、老人保健法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成19年度小樽市一般会計において介護保険事業会計繰出金の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成20年1月30日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成19年度小樽市介護保険事業特別会計において、介護保険事務処理システム改修経費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成20年1月30日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますよう、お願い申

上げます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 次に、議案第50号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**7番(菊地葉子議員)** 議案第50号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

ちょうど本定例会で30回目という切りのいい提案になります。ぜひこの機会に各会派の皆さんに御賛同いただき、この条例案が日の目を見られますよう初めに訴えるものです。

第1回目の提案は、2000年9月、第3回定例会です。この議会開催中に米空母キティホークが入港の打診をしてきました。特別委員会が設けられ、本条例案と同時に市民や団体からのキティホークの小樽寄港を容認しないことを求める請願、入港反対の陳情、計23本が委員会付託となりました。

この年をさかのぼること3年前1997年には、民間港としては初めて小樽港に米空母インディペンデンスが入港し、日米両政府が協議を進めていたガイドライン見直しによる周辺有事の際には、自衛隊ばかりか民間の施設、機関が自動的に日本の軍事協力作戦を進める方向のその具体化であり、小樽港の利用はその突破口であるとの指摘は、その後のアメリカの核戦略先制攻撃路線で明確になったと言わざるを得ません。

平和な小樽港に核搭載可能艦船は要らない、この市民の思いを酌んで米空母インディペンデンス寄港問題で開催された臨時会では、全会一致で商業流通港としての平和的發展を希求する決議が採択されました。

しかし、その後の小樽港への米艦船寄港は後を絶たず、1961年以降、この2月に入港したブルーリッジで70隻にも上ります。米艦船は民間港への寄港実績を着々と積み上げてきていると言えるのではありませんか。

米艦船の港湾使用の問い合わせがあるたびに、小樽市は三原則をクリアすることを条件に審議し、結局、市長は苦渋の選択と言いながら米艦船の寄港を認めてきました。市民と1997年の議会決議に示された小樽港の平和的發展の思いとは裏腹に、小樽港の商業活動は進まず、米空母の繰り返しの入港で、港湾の安全は問題ないとされる。米海軍作戦部長指示書では、核の所在を否定も肯定もしない政策の堅持を全艦船に命じ、個々の全艦船上の核の有無を公言しないよう厳重に規定していると言われます。これではアメリカ領事館に核の搭載についていくら問い合わせても、結局は真相が明らかにならないのではないでしょうか。米艦船の寄港に関して小樽市がこれまでとり続けてきた三原則が、結局は歯止めにならないことは明白です。

神戸市は、神戸港に入港する外国艦船に非核証明書の提出を求め、33年間、1隻の米艦船の入港も認めていません。神戸市にできて小樽市にできない理由は何なのでしょう。小樽市議会は小樽市民の平和の願いにこそ責任を持ちたいものです。ぜひ今議会で、この条例案を議会の意思として可決していただきますよう訴えまして、提案説明といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月28日から3月2日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。



本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時43分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 新 谷 と し

平成20年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成20年3月3日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	農業委員会会長	藤	田	政	昭
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊	讓
水	道	局	長	工	藤	利	典	総	務	部
総	務	部	参	事	吉	川	勝	久	財	政
経	済	部	長	安	達	栄	次	郎	市	民
福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎	保	健
環	境	部	長	本	間	達	郎	建	設	部
港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	小	樽	病
消	防	長	仲	谷	正	人	教	育	部	長
監	査	委	員	中	塚	茂	会	計	管	理
事	務	局	長	大	野	博	幸	総	務	部
総	務	部	長	堀	江	雄	二	田	中	泰
企	画	政	策	室	長	財	政	部	財	政
財	政	部	財	政	課	長				

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 日本経済は全体として不況を克服し、景気回復の傾向にあるとはいえ、北海道、とりわけ小樽経済はいまだ停滞から脱しきれず、厳しい状況下にあります。また、本市の財政事情は長期にわたる景気の低迷などによる市税収入の減収、国の財政改革による地方交付税の削減などにより、平成16年度以降3年連続の赤字決算が続く大変厳しい状況にあります。

このような中、本市の市政運営に当たっては、山積する諸課題を着実に解決し、将来にわたって安定した市民サービスの提供が可能となる政策・施策が今求められています。このため市政のリーダーである市長と議会が車の両輪となり、まちづくりの方向性を示すとともに、具体的に進めていくことが極めて重要であり、我が党は市長を支える与党としてその責任を重く受け止めております。ここに平成20年第1回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長並びに関係理事者の皆さんに質問いたします。

まず、財政問題について質問いたします。

一昨年来のいわゆる夕張問題、昨年は地方公共団体財政健全化法の成立、年末には実質赤字比率や連結実質赤字比率など、四つの指標の基準が示されました。さらには、一昨年の12月、地方分権改革推進法が成立し、昨年、地方分権改革推進委員会が設置され、その中で国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正は一体不可分として検討していく必要があるとされており、今後これらの動向も注視していかなければなりません。

今定例会はこれら国の動向を念頭に置きながら、平成20年度予算案を審議する議会でもあります。本市の財政状況は、平成18年度決算では累積赤字額が前年度より幾分減少はしたものの、平成16年度から3年連続赤字決算また財政健全化法の将来負担率を除く三つの指標を試算すると、連結実質赤字比率が早期健全化の基準を超えているとの報告もありますことから、非常にひっ迫した状況に陥っております。

初めに、平成19年度決算見込みについて質問いたします。

平成19年度予算では、普通交付税が約3億3,500万円の予算割れとなりました。また、本定例会の補正後の予算上の実質赤字額は約14億4,500万円とのことでありますが、今年度も3月に入り、残すところ1か月を切りました。平成19年度決算見込みの状況についてお聞かせください。

また、財政健全化法の指標の連結実質赤字比率などは、19年度決算見込みで試算するとどのような数値になるのか、お聞かせください。

次に、新年度予算と財政に関連して質問いたします。

このようなひっ迫した財政状況の中、新年度予算編成に当たり、市長は早期健全化団体入りを避けたいとの思いと、同時に市民サービスの低下を招かないよう、できる限り市民要望にこたえていきたいとの思いが予算案から読み取ることができ、大変な御苦勞があったものと推察する次第です。

そこで新年度予算案を見ますと、一般会計では予算規模は約545億4,000万円、前年度比マイナス4.9パーセントの28億円の減額で、4年連続のマイナス予算となりました。また、特別会計の予算規模では

約364億2,000万円、前年度比マイナス35.6パーセントの201億7,000万円の減額、同じく企業会計の予算規模では約310億5,000万円、前年度比プラス29.8パーセントの71億3,000万円の増額となり、全会計では約1,200億円、前年度比マイナス11.5パーセントの158億4,000万円の減額となっています。また、一般会計の収支状況を見ましても、一般財源収入は約340億2,000万円、前年度比マイナス1.8パーセントの6億3,000万円の減額、また歳出に必要な一般財源は357億7,000万円、前年度比マイナス0.4パーセントの1億4,000万円の減額となっています。職員給与の削減継続、管理経費の節減、企業会計の経営健全化などを着実に実行したのではあります。財源対策前の財源不足額は約17億5,000万円となりました。そのため、財源対策として、他会計からの借入れなどで約10億8,000万円、公的資金の借換債の効果として約1億4,000万円を見込みましたが、まだ5億3,000万円の財源不足が生じることから、同額を職員手当の削減及び議員の期末手当削減と役職加算凍結で賄い、かろうじて収支均衡予算とはなったものの、市長にとっても断腸の思いであったことと存じます。

そこで伺いますが、昨年末の国の平成20年度地方財政計画や先ほど述べたように財政健全化法など、これまでの国の動きの中で、平成20年度予算編成が行われたわけですが、この厳しい財政状況の中、どのような点に配慮し、またどのような点に重点を置いて編成されたのか、お聞かせください。

また、平成19年度予算で普通交付税が予算割れとなったところでありましたが、20年度の予算編成においてはどのように算定されたのか、お聞かせください。

また、市長は今回の予算編成に当たり、総務省が平成20年度決算から適用するとして設けた地方公共団体財政健全化法に基づく財政破たんの新基準数値について、連結実質赤字比率を含めた各種指標の法定基準値が気にかかっていることと存じます。これら法定基準値を考え、予算編成をされたと思いますが、各種指標の目標数値と決意についてお聞かせください。

次に、予算編成に関連して、質問いたします。

新年度予算編成に当たり、歳入の不足額については、職員の給与10パーセントカットと期末勤勉手当0.9か月分の削減及び役職加算5ないし20パーセントの支給凍結で、平成20年度予算の不足額の大部分は賄われ編成されています。職員の皆さんには御協力をいただき、敬意を表すると同時に、市長といたしましても、大変つらい選択の一つであったことと存じます。

そこで伺いますが、今回の期末手当の削減と役職加算の凍結は、単年度限りの措置なのか、それとも複数年度にまたがり継続していく可能性があるのかについてお聞かせください。

また、市民の関心事は、次年度以降も市民税、地方交付税など一般財源の一層の落ち込みが想定されることから、行政サービスの低下と市民への負担が増すのではないかと懸念しています。見通しと対策についてお聞かせください。

次に、財政に関連して何点が質問いたします。

まず初めに、財政健全化計画の見直しについて質問いたします。

昨年第4回定例会で、我が党の代表質問に対する答弁で、財政健全化計画の見直し時期は、平成20年度予算との整合性にも留意しながら見直しを行ってまいりたいと答弁されています。

そこで伺いますが、いつごろ示されるのか、目途についてお聞かせください。

次に、同じく財政に関連して、財政融資資金などの借換えについて質問いたします。

国は一昨年暮れに財政融資資金などから貸し付けられた過去の高い金利の融資資金を、地方公共団体が一括繰上げ返済する場合に義務づけられていた返済保証金制度を改めると発表しました。まず、この制度の本来の目的と、今回改正されるに至った経緯についてお聞かせください。

また、今回改正された同制度を活用し効果を得るには、財政健全化計画を策定し、国に申請しなけれ

ばならないとお伺いしております。

お尋ねいたします。

従前の会計別借入金残額を金利別に分けてお示してください。

同制度の活用で本市にとってどのような効果があるのか、効果額を含めお示してください。

また、同制度を活用するには、現在の財政健全化計画で即応できるのかについてもお聞かせください。

次に、市税や税外収入の収納率改善に向けた取組について質問いたします。

新年度予算を編成するこの時期、北海道はもとより、各自治体が頭を悩ませている問題の一つに、各種税や使用料の滞納問題があります。滞納は各自治体とも件数と金額が年々増大し、予算の編成に伴う歳入の確保及び事務事業に大きな影響を与えているとともに、税の公平な負担に反することからも、収納率改善は大きな社会問題となっています。もって各自治体では、既に収納率向上に向け、広域での勉強会や各種調査・研究を通して、知恵を出し合い、実践し行動に出向き、差押えや競売、インターネットオークションなどを活用して、効果と成果を出しているとお聞きしています。本市も既に収納率向上に向けた対策会議を開催し、結果を基に、管理職が実践し、効果を上げていることは承知しております。しかし、本市の場合、近年の経済状況とも相まって、その効果以上に滞納件数と滞納額が上回り、イタチごっこが続いているのが実態のことと存じます。本市の平成18年度決算を見ましても、市税収納率が80.9パーセントとなっており、前年度決算と比較して0.8ポイント悪化し、報道されていますように、道内の市町村別税の収納率ランキングでは、芦別市に次ぐ不名誉な第2位にランクされています。ちなみに、芦別市では既に滞納者公表条例を制定し運用しています。本市もこれまで以上に強い対策を講じる必要が差し迫っていると思います。

そこでお聞きします。

これまでにとられてきた対策と効果についてお聞かせください。

あわせて、18年度の主な税及び税外収入の会計別滞納状況をお聞かせください。

また、思い切ってさらなる措置をとる必要があると考えますので、検討されている新年度予算の新年度以降の新たな対策と期待する効果及び目標収納率について税及び税外収入別に数値を示し、お聞かせください。

次に、この項最後になりますが、財政健全化の一助となればと思い、収納率改善に向け再度の提案をいたします。

市内には、56店舗ほどの全国チェーンに加盟するコンビニエンスストアが点在し、物販を上回る勢いで各種支払にコンビニの窓口が利用され、広く市民に親しまれ浸透しています。本市も早期に水道料金の支払をコンビニでできるよう制度化し、現在も取扱い件数が伸びており、期待どおり早期集金と収納率向上に効果があったと評価されています。本市の取組後、国の規制緩和もあり、現在では国民年金保険料、自動車税などのほか、保育料、介護保険料もコンビニの窓口で支払うことが可能となっており、利用はさらに広がっています。

そこで、水道料金に加え、利便性に相乗し、早期集金と収納率改善に向け、各種税、使用料のコンビニでの収納について検討してみたいかがでしょうか、提案申し上げます。お考えをお聞かせください。

次に、公設青果地方卸売市場について何点が質問いたします。

公設青果地方卸売市場は、青果物の取引を公正妥当かつ円滑に行い、市民に安全な青果物を安定的に供給するという重要な役割を担っております。しかしながら、近年の食生活の変化や交通アクセスの進展、また物流形態の多様化などで、本市に限らず卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しており、そのため卸売市場全体が今大きな転換期を迎えていることは明らかとなっております。本市の公設青果地方

卸売市場は、昭和48年の開設以来今日に至るまで、生鮮食料品の安定供給を支えてきた卸売市場であります。数次にわたる卸売市場法の改正で、取引の規制緩和が進んだことにより、予約相対取引が増加し、競り取引が減少するなど、取引の実態も大きく変化してきました。加えて平成16年の卸売市場法の一部改正により、経過措置が設けられていた卸売市場手数料が来年度から自由化されますが、このことにより市場の再編やとうたが一段と加速すると言われており、市場を取り巻く環境はますます厳しさを増す状況となっております。本市の公設青果地方卸売市場においても、大手の仲卸業者1社が昨年秋に業績不振により営業を休止したことや、人口の減少や量販店の進出に伴い、小売店が減少し、卸売業者、仲卸業者の経営が厳しくなっていると聞いております。もって、卸売業者である樽一小樽中央青果株式会社は平成14年から3年連続の赤字経営で、平成17年10月から札幌中央卸売市場の卸売会社である丸果札幌青果株式会社の支援を受け、なおかつ本市としても市場機能を維持するため、市場使用料を2分の1に減免するなどして経営支援を続けてまいりました。しかしながら、経営状況が一向に改善されることなく、平成20年度にはさらに使用料の9割を減免して支援を継続するとのことであります。

そこでお伺いいたします。

樽一小樽中央青果の経営の実態はどのような状況になっているのか、お聞かせください。

また、厳しい経営状況の中で、樽一自身も会社再建に向け、努力をしてきたことと存じますが、今後どのような再建策を考えておられるのか、お聞かせください。

さらに、市場使用料の9割減免を行うことに至った本市の考え方についてお答えください。

この項最後になりますが、本市がいつまでもかわり支援を続けていくことには限界があると思います。関連法の施行後の状況を見通し、今後の樽一青果の経営動向とあわせ、公設青果地方卸売市場としての今後のあり方、方針について市長のお考えをお聞かせください。

次に、本市の農業振興と将来展望について何点が質問いたします。

日本の農業を取り巻く環境は、食の変化や農畜産物の輸入自由化などにより、年々厳しさを増してきています。農地面積の推移を見ても、昭和35年の532万ヘクタールをピークに年々減少を続け、直近の調査である平成17年の統計では388万ヘクタールとなっており、毎年3万2,000ヘクタール減少し続けています。北海道農業も例外ではなく、農家戸数の推移を見ますと、戦後20万戸あった農家戸数も平成10年には7万4,221戸となり、直近の調査である平成17年には5万9,108戸と激減しています。同じく北海道の農家人口の推移を見ても、平成2年に40万人を超えていた農家人口が平成7年の調査では31万1,711人、直近の調査である平成17年には21万1,929人と減少の一途をたどっています。本市の場合も同様で、昭和35年の耕地面積2,009ヘクタール、農家戸数2,254戸、農家人口1万2,484人をピークに年々減少を続け、昭和56年には974戸と1,000戸を割り、農家人口も3,765人と減少しています。直近の調査である平成17年の統計を見ますと、耕地面積で256ヘクタール、農家戸数で249戸、農家人口で505人と激減し、耕地面積ではピーク時の約10分の1、農家戸数も同じく10分の1、農家人口では核家族化も重なり、ピーク時の約4パーセントと超激減しています。このように本市を取り巻く農業環境は大きくさま変わりし、大変厳しい状況にはありますが、農業の底上げと振興を図ろうと、本市では農業調査の基本である小樽市農地基本台帳調査や昭和48年度から策定し、平成7年度、平成16年度と見直され、現在運用中の小樽市農業振興地域整備計画あるいは小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想などにまとめられ、施策に活用され、現在に至っています。

そこでお伺いします。

これら作成された台帳、計画書、構想などを施策として本市農業の振興にどう生かされてきたのか、具体例を示し、その成果と効果についてお聞かせください。

また、構想計画には数値目標が示されています。年度別、分類別、項目別に分け、数値がどのように向上又は変化、改善されてきたのか、あわせて同計画の進捗率についてもお聞かせください。

都市近郊型農業を標ぼうされている本市農業にとって、農産物のブランド化は必要かつ不可欠と存じます。これまでの取組と実態についてお聞かせください。

また、現下、食料品の安全・安心が求められています。本市で生産される主な農産物と生産量、農業産出額及び購買と消費のされ方についてお聞かせください。

また、契約栽培を行うなどして、本市で生産される農産物を学校給食などに積極的に取り入れるお考えはありませんか、お聞かせください。

次に、農業の大切さと本市の食糧自給率について質問いたします。

食糧自給率とは、国内の食糧消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標で、カロリーが生産額ベースで表します。しかし、一般には自給率というときカロリーベースを指します。現下、日本の食糧自給率はカロリーベースで40パーセントを切る状態になっていることから、国は2015年までに自給率を45パーセントまで引き上げる目標を立て、現在その目標に向け取り組んでいると報告されています。

一方で、北海道の食糧自給率は200パーセント強とのことですので、北海道の農業が日本にとっていかに大切かがわかります。

本市にとっても同様であります。国が提唱している地産・地消・食育の環境を整えるためにも、生命の源、食糧の生産、供給先である農業の大切さを学び知らなければいけません。また、本市農業の耕種別の食糧自給率は現在何パーセント程度になっているのか。また、本市農業と食糧自給率の関係についてどのようなお考えと認識をお持ちなのか、お示してください。

また、本市農業の将来展望について、お聞かせください。

次に、農業委員会について質問いたします。

小樽市は、平成21年度以降の主な組織・機構の見直し案の中で、農業委員会の廃止を検討されているとお伺いしています。農業委員会は、市町村に置かれている行政委員会です。平成16年に同委員会の設置基準の見直し、つまり法の改正が行われ、本市の場合、必置義務とされる法的根拠の基準面積360ヘクタール以上が800ヘクタール以上に緩和されたことから、廃止に向けた検討が行われているものと思われませんが、農業委員会は明治7年の農談会に始まり、昭和26年7月農業委員会になどに関する法律によって、それまであった農地委員会、農業調整委員会及び農業改良委員会の3委員会を統合して発足した行政委員会であります。本市にあっても、昭和26年7月20日に発足し、現在に至っています。小樽市農業委員会の使命、業務には、農業、農村、農業者の代表として新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼にこたえること、あるいは食糧の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めることと同時に、意欲ある担い手を育成し、望ましい本市の農業構造を実現するため、農用地の利用集積と地域の景観保全に努めること、また地域農業の持続的発展のため、農業者などの経営支援を強化し、農業、農村の振興に努めなければなりません。身近なところでは、暮らしと経営に役立つ情報の収集、提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指すことを担うとされており、本来、農業委員会と農業委員に与えられた業務と使命は広範囲に及んでおり、その活動は広いものがあります。つまり、農業委員は食料・農業・農村基本計画に基づいた農地の確保と有効利用、担い手の確保と育成という重要かつ多種多様な使命を担っています。また、本市の場合、人口減少対策として、団塊の世代の移住促進の施策を掲げていますことから、今後、同施策によって、新規就農移住希望者の出現も想定されます。

以上のことから、本市農業委員会は必置義務はなくなったとはいえ、本市にとって農業施策の企画、



立案、施行に至るまで、協働してともに手を携えていかなければならない大切なパートナーであると思っております。

お尋ねいたします。

農業委員会は独立した行政委員会ということでありますので、市長及び農業委員会会長にそれぞれの立場でお考えについて伺っていきます。

まず、市長にお尋ねいたします。

同委員会がこれまで果たしてきた設置効果と御認識についてお聞かせください。

また、同委員会の平成18年度予算額とその財源内訳についてお聞かせください。

また、平成21年度以降に廃止を検討されている主な要因、理由についてお聞かせください。

あわせて、同委員会の今後の行方についてお聞かせください。

また、廃止後に想定される問題と対策についてお示しください。

同じく、農業委員会会長には農業委員会が平成21年度以降の主な組織・機構の見直しの中で、廃止の対象となっていることを知った時点での率直なお気持ちと御感想を忘たんのないところでお聞かせください。

また、同委員会のこれまでの委員数とその内訳及び定例会を含めた日ごろの業務内容と同委員会が廃止された場合、農業と農業者に与える影響について御所見をお聞かせください。

次に、道路整備に関連して何点が質問いたします。

国会では、現在、道路特定財源の暫定税率を延長する法案が審議されていますが、広大な面積の中に市町村が点在する広域分散型社会を形成し、自動車交通に依存し生活している北海道にとって、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策や除雪なども含めた適切な維持・管理の実施により、安全・安心で信頼性の高い交通を確保することは申すまでもありません。これらの道路関連事業を安定的に進めるとともに、本市をはじめ、地方自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼしかねない財源である道路特定財源については、暫定税率を含めた現行制度を平成20年度以降も維持することが不可欠であります。

そこで、北海道横断自動車道黒松内・小樽間の整備について伺います。

この高速道路の整備は、国道5号の慢性的な渋滞の解消、観光振興、物流の効率化、地域救急医療、さらには有珠山噴火など災害時の道央自動車道の代替ルートとして重要な役割を担うため、後志20市町村が期成会を組織して長年にわたり要望を続けてまいりました。そのような中、一昨年の4月、東日本高速道路株式会社により、平成30年度の完成に向け小樽・余市間が着手されましたが、その後の進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

また、経済活動はもとより、地域住民の生活を支えている国道5号の防災対策について伺います。

特に、小樽市忍路・桃内地区は断がいが迫る海岸線を通っており、落石や雪崩が繰り返され、昨年5月16日にも通行止めとなる落石災害が発生いたしました。山田市長は事故発生当日の朝、早々に小樽開発建設部に出向き、地域住民の生命に直結するので対策を早急に講じるよう、強く要請されたとお聞きしていますが、この工事の進捗状況と今後の防災対策の見通しについてお聞かせください。

次に、今年度の除排雪状況について質問いたします。

2月における連続降雪や2月23、24日の台風並みに発達した低気圧などにより降雪が集中するなど、市民は雪処理に大変苦労しています。

そこで、本年度の直近での降雪量と積雪深について昨年度と比較してお示しください。

また、今年度の除排雪予算は9億5,000万円となっていますが、先ほど指摘したように2月の異常気象により、今後の除排雪費用の見通しはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、高齢者が28パーセントを占める本市にとって、置き雪対策は急務の施策です。今年度から試行として実施している置き雪対策についてであります。置き雪対策区間の除雪基準を15センチメートルから20センチメートルに変更したことも含め、実施状況と効果及び市民の評価についてお聞かせください。

また、昨年から2か所増設し、6か所にした除雪ステーションの機能と効果について、また各ステーションの苦情件数と苦情内容についてお聞かせください。

また、本市の市道は急坂路が多いことから、ロードヒーティングのかわりに砂の散布が必要不可欠です。散布量と散布距離について前年度と比較して数値も含め、お聞かせください。

また、貸出しダンプ制度であります。ダンプ利用の希望日になかなか実施できないと聞いております。申込みの件数と利用状況についてお聞かせください。

次に、病院問題について質問いたします。

我が党では、昨年暮れ、全国自治体病院経営都市議会協議会主催の地域医療政策セミナーに参加してきました。冒頭、会長のあいさつの中で、「自治体病院を取り巻く状況は、たび重なる医療制度の改革や診療報酬の見直しなどによりまして、大変厳しい経営を強いられております。自治体病院は、今、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、それぞれ懸命の経営努力を重ねておりますが、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担っていかねばならないという宿命も背負っております。特に、深刻な社会問題になっております医師不足・偏在の問題につきましては、地方自治体が単独で改善することが極めて困難な状況にあります。その影響を最も受けているのが自治体病院でありまして、必要な医療を継続できない病院が相次いでいるのが実情であります」と述べられていました。本市の市立病院を取り巻く環境も例外ではなく、会長があいさつで述べられていたことが現実の問題として覆いかぶさってきている現下、平成19年度決算に大きく影響を与えてくるものと危くしています。我が党としても、平成20年度が市立病院がよって立つ原点をしっかりと見据える年となることを願っています。

その上で、市民が安心できる医療体制の確立のため、市立病院の統合新築の早期実現を願う立場から質問いたします。

まず初めに、市長は昨年11月12日の市立病院調査特別委員会で、現病院を取り巻く経営環境の悪化と総務省が今後示す公立病院に向けたガイドラインを見極める必要があるとして、急きょ基本設計が設計途中であるにもかかわらず、契約を解除し、新病院建設計画は一時休止に追い込まれ、現在に至っています。今定例会に示された病院事業予算には、その再開のための予算が計上されていません。状況と事態を踏まえ、現段階での再開は難しいものがあるかと存じますが、病院の早期統合新築を望む市民の声がある中、今回の判断に至った経緯と再開に向けた条件及び再開目途についてまずお聞きします。

まず、同委員会では「平成19年度の医療機器購入について市民に適切な医療サービスを提供するために、計画的な医療機器の更新と高度化は必要であり、起債申請して整備することとし、起債許可が出ない場合は、リース契約に変更する」とされていましたが、平成19年度の起債導入の手続がどこまで進んでいるのか、お聞かせください。

また、起債許可の用途についても、どのような御認識をお持ちなのか、お聞かせください。

また、3月に入りましたので、直近での両病院の経営状況と平成19年度決算見込みについて、また主要な指標を数値と比率でお聞かせください。

次に、総務省が示した公立病院改革ガイドラインについて質問いたします。

総務省は全国の自治体病院が注目していた公立病院改革に向けたガイドラインを、昨年12月24日に発表しました。総務省の示したガイドラインの内容は、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどの三つの視点から構成されており、各公立病院の改革に向けたプランを策定し、実施していくことを求めています。

そこでお伺いいたします。市長はこのガイドラインに基づく市立病院改革プランの策定についてどのように進めていくお考えなのか、またタイムスケジュールについてもお聞かせください。

また、同ガイドラインが求めている内容も含めて、お聞かせください。

また、改革プランの策定が新病院建設に向けどう関連してくるのか、お聞かせください。

あわせて、同プランと基本構想との整合性について、また同構想の見直しも含め、あればお聞かせください。

また、改革プランの策定にどのような体制で取り組むのか、お聞かせください。

また、ガイドラインでは公立病院改革に対する支援措置についても触れられています。もって本市の場合、財政的支援を受けられれば大変ありがたいわけですが、条件が付記されており、すべての申請が該当するわけではないようです。この国の財政支援措置である公立病院特例債の借入れについて、その支援内容と本市病院事業に適用可能なのか、またその効果と効果額についてお聞かせください。

あわせて、他の支援措置には、総務省が派遣する地方公営企業など経営アドバイザー制度があります。同制度を活用して、経営指導を受けてみてはいかがでしょうか、お考えをお示しください。

また、関連してお聞きしますが、市長は過去新病院問題に関連して報道された記事の中で、独立行政法人化にも言及されています。触れられた真意とこのシステムの特徴及び本市と病院経営に与える影響とその効果について御所見をお聞かせください。

また、この項最後になりますが、先ほど述べましたように、地方の自治体病院は財政を含む危機的な状態に直面しています。このままでは地域医療の崩壊を招くことになるのではないかと危ぐする声も上がっており、市長として道、国などへ具申するなど、行動を起こすべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度について質問いたします。

我が国では、昭和36年度に国民全員が加入することとした国民皆保険制度が確立されてから47年が経過しました。この間、我が国では国民の一人一人が保険証を授受し、仕事や地域にかかわらず安心して医療を受けることができる充実した医療制度を確立し、今日の長寿社会を築き上げてきました。しかし一方で、国民の医療費は老人医療費を筆頭に国民所得を上回るペースで増加、昨年8月に厚生労働省が発表した平成17年度の国民の医療費は33兆1,289億円、対前年度比1兆178億円の増加、3年連続で過去最高額を更新しました。内訳を見ますと、65歳以上の高齢者の医療費が全体の51パーセントを占めていることから、厚生労働省では高齢化や医療技術の高度化がその要因と分析しています。このように老人医療費を中心に、国民の医療費が増大する中で、将来の超高齢化社会を展望し、公平でわかりやすい制度として、75歳以上の後期高齢者を対象に、都道府県別に広域化され創設される医療制度が、後期高齢者医療制度だと承知をしております。

そこで、順次お伺いをしていきます。

同制度の趣旨は、高齢者が将来とも安心して医療を受けられることを前提に同制度が創設されていることから、その財源や財政リスクに対するセーフティーネットに加えて、高齢者が本当に安心して将来とも同制度の下で医療を受けられるのか、担保について御見解をお聞かせください。

また、これまでにいろいろな方法で同制度の周知徹底を図ってきたことと存じます。高齢者の同制度に対する一番の関心事は、現在、加入している保険制度と比較して、保険料の負担が増えるのでは、あるいは減額になるのではなどでありますことから、幾つかの具体例を示し、お聞かせください。

また、保険料の試算を見ますと、北海道の場合、医療費負担の推移を見ても、全国でトップクラスであることから、試算では保険料がかなりの高額になるのではないかと想定されていました。しかし、1人当たりの平均保険料は全国で11番目にランクされたようです。

そこで、仕組みと医療費及び保険料との関係についてお聞かせください。

あわせて、広域化による効果と本市に与える財政を含めた負担についてお聞かせください。

次に、関連してお聞きします。

本市の75歳以上の後期高齢者人口は、平成19年に1万9,000人を超え、人口の約14パーセントを占めるまでになりました。総じて高齢者の医療費も高額な状況下にあるものと存じます。

そこで、1人当たりの老人医療費について道内の他市町村と比較して、どのような実態になっているのか、お聞かせください。

また、同制度を広域連合で運営し機能した場合と、本市単独で運営した場合との差異についてお聞かせください。

また、近年所得の格差が生じていると言われていています。同制度の対象者は所得の多くが年金だけの低所得者が大半かと思われれます。

そこでお尋ねいたします。

国民健康保険では、低所得者に対する軽減措置が設けられています。同制度でも同様の軽減措置は設けられていますか、お聞かせください。

また、これまでに保険料の負担を直接受けてこなかった被用者保険の被扶養者についても、保険料の負担を求めていることから、政府は負担緩和措置を設け、その負担の軽減を図るとしています。この負担緩和措置の内容と効果について具体例を示し、お聞かせください。

この項最後になりますが、将来とも同制度の円滑な運営と機能を十二分に発揮し、よりよい制度にするため、具申などの働きかけがあればお聞かせください。

次に、教育問題について、何点が質問いたします。

まず初めに、教育行政方針について質問いたします。

他市の事例では、教育行政にかかわる主要な施策方針について教育委員会がみずから市長提案とは別に演述説明をする機会を設け、慣例化されている市議会も見受けられます。一方、本市の場合、第1回定例会において市長提案の中に教育に関することも一括して述べられ終えられることが慣例化されています。教育委員会は独立した行政委員会でありますことから、教育行政に関する考え方をしかるべきところでお話しされた方が、本市教育の将来にとってみても有益と思考します。それが広く市民に教育行政のことを知っていただくために大事なことだと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、いじめに関連して質問いたします。

一昨年の滝川市での女子児童のいじめ自殺に次いで、今年2月には十勝管内の高校において、男子生徒が学校内で首をつった状態で発見され、死亡するといった痛ましい事故が発生しました。原因につきましては、現在調査中とのことですが、いじめの可能性が濃厚となってきています。防止策に特効薬は見つかりませんが、対策の一つに幼児期から社会の変化にみずから対応できる心豊かな人間をはぐくむことと同時に、自分の命を大切にすることはもちろんのこと、他人の生命、身体を重んじる道徳教育の充実とこれら教育を支える環境の整備が大切と考えます。

そこで、本市の学校教育現場では、命の大切さについて教職員がどのような認識を持たれ、現場で教育を実践されておられるのか、実態を伺っていきます。

まず、児童・生徒に人の命は何物にもかえがたいというものであることを認識させるため、学校では生命尊重の教育にはどのように取り組んでいるのか。

学年末は児童・生徒の心が揺れ動きやすい時期でもあることから、日ごろから児童・生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、児童・生徒の悩みに共感しながら相談に乗れる校内体制づくりが大切と思いますが、どのように進めているのか。また、児童・生徒の行動や態度などについて日ごろから家庭や地域、学校及び関係機関との緊密な連携の下、児童・生徒の発する小さなサインを敏感に受け止める努力をされていると思いますが、情報の共有はどのように行っているのか。北海道教育委員会が小中学校の児童・生徒に配布した相談窓口紹介カードの趣旨には、いじめや学校生活に悩む児童・生徒が気軽に相談できる窓口を紹介しておりますが、ほかにいじめや学校生活に悩む児童・生徒が気軽に相談できる窓口としては、どのような窓口があるのか。また、それらをどのように周知しているのか。

以上4点についてお聞かせください。

次に、道立小児総合保健センターの跡地の利用について伺います。

同センターは昨年の9月に札幌市へ移転し、その後同跡地の使われ方を含め、動向が注目されてきました。以来、市議会においても幾度となく同問題は取り上げられ、何か道立の施設としての再利用は考えられないものかと思案され、今日に至っています。もって市と市議会の願いが道に通じたのか、今般、道と道教委は同跡地に近年志願者が増加している知的障害者を対象とした道立高等養護学校を新設する方針を発表しました。道と本市にとりましても、同問題を同時に解決できる施策でありますことから、関係者の皆様には、企画の段階から大変な御苦労があったものと推察し、敬意を表する次第であります。

そこで、伺いたいします。

まず、道と本市との跡地利用の交渉経緯についてお聞かせください。

また、今回示された同学校の規模、学級数、生徒数、教職員数についての内容及び今後のタイムスケジュールと開校後の教育施設として地域に与える影響と効果についてお聞かせください。

また、隣接している乳児院の今後の動向についても、わかる範囲で結構ですから、お聞かせください。

加えて、これまでの小樽市から札幌圏の高等養護学校への進学状況について、あわせて今後の開校後の志願希望見通しについてお聞かせください。

次に、特別支援教育に関連して質問いたします。

特別支援教育においては、校内委員会やコーディネーターなど、学校全体で支援に取り組む体制づくりが特別支援教育の成否のかぎを握っています。道教委の特別支援教育に関する基本方針案では、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の充実がうたわれていますことから、以下順次伺いをしていきます。

全校的な協力体制の下、実態把握を行い、保護者や関係機関などと連携した指導や支援の充実、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく指導や支援の充実、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒との交流及び共同学習の充実、小中学校における特別支援教育支援員の配置や施設設備の整備など、教育環境の整備促進、以上4点について、今、本市においてどのような状況になっているのか、お聞かせください。

次に、卒業式や入学式の時期を迎え、国旗の取扱いと国歌斉唱指導の状況について質問いたします。

本市は学校行事における小中学校での国旗・国歌の実施率は、道内他都市と比較しても、あるいは他府県と比較してみても、異常に低い状態が長く続いてきました。現下教育委員会の根気強い取組と努力

が実り、以前から見ると同問題について隔世の感が見受けられます。しかし、まだ一部の学校では国旗・国歌の取扱いについて統一されておらず、乱れが散見されます。昨年、小学校の卒業式で、国歌斉唱の際、児童と教頭と校長及び来賓が起立して国歌を斉唱し、一般教職員は着席しているという信じられない場面を拝見しました。児童・生徒には国歌斉唱の際起立するように指導しておきながら、自分たちは起立しないという全く相反するしぐさです。また、ある学校では、斉唱と伴奏のタイミングが合わなかったり、伴奏の放送に雑音が入ったり、音量が小さくて聞こえなかったりとあったようです。機器の調整はもとより、児童にどのような教育をし、説明されていたのか、全く理解ができません。国旗・国歌の取扱いにつきましては、学習指導要領の中でも明確に示されていることから、今さら我が党が説明するまでもなく、教育長もよく御承知と拝察いたします。

そこで、お尋ねいたします。

まず、教育委員会として、平成18年度の卒業式及び平成19年度の入学式における国旗・国歌の実施状況について調査していると思いますので、実態をお答えください。

また、その調査結果を踏まえ、今年度に向け各学校長への指導をしておりますか。していたら、その指導内容についてお聞かせください。

また、時節柄、各学校では国歌の歌唱指導が学習指導要領に沿って行われていることと存じます。指導実態について状況も含め、具体的にお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 前田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成19年度の決算見込みでありますけれども、歳入におきましては、普通交付税が予算に比較して3億3,500万円の減額となったことに加えまして、市税におきましては、法人市民税やたばこ税などにおいて減収が見込まれます。一方、歳出におきましては、一定の不用額が見込まれるものの、2月に入ってからの連続した降雪に伴う除排雪経費の増こうにより、現計予算に不足を生じる見込みとなっていることから、補正予算の追加提案を予定しております。いずれにいたしましても、現時点では不確定な要素が多くありますが、残された期間、引き続き歳入の確保等に努めながら、単年度収支の均衡に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、平成19年度決算見込みベースでの連結実質赤字比率などでありますけれども、本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率が4.5パーセント、連結実質赤字比率が19.9パーセントとなります。

次に、新年度予算に関連して、まず予算編成の考え方ですが、現状におきまして、申すまでもなく財政再建が最優先の課題でありますので、基本的な姿勢として収支均衡予算を編成することを第一としながらも、現状の市民サービスを可能な限り維持することを念頭に置いて、編成作業を行ったところであります。また、昨年6月に施行された、いわゆる地方公共団体財政健全化法は、平成20年度決算から適用されることとなっており、本市の場合、18年度決算で試算いたしますと、連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えておりますので、特別会計や企業会計の収支が全体に与える影響なども考慮しながら作業に当たったところでもあります。しかし、当初予算ベースでは、まだその基準をクリアしておりませんので、今後の予算執行に当たっても、常に念頭に置いて収支改善にさらに努めてまいりたいと考

えております。

次に、平成20年度予算における普通交付税の積算であります。平成19年度において予算割れとなったことを踏まえ、平成20年度の積算に当たりましては、地方財政計画などで示された伸び率等を基に、地方再生対策費の影響等も考慮して慎重に見積り、臨時財政対策債を含む合計で、平成19年度の決算見込みに比較して、国の伸び率2.3パーセントを下回る1.6パーセントの伸びとして積算したところであります。

次に、財政健全化法に基づく各指標の目標数値と決意でありますけれども、先ほども申し上げましたが、平成18年度決算及び19年度決算見込みで試算しますと、連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えている状況にあります。さらに、平成20年度の当初予算ベースでの試算では、17.7パーセントとなっており、まだその基準をクリアしておりませんので、今後の予算執行に当たりまして、このことを常に念頭に置き、収支改善にさらに努めながら、財政健全化法が適用される平成20年度決算時点においては、何としましてもクリアしなければならないと考えております。

次に、期末手当の削減や役職加算の凍結であります。平成20年度の予算編成に当たりましては、何としましても収支均衡予算を編成するという方針の下で、徹底した事務事業の見直し、他会計からの借入れなど、最大限の努力をいたしました。しかしながら、収支不足を解消するに至らず、職員の皆さんの理解と協力をいただき、最終的に収支均衡予算としたところであります。今後の取扱いにつきましては、今回の労使協議の中では、毎年の財政状況を見極めながら、協議をし、決定していくこととしておりますが、いましばらくは削減の協力をお願いしなければならないものと考えております。

次に、行政サービスの低下や市民負担の増加に関する今後の見通しでありますけれども、私はこれまで財政再建が最優先課題であると申し上げてまいりました。予想を超える地方交付税の削減や減少が続く厳しい市税収入の動向等により、これまでの可能な限りの行財政改革の取組をもってしても、なお残念ながらその道半ばと言わざるを得ません。行政サービスの低下等について御心配がございましたが、新しい健全化法の下で継続して安定した財政運営を行っていくためには、何としましてもまずこの赤字状態から脱却をし、再建を図った上で、真に本市の歳入に見合った行政運営に転換していかなければならないと考えております。申し上げるまでもなく、可能な限り市民サービスは維持したいと考えておりますが、今後のさまざまな取組にかかわらず、目標の達成が困難な場合には、市民の皆様のさらなる御理解と御協力をいただき、受益者負担や事務事業の一層の見直しを行うことも必要ではないかと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しの時期でありますけれども、現在、平成20年度予算を踏まえ、平成24年度において一般会計の累積赤字を解消するという目標を堅持しながら、計画上の収支の見直しを行っておりますので、調整ができ次第お示ししたいと考えております。

次に、公的資金の繰上償還制度についての御質問でありますけれども、まず制度の目的と改正の経緯であります。平成13年度から地方公共団体の公債費負担の軽減を図ることを目的として、財政融資資金などの公的資金については、補償金をつけての繰上償還が認められ、平成17年度からは補償金を含めて民間などの資金による借換債の対象となったところであります。しかし、この補償金があることにより、真の負担軽減とならないことから、これまで私も総務省に出向いた折や全国市長会などを通じて、この補償金の免除について訴えてまいりました。あわせて、全国の多くの地方公共団体からも、7パーセントや8パーセントという昭和50年代に借り入れた高金利の地方債の金利負担の軽減を求める要望が年々増加したことから、今回、平成19年度から補償金なしの繰上償還が認められることとなったものと承知しております。

次に、繰上償還となる対象の地方債の借入残額と金利について会計別で申し上げますと、まず一般会計では金利7パーセント以上が約1億6,900万円、6パーセント以上7パーセント未満が約9億2,600万円、5パーセント以上6パーセント未満が約9億4,700万円、住宅事業特別会計では7パーセント以上が約6,600万円、6パーセント以上7パーセント未満が約2億900万円、5パーセント以上6パーセント未満が約4,600万円、水道事業会計では金利7パーセント以上が約9億800万円、6パーセント以上7パーセント未満が約21億3,600万円、5パーセント以上6パーセント未満が約25億8,200万円、下水道事業会計では金利7パーセント以上が約21億2,500万円、6パーセント以上7パーセント未満が約25億8,900万円、5パーセント以上6パーセント未満が約39億3,800万円となっております。

次に、繰上償還及び借換えによる効果額でありますけれども、平成19年度からの3か年分について借換債の利率を現行の民間資金程度と仮定するなど、一定の条件で試算しますと、一般会計では約2億3,300万円、住宅事業特別会計では約500万円、水道事業会計では約11億8,200万円、下水道事業会計では約7億7,000万円となり、総額で約21億9,000万円の効果を見込んでおります。

次に、今回の繰上償還と現在の財政健全化計画との関係でありますけれども、今回の公的資金の繰上償還の申請に当たりましては、昨年の秋に提出を求められた財政健全化計画などは、平成14年度から平成18年度までの決算及び決算見込み数値と、平成19年度から23年度までの収支見込みなどでありましたので、現在の財政健全化計画を基に作成し、提出したものであります。

次に、市税や税外収入の収入率改善に向けての取組と対策、効果でありますけれども、市税につきましては、これまで滞納者への対応として、電話催告、戸別訪問、文書催告のほか、預貯金などの差押えを行ってきました。平成18年度決算における市税全体の収入率は80.9パーセントとなり、前年度を若干下回りましたが、現年課税分で見ますと、過去5年間の中では最高の94.1パーセントとなり、それらの対策による効果も一定程度はあったものと考えております。また、市税以外の収入につきましても、昨年10月から12月まで収入確保に向けた全庁的な取組を実施し、収入未済額の縮減を図ったところであります。

次に、18年度の収入未済の状況でありますけれども、主な税目で示しますと、市民税の滞納件数は1万1,901件、金額は4億3,258万円、収入率は91.7パーセントで、固定資産税及び都市計画税では、合わせて滞納件数は8,754件、金額は27億498万円、収入率は72.6パーセントとなっております。また、市税以外の収入未済の状況につきましては、一般会計の収入未済額は保育費負担金、生活保護費返還金収入などの合計で1億9,310万円で、収入率は98.4パーセントとなっており、特別会計では国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料などの未納が多く、収入未済額の合計は7億3,468万円で、収入率は88.5パーセントとなっております。また、水道、下水道などの企業会計について、一般会計と同様に翌年4月、5月の出納整理期間があったものとして各年度の収入未済額を集計いたしますと4億2,731万円で、収入率は96.9パーセントとなっております。

次に、平成20年度以降の新たな対策と効果及び目標収入率についてでありますけれども、市税につきましては、これまでの取組に加え、納税意識が希薄な滞納者に行っていた預貯金などの差押えのほか、給与や年金、生命保険などの差押えをさらに強化し、収入率につきましても、納期内納入の啓発などに努めながら、前年度を上回るよう努力してまいりたいと思います。また、市税以外の収納につきましても、引き続き電話催告や戸別訪問による納付交渉などの取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、市税や使用料などのコンビニエンスストアでの収納でありますけれども、現在いわゆるコンビニは市民生活の中に定着をし、市税等の納付がコンビニでできることは市民にとって利便性の面からは有益であると考えております。地方自治法等の改正により、現在他の自治体でも税や国民健康保険料な



どのコンビニ収納が進められており、本市においても先行している水道料金に加え、その導入拡大についての検討を行ってきたところであります。しかしながら、実施に当たりましては、電算システムの改修費用や各コンビニに対する取扱手数料などの初期投資及び維持経費が高額になることなどから、現時点においては市の財政状況からして導入を見合せております。

次に、公設青果地方卸売市場についての御質問でありますけれども、まず樽一小樽中央青果株式会社の経営状況であります。同社は平成17年10月より丸果札幌青果株式会社の経営支援を受け、また市も連携して支援を行う中、経費削減や販路の拡大など経営改善に取り組んできたところであります。しかしながら、天候不順による不安定な作況や需要の低迷による売上げの減少、取引形態の変化による利益率の低下などの影響から、厳しい経営状況が続いているとお聞きしております。とりわけ、同社が商品供給してきた大手の仲卸業者1社が、昨年10月に経営不振により営業停止となり、その売掛金が不良債務化したため、今年度の営業収支、経常収支ともに支出超過が見込まれ、財務状況がひっ迫しているとのことであります。

次に、樽一小樽中央青果の再建策であります。同社から示された再建計画によりますと、まず売上高の減少を厳しく見込み、その上で役員や従業員の削減など組織体制の大幅な見直しを行い、経費縮減に努めることとしております。また、自助努力だけでは再建が難しいことから、市に対しては市場使用料や施設使用料の減免拡大、仲卸業者には完納奨励金の見直し、運送業者には夜間荷下ろし料の削減など、市を含め、市場関係者などの支援協力を得て財務体質を改善し、経営健全化を進めてまいりたいと考えております。

次に、市場使用料の減免でありますけれども、市民への青果物の安定供給を維持するためには、卸売市場は依然として大きな役割を担っており、卸売会社である樽一小樽中央青果の存続は、卸売市場全体に影響を及ぼす問題でもあることから、市としましては平成17年10月から市場使用料の2分の1を減免して支援を続けてきたものであります。このたびの会社再建計画においても、独自の経営健全化策の実行と連動して、市場関係者等の支援が求められており、樽一の主たる支援会社である丸果札幌青果をはじめとした関係者が、それぞれの支援策をおおむね承したとのことであります。市といたしましても、卸売市場の機能維持のため、市場関係者と歩調を合わせ、樽一小樽中央青果に対し、さらなる支援を行う必要があると判断し、市場使用料の減免を拡大することとしたものであります。

次に、青果卸売市場の今後のあり方でありますけれども、卸売市場が青果物の安定供給を図る上で、今後とも必要であると考えておりますが、昨今の卸売市場を取り巻く状況は、食生活の変化や流通形態の多様化などにより急速に変化しており、そのため卸売市場自体が大きな転換期を迎えているものと認識しております。また、平成21年度からは市場手数料が自由化されることで、市場間の競争がますます激しくなることが予想され、市場環境の変化に対応していくためには、卸売りや仲卸など市場関係業者の経営体質の強化とともに、卸売市場のあり方そのものについて検討する必要があるものと考えております。このため、市場の活性化や効率的な運営の手法などについて施設の民営化も視野に入れながら、市場関係者などと早急に協議をしてみたいと考えております。

次に、農業振興と将来展望についての御質問でありますけれども、まず本市農業についてであります。就農者の高齢化や後継者が収入の不安定から他産業へ就職するなどにより、耕地面積、農家戸数、農家人口が年々減少しております。このため、地域の実情に応じた農用地の利用集積の促進と保全を図ることが必要なことから、小樽市農業振興地域整備計画、小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想において、担い手の確保や生産基盤の強化の方策などを定めているところであります。しかし、現状では農用地利用集積の実施件数が平成18年度2件、平成19年度1件、また担い手となる認定農業者数

は3人とどまっております、大変厳しい状況にあることから、経営耕地面積など整備計画や基本構想の目標達成に向け、北海道など関係機関と連携して取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、基本構想・計画の数値目標の推移とその進捗率であります。数値目標については、小樽市農業振興地域整備計画において、農業振興地域の用途区域ごとに平成26年度を目標年次とする面積設定がなされ、小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想においては、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標値が設定されています。目標数値に対する実績については、年度別、分類別、項目別の把握は行っておりませんが、これらの計画の期間がおおむね10年間であり、その中間年度において計画の見直しを行うことになっておりますので、それにあわせて進捗率など数値の調査を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市の農産物のブランド化の取組でありますけれども、食の安全・安心の観点からブランド化を図るため、平成17年に小樽市、新おたる農協、後志農業改良普及センター北後志支所の三者で小樽市クリーン農業協議会を発足し、クリーンな農業技術の導入を進めております。この中から、ミニトマトを生産する農家が樽っこくん生産組合を設立し、これが北海道の北のクリーン農産物表示制度の認証を受けております。また、新おたる農業協同組合においては、イチゴなど11品目の農産物について品質のばらつきをなくすための選別作業を行い、これに小樽産と表示して出荷するなど、小樽産品のブランド化に努めているところであります。

次に、本市で生産される主な農産物の生産量と農業産出額についてであります。北海道農政事務所小樽統計情報センターが発行する北海道農林水産統計年報によれば、平成18年における本市の主な農産物の生産量は、トマト824トン、パレイシヨ504トン、キャベツ315トン、キュウリ249トンとなっております。また、農業産出額は野菜、花き、芋類などで7億1,000万円となっております。

次に、本市で生産される農産物の消費動向であります。流通形態が多様化しているため、詳細は把握していませんが、農協で出荷された農産物については主に青果卸売市場に出荷されており、新おたる農協からの聞き取りでは、この1年間の取扱量約1,230トンのうち、小樽の卸売市場には6割ほど、札幌には2割ほど、その他は余市や直接加工業者への出荷とのこととあります。

次に、本市の農産物の食糧自給率であります。食糧自給率についてはその都度算出しておりませんが、本市の経営耕地面積や農家人口の規模などを勘案いたしますと、食糧自給率は高くないものと思っております。また、本市農業と食糧自給率の関係についてであります。食糧自給率を向上させるためには、生産量を増加する必要がありますが、本市の農業は地形的な制約から、大規模な農地がなく、耕作面積が限られており、なおかつ農家人口が減少傾向にあることから、本市の食糧自給率を向上することは難しい状況にあるものと考えております。

次に、本市農業の将来展望ということでありますけれども、耕地面積、農家戸数、従事者数、農業産出額のいずれも減少傾向が続いており、本市の農業は大変厳しい状況にあります。しかし、一方では大消費地に隣接していることから、農業基盤の整備や施設栽培の促進などを通して、消費者のニーズにこたえられる農作物を生産することで農業振興を図ることができるものと考えております。今後とも農地の高度利用を図り、生産性の高い農業の確立を目指すとともに、大都市近郊の地理的優位性を生かした都市型農業としての発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業委員会についての御質問でありますけれども、初めに農業委員会の設置効果と認識ということでありますが、農業委員会は農地法等の法令業務にかかわる権利調整機関と農地の効率的な利用促進や担い手の育成など、農業構造施策の推進機関という二つの役割を担っております。本市の農業委員会におきましても、農業者の代表である農業委員が農業者の財産権の保護や地域農業の利害調整を行う

任務を円滑に遂行してきたものと認識しております。

次に、農業委員会の18年度決算額と財源内訳であります。決算額は690万1,375円であり、その財源内訳は北海道から農業委員会費交付金として174万8,000円、また国有農地管理事務等の委託金として77万7,600円、その他現況証明等の手数料として7万6,200円、一般財源から429万9,575円となっております。

次に、農業委員会の廃止を検討することについての主な要因と理由でありますけれども、新行政改革大綱に基づく実施計画の平成13年の第2次改訂において、耕地面積の減少や農家人口の減少など、本市の農業の現況を勘案し、農業委員会のあり方について廃止を含めて検討することとしたものであります。その後、平成16年5月には農業委員会等に関する法律の一部改正により、必置基準面積が360ヘクタールから800ヘクタールに引き上げられたこと、また本市の農業規模が引き続き縮小傾向にあることから、改めて平成21年度以降の農業委員会の廃止について検討をすることといたしました。現在のところ結論を出すまでには至っておりませんが、廃止となった場合の問題点や対策につきましては、今後の検討の中で整理してまいりたいと考えております。

次に、道路整備に関連した御質問でありますけれども、初めに北海道横断自動車道余市・小樽間23.4キロメートルの整備につきましては、平成18年度から測量や地質調査等を着手し、19年度は高速道路の設計を行うため、交差する道路・河川等の詳細測量や土地境界測量を行い、市や関係権利者等への説明に必要な地元協議用の図面の作成が進められております。平成20年度からは、この図面により地元関係権利者などと協議を始め、高速道路の用地確定のための設計等を行い、必要な道路用地幅を確定し、用地取得に必要な土地や補償物件の調査が行われる予定であります。その後、平成21年度中には、用地交渉が開始され、22年度には仮設工事等に着手する予定と伺っております。市といたしましても、事業が円滑に進むよう支援するとともに、早期完成を要望してまいりたいと考えております。

次に、昨年5月に国道5号忍路地区で発生した落石災害の対策工事ではありますが、小樽開発建設部では二次災害の発生や被害の拡大を防ぐとともに、安全な道路交通を確保するため、落石防止さくの設置やコンクリート擁壁工事を実施し、現在も引き続き落石のおそれのある岩盤の除去や斜面の切り土工事等を行っております。忍路・桃内地区ではこれまでも計画的に落石防止対策が講じられておりますが、この災害を受け、学識経験者による検討会を設け、経済性、施工性、工事期間、現道の交通への影響などを考慮し、代替ルートも含めた恒久的な対策を講じるための検討が行われていると伺っております。市といたしましても、市民の生命や経済活動を守ることができる恒久的な防災対策が効率的・効果的に実現されるよう、小樽開発建設部をはじめ、関係機関等に強く要請しているところであります。

次に、除排雪についての御質問でありますけれども、初めに直近の降雪量などではありますが、3月2日現在の降雪量は461センチメートルで、昨年度は373センチメートル、積雪深は102センチメートルで昨年度は57センチメートルであります。

次に、今後の除排雪費用の見通しであります。昨年度と比較して、低温で融雪が進まないことや、2月の連続降雪、2月23日、24日の台風並みの低気圧などの影響により、除雪回数や排雪量の増、さらに雪処理場の管理費の増などがあり、既定予算に不足が生じる見込みでありますので、補正予算の追加提案を予定しているところであります。

次に、置き雪対策の実施状況であります。現在、五つのステーションにおいて各一地域で実施しており、出勤回数は平均して7回程度となっております。

次に、効果及び市民の評価であります。試行区間における出勤回数の水準引下げについては、一、二回程度の減少であり、その影響については置き雪処理を含め、シーズン終了後アンケート調査を実施

し、検証してまいりたいと考えております。

次に、6ステーションにした機能と効果であります。除雪機械の増強やパトロール体制などの強化を行い、地域の状況に即した除雪体制の運営がなされているものを考えております。各ステーションの苦情件数と内容でありますけれども、2月末現在で、第1ステーションが105件、第2ステーション98件、第3ステーション225件、第4ステーション103件、第5ステーション136件、第6ステーション141件であり、合計808件となっております。苦情内容につきましては、除雪依頼が一番多く、次に除雪後の苦情、排雪依頼などとなっております。

次に、砂の散布でありますけれども、散布量は昨年の同時期では2,414立方メートル、今年度につきましては2,578立方メートルとなっております。また、散布距離につきましては、昨年度と同様の55.5キロメートルとなっております。

次に、貸出しダンプ制度についてでありますけれども、2月23日までの申込件数は1回目、2回目を合わせて424件の申込みがありました。利用状況につきましては、1月から2月までの1日7コマとして2月末までに275コマの利用がありました。なお、申込件数が多いことから、3月1日から1日9コマに増やすことや、実施期間を3月21日まで延ばすことで、希望者が全員利用できる状況といたしております。

次に、病院問題についての御質問でありますけれども、まず初めに、新病院建設に係る予算を今回計上しなかったことについてでありますけれども、昨年11月以降、病院事業の収支状況や国の財政支援措置の状況などを見てまいりましたが、病院事業につきましては、今年度の収支は不良債務解消計画が改善される見込みであります。平成20年度以降は医師や看護師の確保の状況や診療報酬の改定などの不確定な要素があります。また、国の財政支援措置につきましても、北海道市長会からも要望しております。経営健全化措置は残念ながら講じられておりませんし、不良債務解消のための特例債についても、まだその詳細が示されておられません。一方、一般会計の状況についても、病院事業会計へ計画を超える繰出しを行えるような状況ではありません。また、昨年末に総務省が示した公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を設置する各自治体に、平成20年度中に改革プランを策定することが求められており、その中では現在の病院などの再編・ネットワークについても検討することとなっております。新病院につきましても、当然関連いたしますので、改革プランの策定が先決であると考えております。さらに、病院事業において起債を導入するためには、不良債務の解消計画を着実に履行できるよう、引き続き経営改善に努めていく必要があります。新病院の建設については、それらの結果を踏まえて進めていくこととなりますので、予算計上を行う状況にはないものと判断したものであります。

次に、新病院建設に係る業務の再開のめどであります。先ほど申し上げました改革プランが策定され、今後の市立病院のあり方が明確になること、また病院事業会計における不良債務の解消など、財政的な見通しが立つことが必要と考えますが、なるべく早い時点で方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、起債導入の手续と許可のめどでありますけれども、平成19年度の医療機器の起債については、昨年12月に北海道に申請しております。起債許可のめどについてであります。総務省から北海道に対しましては、小樽市分を含む起債の同意など予定額の通知、いわゆる枠配分が2月15日付けでなされたと聞いております。今後、北海道は病院の入院外来収益の動向など、起債申請に合わせて提出している不良債務の解消計画の実効性を見て、起債許可の判断をすることとなります。1月末までの入院外来収益については、100.9パーセントの達成率となっているなど、今年度の収支は不良債務解消計画を上回ることができる見込みでありますので、3月中旬までには北海道から許可予定額の通知を受けられる

ものと考えております。

次に、直近での病院の経営状況と決算見込みであります。現在提案しています補正後の19年度最終予算で計算しますと、主要な指標としましては、医業収支比率は90.9パーセント、職員給与費対医業収益比率は56.2パーセント、実稼働病床利用率は70.5パーセントとなり、平成18年度決算より若干よくなる見込みであります。また、1月末までの累計の入院外来収益は約70億700万円で、昨年11月の市立病院調査特別委員会に示しました収支計画の数値を6,000万円程度上回っております。不良債務の解消につきましては、19年度の最終予算では年度末の不良債務額が約39億円と予定しており、収支計画に比べ約5,400万円改善できると見込んでおります。

次に、市立病院改革プランの策定についてでありますけれども、総務省が昨年末に示した公立病院改革ガイドラインでは、病院事業を設置している各自治体に対し、改革プランを平成20年度中に策定するよう求めておりますが、平成20年度の起債申請や平成21年度の予算編成などを考慮しますと、9月ごろをめどに改革プランを策定しなければならないと考えております。内容につきましては、ガイドラインで示された三つの視点を軸としていくこととなりますが、経営の効率化については、現在ある不良債務の解消計画を基本として、北海道とも協議しながらつくっていく必要があると考えております。また、再編ネットワーク化については、地域における病院、診療所との間の役割分担などをどのように図れるかを市内の病院関係者などとも協議しながら検討し、その上で市立病院が果たすべき役割を整理していきたいと考えております。経営形態については、経営の効率化、経営改善の面から見直していくことが必要でありますので、平成21年度から公営企業法の全部適用を予定しておりますが、地方独立行政法人化などの適用についても研究してまいりたいと考えております。

改革プランの策定体制であります。基本的には内部でプロジェクトチームを設置し、短期間で集中的に作業を進める予定であります。その過程で外部有識者の御意見もいただく場を設定したいと考えております。また、道の自治体病院等広域化・連携構想との整合性を図ることも必要と考えますので、北海道にも助言をいただくことも必要と考えております。

次に、策定される改革プランと新病院建設との関連でありますけれども、改革プランはあくまでも現在の市立病院に関してのプランであります。その中で市立病院のあり方や経営形態などが検討されますので、新病院は当然その延長線上にあるものと考えております。また、現在の基本構想につきましては、地域における市立病院の役割を脳・神経疾患診療、心・血管疾患診療、がん診療の3本の柱と考え、医療環境の変化などを踏まえた見直しも行ってきたところでありますが、改革プランが策定されましたら、それを踏まえた計画にしていかなければならないと考えております。

次に、公立病院特例債についてでありますけれども、特例債発行の対象は平成19年度決算で不良債務比率が10パーセント以上で平成15年度以降、医師不足などにより不良債務が著しく増加している団体などとなり、発行可能額は平成15年度末から平成19年度末までの間の不良債務の増加額などを基準として算定した額となっております。導入の可能性については、平成19年度末の最終予算での不良債務は約39億円の見込みであります。この不良債務は事実的には平成15年度以前に生じたものですから、このようなケースについて特例債発行の対象となるかどうかについては、現段階では明らかになっておりません。しかし、小樽病院ではここ数年医師の減少は著しいものがあり、大幅な減収に伴う収支不足分を多額の一般会計繰入金によって補てんしてきた経過がありますので、現在、北海道へ小樽市が特例債の対象となるよう要望しているところであります。

次に、総務省の地方公営企業等経営アドバイザー派遣制度などの活用でありますけれども、先ほども申し上げたとおり、短期間で集中的に改革プランを策定する必要がありますので、その策定過程で

外部有識者の参加をお願いし、御意見をいただきたいと考えております。スケジュール的にも非常に詰まった現状の中で、さらにどのようにして病院運営に精通した方のアドバイスをいただくことができるのか、早急に検討してまいりたいと思っております。

次に、病院事業の独立行政法人化についてでありますけれども、地方独立行政法人は地方公共団体とは別個の法人として設立されることから、理事長をトップとした経営責任の明確化が図られるほか、法で設置が義務づけられる第三者機関である評価委員会による毎事業年度ごとの評価・勧告により、その都度経営改善が図られることが期待されるものであります。ガイドラインでは経営形態の見直しの選択肢の一つとして、非公務員型の地方独立行政法人化も掲げられていることから、そのメリット・デメリット問題点などについてさらに研究を進めていく必要があるものと考えております。

次に、国や北海道に対しての積極的な働きかけをすべきという御提案でありますけれども、自治体病院の経営悪化の原因は診療報酬のマイナス改定、さらには地方での勤務医不足の深刻化や自治体財政の悪化など、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など、抜本的対策を講ずる必要があります。地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、個々の自治体だけではなく、国や道の政策としての対策が必要となります。このため、特に厳しい状況にある道内自治体として、昨年10月に市長会、町村会、北海道の三者が共同で、国に対し北海道の地域医療の確保と自治体病院等の経営健全化に関する要望を行ってまいりましたが、今後も引き続き地域医療を守るために道内自治体とも連携し、さまざまな機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、初めに制度の財源や財政リスクに対するセーフティネットについてであります。後期高齢者医療制度の財源につきましては、患者負担を除き、公費負担が5割、現役世代からの支援が4割、そして残りの1割が後期高齢者からの保険料で賄う仕組みとなっております。また、将来の財政リスクに備えて、国と都道府県が共同して責任を果たす三つの仕組みが設けられております。

一つ目は保険基盤安定制度であります。低所得者等に対する保険料の軽減分を都道府県が4分の3、市町村が4分の1を負担することになっております。二つ目は高額な医療費に対する公費負担であります。高額な医療費の発生による広域連合財政への急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が広域連合に4分の1ずつ負担することとしております。三つ目は財政安定化基金であります。保険料の未納あるいは給付費の増加に対応するため、国と都道府県と広域連合が3分の1ずつ出し合って基金を各都道府県に設置し、広域連合に対し必要な資金の貸付、交付を行うものであります。

次に、保険料についてでありますけれども、後期高齢者医療制度に移行する方の8割以上が、現在市の国民健康保険に加入しておりますので、平成19年度の市の国民健康保険料と比較しますと、1人当たりの平均保険料は国保が約7万7,000円、後期高齢者医療が約7万4,000円と後期の方が3,000円ほど安くなると試算されております。具体的には、例えば年金収入が180万円、所得で60万円の単身世帯の方の年間保険料は国保が6万3,780円、後期高齢者医療は6万500円と後期が安くなります。また、2人世帯で世帯主の年金収入が180万円、所得で60万円、世帯員が所得ゼロの場合、国保は世帯で6万1,420円、後期は2人合わせて6万9,000円と国保が安くなっております。このように具体のケースでは安くなる場合と高くなる場合がありますが、平均で見ますと、現在の国保料に比べ若干安くなっております。

次に、保険料の算定の仕組みと広域化による効果であります。後期高齢者医療制度の保険料は広域連合の給付費の高さに応じて決まることになり、北海道のように医療費の高い地域は保険料も高くなることが見込まれております。しかし、広域連合間の所得格差による財政力の不均衡を是正するための国の普通調整交付金制度により、所得水準が低い北海道はこの交付金を手厚く受け、保険料を低く抑える

ことができたものであり、財政運営の広域化による効果の表れと考えております。なお、本市に与える財政的な負担についてであります。一般会計からの持ち出しは現在の老人保健事業特別会計と同様の規模となっております。

次に、本市の老人医療費と道内他市町村との比較でありますけれども、平成17年度の本市の老人医療費は1人当たり104万4,000円、道内の180市町村の中では高い方から27番目、道内主要都市の中では2番目となっております。また、本市単独で後期高齢者医療制度を運営した場合との差異でありますけれども、医療給付についてはどちらの場合も変わりはありませんが、保険料についてみますと、広域連合より示された小樽市の1人当たりの保険料は主要10市の中で低い方から3番目と、本市単独で運営するよりも低く抑えられております。これは広域化によるものでありますし、財政運営についても安定化が図られるものと考えております。

次に、低所得者に対する軽減措置と被扶養者の負担緩和措置でありますけれども、国民健康保険と同様に所得の少ない方に対する軽減措置として、世帯の所得が一定の金額以下の場合、保険料の均等割額を7割、5割、2割軽減する措置が講じられております。また、今まで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者につきましては、制度加入時から2年間所得割を課さず、均等割額4万3,143円を5割軽減とする措置が講じられました。さらに、平成20年度に限り、4月からの半年間は保険料の負担をなくし、10月からの半年間は均等割額2万1,571円を9割軽減し、2,100円といたしたところであります。

次に、制度の円滑な運営などよりよい制度にするための働きかけでありますけれども、昨年11月22日開催の広域連合議会におきましては、北海道に対し、後期高齢者の保険事業に対する十分な財政支援措置を講じること、道民及び医療機関等への十分な制度周知を行うことを求める意見書を提出いたしました。また、国に対しても制度移行により、保険料負担が急増する被保険者への激減緩和措置及び適切な低所得者対策を講ずること、市町村及び広域連合に対する一層確実な財源措置を行うこと、後期高齢者の保険事業の実態に即した助成措置を確実に講ずること、制度を創設した国の責任において、国民及び医療機関等への十分な周知を行うことを求める意見書を提出しております。今後も引き続き、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、広域連合と連携を図りながら、関係機関などに働きかけてもらいたいと考えております。

最後に、道立小児総合保健センター跡地利用における交渉経過でありますけれども、平成10年に道立小児総合保健センターと道立肢体不自由児総合療育センターとの統合新築が公表されたことを受けまして、議会や商工会議所と共同で小樽の存続に向けての要請活動を行いました。平成14年2月に新たな施設の建設地が手稲区金山に決定されました。平成16年から跡地利用についての調査検討を行う道立小児総合保健センター跡地利用に関する連絡会議が北海道に設置をされ、それに小樽市としても参加をしまして、跡地利用における地元の意見や要望を訴えてまいりました。これを受けまして、北海道は平成18年2月からホームページ上で跡地の公募を行ってまいりましたが、具体的な提案はなく、市としてはあらゆる機会を通して道立施設などの建設などを含めた利活用の要望を行ってきたところであります。また、道立中央乳児院の今後の動向でありますけれども、乳児院は平成21年3月に閉鎖されることになっており、北海道教育委員会では小児センター跡地と乳児院をあわせた敷地に、高等養護学校を新設することとしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市で生産される農畜産物を学校給食に使用することについてであります。生鮮野菜、果

物類についてはこれまでも国産品に限定し、可能な限り道内産品などの地場のものを優先して選んでおります。また、肉類については、豚肉は国産品、鳥肉は道内品に限定し、加工品については流通過程における衛生管理面なども重視して選定しております。本市で生産されるこれらの品を学校給食で使用するについては、大量調理に対応する供給量の確保や供給の安定性などを確認しつつ、今後もしもできる限り地元食材の購入を進めてまいります。

次に、議会における教育行政方針についてであります。教育委員会では学校教育推進計画及び社会教育推進計画を策定し、教育行政を執行しているところであります。これらの計画に基づき進められている学校の教育活動や生涯学習にかかわる活動については、従来から第1回定例会で新年度予算などの提案の中で説明をしているところであります。御質問の件につきましては、教育委員会以外ともかかわりがありますので、実施している市町村の状況を調査し、関係部局と協議をしながら検討してみたいと考えております。

次に、小中学校における生命を尊重する教育についてであります。自分や他人の生命を尊重しようとする心や態度を育てるためには、学校教育におけるあらゆる機会と場をとらえ、発達段階を踏まえて総合的に指導を行うことが必要になります。そのため、学校では各教科や道徳の時間に生命のとうさを学習するとともに、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、多様な体験を通して成就感や達成感を味わったり、命を大切に学習を行っているところであります。また、介護施設訪問や除雪ボランティア活動などの充実も図られてきており、自分だけではなく、他人との触れ合いを通して、豊かな心が一人一人の児童・生徒に根づいております。今後も児童・生徒が生きることの目的や価値をしっかりと認識し、さまざまな体験を通してよりよい生き方が実現するよう、さらには外部で活躍している講師の話や聞くなどしながら、生命を尊重する教育が一層充実するよう努めてまいります。

次に、悩み相談の校内体制づくりについてであります。児童・生徒の悩みや問題行動を未然に防止するためには、児童・生徒が発する心のサインを大人が敏感に受け止め、その状況を的確に把握し、迅速かつ適切に対応していくことが求められます。教育委員会では、これまでも生徒指導の機能を生かした一人一人が生かされる学級経営や学習指導はもとより、児童・生徒を理解するための研修会の開催や生徒指導資料を作成するなどしながら、各学校における生徒指導の体制が一層充実するよう努めてまいりました。

一方、各学校においては、教職員が児童・生徒との日常的な触れ合いを通して、心や行動の変化を的確に把握しながら、不安や悩みを共感的に受け止め、理解するよう努めております。また、児童・生徒の行動に変化があった場合には、校内生徒指導委員会などで個々の指導方針を確認し、組織的に対応できる体制を整えております。

次に、関係者との情報の共有化についてであります。児童・生徒の行動でわずかでも変化が見られる場合には、その様子を校内の教職員に発信するとともに、情報を共有して組織として対応することが何よりも大切になります。学校では日常の児童・生徒の様子について学校だよりなどで家庭や地域に知らせるとともに、校長や担任などが子供の変化に気づいた場合には、家庭連絡ノートや電話、家庭訪問などによる情報の提供もしております。また、家庭や地域での生活についても、保護者や子ども110番の家などから情報が発信され、共有化が図られております。今後も多くの市民や関係者がさまざまな視点から児童・生徒を見詰め、守るなどしながら、家庭や地域が一体となって情報交換ができるよう、パンフレットによる協力依頼や各学校への指導を行ってまいります。

次に、悩み相談の窓口についてであります。本市ではいじめや学校生活全般にかかわる心配事などに対応するため小樽市教育研究所に、また不登校にかかわる不安や悩みについては学校適応指導教室に



相談の窓口を設けております。さらに、中学校12校及び教育委員会には専門のスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒や保護者の方々が気楽に相談できる体制を整えております。相談の窓口の周知につきましては、全児童・生徒に家庭掲示用チラシの配布はもとより、児童・生徒向けいじめ防止パンフレットや保護者向けパンフレットの中に、道教委や道立教育研究所、警察や保健所の相談窓口も合わせて掲載するなど、多方面から保護者や児童・生徒に周知できるよう努めてまいりました。

次に、小児センター跡地に新設される高等養護学校のタイムスケジュールなどについてであります。平成23年度新校舎オープンに向けて、平成21年度から平成22年度には、札幌市手稲区にあります旧肢体不自由者訓練センターを仮校舎として、1学級8人による1学年5から7学級で開校します。平成23年度からは小児センター跡地に1学級8人による1学年7学級編制の新校舎の開校を予定しておりますが、職員数などの詳細については今後検討すると聞いております。

次に、開校後の地域に与える影響と効果についてですが、従前から自宅から近隣の高等養護学校に進学を希望する生徒が多い状況にありますが、その願いがかなえられないことを保護者から耳にしております。高等養護学校が新設されることにより、生徒や保護者の願いもかない、一方、職員が通勤や居住することにより、地域の活性化が期待できるものと考えております。

次に、知的障害の生徒の高等養護学校への進学状況についてであります。札幌にあります高等養護学校には、平成17年度は5人、平成18年度には2人、平成19年度には6人が進学したところであります。平成19年度には11人が高等養護学校へ進学しており、そのうち6人が札幌市内ですが、5人は小平町、雨竜町など親元から離れた学校に進学しております。自宅から近隣の高等養護学校へ進学を希望する生徒が多いことから、今回示された新設校への希望者が今後も増加していくものと考えております。

次に、特別支援教育における本市の状況についてであります。まず保護者や関係機関との学校の協力体制については、平成19年度、全小中学校において校内委員会の設置やコーディネーターの指名を行い、教職員全体で児童・生徒を支援する体制を整えたところであります。また、支援が必要と思われる児童・生徒151名を実態調査により把握しており、調査に基づき保護者や特別支援学校など関係機関と協力、連携しながら、指導や支援を進めているところであります。

次に、個別の教育支援計画や指導計画についてですが、教育支援計画は乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点で一貫して適切な支援を行うことを目的として、策定されるものであります。この計画は子供一人一人の障害の状態などに応じて、きめ細かな指導を行うよう、指導目標や指導内容、指導方法などを示したものであります。障害を持つ児童・生徒又は保護者から申出があったときには、個別にこれらを策定することになりますが、保護者や福祉、医療などの関係機関との連携を図って進めていくこととなります。市教委では特別支援教育を推進するに当たり、校内体制をこれまで以上に整えていくことや、新年度からモデル事業として特別支援員を配置するなどしながら、支援の充実に努めていく予定であります。

次に、特別支援学級の子供と通常学級の子供との交流についてですが、積極的に共同学習や交流の機会を多く持つよう、各学校で取り組んでおり、障害の状態に応じて、特別活動や校外学習などによる交流を年間計画に基づいて意欲的に進めております。

次に、教育環境の整備についてであります。特別支援教育支援員の配置につきましては、平成20年度にモデル事業として小学校5校に配置し、支援体制などの調査研究を目的に関係予算を計上したところであります。また、施設設備につきましても、毎年個々の児童・生徒の状態に応じて、教室やトイレの改修、手すりの設置など、ハード面の整備を進めているところであります。

次に、卒業式及び入学式における国旗・国歌の実施状況についてであります。平成18年度の卒業式

及び平成19年度の入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施率はそれぞれ100パーセントとなっております。しかしながら、国歌斉唱時における起立については、平成18年度の卒業式では児童・生徒の全員が起立した学校26校、教職員の全員起立した学校24校であり、平成19年度の入学式においては、児童・生徒の全員起立17校、教職員全員起立は23校となっております。前年度の卒業式、入学式と比較すると、国歌斉唱における起立の状況は、全市的に改善が図られてきたところであります。

最後に、今年度の卒業式に向けた国旗・国歌の指導についてであります。昨年度の卒業式及び今年度の入学式では、国歌斉唱時の児童・生徒や教職員の起立の状況などに課題の見られる学校もありました。

このようなことから、年度当初の定例校長会議から学習指導要領に基づき卒業式が適切に実施されるよう、早めに校長としての方針を教職員に示し、理解を深めるよう指導をしてまいりました。また、小学校音楽科での国歌の指導や卒業式における国歌斉唱時に起立をすることなど、市教委や後志教育局職員による説明を通して、繰り返し校長や教頭に指導してきたところです。なお、音楽の時間における国歌の指導については、市内のほとんどの小学校で3学期に取り扱う計画となっておりますことから、現在、確実に指導しているかどうか、校長みずからが確認し、履修漏れがないよう児童に指導していくこととなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 農業委員会会長。

**農業委員会会長(藤田政昭)** 前田議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会が平成21年度以降の組織・機構の見直しの中で、廃止検討の対象となったことについての感想、意見ということでありますが、本市の農業委員会は現在委員数が14名で構成されておりますが、この間、耕作面積や農家戸数の減少にかんがみ、農業委員会内に組織・定数等検討委員会を設置し、委員数を平成14年度5名、平成17年度3名削減し、組織のスリム化を図り、積極的に小樽市の財政健全化に協力してまいりました。

本市の耕作面積は約256ヘクタールで、農業委員会法に関する法律で定める委員会の設置基準800ヘクタールから見れば面積基準を相当下回っています。しかしながら、本市の農地が道内他都市の農業地域に比べ、大規模な営農ができない土地条件にあり、1ヘクタール未満の農家がほとんどであります。また、農地面積の割には農家戸数が多く、250戸ほどある状況で専業農家も平成17年度農業センサス調査によると、88戸もあります。農業委員会は月に1回程度開催し、その業務は農地法等による許可業務など法令業務が中心になっていますが、そのほかに任意業務があり、優良農地の確保、遊休農地の解消、農地の利用関係のあっせんなど、本市の農業振興に資する業務があり、複雑な農地の権利調整を農業委員会が担っております。これは地域の農地に精通した農業者でなければ調整が進まない可能性があり、限られた人員で担当している農政部局に農業委員会が行っている業務のすべてをゆだねることは、おのずと限界があるのではないかと考えております。したがって、農地については農業者が主体となって構成され客観性、公平性を持ち、自主的な組織として農業委員会制度が小樽市においても農業施策の遂行に最も効率的ではないかと考えております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 25番、前田清貴議員。

**25番(前田清貴議員)** 詳細につきましては、予算特別委員会の方で行いたいと思いますので、再質問はいたしません。

**議長(見楚谷登志)** 前田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時30分

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表して質問します。

財政問題です。

初めは、財政健全化法に関連してです。

政府は昨年6月、夕張市の財政破たんを口実に自治体財政健全化法を成立させ、12月28日に早期健全化基準と財政再生基準が政令で公布されました。この基準は2008年度決算から適用されますが、小樽市の2006年度決算や2007年度決算見込みでは、国のこれらの基準はそれぞれ幾らになるのか、説明してください。

早期健全化基準では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの基準を設けています。この2月27日の市長提案によれば、小樽市の場合、平成18年度決算で試算したら、連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えているとのこと。この基準を満たさなかったら、今後はどういう計画を提出しなければならないかを説明してください。

小樽市は既に財政健全化計画を策定していますが、これとの関連についてもあわせて説明してください。

また、保留していた一般会計の健全化計画の収支試算の見直しは、新年度予算編成に向けて、議会に提出すると言っていたのですが、いつ提出されるのでしょうか。先ほどの前田議員への答弁では、時期が明確ではありませんでしたので、再度伺います。

財政再建の具体的展望についての市長の基本的な考えは、財政健全化計画の収支の見直しで明らかになると考えています。これを示さないで、財政再建についてどうやって議論を行えと言うのでしょうか。この点では代表質問の締め切りまでに見直しが議会に示されなかったことは、極めて遺憾であると言わなければなりません。市長の見解を求めるものです。

次は、政府の地方財政対策の問題点についてです。

まず、歳出の特別枠、地方再生対策費について伺います。

財源は地方の偏在是正措置を講じて生み出すとしています。具体的には、東京都と愛知県から国が地方税の一部を取り立てて、配分基準を設けて他の地方公共団体に国が地方交付税とともに配分するというものです。東京都や愛知県から税が上がってくるのに時間がかかりますから、1年から1年半のずれが生ずるので、その間は臨時財政対策債の発行で対応するとのこと。地方再生対策費は、地方交付税の算定を通じ、財政状況の厳しい市町村に重点的に配分されるとのことですが、小樽市には2億400万円が配分されるとのこと。ところが、予算説明書のどこを見ても、地方再生対策費が記載されていません。交付税と同じ扱いだから、その中に含まれているとも言えるのでしょうか。仮にそうなら、交付税と同じだと言っている臨時財政対策債は、交付税とは別枠で説明がなされています。今回もそうすべきではなかったのでしょうか。とりわけ新年度の地方財政対策の目玉として、総務省が大々的に打ち出していただけに、予算説明書のどこにも記載がないというのはいかがでしょうか、説明を求めます。

地方再生対策費は、地方交付税の財源が不足しているため、今年限りで東京都と愛知県の地方税を他

の都道府県と市町村に配分するというものです。来年度以降、こういう措置が続けることにならないので、政府は消費税率引上げで財源を生み出そうとされていますが、この限りでは国の新年度の予算は、消費税引上げを前提にしているとは言いようがありません。

総務大臣は記者会見で、消費税引上げについての期待感を一度ならず述べています。国会の動きは自民・公明政権も野党の民主党も消費税引上げを隠してはおりません。地方六団体は、現行のまま現在の地方消費税の配分率を引き上げて、地方の財源確保とその安定化を求めています。消費税引上げについての市長の見解を求めるものです。

次に、財源対策債の発行も行っていますが、小樽市で財源対策債を財源にしているそれぞれの事業名と予算額を報告してください。

次に問題なのは、政府は今年度の地方財源確保のため、交付税特別会計借入金の返済を22年度以降に繰り延べることにしました。しかし、返済完了年度は変更しないと言うのですから、後年度に負担が重くのしかかる措置をとっただけの話です。

以上、新年度の地方財政の主な点を指摘してきましたが、政府は地方交付税の不足分はびた一文みずから出そうとせず、すべて地方同士で埋め合わせをさせているのが特徴です。こんな地方財政対策に市長はどんな感想をお持ちか、お聞かせください。

こんなゆがんだ地方財政対策の根源には、2006年の小泉内閣の基本方針2006があります。この中で人件費削減と投資的経費削減が決められていることがあります。市長はこれまで政府の方針に沿って人件費削減を行ってきましたが、それでも財政再建ができず、職員の期末手当等の大幅削減を市長提案説明のぎりぎりになって今議会に提案してきました。投資的経費である普通建設事業費は、削減に次ぐ削減でピーク時の1993年度の2割弱にまで落ち込んで、生活環境整備が遅れ、市民に迷惑をかけているだけでなく、市内経済に大きな打撃を与えています。ところが、財政健全化計画で、さらにこの普通建設事業費が削減が続けられることになっています。ピーク時に比べ、平成18年度の決算額で幾ら減少しているか、健全化計画最終年度では幾らまで削減するつもりか、説明してください。

市長は、人件費削減と投資的経費削減を地方に押しつける政府の基本方針どおりで財政再建できると考えているのか、見解をお聞かせください。

次は、後期高齢者医療制度と、これに関連する国民健康保険事業特別会計についてです。この4月から実施されようとしている後期高齢者医療制度の中止を求め、質問します。

後期高齢者医療制度が全国の広範な方々から強い反対を受け、政府も一部見直しをせざるを得なかったのは、制度そのものの破たんにはほかなりません。75歳以上の方から保険料を新たに徴収するにとどまらず、75歳になった途端、医療に差別を持ち込み、人間としての尊厳を踏みにじっていることへの怒りがあります。

2月13日、2008年度の診療報酬の改定が中央社会保険医療協議会で決まり、後期高齢者の医療内容が確定しました。これによると、外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で75歳になったら医療に差別を持ち込むことが盛り込まれています。二つだけ指摘します。

外来では後期高齢者診療料月額6,000円で患者負担は1割から2割ですが、これを新たに設けました。糖尿病、高脂血症、高血圧、認知症などの慢性疾患を抱えるお年寄りを継続的、計画的に診察する開業医、主治医に対する報酬です。この報酬が手当てされるのは、患者1人につき1医療機関のみと限定しました。厚生労働省はいろいろ言いわけをしていますが、75歳以上の患者の担当医を1人に限ることで、複数の医療機関への受診を抑制するものです。通常の診療でいくら検査や治療をしても、医療機関には6,000円の報酬しか支払われません。これは高齢者の医療制限を開業医に行わせようというもので許され

ません。

次に、終末期医療についても、後期高齢者終末期相談支援料を新設しました。医師が回復見込みがないことがわかる、難しいと判断した場合、医師、患者、家族らが終末期の診療について話し合い、その内容を文書や映像で記録した場合、1回に限って診療報酬が新たに支払われます。終末期医療はすべての世代にわたる問題です。75歳以上に特別な診療報酬で差別を導入する合理的理由など全くありません。入院、在宅でも75歳以上を別立てとする後期高齢者退院調整加算が加わりました。退院が困難な高齢者に退院支援計画なるものをつくって、退院させた医療機関への支払を1,000円増やすことが新たに盛り込まれ、まさに利益誘導で患者を病院から追い出し、医師の良心を踏みにじるやり方であります。これには診療報酬を決めた中央社会保険医療協議会でも、終末期という定義をめぐって議論のある問題は慎重にすべきだとか、終末期という死の意思表示と財源問題を結びつけることには引っかかるという根本的な疑問が出されていました。当然全国の医療関係者から治療中止を強制することにつながりかねないとの危ぐの声が出されています。これは客観的事実です。これ以外に、どんな差別診療が決められたか、その内容について逐一説明してください。

市長は北海道後期高齢者医療広域連合議会議員として賛成をしていますが、差別診療がこのように行われることを知った上で賛成したのか、改めて見解を求めるものです。

我が党は、後期高齢者医療制度は即刻中止を求めています。これについての見解もお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度発足に伴い、国民健康保険事業特別会計へ影響する保険料の値上げとなりますが、これに反対して質問します。

新年度から国民健康保険加入者には、後期高齢者支援金の負担が新たに加わります。このため、事実上、保険料の値上げとなります。上限は小樽市では医療分の53万円がとりあえず44万円に引下げ、これに新たに加わる後期高齢者支援分12万円が加わりますから56万円となり、一気に3万円もの値上げとなります。10月からは介護保険料を年金から天引きされている加入者から国民健康保険料が年金から新たに天引きされます。容赦のない天引きなので、加入者は一層重い負担が課せられることとなります。保険料の値上げの内容について詳しく説明してください。

当初予算で保険給付費が130億3,120万円と前年度当初予算比で6億2,780万円も増額になっている。なぜ増額になったのか、その理由を説明してください。

昨年度の決算特別委員会でも我が党は指摘しましたが、ここ数年だけでも療養諸費で5億円から7億円の不用額を出しています。それにもかかわらず、平成20年度も保険給付費を前年度よりも多く計上していることは問題です。結局1年後の決算になれば、また昨年度に続いて数億円の不用額が出ましたと赤字解消の財源にするつもりではありませんか。平成13年度決算で、33億8,700万円あった国民健康保険事業特別会計の累積赤字が、平成18年度決算までのわずか5か年間で16億4,570万円も減らし、17億4,051万1,000円になりました。19年度決算見込みでは、累積赤字はどうなるのかをお答えください。

国保加入者は、毎年高い保険料に苦しんでいます。年金収入200万円、所得わずか80万円の単身の年金生活者が、平成20年度は昨年度よりも年間2万円近くの値上げとなり、10万6,750円の保険料となります。これはまさに支払能力を超えた高い保険料と言わなければなりません。にもかかわらず、政府の責任による赤字穴埋めのための余計な負担をかぶせられ、高い保険料を払わされる。こんなことは許されるわけがありません。そもそも今日の国民健康保険事業特別会計の累積赤字の原因は、1984年に医療費ベースで国庫支出金が45パーセントだったのが、改悪されて38.5パーセントに引き下げられたことによります。以来、各自治体の国民健康保険事業特別会計が困難に陥るようになりました。この結果、生まれた

赤字を、現在の加入者の保険料を過大に見積もって、赤字解消の財源にしようということ自体、不当きわまりないことではありませんか。

昨年の決算議会で我が党からの療養諸費の見積りと不用額を適正に見て、保険料を減額すべきだとの要求に、来年度から考えていきたいと答弁していました。新年度予算編成で議会への約束をどのように考慮したか、詳しい説明を求めるものです。

あわせて、今回の改定を国民健康保険運営協議会に諮った上での提案なのか、国民健康保険運営協議会を開いたのであれば、どんな議論になったのか、説明してください。

この10月から65歳以上の加入者からも保険料を年金から天引きするとのことですが、後期高齢者医療制度と違い、世帯に対する保険料の賦課ですから、複雑なことが予測されます。この10月からどの世帯の方が特別徴収で年金から天引きされ、また特別な事情で特別徴収が適当でないかと判断する世帯はどういう世帯で、その世帯は何世帯になるのでしょうか。

また、特別徴収対象世帯のうち、現在保険料を滞納している世帯は何世帯ですか。

また、特別徴収することにより、収納率はどれくらいアップしているのでしょうか。

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する75歳以上の方々は、年齢も考慮してみずから病気になる可能性があるからと保険料の納付率は大変高いと伺っていました。この方々がそっくり国保から抜けて、未納者の割合の多い74歳以下の加入者で収納率が下がってペナルティが科せられるようになるのではないかと懸念があります。政府は新年度から収納率のよい退職者国保の方々がペナルティの計算の対象になるから、収納率は変わらないとの見解だとも聞いています。収納率はどうなるのか、見直しについて説明してください。

特定健康診査について尋ねます。

基本健診が今度変更になりますが、その内容や健診データのプライバシーは守られるのか、心配なので尋ねます。

これまで、病気の早期発見、早期治療を目的とした基本健康診査でしたけれども、新年度からメタボリックシンドロームの該当者、予備群を見つけ、早期に生活習慣改善につなげる特定健康診査、特定保健指導に変わります。なぜ、変更になったのか、これまでの基本健診の評価について、また疾病の早期発見はしなくてもよいのか、まず説明してください。

健診については、初めは75歳以上の高齢者は任意ということでしたが、高齢者差別との批判が高まり、全国すべての広域連合で健診が実施されることが決まりました。しかし、高血圧や糖尿病などで、既に通院している人や、介護保険や障害者施設入所者は対象外です。なぜ対象外にしたのか。施設入所者を健診対象にしない理由は何か、説明してください。

特定健診はこれまでどおり、保健所と市内医療機関で実施し、その結果は受診した医療機関から通知され、特定保健指導対象者は保健所のみで指導、健診データは健診機関から直接北海道国民健康保険団体連合会に電子媒体によりデータ送付して経年的に管理するとのこと。ところが、データのコンピュータへの入力や北海道国民健康保険団体連合会への送付は、医療機関が業務委託するとのこと。その委託料は幾らで、委託先はどこになるのか。

住民基本台帳ネットワークに登録された住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードの情報でも、個人情報を守られないとして、そのプライバシーが果たして守られるのかということで、全国的に大きな問題になりました。医療機関の下請で健診結果という極めてプライベートな情報の入力、データ送付を業者に委託して健診結果の個人情報が果たして守られる保証はあるのでしょうか、お答えをお願いします。

特定健診と特定保健指導は年度ごとに目標値が設定されており、新年度の健診は対象数の25パーセン

ト、保健指導は対象数の20パーセントですが、この数値はこれまでの基本健診の実施率と比べてみると、達成できるのか疑問です。達成の見通しについて説明を求めます。

また、保健指導後、平成24年度の目標値が未達成、つまり改善されていないとなれば、翌25年度の後期高齢者医療制度への支援金が最大で10パーセント加算される、いわゆるペナルティです。逆に成績がよければ、支援金が減額されるとのことですが、保健指導の結果、その数値がプラス又はマイナスの割合がどのようなときにペナルティ又は奨励金とも言えるのが発生するのか、その額はそれぞれ幾らになるのか、説明してください。

最後は、市立病院問題です。

新市立病院建設はどうなるのか。平成19年第4回定例会では、新病院計画は当面中断し、できるだけ早く再開すると説明していました。しかし、第1回定例会を前に、予算議案の説明の前に、各党の代表にあらかじめ新病院関連予算は当面見送り、新年度予算に計上しないとわざわざ説明がありました。できるだけ早く再開するとあれだけ市長が頑張っていたのに、新病院関連予算を当初予算に計上しなかった理由について説明を求めるものです。

先ほど前田議員への答弁で述べられていましたが、そのことは我が党も早くから指摘していた問題点です。総務省の公立病院改革ガイドラインの経営の効率化に照らし、不良債務解消計画のめどが立たないからなのか。また、ガイドラインの病院機能の再編とネットワーク化で、少なくとも市内の他の公的病院との調整が出てきますが、新病院建設が連動してきますので、これが時間を要する新たな課題となったのか。機能の再編とネットワーク化で規模の大幅縮小が避けられず、築港地区への移転を断念せざるを得なくなり、建設場所の変更が想定されます。また、私が今指摘した以外のことも含め、詳しい説明を求めるものです。

ガイドラインや北海道の自治体病院等広域化・連携構想は、現病院を直接の対象にしていますが、小樽の場合、市立病院の新築と連動してくることは避けられません。この新築を考えながら、ガイドライン、道の連携構想にどのように対応しようとしているか、市長の基本的見解をお聞かせください。

また、ガイドラインでは施設・設備整備費の抑制等の項で、病院施設の新增設、改築等に当たっては、将来的な減価償却費負担の軽減の観点から、当該施設・設備整備に要する費用を必要最小限に抑制するよう努めることが適当であるとしています。

ここで幾つかのことを述べていますが、高知医療センターで高知県議会、高知市議会で満場一致の決議で落第判定が下されたPFI方式まで推奨し、その取決めに当たっての留意事項まで細かく指示しています。新病院建設を進めるとしている市長として、ガイドラインのこれらの注文についてどのように対応するのか、見解をお聞かせください。

2008年度に限るとしている公立病院特例債については、2003年度から2007年度までの5か年間の不良債務増加額の長期債務への振替、償還の際の利払いは特別交付税で措置するというものです。この特例債は、これまでの国の見解どおりとすれば、小樽は対象にならないということになります。しかし、先ほども市長が前田議員への答弁で説明していたとおり、平成12年度、つまり山田市長になってから直ちに病院の赤字補てんに一般会計から繰り出してきました。この間、ほかの自治体病院では赤字の補てんをせず、不良債務を増加させてきたこの自治体病院だけが対象になることに、市長は不満があると私は思うのです。特例債適用に向けて、市長はどうするつもりなのか、詳しい見解をお聞かせください。

次に、公立病院を設置している自治体は、ガイドラインを活用した公立病院改革プランを本年度中に策定することになっていますが、どのようなスタンスで臨むのか、市長の見解をお示しください。

この改革プランは、ガイドラインが提起している三つの視点、一つ、経営の効率化、二つ、病院機能

の再編とネットワーク化、三つ、経営形態の見直しに関する具体的計画又はどのように計画を策定していくかの検討・協議にかかわるスケジュール方向性を提示させるものです。それだけに市長の新病院建設を展望した方針は、ガイドラインとの関連をどうするのが避けて通れません。改革プランには必ずこのことは触れなければなりません。この政府の不当なやり方に、どう対応していくのか。

市長は新病院建設はガイドラインを見極めてからと何回も発言をしていました。どうするのか、見解をお聞かせください。

次に、ガイドラインの内容に即して幾つか伺います。

まず、改革プランの期間についてです。

ガイドラインでいろいろ説明していますが、小樽市はこの期間をどう定めるつもりですか。経営効率化についていつまでとするのか、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しにかかわる実施計画については、ガイドラインでいう5年程度を目安にするのか、考え方を説明してください。

次に、一般会計で負担が義務づけられる経費は具体的には何か、想定される繰出しの額はいかほどか、一般会計で負担可能かについて説明してください。

1981年に日本の医師数は足りているとして、医学部の定員を大幅に削減、翌年には閣議決定してまで今日の医師不足を来し、また医療改革の名の下に診療報酬の引下げで自治体病院の経営を困難に追い込んでおきながら、医療崩壊の根本的な対策を放棄し、病院の経営効率のみ強調し、赤字を出すなど言わんばかりのこういう方針の押しつけは不当きわまりないものです。地方公営企業法上、赤字を一般会計で負担するとしている2点以外に、一般会計からの繰出しは制限するとしているのでしょうか。

このことをあえて聞くのは、ガイドラインでいう一般会計等において費用負担が行われるものの範囲についての考え方及び一般会計等の負担金の算定基準、つまり繰出し基準についてを明らかにすることが義務づけられているからです。市長はこのくだりをどう理解して改革プランの策定に臨むのか、お答えください。

次に、ガイドラインでいう公立病院改革の三つの視点について伺います。

まず、経営の効率化についてです。

ガイドラインでは、改革プラン対象期間終了までの数値目標を定めるとしています。とりわけ経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率については、必ず数値目標を設定することを義務づけています。特に議会でも議論になった病床利用率について、市長は小樽病院は3か年平均70パーセントを維持しているから心配ないと答弁していましたが、入院患者数の割合を実稼働病床数が許可病床数が市長はどちらかで答弁していたはずですが、許可病床数1床当たり48万9,000円交付税措置がなされていますから、常識的には許可病床数で割り返すのではないのでしょうか。そうであれば、小樽病院は入院稼働率70パーセントを切るのではありませんか。ガイドラインの病床利用率はどれを指しているのか、まずお答えください。

つけ加えていえば、国の自治体病院に対する交付税措置が大きく削減されてきたことも病院財政悪化の原因です。1997年には1床当たり74万2,000円だった交付税が、34パーセントも削減されて先ほど述べた金額です。この数値目標達成に向けて、具体的にどのような取組をどの時期に行うこととするのかを、これを明記することも求められています。これらにどう対応するのか、主な項目について説明してください。

次に、ネットワーク化についてです。

ガイドラインではネットワーク化に係る計画を明記することになっています。この場合、道の連携構想との整合性が求められていますが、計画をどうするのか、見解をお示しください。



次に、留意事項で二次医療圏等の単位での経営主体、医師派遣病院に関してはどうか、病院機能の再編に関してはどうか、また小樽の場合、他の公的病院との関係をどうするのかについて見解をお聞かせください。

次に、再編・ネットワーク化のパターン例については幾つか示されていますが、市長の考えではどのパターンに当てはまるか、お聞かせください。

経営形態の見直しは、再編・ネットワーク化と一体で協議されると思いますが、これを前提に若干の点について伺います。

経営形態の見直しでも、見直し計画を義務づけていますが、重大なのは改革プランで民間の経営手法の導入等の観点から行おうとする見直しについて、新経営形態への移行計画の概要、移行スケジュールを含む、を記載すると義務づけています。仮にこれが困難な場合にあっても、検討の方向性、検討体制及びそのスケジュール並びに結論を取りまとめる時期の明記を求めています。これに対する見解をお聞かせください。

次に、経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項に関してです。

公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、いわゆる非公務員化です。指定管理者制度の導入、民間移譲についてガイドラインは述べていますが、これに関して市長の見解をお聞かせください。

この問題で具体的に伺います。

新病院建設問題でつまずいてから、市長ははた目に見ても元気がありません。そこで心配なので伺います。

市長は小樽病院の経営をガイドラインに基づいて指定管理者制度を導入して、他の医療法人に任せることを視野に入れているのではないかとさえ心配されます。まさか極秘のうちに小樽病院の経営形態の見直しを少人数で進めていることはありませんね。明確にお答えください。

以上、ガイドラインに基づく問題点の指摘と市長の見解を求めましたが、我が党の古沢議員は昨年末ガイドライン案や道の素案の段階から、市長が新病院建設についてはガイドラインの詳細が決まってからとか、見極めてからとか言っていたことに関し、それでは遅い、新病院が建たなくなる可能性もあると指摘し、住民の期待にこたえる病院計画の抜本の見直しを求めた経緯があります。この我が党の見解は、年末の医師会との懇談会でも我が党から説明し、賛同をいただきました。以下我が党の地域医療と公立病院の危機打開策、新築を含む市立病院建設問題に対する基本的見解を述べますので、市長の見解をお聞かせください。

ガイドラインは自治体病院の再編・縮小・廃止を推進して、国と地方の財政支出を大幅に減らす改革にほかなりません。また、深刻な医師不足や相次ぐ患者負担増での受診抑制などを原因とする病院の経営難打開のため、医療費抑制をやめ、診療報酬の適正な改定、地方交付税の引上げ、医師確保の抜本的対策などが緊急の課題です。現状の下でも、市立小樽病院は小樽市民はもとより、北後志の住民からもセンター病院として他の病院ではできない診療科目など、さらなる充実が求められています。これにこたえるためにも、市長の新病院計画は抜本的に見直すことが必要です。市議会の厚生常任委員会、市立病院調査特別委員会が合同で昨年末、小樽市医師会と懇談会を行いました。この中で医師会から市立病院の医師は一生懸命働いているという議員に対する理解を求める発言や市立病院の役割に期待感が示されました。

我が党は以上の立場から、引き続き新病院建設に取り組む決意を表明し、再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝磨市長登壇)

**市長(山田勝磨)** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化法に関連しての御質問でありますけれども、まず財政健全化法に基づく各指標の比率の状況であります。平成18年度決算で試算しますと、実質赤字比率は3.7パーセント、連結実質赤字比率は18.1パーセント、実質公債費比率は20.2パーセントとなっております。

次に、平成19年度決算見込みについて本定例会補正後の予算上の収支を基に試算しますと、実質赤字比率は4.5パーセント、連結実質赤字比率は19.9パーセントとなっております。なお、平成19年度の実質公債費比率については、公的資金の借換えの要素などを踏まえて現在試算中であり、将来負担比率につきましては、その積算方法の詳細が示されていないことから、現時点ではまだ試算しておりません。

次に、健全化判断比率が早期健全化基準以上となっていた場合の計画の策定などありますけれども、これについては健全化判断比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とし、早期健全化を図るために必要最小限の期間内で健全化計画を定めなければならないとされております。計画の内容としましては、比率が基準以上になった要因の分析、早期健全化の基本方針のほか、実質赤字額がある場合には、その解消策などについても示すこととなっており、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、北海道知事へ報告することになります。

また、昨年3月に策定しました財政健全化計画は、平成17年度決算における実質赤字比率が4.3パーセントとなり、地方債の許可団体となったことから、財政の健全性の維持・改善のための取組を計画的に行うために、自主的に策定し、北海道に提出しているところであります。今後仮にいずれかの比率が早期健全化基準を超えた場合には、法令に定められた内容に沿って、その時点での計画を見直してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、これにつきましては、平成20年度予算を踏まえ、その整合性にも留意しながら見直したいと申し上げてきたところでありますが、現在、計画上の収支の見直しを進めておりますので、調整ができ次第、何とか今定例会中にお示ししたいと考えております。

予算編成作業に時間を要しまして、計画の見直しに係る事務作業が若干遅れておりますけれども、いずれにいたしましても、平成24年度において、一般会計の累積赤字を解消するという、この目的は堅持しながら見直しに当たってまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の地方財政計画の中で創設されました地方再生対策費についてでありますけれども、これにつきましては、地方交付税の算定を通じて、市町村等に特別枠として配分されることとなっており、本市におきましても、地方交付税の予算の中に約2億円を見込んだところであります。なお、臨時財政対策債は実質的には地方交付税と同様の性格を持つものでありますが、あくまでも地方財政計画における財源不足分を補てんするものとして措置されるものであり、今回の地方再生対策費とはその趣旨が異なるものと認識しております。

次に、消費税の引上げについてでありますけれども、全国市長会など地方六団体の基本的な考え方は、国と地方の税源配分をまず5対5にすることでありまして、そのために国から地方への税源移譲を進め、並行して地方消費税の充実などにより税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築することを目指しております。総務大臣が会見において、将来の税収について消費税を中心とした安定的な税収を確保する方向に沿った線が出ていると発言されたことは承知をしておりますが、私の認識としましては、現在5パーセントである消費税率の引上げについて直接言及したのではなく、当面は現

状の税率の中で地方への配分を高め、偏在性の少ない安定した税収が確保されるよう目指しているという意味と理解しており、そのことに関しては私も同じ考えであります。

御質問の消費税の引上げにつきましては、地域経済に与える影響や各家庭に与える影響など、さまざまな影響があることなどから、その引上げについては国税、地方税を通じた広範な角度から国において慎重に議論されるべきものと考えております。

次に、財源対策債についてでありますけれども、平成20年度予算では港湾事業費で4,680万円、建設機械整備事業で460万円、廃棄物処理施設整備事業費で1,270万円、合計で6,410万円を計上しております。

次に、平成20年度の地方財政対策でありますけれども、私といたしましては、今回の地方財政対策は地域間格差の是正が最大の焦点であったと思っております。地域間格差の最大の要因は、平成16年度からの三位一体の改革の中で行われた地方交付税の大幅な削減であり、これが地方財政に大きな影響を与え、本市が直面する危機的財政状況の大きな要因ともなっております。その中で、平成20年度は地方交付税の特別枠として地方再生対策費が措置されたことなどにより、地方交付税の総額も多少は増加したところではありますが、現在、疲弊した地方財政を立て直すには、いかにも不十分であると考えております。

先ほども申し上げましたが、地方消費税の配分の見直しなどを踏まえた地方税財源の充実、確保は喫緊の課題であり、可能な限り速やかに安定して継続した市民サービスを提供できるような地方財政対策をとっていただきたいというのが切なる思いであります。今後ともあらゆる機会を通じ、北海道市長会や全国市長会と連携を図りながら、強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、普通建設事業費でありますけれども、平成18年度の一般会計の決算額は14億7,363万円ですので、ピーク時であった平成5年度の121億3,211万円と比較しますと106億5,848万円、88パーセントの減となります。また、現在の財政健全化計画の最終年度である平成24年度では、7億1,300万円を見込んでおります。

次に、財政再建に関する国の基本方針であります。国はいわゆる骨太の方針2006及び2007において後世代に負担を先送りしないために、財政健全化の一里塚として歳入・歳出一体改革を確実に実現することを掲げて、真に必要な公共投資の選別とともに、公務員人件費の削減などを推進することにしております。これらの方針は、地方財政にも共通するものとして、国と地方のバランスのとれた財政健全化のためには、地方交付税の削減も必要としておりますが、地方側といたしましては、地方は国以上の徹底した歳出の抑制によって収支バランスは改善しており、これらの地方の改善努力が交付税の削減を通じてすべて国の収支バランスの改善に使われるのでは、地方の努力が報われないとするものであり、私も認識をともにするものであります。人口減少や地域間格差の拡大が深刻化する中で、私ども地方都市が生き残りをかけていくためには、みずからの歳入構造に見合った適切な行財政運営に転換していくことは避けられないところでありますが、一方でこれらの努力が無にならないような地方交付税をはじめとする地方税財源のしっかりとした充実・確保が、必要にして不可欠のものであると考えております。

次に、後期高齢者医療制度と国民健康保険事業特別会計についての御質問でありますけれども、初めに平成20年度の後期高齢者に係る診療報酬の改定について、御指摘のもの以外で主なものについて幾つか申し上げますと、一つは退院後の生活を見通した入院医療の評価として、後期高齢者総合評価加算の新設、入院中1回50点、退院時における円滑な情報共有や支援の評価として、後期高齢者退院時薬剤情報提供料の新設100点、退院支援指導加算の新設6,000円、在宅や外来と継続した入院医療等の評価として、後期高齢者外来患者緊急入院診療加算の新設、入院初日500点、四つ目が24時間体制の訪問看護の推進として24時間対応体制加算の新設、月1回5,400円、五つ目、薬局における服薬管理の充実として、外

来服薬支援料の新設185点などがあります。

次に、私が後期高齢者医療広域連合協議会議員として制度に賛成したことについての御質問でありますけれども、国の診療報酬の改定は社会保障審議会が10月に公表した後期高齢者の診療報酬体系の骨子において、医療の基本的な内容は後期高齢者の特性や基本的な視点を十分踏まえて構築していくべきものとされており、これらの趣旨を十分踏まえた上で、今後、中央社会保険医療協議会において具体的な診療報酬案の検討が進められることとされておりました。このため、昨年11月開催の広域連合議会では、後期高齢者の方々に必要かつ適切な医療が確保されることが重要であり、今後も国の検討状況を注視していきたいとの考えが示されましたので、私は賛同したものであります。

次に、制度の中止を求めるとのことですけれども、制度がスタートする4月1日までわずか1か月足らずとなっている現在、全国の都道府県広域連合をはじめ、市町村国民健康保険や被用者保険では新たな制度の施行に向け作業も最終の段階を迎えております。また、これまでに新制度に伴う組織体制の整備や各種システムの構築に多大な費用を費やしてきております。このような状況にありますので、制度を凍結、中止した場合、これまでの費用が無駄になるだけでなく、医療保険制度全体に大きな影響が及ぶものと考えられます。したがって、これまでも申し述べてまいりましたが、この制度は高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう、公平でわかりやすい独立した医療制度として創設されることとなったものであることから、今後もこの制度が適正に運用されるよう見守っていきたいと考えております。

次に、国民健康保険事業特別会計についての御質問でありますけれども、最初に平成20年度当初予算における保険料についてでありますけれども、1人当たりの調定額で比較しますと、基礎分の一般・退職被保険者等合わせた平均の保険料年額は6万6,276円で、平成19年度当初予算と比べ、1万1,098円の引下げとなりますが、新たに設けられた後期高齢者支援金分の一般・退職被保険者等を合わせた平均の保険料年額は1万6,865円となりますので、合計で5,767円の引上げとなっております。また、40歳から65歳未満の方の介護保険料の平均年額は、一般・退職被保険者等合わせ1万8,585円で、平成19年度当初予算と比べ2,670円の引下げとなっております。

次に、保険給付費の増額の主な理由でありますけれども、平成19年度当初予算と比べ、75歳以上の被保険者の方が国保から後期高齢者医療制度に移行するため、葬祭費が2,100万円の減額になっておりますけれども、一方で療養給付費では一般分・退職被保険者等分を合わせて、1人当たりの医療費の増により、3億550万円の増額となり、高額療養費でも受診件数1人当たりの医療費の増により3億850万円の増額など、合わせて6億2,780万円の増額となったものであります。

次に、不用額を赤字解消の財源にしているのではという御指摘でありますけれども、平成14年度以降収納率向上に伴う保険料の増収、特別調整交付金の交付増や老人保健制度の改正による老健拠出金の減少などにより、保険料水準を上げることなく単年度収支の改善が図られ、累積赤字を解消してきております。保険給付費の積算に当たっては、過去の実績を見ながら、1件当たりの医療費や件数などを精査・推計して保険給付費の積算をしておりまして、保険給付費は適正に計上しているものと考えております。

次に、平成19年度決算見込みにおける累積赤字でありますけれども、今定例会に保険給付費3億3,065万円など、総額3億5,239万7,000円の増額補正を予定しております。補正後の累積赤字額は平成18年度決算に比べ、約2億5,500万円増の約19億9,700万円となり、現時点における平成19年度決算見込みでは、この累積赤字を減少することは難しいものと考えております。

次に、新年度予算における療養諸費の算定でありますけれども、これまで療養諸費の積算の基礎となる受診件数や1件当たりの医療費につきましては、過去3か年の決算における対前年度の伸び率とその

3か年の伸び率の平均値の四つの数値のうち、基本的には最も高い数値を使用し推計しておりました。しかしながら、昨年の決算特別委員会の中での議論も踏まえ、平成20年度予算算定においては、一律に高い数値を使用することなく、各年度の決算における療養諸費の状況を見ながら推計を行うこととしたほか、平成20年度の診療報酬改定や医療制度改正の影響も考慮しながら、療養諸費の算定の精度を上げるよう努めたところであります。

次に、国民健康保険運営協議会についてでありますけれども、平成20年2月18日に国保運営協議会を開催し、療養諸費の増額などを内容とする平成19年度補正予算、保険料の賦課限度額の変更やそれに基づき算定した保険料などを内容とする平成20年度当初予算、新たに後期高齢者支援に係る規定を設けるほか、保険料の賦課限度額の改定などを内容とする国民健康保険条例の一部改正の3議題について審議いただきました。その審議の中で、後期高齢者医療制度が創設されることに伴う国保への影響や平成20年度以降の累積赤字の見通しなどについて質疑が行われたところであります。

次に、年金から天引きされる世帯でありますけれども、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で年額18万円以上の年金を受給している方が対象となりますが、国民健康保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える世帯主は対象になりません。また、特別な事情で特別徴収が適当でないと市町村が認める場合については、国からは滞納がなく、口座振替による納付を継続している者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合、それから75歳到達年度の徴収について全額普通徴収の方法によることの方が、徴収事務を円滑に遂行できると判断した場合など、判断基準が示されておりますが、今後速やかに決定していくことにしておりますので、現時点では該当世帯数については把握できておりません。

次に、特別徴収の滞納世帯と収納率でありますけれども、現時点での特別徴収の対象となる世帯は、7,112世帯であり、滞納者は変動的要素もありますが、おおむね500世帯程度になるものと考えております。また、65歳以上75歳未満の収納率は、平成18年度実績では97.75パーセントとなっておりますが、特別徴収を実施することにより、2,000万円程度滞納額が解消されることから、1パーセント程度アップするものと考えております。

次に、収納率の見通しでありますけれども、予算作成時の99.41パーセントと収納率が高い75歳以上の方、1万7,410人が抜け、98.46パーセントの収納率の退職者3,050人が加入するため、収納率は全体でおおむね1パーセント程度下がるものと試算しております。

次に、平成20年度から健診が変わる理由、特定健康診査の関係でありますけれども、これまでの健診の評価についてであります。現在行われている基本健康診査は老人保健法に基づき、心臓病や脳卒中等の生活習慣病の予防を目的に行われております。そして、健診結果に基づき、必要な保健指導や受診勧奨を行っております。しかしながら、その保健指導は情報提供や指示的な内容にとどまり、対象者みずからが生活習慣を振り返り、改善に取り組むという保健指導には至らず、結果として生活習慣病の減少には結びつきませんでした。このような理由で新年度から始まる特定健診、特定保健指導では、生活習慣病の早期段階と考えられるメタボリックシンドロームに関連する検査項目に厳しい基準を設け、その該当者や予備群をより早い段階で把握をし、生活習慣病に移行しないよう、対象者みずからが生活習慣の改善に取り組めるよう支援することに重点を置くものであります。

次に、疾病の早期発見はしなくてもよいのかというお尋ねでありますけれども、新年度から開始される特定健康診査・特定保健指導においては、生活習慣病の早期発見をより強力に行うこととしていますが、その他の疾病に関しましても、医師の診察や血液検査等により、従来と同様に早期発見が図られることとなっております。

次に、75歳以上の健診で対象外となる方の理由でありますけれども、後期高齢者の健診は生活習慣病の重症化を抑えるため、生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて医療につなげることを主眼としていますので、国の指針により糖尿病等の生活習慣病で既に受診している方については、必ずしも健診を受ける必要がないとされているためであります。また、国では介護保険施設や障害者施設に入所している方については、当該施設において十分健康管理がなされているとの考え方から、厚生労働省の告示において実施が義務づけられている74歳までの方の特定健診の対象外とされております。このため、実施が努力義務とされている後期高齢者の健診においても、特定健診に準じて対象外としたものであります。

次に、医療機関におけるデータ入力などの委託でありますけれども、平成20年2月14日に医療機関を対象として開催しました特定健診等実施説明会において、小樽市医師会からデータのコンピュータへの入力や北海道国民健康保険団体連合会への送付などの委託料は1件700円で、委託先は三菱化学メディエンス株式会社と聞いております。

次に、健診結果の個人情報の保護でありますけれども、特定健診や特定保健指導の記録等の取扱いについては、十分な注意を払い、適切な対応を行うことが重要なことと考えております。個人情報の保護の観点から、特定健康診査の実施に関する市と小樽市医師会の委託契約の締結に当たり、医師会と事務代行サービス事業者が健診結果の入力やデータ送付に関する委託契約を締結する場合において、秘密保持や個人情報の保護に関する法律を遵守することなど、個人情報の保護に関する条項が守られるよう契約書の中に規定してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の特定健診等の目標値の達成見通しでありますけれども、平成18年度における40歳から74歳の国民健康保険被保険者の基本健診受診率については、約13.5パーセントと低い状況にあります。このような状況を踏まえますと、目標値の達成につきましては、厳しいものがあると考えておりますので、保健・医療・福祉関係部署の連携を図るとともに、ホームページや広報等による周知など、さまざまな機会を活用して特定健診等への協力、理解を求めながら目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、目標達成状況による後期高齢者支援金についてでありますけれども、国から平成24年度の目標値として特定健診の実施率が65パーセント、特定保健指導の実施率が45パーセント、メタボリックシンドロームの該当者等を平成20年度比10パーセント減少させることが示されております。また、その目標値の達成度合いにより、後期高齢者支援金の納付額に対してプラス・マイナス10パーセントの範囲内で、平成25年度以降加算・減額が行われることになっておりますが、その具体的な内容は現在国において検討されているところであり、その詳細についてはまだ示されておられません。なお、平成20年度当初予算で見ますと、後期高齢者支援金等は約14億円となっておりますので、最大の10パーセントの場合は1億4,000万円の影響があるものと考えております。

次に、市立病院問題についての御質問でありますけれども、まず初めに新病院建設に係る予算を、今回、計上しなかった理由でありますけれども、昨年11月以降、病院事業の収支状況や国の財政支援措置の状況などを見てまいりましたが、病院事業につきましては、今年度の収支は不良債務解消計画が改善される見込みでありますけれども、20年度以降は医師や看護師の確保の状況や診療報酬の改定など不確定な要素があります。また、国の財政支援措置につきましても、北海道市長会からも要望しておりました経営健全化措置は残念ながら講じられませんが、不良債務解消のための公立病院特例債についても、まだその詳細は示されておられません。

一方、一般会計の状況につきましても、病院事業会計へ計画を超える繰出しを行えるような状況ではありません。また、昨年末に総務省が示しました公立病院改革のガイドラインでは、病院事業を設置す

る各自治体に、平成20年度中に改革プランを策定することが求められておりまして、その中では現在の病院などの再編ネットワークについても検討することとなっています。新病院につきましても、当然関連してまいりますので、公立病院改革プランの策定が先決と考えております。

さらに、病院事業において起債を導入するためには、不良債務の解消計画を着実に履行できるよう、引き続き経営改善に努めていく必要があります。新病院の建設につきましても、それらの結果を踏まえて進めていくこととなりますので、予算計上を行う状況にはないと判断したものであります。

次に、新病院と総務省の示したガイドラインや道の広域化・連携構想との関連でありますけれども、ガイドライン及び広域化・連携構想は、いずれも公立病院が経営状況の悪化や医師不足による診療体制の縮小など、厳しい状況におかれている現状を踏まえ、地域において必要な医療体制を確保するために、病院改革や地域における連携等を促進することを目的として示されたものであります。

内容といたしましては、ガイドラインは各自治体が改革プランを策定する際の指針であり、広域化・連携構想は道から市町村・住民への提案ということで、それを踏まえて地域で議論することが求められています。したがって、まずそれらを踏まえて、市としての改革プランを策定することが先決と考えております。その中で、市立病院としてのあり方や担うべき役割が検討されますので、新病院につきましても、その結果を踏まえて計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインにあります施設・設備費の抑制等についてでありますけれども、従来から新病院に要する経費は必要最小限に抑制する方向で、建物の面積や単価、契約方法も含めた検討をしてきたところですので、同様の考え方であると考えております。

また、PFIについての記述につきましては、使用開始後の維持管理費も含めた抑制策として述べられておりますが、リスクの発生を考慮し、相当程度慎重な準備などが求められるとされています。PFIについては現計画では予定はしておりませんし、この方式により運営している病院においても、さまざまな課題が生じていると聞いておりますので、導入することにはならないものと考えておりますが、いずれにいたしましても、ガイドラインは改革プランを策定する指針でありますので、各自治体の実情を踏まえて判断していくものと考えております。

次に、公立病院特例債についてでありますけれども、特例債発行の対象は平成19年度決算で不良債務比率が10パーセント以上で、平成15年度以降、医師不足等により不良債務が著しく増加している団体などとなり、発行可能額は平成15年度末から19年度末までの間の不良債務の増加額等を基準として算定した額となっています。本市病院事業の平成19年度末の最終予算での不良債務は約39億円を見込んでいますが、この不良債務は実質的には平成15年度以前に生じたものですから、このようなケースについて特例債発行の対象になるかどうかについて現段階では明らかになっておりません。しかし、小樽病院ではここ数年医師の減少は著しいものがあり、大幅な減収に伴う収支不足分を多額の一般会計繰入金により補てんしてきた経過がありますので、現在、北海道へ本市が特例債の対象となるよう、要望しているところであります。

次に、改革プランの策定についてでありますけれども、ガイドラインでは病院事業を設置している各自治体に対して、改革プランを平成20年度中に策定するよう求めておりますが、平成20年度の起債申請や21年度の予算編成などを考慮しますと、9月ごろをめどに策定しなければならないと考えております。策定体制としましては、基本的には内部にプロジェクトチームを設置し、短期間で集中的に作業を進めることとなりますが、その策定過程で外部有識者等の参加もお願いし、御意見をいただき、本市や後志二次医療圏における市立病院の役割を整理した上で、策定してまいりたいと考えております。

次に、新病院建設と改革プランとの関連ですけれども、改革プランは病院事業を設置する各自治体に

策定が求められており、経営の効率化や再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどについて定めるものでありますので、新病院にも大きく影響してくるものと考えております。特に、再編・ネットワーク化におきまして、有識者の意見等も取り入れて、市立病院としてのあり方や担うべき役割を検討することになりますので、新病院についてもその結果を踏まえて進めていく必要があると思います。

また、今後、起債の許可を受ける上でも改革プランは必要となるものですので、その策定が先決であると考えております。

次に、改革プランの対象期間でありますけれども、経営効率化については起債申請にかかわる不良債務解消計画との整合性をどう図るのか、北海道とも協議しながらその期間を設定する必要があります。また、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しについては、改革プラン策定の中でどのような方向性になるのか、その議論を踏まえる必要がありますが、いずれにいたしましても、ガイドラインに示された期間内をめどに設定することになると考えております。

次に、一般会計の負担についてでありますけれども、現在の病院事業に対して総務省の示すいわゆる繰出し基準に基づいて、結核や精神病院運営費、高度医療や医療機器整備費に要する経費などを一般会計から繰り出しておりますが、今後は改革プラン策定の中で、不良債務解消のための繰出しなどを含めた一般会計からの繰出金については、道の助言や交付税措置額などを参考にしながら病院の役割を明らかにし、これに対応する一般会計負担のあり方について算出根拠を明らかにした上で、繰出しに係る一定のルールづくりをしなければならぬものと考えております。

次に、病床利用率についてでありますけれども、ガイドラインで言う病床利用率について計算方法は示されておりませんが、一般的には許可病床数に対する利用率を指すものと考えております。現在、両市立病院の感染症病床2床を除いた許可病床数は868床で、過去3か年の利用率は平成16年度は64.9パーセント、17年度は60.5パーセント、18年度は49.6パーセントとなっております。このため、医師数の減などあわせて経営効率化のため休棟などを行ってきており、実稼働病床数は現在529床で19年度の利用率は70パーセントになるものと思っておりますが、今後は改革プランを策定する中で、許可病床数の見直しも行っていく必要があるものと考えております。

次に、その他の主な経営指標についてでありますけれども、ガイドラインで義務づけられている三つの指標のほか、どのような指標を設定していくかなど、具体的な取組や時期については改革プランを策定していく中で検討してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、現在取り組んでおります不良債務の解消計画を基本として策定していくことになるものと考えております。

次に、再編・ネットワーク化についてでありますけれども、道の自治体病院等広域化・連携構想との整合性を図ることも必要と考えますので、北海道にも助言をいただきながら進めるとともに、地域における病院、診療所との間の役割分担などをどのように図るのか、市内の病院関係者などとも協議をし、その中で後志二次医療圏や市内における市立病院が果たすべき役割を整理していきたいと考えております。なお、ガイドラインで示されましたパターン例についてでありますけれども、地域の自治体病院や公的病院などは、それぞれにその設立の歴史や地域の事情にも違いがあることから、すべてをこのパターンに当てはめるのは難しいものと考えております。

次に、改革プランへの経営形態の見直しの時期の明記を求めていることに対する見解でありますけれども、公立病院の経営改善が全国的な課題となっている中では、効率的な病院運営や経営基盤の強化策としての経営形態の見直しの検討は必要であると考えておりました。改革は確かな方向性とスピードを持って行うことが求められることから、改革プランの見直し時期を明記することとされたものと認識しております。



次に、経営形態の見直しについては、平成21年度に地方公営企業法の全部適用を予定し、準備を進めているところであります。また、ガイドラインでは、全部適用のほか、非公務員型の地方独立行政法人化も選択肢として掲げられていることから、このメリット・デメリット、問題点などについても、合わせて研究を進めていく必要があるものと考えております。なお、指定管理者制度の導入については、全く考えておりません。

次に、地域医療の打開策についてに対する見解ということでありませけれども、医師確保のための対策はぜひとも必要ですし、診療報酬については医療の実態に見合ったものであるべきと考えております。また、医師の減少などにより、経営が悪化している自治体病院に対しまして、経営健全化のための財政支援措置なども講じてほしいと掲げております。

次に、センター病院としての診療科目などの充実ということでありませけれども、御承知のとおり、市立病院はもとより、他の医療機関でも医師確保が大変困難な状況となっております。そのため、限られた医療資源を有効に活用し、地域医療を確保するため、小樽市内あるいは後志二次医療圏も視野に入れた地域医療連携を早急に進める必要が生じております。今回、策定する改革プランにおきましても、連携・ネットワーク化が検討されますので、その中で市立病院としてのあり方、担うべき役割を明確にし、新病院についてもその結果を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

また、地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤でありますので、個々の自治体だけではなく、国や道の政策としての対策が必要となります。このため、特に厳しい状況にある道内自治体として、昨年10月に市長会、町村会、北海道の三者が共同で国に対し北海道の地域医療の確保と自治体病院等の経営健全化に関する要望を行ってまいりましたが、今後も引き続き地域医療を守るために道内自治体とも連携し、さまざまな機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 再質問します。

まず、財政健全化法に基づく四つの基準ですが、これは平成20年度決算から適用されるのですが、連結実質赤字比率の基準をクリアするためには、具体的にどういう努力をするのかということが一つ。それから、連結実質赤字比率の対象になっている会計がどういう実態なのか。その中で、基準をオーバーする主な原因となっている会計は病院事業会計だと思いますけれども、市長はどう考えているのか。三つ目、健全化計画の収支の見直しは、今定例会中にということですがけれども、議会で議論しなかったら意味がないわけです。だから、最終日とか常任委員会の直前に出されても、検討のしようがないのです。病院の赤字解消計画が破たんしたときに、一般会計の見直しはどうするという事になったら、新年度の予算編成と合わせて検討する。ところが、先ほどの答弁では、新年度予算編成に時間かかって見直しの方は後になっていると、こういう説明だったのです。だから、19年第4回定例会で説明していたことと今の答弁は違うし、下手したら今の定例会中に、十分な時間をとって審議するということができない可能性もあるわけです。この点についてもお答えください。

それから、新年度の地方財政対策に対する市長の考え、これはある程度前向きに考えている点もあるのですが、小樽市の財政再建との関連で、二つの点を伺いたいと思うのです。

まず、政府の人件費削減、それから投資的経費の削減、これも限界に来ていていると思うのです。人件費の削減、今回の期末手当の削減です。新聞報道では、どなたがマスコミに語ったかはわかりませけれども、人件費を削るのはもう限界だと、こういう見解を述べておられます。このときは市長は出張していなかったそうです。それから、普通建設事業費も先ほどから答弁があったように、121億円あった普通

建設事業費が健全化の最終年度である24年度では7億1,300万円ということですから、もう削りようがないところまで削るということです。だから、人件費の削減と投資的経費の削減、これを二つの柱にした地方財政再建というのは、だれが考えてももう無理だと。そこに来ているということは、市長も自覚をしていると思うのです。だから、先ほどから述べられましたけれども、国に対してやはり地方財政が成り立つようなそういう財源手当を行う。これは当然地方交付税法からいっても、足りなくなったら国の責任でやるということになっているわけですから、これをたまたま今回東京都や愛知県が景気よかったから取り上げたということができたけれども、こんなことはしょっちゅうできるわけではないのです。だから、国に対する地方財政の財源確保ということをやっていないと、いくら小樽市が健全化計画を立てて財政再建に向けても効果がない。それから市税についてどういう見通しかはわかりませんが、ひとところ法人税率が下げ止めというのか、落ち着いていたのですが、法人税が今度はやはり市税としては下がっているということですから、景気回復がなければ市税もどんどん下がっていくということで、市の財政再建の中心である地方交付税、市税、この大きな比重を占めている歳入が確保されないということになって、財政再建が果たしてできるのかということですから、国の言いなりというのはもうやめにしなければだめだと思います。この点では私は自民党と公明党は政権をとっているわけですから、考えていただきたいと思うのです。何回も私はこのことを言っていますから。自分たちの選んだ国会議員がこんなひどい実態を地方に押しつけている。黙っているのですか、あなた方。これはちょっと考えていただきたいと改めて要望しておきます。

それから、後期高齢者医療制度に関連してですが、最初に答弁で診療報酬でいかなることが決められたかということについて項目はある程度説明がありました。問題は、私が二つしか指摘していませんけれども、それも含めて、75歳以上になったら受ける医療に差別が持ち込まれて、十分な医療を受けられないのではないかというのが、この後期高齢者医療制度の国民の最大の怒りを呼んでいる点です。先ほど私は1回目の質問で、後期高齢者医療制度並びに診療報酬の文言を引用しましたから、わかりづかったかもしれませんが、要するに75歳になったら、かかりつけ医、主治医を必ず設ける。そして、十分な診察をしなかったら、不満を持って別な病院に行くということは考えられるのです。だから、政府はそのことも予測して、別な病院へ行ったら、かかりつけ医の紹介状がなかったら、診察はさせない。大学病院などに行って、治療を受ける場合も、紹介状がなかったらだめだと、こういうふうにして診療抑制をやろうとしているのです。こういうことが許されるのかということが怒りの中心ですし、質問の中心点です。それから、75歳以上になったら、途端に末期のがん患者であっても病院から追い出す。計画を立てて、医師がそういうふうにはせざるを得ないように診療報酬で誘導している。こんなひどいことが許されるのかということが問題なのです。だから、市長が先ほど答弁したことと、私の指摘した点も踏まえて、75歳以上の方に対する医療の差別になっていないのかどうか、この点についてかみ合せて答弁をいただきたいということです。

それから、国民健康保険料の問題で説明がありました。それで、19年度決算見込みでの累積赤字は、2億数千円増えて19億円台になるという答弁でした。何でこうなったのかということ、まず説明してください。補正予算を組んでこうなるということですから、なぜこういうふうになったのかと。あまりにも金額が大きすぎますから、赤字の増える理由を説明してください。

それから、年金の天引きの問題で、まだ把握されていないということがありますから、これは予算特別委員会の方に移します。

それから、特定健康診査にかかわって2点伺います。

まず、プライバシーが守られるのかという問題で、小樽市医師会との懇談である業者に委託をすると

ということが決まったということです。

そこで、公務員の場合は職務上知り得た情報は漏らしてはならない。これは退職されても、離職されてもそれが義務づけられるわけです。その民間会社は、会社の規定でそうなっているのかどうか。住基ネットのときだって、先ほど説明した四つに加えて住民票のコード番号でしょう。これだって守られないのではないかと大問題になっているのですから。けさの朝日新聞を見たら、住基ネットの活用はわずか1.何パーセントということです。だから、プライバシーが守られるのかというのは、本当に今国民の皆さんが心配しているところです。住基ネットどころでない、自分の体調について健診の結果をもちにコンピュータに打ち込むのです。そして、それを北海道国民健康保険団体連合会に送るわけですから、住基ネットどころではない秘密の厳守というか、プライバシーの保護はもっと厳しい基準で臨まなければ、対象者は納得しないと思うのです。65歳以上75歳未満の方は、特定健診になるわけですから、自分の健康状態が漏れたら大変なことでしょう。先ほどの答弁では、何かきちんとした保証があるのかどうかという点は、あまり納得いく説明ではないようにお聞きしたので、公務員との比較において、もう一度お答えください。

それから、この問題の二つ目は、特定健診や保健指導の目標値が達成されなかったら、特別支援金のプラス・マイナス10パーセントの範囲でペナルティが科せられる、あるいは奨励金というのですが、そういう対象なのですが、仮に市長答弁にあるように14億円の1割、1億4,000万円、最大のペナルティが科せられたということになれば、この財源はどうやって用意するのですか。まさか国民健康保険料を上げてペナルティの財源を用意するという、そんなことはしないと思うのですが、この財源をどうするのか、現実の問題になりますから、お答えください。

最後は、市立病院問題です。

まず最初に、副市長が市長のいないとき、記者会見をして新年度予算のことについてレクチャーしたようです。その中で、現在、市立病院新築準備室に配置されている3人の建築の技術職員を減らす、何人減らすかは明らかではありませんが、と述べています。減らすということを行ったということはお認めになっているようですから、そうすると、新築はあきらめたのではないかというふうに受け取る方もいるので、その話を聞いて、市長は新築をあきらめたのかと、技術職員は引き揚げるのかと、こういう質問も来ています。これについて詳しい説明をしてください。

それから、病院問題の答弁を聞いていて、市長はあくまでも新病院を建設するというのか、それを視野に入れながら、総務省の公立病院改革ガイドラインとの関係でいろいろな複雑な問題が出てきますから、その中で市立病院をあきらめて、先ほど聞いていたら、地方公営企業法の全部適用あるいは地方独立行政法人化、この二つを検討して、言ってみれば、私が聞いた指定管理者制度は考えていない。まして民間譲渡も考えないということだと思ふのです。そうすると、新築を市長は進めると口で言いながら、同じ答弁で全部適用だとか、あるいは地方独立行政法人化とか、そういうことを考えるわけです。経営形態の見直しに触れて、具体的に二つを検討しているという答弁なのです。だから、新病院の建設とこの経営形態の見直しを、市長が答弁された範囲で私たちはどう受け取ったらいいのか、わかりやすく答弁をしてください。

新病院建設と言いながら、新病院でない経営形態を考えることを言うのだったら、筋が通らないのではないかというふうに思うのです。

それから次、公立病院改革プランの策定についてであります。9月ころをめどに策定したい。内部にプロジェクトチームをつくり、有識者の意見も求めてという答弁でした。そこで、議会に対して仮に市立病院調査特別委員会なり、厚生常任委員会なりにどの時点で相談をするのか、意見を聞くのか、こ

の点について一つはお答えをいただきたい。

それから、病床利用率についてですが、結局、市長が言っていた3か年平均の利用率が70パーセントを確保しているということは、これは実際にはそうでなかったということだと思っております、市長の答弁からいって、70パーセントを大きく切っているわけですから。18年度は49.6パーセントでしょう。だから、これを許可病床数でなくて実稼働ベッド数でいっても、19年度70パーセントになるかどうかということなのだから。そうすると、当然、ガイドラインからいったら、新病院を建設するにしても病院の規模の大幅な縮小をしなければならなくなるのです。そういうことも想定して、改革プランに臨むのかどうか。これをまずはっきりさせてほしい。9月までにつくるというのですから、だから私はそのスタンスはいかがかと最初に聞いているのです。

それから、経営の効率化の数値目標については、市長はかみ合ったお答えはありませんでした。改革プランの中で決定していくということで、義務づけられている経常収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率、これについてはお答えがありませんでした。そこで、この三つの指標について現在どうなっているかということについて説明をしてください。

以上で、再質問を終わります。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** たくさんありましたので、私が答弁した以外のものは、担当部長から説明いたします。

初めに、四つの基準について連結実質赤字比率をどうクリアするかというお話ですけれども、私が今一番期待しているのは病院の特例債ですね。これが何とか5億円くらい認められれば、最低これはクリアできる基準になるのです。基準をクリアできるのです。これは私も去年の12月末に総務省へ行って担当者とお話をしまいいりまして、担当者の方も一応今示されているものは19年度以降のいわゆる医師不足による赤字、これが該当するということで、小樽の場合何とかならないかという話をしています。どこまで拾えるかどうかというのは、これから4月以降、そういった基準をお示したいという話をしましたので、今、全力を挙げて総務省に何とかこれを認めてもらえるように、道を通じて、あるいはまた我々としても行動を起こしていきたいと、このように思っています。

それから、連結実質赤字比率で、どの会計の比率があれだという話ですけれども、やはり今一般会計とそれから先ほどの質問のありました国民健康保険事業特別会計と病院事業会計ですから、この三つですから、どれということはありませんけれども、どれも赤字がなければいいわけですから、ただ一番大きいのが病院事業会計ですから、病院事業会計がやはり足を引っ張っているだろうというふうに思います。

それから、健全化計画の見直しですけれども、本来早く出すべきだったのですけれども、予算編成がとにかく手間取りました。今までにないようなこれだけの財源不足の中でどうしていくかという、収支均衡予算をどう図っていくかということで、職員組合とも最終的な詰めをやったわけですから、その中でぎりぎりまで延びてしまったということでもありますので、これは大変申しわけないと思いますけれども、その点はひとつ御理解願いたいと思います。今、鋭意健全化計画の見直しについて作業していますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、財政再建との関連で、政府の骨太方針との関係ですけれども、確かに我々としては国に対して要求すべきことは要求しています。私もいろいろなことを言っています。特に、地方交付税の算定

の問題で、今回はやっと市民税の法人割については、減額になった部分については減収補てん債を認めるということになったのですけれども、私も要求しているのは、市民税の所得割についても何とかしてくれと要求しています。これも地元出身の国会議員等を通じて、さらに私も直接総務省へ行ってこれも話をしていますので、何とかこういう部分について減収補てん債を認めてくれるように、これからもまた要求していきたいというふうに思っております。

それから、病院の問題ですけれども、市立病院新築準備室の関係については副市長から答えさせます。

要するにガイドラインの関係で改革プランをつくるというのは、現病院に対してつくるのです。現病院をどうするのか。それが決まった先に新病院があるわけですから、まずは現病院をどうするか、経営形態の見直しを含めて、再編も含めて、ここが決まらなると先に進まないのだろうというふうに思いますので、まず現病院については改革プランをつくりたい。その先に新病院があるだろうというふうに思っています。ですから、あきらめたわけではなくて、そういう見直しの改革プランをつくりながら、その先を見据えてやっていきたいということです。

それから、プロジェクトの関係について、市立病院調査特別委員会、まだたぶん定例会が終わらないとプロジェクトチームをつくれませんので、定例会が終わり次第これを立ち上げて、そして検討に入りますけれども、そういった状況については逐次市立病院調査特別委員会の方に報告していくべきものと思っております。

それから、病床利用率の関係でプランと規模の関係ですけれども、これもやはり現病院をどういうふうにするのか、現在ある稼働病床にしても、許可病床はもう800床ですから、これはもう論外にしまして、稼働病床の500数床をどこまでどうするのかという問題がまずあると思いますので、そのことも含めて改革プランの中でこれは検討していくべきものというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 副市長。

**副市長(山田 厚)** 新年度予算に際しての記者会見の席で、市立病院の予算、病院の新築関係の予算を計上していないという説明をした後に、記者からの御質問がありましたので、この中で市立病院新築準備室をどうするのだという御質問の中で、基本的にはこの平成20年というのは、改革プラン、とりわけ数字上いろいろな目標数値に基づいた計画を立てるとか、それから今議論になっている地域のネットワークというものを医師会を中心としている議論をするという、こういう年になるだろうから、いわゆる基本設計というのは発注しないので、そういう意味では技術職員というのは基本的に置かなくていいのではないかと。しかし、当然この議論の延長線上には新しい病院の問題というのは出てくるわけですから、すべて建築の技術職員を置かないということにはならないのではないかと回答いたしました。そういう意味では、市立病院新築準備室というものについて全部なくすると思われて、今、議員から御質問あったように、あきらめたというふうに思われても困るので、我々としてはあくまでも今の統合新築というのはスタンスとしては変えていないのですと、こういうこともきちんと最後に申し上げましたので、議員の危ぐされていることではないということだけは申し上げたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市民部長。

**市民部長(佃 信雄)** 北野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、赤字額がどうして増えたかという理由でございますけれども、実は障害者自立支援法が施行されまして、個人負担等々のことも出てまいりまして、施設に入居しております方々が世帯分離をされて

いる。従来であれば父親なり母親なり、親元の国民健康保険等々に入っていた方々が、世帯分離をされて、それが我々や私ども小樽市の国保に入ってきている。そういった形で世帯分離が行われ、そこで必要な医療費が、人数も非常に多い施設でございましたものですから、その中での費用がかさんで、結果的に2億数千万円の赤字額が増えたということでございます。

それからもう一つ、健康診査の關係のプライバシーの關係でございますけれども、これは先ほど市長から答弁申し上げたとおりに、非常に健診に係るプライバシーというのは、私どもも重要な部分だというふうに思っております。先ほど議員の方からお話がございました公務員と比べてみて、民間の方々にこういった形でプライバシーの保護が徹底をされているのか、私ども再度確認をする中で、こういった方法がとれるのか、先ほども話したとおり、契約書の中では縛ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、こういったところまでできるのか、再度調査をしてみたいというふうに思っております。

それから、ペナルティの關係でございますけれども、先ほどの後期高齢者が目標に達しない場合はペナルティがございますけれども、私どもとしましては、現在、収納率の率によりましてペナルティを加算されております。それは国からのペナルティがございまして、国からの交付金等々を減額されるということになってございますので、この後期高齢者の支援金も同様の扱いをされるというふうに聞いてございますので、そういった形になりますと、当然、我々の中ではそういった費用は国保の中の決まりに基づきまして、当然といひましょ、利用者の保険料の中に組み込まれて積算がされていくというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 福祉部長。

**福祉部長(中町悌四郎)** 私の方から、後期高齢者の診療報酬の改定に関する事で2点再質問がありましたので、答弁したいと思います。

まず1点目なのですが、かかりつけ医の關係から十分な医療を受けられなくなるのではないのかということなのですが、このかかりつけ医については、国が資料をつくっていますので、これに基づいて話しますけれども、国の方でこのかかりつけ医というものを高齢者担当医、仮称なのですが、そういうふうに呼んでおりますけれども、この後期高齢者診療料、御指摘のありましたこの部分なのですが、これもすべての医療機関が直ちにこの報酬を受け取るというわけにはならない。それはそのためには医療機関においても、医師側でもいろいろな研修を終えなければならない。例えば高齢者の心身の特性とか高齢者の機能評価の方、それについて十分国の定める研修を終えて、そして常勤の医師がいなければならないという条件とか、要件が多々ありますから、ですから直ちにこういった診療料を請求できる医療機関がいっぱいできるということではないのですけれども、それとやはりこのかかりつけ医といひますか、この高齢者担当医、この高齢者はなぜこういったことを考えたかという、やはり高齢者は同時に複数の疾患にかかることが多い。そして、療養生活が長期化するという、そういうことから継続的な療養生活を支える必要が高くなっていく。ですから、1人についてトータルで継続して病状を把握する取組がやはり必要なのです、そういうことが望ましいのですということで、この高齢者担当医というものをやっぺいこうということなのです。

ただ、その場合にあって、いわゆる1人の人が、今言いましたような対象の診療の内容なのですが、対象疾患というのは、いわゆる生活習慣病に限定されているということですから、糖尿病とか脂質異常症、高血圧疾患、認知症、こういうような部分で対象疾患が限定されております。そういったことを対象にこの後期高齢者診療料をやっぺいこう。

それとやはり国は、自由に自分の選んだ医療機関にかかるフリーアクセスというものをこれは否定し

ているものではないと言っていますので、こういった中でも例えば担当医、かかりつけ医の方から専門の病院を紹介してもらおうとか、あるいは担当医がちょっとうまくないといったらかえることも構いませんし、違う医療機関にかかることを否定するものではないと言っていますので、そういうことからいうと、十分な医療が受けられなくなるということではないと思います。

それと二つ目の終末期相談支援料というものがありませんでしたが、これは現在も実際にやはりこの医療に限界がある、回復の見込みがないというときに、どのような医療をこれから行ったらいいのかということは、その本人も含め、家族の方にも十分話し合いを行いながら、現在もそういった医療を行っているということがあります。ですから、今回この終末期相談支援料というのは、これに着目して、こういった部分に目を当てようということで、新たに診療報酬を支給しようということなのです。

確かに、今回、全体で40項目を超える部分の診療報酬のこの後期高齢者に限っていいますとあるのですけれども、確かにこれは在宅と入院等多々ありますけれども、そういうことから、病院から追い出して在宅のみということではなくて、入院においても外来においても幅広くいろいろな今行われている内容を十分検討しながら、よりよい適正な医療ということを目指して今回の診療報酬の改定が行われたのではないかと、そういうふうに考えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

私の方からは経営効率化に向けての指標の関係ですけれども、20年度予算で計算してみますと、経常収支比率で言えば96.0パーセント、医業収支比率で言えば96.5パーセント、それから職員給与費対医業収益で言えば51.5パーセント、病床利用率についてですけれども、小樽病院が4月1日から大体40床の1病棟を休棟しますので、これで計算しますと80.8パーセントということの病床利用率、これは実稼働病床利用率。それで、今、改革プランの策定に向けては、先ほど市長がお答えしましたように、許可ベッド数の見直しということを考えていくということでおあります。

全国自治体病院協議会というところがありまして、そこから示されている今のところのスケジュールでは、3月末から4月にかけてこういったいわゆる改革プランのどの程度細かいものが国から示されるかわかりませんが、日程的には3月末から4月にかけて各都道府県説明会等も始まるということで、この辺の時期になりますと、一定程度の国の考え方というのは示されるのではないかとこのように思っています。これを受けて改革プランの策定を進めていくということになるかと思えます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 再々質問します。

まず、病院関係ですけれども、一番新しい指標で経常収支比率以下三つの率についてお答えくださいと言ったら、事務局長は平成20年度予算で答えたのだけれども、これでは意味がないのではないのか。あなたの願望だから。少なくとも私が想定したのは、19年度決算見込みでやらなかったらだめでないのか。見込みがわからないと言うのなら18年度決算でやらないと、説得力がないのです。予算を立てるときは、きちんとしていこうというふうにしたいということを立てるのだから、その願望を説明してもだめです。いつも狂っているのだから。だから、直近のもので一番新しい19年度決算見込み、それができていない場合は、18年度決算で答えてください。

それから、20年度のことについて調子のいい話をするけれども、医師の数とか看護師の数、例えば医師が新年度からやめる予定はないのか、あるいはその代替の医師が来るようになっているとか、実態は

わかりませんけれども、みんなが心配するのはここなのです。20年度4月1日以降、医師の数がどうなるか。診療科目ごとに心配ないというのなら心配ないでいいですから、きちんと答えてください。これが診療報酬とか医業収益に重大な影響を及ぼすのですから、病院のことをちょっとでも心配している人は、みんなここへ質問が集中するのです。こういう根拠をきちんとした上でないと、20年度のことについて語る資格なんかありません。もう一回答弁をやり直してください。

それから、福祉部へなのですが、医療の差別の問題はないようなことを前提に答弁しているのです。本当かと思うのです。それでは私が代表質問で言ったのは、うそだということになるのです。あなたはとんでもない答弁をしているのです。

まず、あなたの言うことをそのとおりとしてやっても、例えば慢性疾患だから高血圧とか糖尿病、今でも医師の話を聞いたら、薬が三百数十種類あるというのです。医師の腕はいかにしてその人に合う血圧の薬を出すか、あるいは糖尿病の薬を出すかだというのです。これがなかなかうまくいなくて、医師をかえている人が何人もいるでしょう。そういうことがいとも簡単にできるのですか。あなたはかかりつけ医をかえればいいのかとおっしゃるけれども、制度上そう簡単ではないはずですよ。

それから、退院の強制、これについても利益誘導で退院させたら診療報酬からお金が来るようになっているのです。経営が厳しいから十分な医療をすれば、その分は診療報酬から医療機関に払われないのです。当然診療報酬が相次いで改悪されている中で、病院だって最小限の経営を維持しなければならない。そうすると、当然退院をさせるという方向になるのではないですか。退院のことは私が言ったほかに、さらにまだありますから。だから、そこのところは十分な医療を受けられるというふうにおっしゃったけれども、そうっていないはずだから、もう一度私の言っていることは心配無用だとわかるような納得できる答弁をしてください。

それから、次は国民健康保険に関してですけれども、19年度の決算見込みで2億数千万円の赤字が出たその理由は何かと聞いたら、小樽の施設に入所した障害者の人が、これまではその家族の健康保険で見られたけれども、障害者自立支援法で今度は小樽の国保で支払うようになった、これは大きい。障害者自立支援法の実施は一昨年ですから、遅い実施でも10月からですから、あなた方はこのことを見込んでいなかったということですか、こういうことを。あのとき大議論になったのは、小樽に住んでいる障害者の1割負担、医療費も含めて1億円近い自己負担になると、これは大問題だということで議会で指摘をしたはずなのです。そのうち、1億円近い中に、医療費も施設の方も入っているはずですよ。そういうことを予算に組まないで、今慌てて補正予算を出してきて、国民健康保険事業特別会計の赤字が増えるようになりましたというのはいかがかと思うのです。これについてお答えください。

それともう一つ、逆に心配なのは、そうすれば、障害者自立支援法で1割負担、国保で2億数千万円ですから、そうすると1割負担だったら、その5分の1になるのですか。小樽の障害者の実態、医療費の自己負担、1割負担で幾らだったのかということはどう押さえていますか。

この2点について今の質問にお答えをいただきたい。

それから、市長がお答えになった病院の問題ですけれども、市長、誤解しないでほしいと思うのですけれども、私も総務省のガイドラインとか北海道の連携構想というのは、現病院に対してのものだということは1回目の質問でもはっきり申し上げて、その関係で質問を展開しているのです。だから、私の指摘していることは、例えば病床利用率、ベッドの回転率が悪い、こういうところはベッド数を削れと来ているのですから。だから、改革プランを今年の9月まで策定するというのだから、こういう基本問題についてどういうスタンスで臨むのですかと初めから聞いているはずですから、これについて何か私がガイドラインを新病院に適用したかのようにすり替えて市長は誤解を招くような答弁をしている



けれども、全然違いますから、もう一度答弁をやり直してください。どういうスタンスで臨むのですか。

これは単に病床利用率ばかりではありませんから、総務省の改革のガイドラインというのはかなり広範囲に全分野にわたっていますから、主なものだけで結構です。どういうスタンスで対応し、改革プラン、この9月をめどに策定に臨むか、この考えをひれきをしていただきたいということです。

それから、次ですが、最後の問題です。

いわゆる連結実質赤字比率です。18年度が18.1パーセント、19年度決算見込みで19.9パーセントというふうになっているというお答えだったのですが、これは病院の比重が大きいことは市長もお認めになりました。しかし、国民健康保険事業特別会計と一般会計ということも言われたのです。国民健康保険事業特別会計もこのままだったら19年度の赤字が膨らむ。20年度もどうなるかわからないわけです。それから、一般会計の方も20年度はこれからどうなるかということがあるわけですから、そうすると市長のおっしゃる予算上ではクリアできないかもわからないけれども、決算が出るまで何とか努力してやりたいというお話のただけでも、そういう楽観的なことで本当に大丈夫なのかというふうに思うのです。予算と、あるいは予算の執行にかかわる決算をどう出すかということにもかかわりますから、あわせてお答えをいただきたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** ガイドラインの関係でどう臨むかということですがけれども、ガイドラインで示されていますのは、民間医療機関が多く存在する都市部においては、公立病院については果たすべき役割に照らして、現実に果たしている機能を厳しく精査しなさいと、そう言っているのです。必要性の乏しくなっているものについては廃止、統合も検討せよという話です。それから一方では、現在ある計画、こういったものもガイドラインの策定に合わせて見直しをするということが望まれますとかいろいろ言っています。ですから、そういうガイドラインに示されているものを参考にしながら、これから臨んでいきたいというふうに思っています。

それから、連結実質赤字比率の問題、何も楽観視なんかしていません。もう頭から離れませんが、これはどうしようかと思って。そういうことですから、何とか頑張りたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市民部長。

**市民部長（佃 信雄）** 北野議員の再々質問にお答えをいたします。

国民健康保険の関係で赤字要素になる施設の入所の部分を見なかったということでございますけれども、我々としては、この法律の下に世帯分離が行われるということにつきましては、19年度の予算編成時には予想ができなかったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 福祉部長。

**福祉部長（中町悌四郎）** 後期高齢者の診療報酬のことについてお答えしたいと思います。

私も国のこの診療報酬の改定ということで、いろいろな情報で私たちも知り得ているということで、この内容については2月6日に全国老人医療・国民健康保険主幹課長会議というのがありまして、そこで国の資料に基づいて説明をされています。そこに、Q & Aというのがありまして、ここで後期高齢者医療制度、かかりつけ医制度が導入されて、患者が自由に医療機関を選べなくなるのですか、それは本当ですかという設問がありまして、それに国の方で答えているということで、そういうことではないで

す。新しく導入する高齢者担当医、この仕組みというのは、後期高齢者自身が医療機関を自由に選んでいただいて、他の専門医にかかっても構いません。ですから、後期高齢者は高齢者担当医、かかりつけ医のことですが、これ以外の医師にかかっていたとしても構いませんし、変更しても構いませんというふうに国で示している資料に、このように記載されておりますので、私は御指摘の部分は間違っていないだろうと、そういうふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 再々質問にお答えします。

それでは、最終予算、決算見込みというふうにお考えいただいて、それで計数をお答えいたしたいと思えます。

経常収支比率では92.3パーセント、医業収支比率では90.9パーセント、職員給与費対医業収益では56.2パーセント、実稼働ベッド数で計算しました病床利用率は70.5パーセントということに予定しております。

それから、医師と看護師の確保の件ですけれども、現在のところ、いわゆる確定している退職者で補充できないという。あとほかの診療科では、毎年医師の交代というのがありますので、そういった意味では補充できない診療科について何点かお話ししたいと思いますけれども、整形外科につきましては、1名が3月末で退職します。これについては補充の予定はありません。今のところ退職して補充できないということで確定しているのは、この整形外科でございます。あと予定では整形で秋にもう一人退職するという。それから、内科の呼吸器の医師が秋に1名退職するというので、この補充についてはなかなか難しいのではないかとこのように今考えております。

それから、看護師につきましては、何とか先ほど言いましたように、病棟を休棟する等々もありますので、今のところ看護師の必要数はほぼ確保できるのではないかとこのように思っていますが、退職者がもう3月になりましたので、増えないと思えますので、それでも数名の不足が出るということは当然考えられるかと思えますけれども、看護師についてはほぼ確保できると今のところは考えております。看護師必要数について、現在、計算しているところでは、1名が不足するというふうに計算をしておりますけれども、現状そういった状況でございます。

(「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 市民部長の最後の答弁ですけれども、障害者自立支援法を議論したときに、小樽の障害者の自己負担が1億円近いということは、理事者側も答弁されていたのです。だから、当然これは施設に入って病気になるというような場合も含んでですから、だから当然そういうことを考えれば、障害者について収入その他をもって、いわゆる保護者の方の会計というか、健康保険から外されるということも説明していたはずなのです。そうしたら、当然、国民健康保険に来る。だから、小樽市以外に住んでいる方も今度は小樽に住居を移しているわけですから、そういうこともいろいろ説明があったので、今の答弁を聞いてちょっとびっくりしたのです、なぜ計算しなかったのかということが。だから、こういうことについて計算していませんでしたというような答弁だけでは、ちょっと納得いきませんから、これについては議長に取扱いを一任します。

**議長(見楚谷登志)** 先ほども答弁を聞いておまして、若干補足が必要なのかと私も思っていたものです。ですから、もし部長の方で再度補足答弁があるのであれば、私も聞いてみたいというふうに思っておりますけれども、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市民部長。

**市民部長(佃 信雄)** そういった形で費用がかかるということは私どもも聞いてございました。しかしながら、先ほど私が答弁したのは、その方々が世帯分離をされて、国民健康保険の中に入ってきてこれだけの負担になるということは予測ができなかったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 5時35分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 斉 藤 陽 一 良

平成20年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成20年3月4日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	鷹	副	市	長	山	田	厚								
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤	利	典						
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参	事	吉	川	勝	久			
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長	安	達	栄	次	郎			
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎			
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	本	間	達	郎				
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一				
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長	仲	谷	正	人				
小	樽	事	務	局	長				監	査	委	員	中	塚	茂				
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	事	務	局	長							
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部	長	大	野	博	幸			
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企	画	政	策	室	長			
									財	政	部	財	政	課	長	堀	江	雄	二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第52号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日、新たに提案されました議案第52号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝麿）** ただいま追加上程されました議案第52号について、提案理由を説明申し上げます。

平成19年度一般会計補正予算につきましては、除雪費におきまして不足が見込まれるため、所要見込額を計上いたしました。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、この提案により昨日お答えいたしました財政健全化法に基づく判断比率の試算値が変更となりますので、改めて説明いたします。

平成19年度分について本定例会補正後の予算上の収支を基に試算いたしますと、実質赤字比率は4.9パーセント、連結実質赤字比率は20.2パーセントとなり、平成20年度当初予算ベースでの連結実質赤字比率は18.0パーセントとなります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**9番（高橋克幸議員）** 第1回定例会に当たり公明党を代表して質問します。

初めに、財政問題であります。

平成20年度の予算編成が行われ、何とか赤字予算の回避となりましたが、依然として厳しい財政状況であります。予算規模については、平成10年度をピークに年々減少し、削減する項目もほとんどないような骨格的な予算傾向が続いている状況であります。今回の予算編成に当たり、その特徴と主に留意した点について、市長の見解を伺います。

歳入についてであります。この中で大きな割合を占めている市税及び地方交付税の増減が、予算編成に大きな影響を与えます。平成20年度については、地方交付税が前年度と同額の金額となり、安どの気持ちでありましたが、市税については残念ながら前年度比3.7億円の減となっており、市税の減収傾向がとまらない状況であります。この市税減少の内容と要因についてお示ください。

今後の動向を考えると、健全化計画で想定されている数値ラインを下回るのではないかと危惧しているところですが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

平成19年度において財政健全化の取組を実施されていますが、その主な内容及び効果額についてと増収対策の内容及び効果額、また課題や問題点について見解を伺います。

さらに、平成20年度に当たり、これらについてどのように考えられているのか、お答えください。

次に歳出ですが、経費別の内容を確認しますと、扶助費は増加傾向であり、その他は減少傾向であります。今回の予算についても、大きく圧縮可能なものは人件費の項目しかなく、職員の協力の下、人件費の削減となりました。単年度の判断ではありますが、今後の歳出削減についてどのように考えられてい

るのか、経費別でお示してください。

また、特に繰出金について、繰出し基準の見直しや今後の課題や考え方も含めてお答えください。

昨年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法が成立いたしました。この法律は、現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、夕張問題に十分機能しなかったことを踏まえ改善した制度であると言われております。この中で健全化を判断する四つの指標が設けられ、一般会計だけでなく全会計を含めて連結という考え方であります。この財政判断指標は、平成20年度決算の結果が今後の財政運営に大きな影響を与える可能性があり、早急な対応が必要となりますが、今後どのように進めていくのか、主な内容及び課題と問題点についてお示してください。

また、連結という全会計にかかわる観点から、特に繰り出されている特別会計や企業会計などの内容チェックや精査など、将来に向けてのさらなる検討や協議が重要と考えますが、市長の見解を伺います。財政健全化計画の見直しについてであります。

19年度に計画されていた地方交付税の減額により歳入の欠陥があり、補てんの可能性も大変厳しい状況であります。また、市税収入についても、今後の動向を考えますと再検討が必要と思われれます。これらのことから、先ほど述べた自治体財政健全化法の関連もあり、早急な財政健全化計画の見直しが求められています。今後の予定と考え方についてお示してください。

次に、議案第31号についてであります。

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案であります。全国的に見ても同趣旨のものが増えているようであり、限定的な使用用途を目的として成果が現れているところもあるようであります。今回の条例案について、経過と対象事業の考え方について、また他都市において先進事例やその内容について把握しているものがあればお示してください。

この条例案は、小樽の歴史的な産業遺産を生かしたまちづくりを支援する人々による寄附金を財源とするとあります。趣旨を理解していただくために、具体的な周知とともに、どのように情報を発信していくのか、その内容と工夫が重要であると考えます。

そこで何点が伺います。

小樽の歴史的な産業遺産を生かしたまちづくりということで、今までにどのような内容で行ってきたのかというわかりやすい経緯と今後どのような考えで進めていくのか、具体的な方針について対象事業別にお答えください。

また、これらをどのように周知と情報発信の内容に盛り込んでいくのか、お示してください。

さらに、この対象事業の具体的な全体計画や優先順位についてどのように考えられているのか、そして実施された結果報告など、どのような情報提供を考えているのか、お答えください。

次に、人口問題と若年者雇用対策についてであります。

本市の人口は毎年減少しており、1月末の小樽市の人口は13万8,741人です。人口問題は多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体においても少子化の影響により人口が減少しています。

まず、本市の人口減少についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

過去10年間の推移を確認してみますと、平成10年9月末と平成20年1月末の比較では、人口が1万6,027人の減、その内訳として年少人口は4,250人の減、生産年齢人口は1万8,573人の減、老年人口は6,796人の増となっており、少子高齢化の傾向が顕著であります。この中で特に大きな影響は、生産年齢人口の減少であると考えます。本市の市税収入や経済効果に対して、着実な形で減少傾向が現れているところであります。この生産年齢人口の減少の主な要因と、その傾向性についてお示してください。

また、これら人口問題に対して実施してきた主な内容と効果についてお答えください。

さらに、今後の対策や考え方も含め見解を伺います。

以前の議会でも議論となりましたが、人口の移動状況を見ますと、その多くが隣接地である札幌市への移住であります。通勤圏内の小樽市であります。これらに対する対策について簡単ではありませんが、さまざまな調査や検討が必要であり、その中から小さなことや試行であっても着実に進めていくことが重要であると考えます。今後の予定と考え方について見解を伺います。

移住促進事業については、人口対策の一つとして重要な視点であります。小さいながらも毎年着実に進展しているとのことであります。現在までの状況と内容、そして傾向性についてお示しください。

少子化対策については、次世代育成支援対策推進法が策定され、本格的に支援の対策がスタートしたところでもあります。本市においても、地域行動計画が策定され、具体的な内容として支援策が盛り込まれて実施されていると伺っています。本市の行政としての対策と民間企業で実施されている状況について、主な内容とその効果をお示しください。

出産後、退職した女性が社会復帰をする場合、日本は欧米諸国に比較し率が低く、特に看護師や有資格者の潜在化が大きな問題となっています。子育てを支援する対策が着実に進むことで少子化への歯止めが可能になると考えているところであります。次世代育成支援対策において、今後の課題や問題点も含め見解を伺います。

人口問題の大きな課題の一つとして、若者の定住と若年者雇用対策があります。就職先があれば小樽に残って働きたいと願う若者は多く存在すると思います。

まず、本市の新規学卒者の就職状況ですが、高校、大学それぞれの就職率はそれぞれ何パーセントになっているのか、また北海道内や地元小樽の企業の採用状況や就職状況及びその率はどのようになっているのか、把握している内容でお答えください。

さて、若者の定住と若年者雇用対策についてですが、本市の将来人口に大きな影響があることから、市長としてもさまざまな検討をされ、企業誘致や産学官の体制も含めこれらの体制を講じてきたことと思いますが、これまでどのような対策を実施してきたのか、その項目、内容についてお答えください。

また、その対策の効果と今後の課題や具体策についてはどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、経済問題についてであります。

日本の経済動向として、やや景気回復の状況が続くと言われていますが、北海道や本市においては、その実感はほとんどない厳しい状況であります。本市の経済状況の推移についてであります。過去10年間の推移で産業別と主な内訳の状況や傾向性についてお示しください。

また、本市の経済状況についてどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

我が党は、昨年12月から本年1月にかけて全道的に企業実態調査を実施し、小樽においても167業者のサンプル数となり、直接さまざまな意見や要望を伺ってきたところであります。この特徴として、公共事業の減少や売上げの減少、資金繰りに関連して金融機関の厳しい対応、そして今後の採用の検討など、全体的に厳しい経営状況が主な内容であります。本市の厳しい経済状況に対して今後の経済対策をどのように考えられているのか、見解を伺います。

ここ10年間の商工費の推移では毎年減少傾向にあり、平成11年度と20年度の予算比較では、半分以下の約4割まで減少している状況であります。この要因と主な内容、特徴についてお示しください。

商工費の不用額と、そのとらえ方についてであります。昨年の決算特別委員会でも質問しましたが、直近5年間の決算ベースで平成14年度と平成18年度の比較では約7億4,000万円の減、また予算額に対する不用額は平成14年度約6億2,000万円、率では18.9パーセントであり、平成18年度約5億6,000万円、



率では22.3パーセントとなっております。予算額が大きく減額している中で、不用額の割合が高くなっている状況であります。また、商工業振興費についてであります。直近5年間の決算ベースでは、平成14年度と平成18年度の比較で約6億円の減、率にして26パーセントの減少であります。その内訳を見ますと、中小企業設備近代合理化資金は約2億7,000万円の減、率にして23パーセントの減少であります。これらの主な要因と傾向性について見解を伺います。

また、今後の商工費及び振興対策をどのように考えられているのか、お示してください。

次に、相談窓口についてであります。

先ほど述べた調査において複数の意見や要望があった中で、相談窓口の件がありました。この相談状況ですが、どのような体制で行われているのか、相談員の人員や体制、相談場所、また直近5年間の相談数や主な相談内容についてお示してください。

特に個人事業者や小規模の事業者からは利用しにくいという声もあり、基本的なことも含め、気軽に相談できる体制が求められているのではないかと考えます。この点について今後どのように検討されるのか、見解を伺います。

旧丸井今井小樽店跡の施設の利用についてであります。

平成17年10月に丸井今井小樽店が閉店して以来2年以上が経過していますが、一部の利用があるものの、現在まで大きな進展が見られない状況であります。中心市街地における影響として近接する中心商店街の来訪者の減少があり、それに伴う損失も大きいことから、中心市街地の活性化にとって旧丸井今井小樽店跡の施設の利用については要望も多く、早急にその対策が求められているところであります。

そこで伺いますが、現在までの状況についてどのような経過となっているのか、課題や問題点、そして今後の予定や考え方についてお示してください。

次に、市立病院問題についてであります。

昨年12月、基本設計の委託業務の一時中断に伴い、市として新病院建設に対する方針が出され、基本姿勢では新病院の建設を目指すことに変更はないという内容でありました。その後、公立病院改革ガイドラインが総務省より提出されました。まず、先ほどの基本姿勢に対して、このガイドラインによる影響があるのか、またガイドラインについてどのように受け止めておられるのか、市長の見解を伺います。

さらに、これらの影響が現病院に与える大きさを大変心配しているところですが、今後の病院経営や医師確保など課題や問題点及びその対策についてどのように考えられているのか、あわせてお答えください。

今後の方針の2点についてですが、1点目に新病院建設用地の購入であります。これを平成20年度に変更するとなっていたわけですが、今後の予定についてお示してください。

2点目に、基本設計の再開ですが、方針では平成20年度の新病院建設用地購入にかかわる起債申請の時期を見極めて再開するということでしたが、これも今年度の予定は厳しい状況であります。建設用地購入の起債と基本設計の再開はセットであるという考え方でよいのか、さらに20年度の起債申請が21年度以降にずれ込む可能性も大きいと思われるが、学校適正配置のスケジュールと重複が考えられる中で建設地の見直しの可能性はあるのかなど、それぞれどのように考えられているのか、今後の新築スケジュールも含め見解を伺います。

さらに、新病院の規模・機能の見直しについて検討が必要であると考えるところですが、具体的な内容や考え方についてお答えください。

次に、公立病院改革ガイドラインの内容についてであります。

この中で大きな柱の一つになっているのが改革プランであります。これは公立病院経営の改革に総合

的に取り組むもので、平成20年度内に策定することになっています。ただ、年度の間あたりには大枠の内容ができ上がっていないかもしれないようではありますが、今後の主な予定やスケジュール、スタッフ、人員についてお示してください。

また、この改革プランは、現在計画されている不良債務の解消を含んだ病院収支計画や一般会計との関連はどのようになるのか、わかりやすく説明をお願いします。

改革プランの内容ですが、当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方について、何点が伺います。

改革プランの前提として「当該病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにし、これに対して一般会計が負担すべき経費の範囲について記載する」とあります。小樽市の地域医療体制の中で、市立病院の役割についてですが、小樽の医療環境がどのように推移してきたのか、また今後予想される医療環境について具体的に検証し、その上で今後の市立病院の具体的な役割の確認と、医師会など医療関係者との協議が重要であると考えます。

そこで伺いますが、小樽市内の2次救急医療を担当している公的病院と市立病院との比較で、診療科の推移の傾向や重複している診療科と病床数及び市立病院だけが診療している診療科及びその医師数、病床数をお示してください。

改革プランにある役割と、それに対して一般会計等が負担すべき経費の範囲とは、具体的にどのような内容なのか、どのように検討されていくのか、お答えください。

また、現在、一般会計から繰り入れされている金額に対し、どのように算定と金額が変化していくと考えられているのか、見解を伺います。

経営の効率化についてですが、経営指標にかかわる数値目標の設定を定めることになっています。この中で必ず数値目標を設定する項目で、経常収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率であります。これらについてどのように今後考えられていくのか、お示してください。

また、これらにかかわる基本的な数値である病床数の考え方も含め、お答えください。

これらに関連して現病院の収支についてですが、19年度においても経営の効率化や増収についての対策を実施されてきたことと思います。これらの主な内容と効果額について及び平成20年度についてどのような対策と効果額を考えられているのか、具体的にお示してください。

経営形態の見直しについてであります。

これについて選択肢があるわけですが、現市立病院については以前の議会の議論でも地方公営企業法の全部適用を目指すということでありました。この全部適用の大きな課題は、事業管理者の早期決定と管理者の実質的な権限と責任の明確化であります。全部適用は今後の病院経営に重要なポイントであり、改革プランの策定にも影響が考えられるところでもあります。管理者の決定も含め今後のスケジュールと課題や問題点も含めてお答えください。

財政支援措置についてであります。

再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費という項目がありますが、本市及び市立病院にどのようなことが具体的に考えられるのか、見解を伺います。

また、平成20年度に限り平成15年度以降の医師不足の深刻化などにより発生した不良債務等を長期債務に振り替える公立病院特例債を発行できることとされていますが、現市立病院についてはどのような検討をされているのか、内容と試算額についてお示してください。

さらに、公立病院に関する既存の地方財政措置の見直しについて項目があるところですが、本市にかかわる内容について検討が必要なものについて、考え方をお示してください。

次に、介護保険についてであります。

介護保険制度は、平成12年にスタートし、経過の中でさまざまな課題が検討され、平成17年には法改正が行われており、本市においても、平成19年1月から新予防給付が開始されました。高齢化に伴い介護保険制度を利用する方が増加傾向にあります。直近5年間の推移で被保険者数と利用者数及びその率、特徴についてお示しください。

また、平成19年度の利用者数の内訳で新予防給付の利用者数と率について、さらに新予防給付の状況やその他の地域支援事業の状況などもお答えください。

高齢化に伴い今後利用を考えているときに、さまざまな相談窓口やあり方など、入り口論が大きな課題になってくるものと考えます。特に、家族や親族が初めて相談や申請にかかわるときに、認識や情報がない場合があり、その対応が問題になると思います。それまでに介護保険制度に全く接点がなかった場合には、窓口の丁寧な対応や、わかりやすい説明が必要であります。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

情報提供の検討についてであります。

居宅サービスにかかわる介護事業者の情報や施設サービスの情報などがわかるようなシステムの検討が必要と考えます。特に介護施設について入所の状況や待機の状況がわかりづらく、だれもがわかるような情報が求められているところであります。今後の課題として要望いたしますが、見解を伺います。

本市の高齢化を考えますと、予算の根幹である保険料の問題と介護サービスをどのように考えていくかという大きな課題があります。保険料の構成は、現在は公的負担が50パーセント、あとの50パーセントを40歳以上の市民が負担をしています。現在その内訳は、40歳から64歳の方の割合が31パーセント、65歳以上の方の割合が19パーセントとなっております。しかし、今後、人口減少や高齢化による人口割合が変動し、保険料負担の構造が変化することが想定されるところであります。今後10年、20年というスパンで中長期での介護保険制度のシミュレーションが必要であると考えますが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、教育における地方分権の推進についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月27日に公布され、本年4月1日から施行されることになりました。これは教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申などを踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などの改正であります。現行制度上、市長は教育関連に対して十分な権限がないわけですが、問題が生じた場合、結果的に総合行政をつかさどる市長に最終的な責任が問われることが多いようであります。学校の設置者であり、同時に総合行政をつかさどる立場を考えると、今回の法改正は、現状から一步踏み込んでいける、よい機会と考えているところであります。この中で注目をしているのが教育における地方分権の推進で、文化・スポーツに関する事務の所掌の弾力化であり、いわゆるこの事務を市長が担当できるようにするというところであります。この法改正に対してどのように認識をされているのか、市長、教育長に見解を伺います。

また、他都市において事例はまだ少ないですが、倉敷市や島田市なども、関連する業務の一元化や戦略的に文化振興を通じたまちづくりの観点、あるいは観光対策の活性化などを含めたスポーツ文化部を新設する動向が見られるところであります。将来の小樽を展望するときに、これらの考え方とともに具体的な推進が必要であると要望するものであります。本市での今後の予定や考え方、そして課題や問題点についてお示しください。

次に、全国学力・学習状況調査と今後の対策についてであります。

文部科学省は、昨年10月、平成19年度全国学力・学習状況調査の調査結果を発表しました。同省のホームページに掲載されている全国都道府県別の内容を見ますと、北海道はほとんど下位の状況であります。これらの状況も含め、結果についてどのように受け止められているのか、改めて教育長の見解を伺います。

また、これらの結果が新学習指導要領にどのような関連や影響があるのか、あわせてお示してください。

これらの結果について保護者の意見として、子供が通学している学校はどのような位置にあるのかなどよくわからないという率直な疑問がありました。この点について、教育委員会としてどのように受け止めておられるのか、見解を伺います。

教育委員会のホームページを見ますと、小樽市教育研究所が今回の学力調査の結果と改善点を掲載しております。まず、この小樽市教育研究所とはどのような組織なのか、目的及び事業内容と教育委員会との関係についてお示してください。

この調査結果の中では、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の結果内容及び傾向が記述されておりました。また、これらを踏まえて指導上の改善点や授業の改善のポイントが掲載されておりましたが、これらについて教育委員会はどのように周知及び徹底されたのか、また具体的な対策はどのように考えられたのか、さらに学校現場ではどのような検討がされたのか、学校現場の意見も含め、できるだけ詳しくお示してください。

以上、再質問を留保して私の質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず平成20年度予算の特徴であります。全会計の対前年度伸び率が近年にない大幅なマイナスとなっておりますので、財政再建の方針の下で最大限の工夫に努めた緊縮型の予算であると思っております。

また、留意した点としましては、収支均衡予算を編成することを第一としながらも、現状の市民サービスを可能な限り維持することを念頭に置いて編成作業を行ったことであります。

さらに昨年6月に施行された、いわゆる地方公共団体財政健全化法が平成20年度決算から適用されることになっており、本市の場合、平成18年度決算で試算いたしますと連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えておりますので、特別会計や企業会計の収支が全体に与える影響等も考慮しながら作業に当たったところであります。

なお、この比率の試算値でありますけれども、平成19年度決算見込みで申し上げますと、実質赤字比率は4.9パーセント、連結実質赤字比率は20.2パーセントとなり、平成20年度当初予算ベースでの連結実質赤字比率は18.0パーセントとなります。

次に、平成20年度予算における市税の減少要因等ではありますが、主なものといたしましては、景気の低迷等により法人市民税が約1億7,000万円、喫煙者の減少によりたばこ税が約1億円それぞれ減になり、市税全体では前年度予算と比較して約3億7,500万円減収すると見込んでおります。このことにより、現状では財政健全化計画上の平成20年度見込額を下回ることとなりますので、これらの状況を踏まえて、現在、計画の見直し作業を進めているところであります。

次に、財政健全化の取組内容と効果でありますけれども、平成19年度予算における主な取組としまし

ては、まず退職者不補充による職員数の削減や給料の削減率拡大により、一般会計における職員給与費が退職手当を除いて前年度より約5億8,000万円減となったほか、管理経費についても燃料、光熱水費などを除いて約1億5,000万円の縮減となっております。

一方、歳入では、昨年7月から実施した職員等の市有施設内における車両駐車代として約1,500万円の収入を見込んでおりますが、全体として地方交付税や市税等の落ち込みを補うだけの財政効果を生み出すことは極めて難しい状況にあります。

また、平成20年度予算でも職員給与費の削減継続や事務事業の見直しによる管理経費の圧縮などの取組により、歳出の縮減には努めました。最終的には職員手当のさらなる削減に踏み込まざるを得なかったところであります。この財政再建は本市にとってどうしても乗り越えなければならない最優先課題でありますので、今後も全庁挙げて不断の努力を続けなければならないと考えております。

次に、今後の歳出削減でありますけれども、財政再建の実績を上げるためには、歳入の確保と歳出の削減、この両者の取組の強化が不可欠であります。そのような中で、まず人件費については引き続き職員数の削減に努めることとし、職員給与につきましても、現在の情勢の中ではいましばらくの削減継続が必要であります。これにつきましては毎年度の財政状況を見極めながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、公債費については、平成21年度までの公的資金の借換えにより負担の平準化を図るとともに、一般管理経費や施設関係経費については引き続き圧縮に努め、行政経費や負担金補助及び交付金などその他の経費につきましても、事務事業の必要性を検証し、経費の削減を図っていかなければならないと考えております。

次に、繰出金についてでありますけれども、現在の繰出金には、国民健康保険事業や介護保険事業に対するもののように法令等で市の負担割合が定められているものや、病院事業や水道事業に対する繰出金のように国から繰出し基準が示されているもののほか、それぞれの会計の収支不足分を支出しているものもあります。繰出金の増加は、一般会計の収支悪化の要因ともなりますので、このたびの財政健全化法の施行をもう一つの機会として、各会計への繰出しのあり方についても、改めて検討しなければならないと考えております。

次に、財政健全化法に関してでありますけれども、この法律の適用は平成20年度決算からとなりますが、今回の当初予算ベースでは、まだその基準はクリアしておりません。

今後の対応でありますけれども、まずは平成20年度の予算執行に当たり、これまで以上に歳入の確保と経費の節減に努め、最終的な決算段階では、この早期健全化団体の基準を何としてもクリアしなければならないと考えております。

また、現時点では一般会計のみならず病院事業や国民健康保険事業においても、多額の累積赤字等を抱えていることが本市の課題であり、各会計それぞれの収支改善なくしてはこの基準を満たすことはできませんので、これまで以上に常に収支状況を適切に把握しながら、それぞれの課題解決に向け努力しなければならないと考えております。

次に、特別会計や企業会計の内容精査などについてでありますけれども、健全化法施行後は、全会計合わせた収支により健全化の度合いが判定されますので、今後はますます各会計の収支の状況が重要になってまいります。これまでもそれぞれの会計において一般会計と歩調を合わせて健全化の取組に努めておりますが、今後におきましても、さらに積極的に収支改善に努めることが必要と考えております。

次に、財政健全化計画の見直しについてであります。現在、平成20年度予算を踏まえ、平成24年度において一般会計の累積赤字を解消するという目標を堅持しながら、計画上の収支の見直しを行って

りますので、調整でき次第示したいと考えております。

次に、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案についての御質問でありますけれども、初めに条例制定の経過であります。本市はこれまでも歴史的な産業遺産や建造物、文化的遺産を生かしたまちづくりを重要施策の一つとして進め、市内外の多くの方々から御支持をいただいております。今後もこうした財産を守り活用していくためには、市民はもとより多くの方々の協力が必要なことから、本市のまちづくりの姿勢を広く内外にアピールし、寄附を通じて参加と協働を呼びかけるため条例を制定するものであります。対象事業の考え方は、保全、活用のための寄附を呼びかけるため、本市の財産として認知度があり、具体的に保全や利活用を進めていく事業として登録歴史的建造物、文学館、美術館、鉄道施設等に限定したところであります。

次に、他都市の先進事例でありますけれども、いわゆる寄附条例は全国で30以上の自治体が制定しております。神奈川県大和市では、教育、福祉、環境など18の事業項目を掲げておりますし、鹿児島県与論町のヨロン島サンゴ礁条例のように目的を限定して条例を制定しているケースもあります。

次に、対象事業ごとの取組、経緯と今後の方針であります。初めに旧手宮線は、現在、散策路や雪あかりの路のメイン会場として活用しており、今後は2月に地元市民など10団体で設置した旧国鉄手宮線活用懇話会の中で、これからの跡地全体の活用方法について協議を進めます。

次に、文学館、美術館につきましては、小林多喜二や中村善策など、本市にゆかりのある作家の作品や資料の常設展示を行ってきたほか、特別展などを開催してきました。今後は、中心市街地という立地条件を生かし、しかも旧手宮線に隣接する文化施設として、周辺も含め整備の検討をしたいと考えております。

次に、総合博物館の展示鉄道車両は、北海道の鉄道史を物語る貴重な資料であります。現在、腐食や破損が進行しており、今後は展示車両の計画的な補修を行い、歴史的な資料の保存と活用に努めます。

次に、登録歴史的建造物につきましては、本市の良好な都市景観を保全し育成するため、景観条例に基づき修復などに対し助成や融資を行ってまいりました。今後もこの寄附を財源として事業を継続し、小樽らしい景観の保全と新しい景観形成を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報発信の内容でありますけれども、今回の条例制定の目的は、本市のまちづくりの姿勢を広く内外へアピールすることにありますので、それぞれの対象事業における施設等の現状や、これからの利活用の方向を示していくことが重要であります。市の広報誌やホームページを使っている情報発信はもとより、商工会議所や観光協会を通じた周知、また市外には、東京小樽会や関西小樽会など小樽にゆかりのあるの方々への呼びかけなど、さまざまな方法を検討してまいりたいと思っております。

次に、対象事業の全体計画や優先順位でありますけれども、4本の事業ごとにどの程度の寄附があるのか現状で見込みを立てることはできませんので、収入状況を見ながら事業を進めることとなります。既に手がけている歴史的建造物の保全事業と今年度から実施する鉄道車両の保全事業につきましては、寄附金を活用しながら事業を実施していきたいと考えております。

また、旧手宮線の活用と文学館、美術館の整備につきましては、今後、市民や関係団体の御意見をお聞きし、早期に利活用や整備の方針を立ててまいりたいと思っております。

次に、実施結果報告などの情報提供でありますけれども、各年度ごとに基金の管理状況や処分の内容、さらにはその成果の写真などをホームページや広報誌に掲載するなど、情報提供の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、人口問題でありますけれども、平成17年以降、年間の人口減少数が2,000人台となり、深刻な状況であると受け止めております。人口の減少は、行政の面では市税収入や地方交付税など歳入の減少を

招き、また市内の生産力や購買力に大きな影響を及ぼすことから、人口対策は本市の重要な課題の一つと認識しております。

次に、生産年齢人口の減少でありますけれども、過去10年間の社会減の8割が生産年齢人口で占められております。その要因としましては、本市の厳しい雇用環境もありますが、生活基盤を大都市である札幌市に求める傾向も強まっているものと考えます。

また、50歳から64歳の年代では転入が転出を上回っておりますが、20代、30代では転出超過が続いている状況にあります。

次に、これまで実施しました人口対策であります。雇用関連としては企業誘致や若年労働者の地元定着事業など、子育て対策としては、地域子育て支援センターの開設や町内会館を利用した親子交流の場「『げんき』がまちにやってくる」の実施、保育所の定員拡大のほか、新たに休日保育を実施いたしました。

また、居住につきましては、若年者定住促進家賃補助制度の実施や市外からの入居を可能とする市営住宅への入居基準の緩和など、各種の事業を実施してまいりましたが、残念ながら人口減少に歯止めをかけるには至っておりません。

次に、今後の対策でありますけれども、人口減少には複合的な要因があり特效薬はありませんが、雇用、住宅、子育てなど総合的に取り組んでいくことが必要と考えております。

一方で、築港地区に建設されたマンションの居住者は、札幌市からの転入が2割、その他市外からの転入が2割という結果もありますので、交通アクセスのよい市内中心部への居住を促進することも有効な方策と考えております。

次に、移住促進事業についてでありますけれども、平成17年に移住専用のホームページとワンストップ窓口を開設し、移住に関する情報提供とともに相談や問い合わせに対応してまいりました。

また、道や移住促進団体と連携して、大都市圏へのプロモーションに参加し、本市のPRに努め、これまで移住として市が確認している件数は15件となっております。移住者には勤務先を退職され新しい暮らしの場を求められた方のほか、脱サラをして新たに事業を始められたケースが4件あります。

次に、少子化対策についてであります。本市においては平成17年3月におたる子育てプランを策定し、これまでの仕事と子育ての両立支援に加え、専業主婦家庭を含めたすべての子育て家庭に対する支援に取り組んでまいりました。取組の主なものでは、保育所入所定員の拡大、延長保育の実施箇所の拡大、休日保育の実施、わくわく広場やあそびの広場の開設などです。

また、これらの取組による効果についてであります。保育所入所の待機児童が解消したこと、通常の保育時間を超えた時間や休日における保育サービスが充実したこと、身近な地域で子育て親子の交流する場ができたことから、子育て支援の充実が図られたと考えております。

なお、市内の民間企業における子育て支援の状況についてでありますけれども、常時雇用する従業員が301人以上の企業においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、育児休業制度など子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定する必要があり、市内では6社が国に行動計画を提出していると同っておりますので、その詳細について問い合わせをいたしましたが、回答は得られませんでした。

次に、次世代育成支援対策における今後の課題についてでありますけれども、対策として取り組むべきさまざまな課題がある中で、人口減少、特に労働人口の急速な減少により社会経済への影響が懸念されております。特に女性にとっては就労と出産、子育ては二者択一の状況となっていることが問題であり、これをどう解消するかが課題であると認識しております。

次世代育成支援対策につきましては、国が示す基本的な考えの下、市民や地域、関係団体をはじめ国、道、企業など、それぞれの役割と相互の連携を図りながら社会全体で取り組まなければならないと考えております。

次に、新規学卒者の就職状況でありますけれども、高校生については小樽公共職業安定所が行っている本市を含む北後志管内6市町村の調査によりますと、平成20年1月末時点で管内への就職希望者189人中117人が内定し、内定率は61.9パーセントとなっているほか、道内への就職希望者は156人中86人が内定し、内定率55.1パーセント、道外への就職希望者は94人中81人が内定し、内定率86.2パーセントとなっており、全体の内定率は64.7パーセントで、昨年同期に比べ1ポイント増となっております。

また、大学生については、現在、集計中のため内定数などは公表されておりませんが、大学担当者からの聞き取りでは、前年同期に比べ若干上回っているほか、道外就職者数が道内就職者数を上回ることが今年の特徴と聞いております。

次に、若年者の雇用対策でありますけれども、新規高卒者を対象とした地元定着事業としては、短期間の職場体験を行うインターンシップ事業、市内企業の事業主や従業員から業種別の現況や将来性、社会的役割などを聞くジョブガイダンス、面接の基本マナーなどを学ぶ就職サポート実践講座、採用予定企業が1次面接を行う就職促進会などを実施しております。

また、就職を希望する高校2年生を対象に、早くから就職に対する意識を啓発するため、就職ガイダンスを実施するとともに、この3月には地元企業を知ってもらう企業見学会を予定しているところであります。

これらの事業と関係機関や学校の働きかけにより、平成19年6月末時点の最終就職率は99パーセントを超える状況になっております。今年度は新規学卒者の管内求人倍率は1.24倍と、例年同様に求人数が求職者数を上回っている状況にはありますが、地元で就職できない雇用のミスマッチが生じていることから、今後とも関係機関や企業、学校と連携しながら地元定着事業を継続するとともに、雇用の場の確保が図られるよう地場産業の振興対策や企業誘致を実施していくことで、一人でも多くの地元雇用が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、経済問題についての御質問でありますけれども、初めに過去10年の産業別の経済状況の推移と経済状況に対する認識でありますけれども、各種統計に基づく主な経済的な指標として、農業産出額、漁獲高、製造品出荷額や商品販売額がありますが、10年前と比較いたしますといずれも減少しており、特に製造品出荷額と商品販売額の減少幅は20パーセント以上となっております。これは景気回復の遅れに伴う消費の低迷のほか、人口の減少や少子高齢化の進行による購買力の低下、さらには公共事業の減少などによる需要の縮小によるものと考えられ、これら経済的な指標の変化は市内経済の厳しい状況を反映していると認識しております。

次に、今後の経済対策についてでありますけれども、景気回復が遅れるとともに、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地域経済の活性化は重要な課題と考えております。本市の産業を支えている中小企業は、幅広い業種でさまざまな事業を展開しており、また地域雇用の重要な担い手であることから、新商品開発や販路の拡大など競争力の強化や新たな分野への進出など、経営の革新に向けた取組を支援し、地場産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、企業の立地は地域に新たな雇用機会を提供するとともに、地場企業にとっては受注機会の拡大につながる事となるため、企業誘致活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、商工費の減少についてでありますけれども、商工費では約9割を商工業振興費が占めており、そのほとんどが中小企業等振興資金貸付金となっております。中小企業等振興資金貸付金は、制度融資



を運営するため金融機関に預託している原資であり、融資残高に応じて予算計上しているものでありますけれども、景気低迷を反映した設備投資の縮減等により融資残高が減少し、この10年間の貸付金は予算ベースで約30億円減っていることから、これに伴って商工費が減少しているものであります。

次に、中小企業設備近代化合理化資金でありますけれども、この資金は現在、設備近代化資金、店舗等改善資金、商店街グレードアップ資金の三つがありまして、工場や店舗の新築や増改築並びに商店街の近代化など設備投資のための資金として利用されております。中小企業設備近代化合理化資金は設備資金という性格上、景気の動向が反映するものであります。近年、地域経済の低迷を受け、市内において設備資金の需要が低下し、新規貸付けが減少していることから、この資金の預託額も減少しているものと考えております。

次に、今後の商工費と振興対策でありますけれども、商工費は中小企業の経営の安定や設備の近代化、商店街の振興、さらには企業誘致の推進など、いずれも地域経済の活性化にとって必要不可欠な事業で構成されております。このため、制度融資を通じた経営支援のほか、国内だけでなく広く海外市場を視野に入れた地場産品の販路拡大や新商品、新技術開発に取り組む企業、また域内の経済環境を高めるため、にぎわいづくりに取り組む商店街への支援などを通じて、今後とも地域産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の経営相談窓口でありますけれども、現在、経済部産業振興課で相談業務を担当しているほか、平成16年度から小樽商工会議所に相談業務を委託し、窓口を開設しております。人員体制でありますけれども、商工会議所では5名体制で経営相談に応じているほか、定期的に法律、金融、工業所有権ごとの窓口を開設し、弁護士などの専門家を配置して対応に当たっております。窓口での相談件数は、この5年間で年間30件ほどで、主な相談内容は経営資金の融資あっせんのほか、債務処理や特許出願の方法などとなっております。

次に、気軽に相談できる体制づくりでありますけれども、これまでも利用者に対し親切な対応に努めてまいりましたが、今後とも商工会議所と連携しながら、利用者の事情や機密保持に十分配慮し、適切なアドバイスに努めてまいりたいと考えております。

次に、旧丸井今井小樽店の状況についてでありますけれども、現在、サンモール・ネオとして地下及び1階で19店舗が暫定営業しておりますが、特に地下の食品売場が埋まりきらないなど、厳しい状況にあると思っております。

また、施設本体の核店舗の誘致につきましては、施設を管理する小樽開発株式会社が懸命に出店交渉を行っており、現在も幾つかの業者と交渉を継続していると聞いております。出店交渉の中では、建物が共有名義となっていること、駐車場が自走式でなく立体駐車場であること、小樽開発株式会社に多額の金融債務があることなどが課題となっていると伺っております。

市といたしましては、旧丸井今井小樽店が中心市街地の活性化にとって重要な施設であることから、中心商店街のにぎわい復活に向けて早期に出店交渉がまとまることを期待しており、関係者に強く要請しているところであります。

次に、市立病院問題についての御質問でありますけれども、最初に新病院の建設を目指すという基本姿勢に対する総務省の示しました公立病院改革ガイドラインの影響ということでもありますけれども、基本姿勢には影響がありませんが、改革プランの策定を行わなければならないこと、また、現在、策定しております不良債務解消計画との関係や、連携・ネットワーク化についての検討内容などにより、事業の進め方に影響があるものと考えております。また、ガイドラインをどう受け止めているかということでもありますけれども、自治体病院は、医師不足などによる経営状況の悪化や診療体制の縮小という極め

て厳しい状況に置かれており、早急な改革が求められておりますが、ガイドラインは総務省がそのための指針を示したものと考えております。しかし、自治体病院の窮状の背景には、医師不足や診療報酬のマイナス改定など制度的なものの影響も大きいわけでありますので、医師の確保対策や適正な診療報酬の改定など、地域医療を確保するための措置を強く要望するものであります。

また、ガイドラインにうたわれております公立病院改革に対する財政措置が今後具体的に示されてくるものと考えますが、これにつきましても、地域医療を守る観点からの措置であってほしいと考えております。

次に、ガイドラインによる改革プランの策定が現病院に与える影響につきましては、策定に期間を要すること、また改革プランがどういった内容になるかなど、先の見通しがつきにくいことにより、医師や看護師などの転出が最も危ぐされるところであります。そういう状況になれば診療機能への影響はもちろん、病院事業の収支計画にも大きな影響が出ますので、統合新築への基本姿勢は変わらないことや、改革プランに求められている内容などについて、職員への周知に努めるほか、大学の医局などにも理解を求め、その確保に全力を挙げているところであります。

次に、建設用地購入の今後の予定ということでありますけれども、用地購入は起債を導入して行いますので、現在の不良債務解消についての財政的な見通しを立てることが必要でありますので、平成20年度の病院事業会計の収支状況を見なければなりませんし、また新病院の計画は20年度に策定します改革プランの結果を踏まえて進めていく必要がありますことから、用地購入の時期について現時点でお示しできる状況にはないと思っております。

次に、建設用地購入の起債申請と基本設計の再開でありますけれども、建設用地の購入につきましては、起債導入が時期的に難しいことなどから、本年度の申請を断念し、これに伴い基本設計につきましても業務を中断し、契約については解除したところでありますけれども、現時点におきましても、昨年末に国から示されましたガイドラインに基づき、平成20年度中の改革プランの策定が先決となりますことから、業務の再開については判断ができる状況ではありません。今後は改革プランで示される内容に沿って業務を進めていくこととなりますけれども、基本設計の再開につきましては、新病院建設事業が設計から建設工事までが一連の業務でありますことから、用地購入への起債導入のめどを見極める必要があります。

また、新病院の規模・機能につきましても、改革プランの中で今後の市立病院としてのあり方や担うべき役割を明確にしていくこととなりますので、その内容などを総合的に踏まえて判断してまいりたいと考えております。

なお、建設地につきましては、これまでも説明してきておりますとおり、現状では築港地区以外には適地がないものと考えております。

次に、公立病院改革ガイドラインについての御質問であります。まず最初に、市立病院改革プランの策定についてであります。総務省が昨年末に示したガイドラインでは、病院事業を設置している各自治体に対し、改革プランを平成20年度中に策定するよう求めておりますが、平成20年度の起債申請や平成21年度の予算編成などを考慮しますと、9月ごろをめどに改革プランを策定しなければならないと考えております。

改革プランの策定体制でありますけれども、基本的には内部でプロジェクトチームを設置し、短期間で集中的に作業を進める予定であります。その過程で外部有識者の御意見をいただく場を設定したいと考えております。

また、経営の効率化に関連しては、現在ある不良債務の解消のための病院事業収支計画を基本として

策定することとなりますので、北海道とも協議しながら、市の財政健全化計画における一般会計の負担とも調整を図り、策定していく必要があると考えております。

次に、市内の2次救急医療を担っている公立病院と市立病院の診療科の比較でありますけれども、市立病院と重複している診療科は、内科、外科、整形外科などがありますが、外来も含めて市立病院だけが診療している診療科は、呼吸器科、脳神経外科、心臓血管外科、神経科があります。このほか放射線科での放射線がん治療、麻酔科でのペインクリニックなどが小樽市を含め、後志管内で唯一の診療を行っております。

また、2次救急や入院に市立病院だけが対応できる診療科としては、呼吸器科などのほか耳鼻咽喉科、眼科、精神科があります。また、公的病院の許可病床数は合わせて683床であり、両市立病院の許可病床数は870床、実稼働病床数は531床で、医師数は両病院合わせて47人となっております。

次に、一般会計の負担についてでありますけれども、現在も病院事業に対しては総務省の示すいわゆる繰出し基準に基づいて、結核や精神病院運営費、高度医療や医療機器整備費に要する経費などを一般会計から繰り出しておりますが、今後は改革プラン策定の中で不良債務解消のための繰出しなども含めた一般会計からの繰出金については、道の助言や交付税措置額などを参考にしながら病院の役割を明らかにし、これに対応する一般会計負担のあり方について歳出根拠を明らかにした上で、繰出しに係る一定のルールづくりをしなければならないものと考えております。

次に、経常収支比率などの経営指標に係る数値目標でありますけれども、具体的な数値につきましては、今後、改革プランを策定していく中で検討していくこととなりますが、現在取り組んでおります不良債務の解消計画を基本として設定していくことになるものと考えております。

なお、病床利用率の算定根拠となる病床数ですが、ガイドラインには特にこの計算方法は示されておりませんが、一般的には許可病床数になると考えられますので、今後は改革プランを策定する中で許可病床数の見直しも行っていく必要があると考えております。

次に、経営の効率化や増収対策とその効果額でありますけれども、主なものとしましては、平成19年度では小樽病院の1病棟休棟などによる看護師の削減で約5,200万円、第二病院公宅の売却で約1,100万円、両病院での清掃等委託業務の見直しで約3,000万円の経費節減を行いました。平成20年度では小樽病院の1病棟休棟による看護師削減で約1億3,800万円、両病院のボイラー業務の全面委託で約1,100万円の経費節減を行うこととしております。このほか平成18年度から7対1入院基本料の確保に努め、今後もその継続を図って収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、病院事業に対する地方公営企業法の全部適用でありますけれども、平成21年度導入を予定しており、現在その準備を進めているところであります。全部適用導入には条例等の整備が必要となりますので、関係条例案は本年第4回定例会に提案する方向で考えております。条例以外でも導入日までに必要な企業管理規程を含めた関係規程の整備をする必要がありますが、職員の給与など労働条件に関する規程の制定に当たっては、今後、職員組合との協議を進めていくこととなります。全部適用導入の最も大きな課題は、管理者の人選と認識しておりますので、慎重に人選を進める必要があるものと考えております。

なお、ガイドラインでは、全部適用のほか非公務員型の地方独立行政法人化も選択肢として掲げられていることから、これについても、今後、研究を進めていく必要があるものと考えております。

次に、再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費でありますけれども、これは施設設備の整備に際し通常より割高となる経費については、一般会計出資債の対象として、その元利償還の2分の1を普通交付税措置することとされたものです。新病院建設がその対象となるかどうかは今

のところわかっておりませんが、通常の病院事業債より有利な条件で借り入れられますので、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、公立病院特例債についてでありますけれども、特例債発行の対象は平成19年度決算で不良債務比率が10パーセント以上で、平成15年度以降、医師不足等により不良債務が著しく増加している団体等となっております。発行可能額は平成15年度末から平成19年度末までの間の不良債務の増加額等を基準として算定した額となっております。導入の可能性でありますけれども、平成19年度末の最終予算での不良債務は約39億円の見込みであります。この不良債務は実質的には平成15年度以前に生じたものですから、このようなケースについて特例債発行の対象となるかどうかについては、現段階では明らかとなっております。しかし、小樽病院ではここ数年、医師の減少は著しいものがあり、大幅な減収に伴う収支不足分を多額の一般会計繰出金により補てんしてきた経過がありますので、現在、北海道へ本市が特例債の対象となるよう要望しているところであります。

次に、地方財政措置の見直しについてでありますけれども、新たに病院から診療所に移行した場合の地方財政措置の充実や公的病院に対する財政措置の創設がなされた一方で、公立病院に関する地方財政措置の重点化として、施設整備費及び病床数に応じた普通交付税措置に関する見直しの検討が明記されました。詳細についてはまだ示されておられません。施設整備に当たって交付税措置対象額に上限が設けられることや病床当たりの交付税単価が、病床利用率を考慮して算定されることなどが想定されますので、今後、国から示される具体的な内容を注視していく必要があると考えております。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、初めに直近5年間の利用者数などの推移であります。平成14年度末の本市の被保険者数は3万7,346人、うち利用者数は4,375人、利用率は11.7パーセントであります。平成18年度末では被保険者数4万18人、うち利用者数は6,245人、利用率は15.6パーセントとなっており、被保険者数で2,672人、利用者数で1,870人、利用率で3.9ポイントそれぞれ増加しております。

また、本市の特徴としましては、施設数が多いことや高齢化率が高いことから、全道平均に比べ利用率が高くなっていることが挙げられます。

次に、平成19年度の新予防給付の利用者数でありますけれども、平成19年11月末の利用者数は1,013人で、利用率は15.7パーセントであります。この状況について、国で示している基準により策定した当初の計画書と比較しますと、利用率では21.1ポイントの減少となっております。これは国の基準が要介護1のうち60パーセントの人が要支援2に移行する見込みであったのに対し、本市では11月末時点で実際に移行した割合が30.8パーセントにとどまったためであります。また、地域支援事業につきましては、特定高齢者施策について見ますと、介護予防型デイサービスなどで1月末の利用者数は18人となっております。

次に、初めての相談や申請のときの窓口の対応でありますけれども、利用の仕方などをわかりやすく説明するのはどこの窓口でも基本でありまして、特に高齢者が対象となる介護保険では、より丁寧な説明が必要であると考えております。介護保険課では「よくわかる小樽の介護保険」というパンフレットをごらんいただきながら説明するなど、丁寧な対応に心がけておりますけれども、今後もさらにわかりやすく親切的な説明に努めてまいりたいと思います。

次に、サービスの情報提供でありますけれども、情報はリアルタイムで提供することが望ましいと思っております。居宅サービス事業所の利用状況は日々激しく変動しております。また、グループホームについても、常に入退居の動きが激しい状況にあります。一方で施設においては、特別養護老人ホームや老人保健施設では常に多くの待機者がありますが、入居に当たっては申込順ではなく、必要度を判定し優

先順位が決められておりますので、単に待機者のみの情報を提供するだけでは不足と思われます。

このようなことから、事業所から空き情報や待機者などの情報の収集提供をリアルタイムに行うことは大変難しい課題と考えております。現状では、ケアプランを担当しているケアマネジャーや施設に必要な情報を提供していただくことが一番確実に効率的な方法と考えております。しかし、必要な情報を伝えるシステムづくりは、大切なことと考えておりますので、どのような方法が可能なのか、今後、検討してまいりたいと思います。

次に、介護保険制度の中長期にわたるシミュレーションについてでありますけれども、将来に向けた中長期での人口構造や必要なサービス量等を推計していくことが、介護保険制度を適正に運営していくためには当然必要なことと考えております。このため、本市の第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、平成26年度の目標を立てた上で、そこに至る中間的な位置づけとして計画を策定したところであります。

なお、国の療養病床再編計画に関連して、平成19年6月に国から地域ケア体制の整備に関する基本方針が示され、これに基づき、現在、北海道が地域ケア体制整備構想の策定作業を進めております。この構想には平成17年から47年まで10年ごとの地域の高齢者の介護サービス、見守り等の需要の見通しが盛り込まれることとなっておりますので、これに基づき本市の第4期介護保険事業計画の策定に当たっても、中長期にわたるシミュレーションを行ってまいりたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問がありましたけれども、まず地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う文化・スポーツ行政の移管についてであります。このたびの法改正の趣旨につきましては、文化・スポーツ行政について地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連部門とあわせて地方公共団体の長が一元的に所掌することができるようにしたものと認識しております。これにつきましては以前にも話をさせていただきましたが、社会教育施設と観光の分野は関連性の深いものが多いことから、私の経験上からも、市長部局で事務を行った方が法改正の趣旨に沿った機能的な対応ができるものではないかと考えております。

次に、移管に関しての具体的な進め方でありまして、御質問にありました倉敷市や島田市は、もともと文化部門がスポーツ部門のどちらかが市長部局にあったもので、一元化しやすい環境にあったものと聞いております。

本市におきましては、昨年来、教育委員会と事務レベルでの協議を進めておりますが、現在は教育委員会内部で教育委員や社会教育委員の皆さんに御論議をいただいているところであります。市といたしましては、これら教育委員会での議論の経過を踏まえ、移管についての具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、課題や問題点でありまして、社会教育部門を生涯学習としての教育行政から切り離すことによる教育行政の分散化という懸念や、これまでの本市の文化・スポーツ振興を支えてこられた関係者の方々の御理解をいただく必要があるといった課題も考えられますが、いずれにいたしましても、移管の適切な実施により、社会教育行政が地域振興にとっても、市民の皆さんにとっても、よりよいものとなるよう、検討を進めてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育における地方分権の推進にかかわって、文化・スポーツ行政の市長部局への移管についてであります。昨年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年度から

職務権限の特例として条例の制定により文化・スポーツ行政を市長部局に移管することが可能になりました。一方、議会は、条例を議決前に教育委員会の意見を聞かなければならないことが法で定められております。

こうしたことを受け、本市の組織・機構の見直しの一環として、昨年10月に教育委員会に対して市長より文化・スポーツ行政の市長部局への移管について検討の依頼を受けており、10月の教育委員会及び本年1月の社会教育委員会議において委員の皆様へ説明し、今後その内容を深めていくことになりました。

検討に当たりましては、ほかの市の動向や20年度当初に予定されている社会教育法、博物館法、図書館法など関連法の改正内容などを整理し、十分な情報提供を委員の皆様にした上で論議をいただき、本年の秋ころまでには教育委員会としての結論を出したいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査にかかわる北海道の結果についてであります。国が公表した調査結果を見ると、教科に関する調査において、北海道は全国的に見て下位に位置している状況にあります。小樽市の状況についても、全道とほぼ同様な傾向が見られております。私は、この結果を真しに受け止め、子供たちが学んだことをしっかり身につけることができるよう、学校はもとより教育委員会や地域、保護者などが一体となって教育活動を進めていくことが必要であると考えております。

次に、本調査結果と新学習指導要領との関連や影響についてであります。これまで全国的に実施してきた子供たちの学力に関する各種の調査結果では、いずれも知識・技能の活用など、思考力、判断力、表現力などに課題があることが示されております。このようなことから、2月15日に発表された新学習指導要領の改定案には、各学校で子供たちにこれらの力を確実にほぐむための内容や学習活動が示されております。

次に、調査結果の公表にかかわる保護者の思いについてであります。本調査は各学校の教育活動の成果と課題を全国的な状況との関係において把握し、それぞれの学校において分析するなどしながら、指導の改善を図ることを主な目的として実施しております。各学校の平均点や順位などを明らかにした調査結果の公表は、本調査の実施要領や文部科学省からの通知により、序列化や過度な競争が生じるおそれもあり、今後の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの考えから行わないことと定められております。本市におきましては、こうした通知の趣旨に基づき、北海道教育委員会の指導を受けながら適切に対応したところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、小樽市教育研究所についてであります。地方公共団体は教育に関する専門的、技術的事項の研究や教員の研修に関する施設を設置することができることとした法律に基づき、本市の教育水準の向上に資するため、昭和24年に開設されました。

研究所には現在3名の所員が勤務しており、主な業務として教育の専門的、技術的事項の調査や研究とその成果の普及、保護者などからの電話や面談によるいじめを含めた教育相談、教育図書や資料の収集と活用、社会科副読本の作成などに当たっております。

また、所長を教育部長が、副所長を指導室長が兼務するなど、教育委員会の組織の一環として運営しております。

なお、あおばとプランに示されてありますように、学力向上検討委員会を研究所に設置していることから、研究所のホームページに調査結果の概要や改善点を掲載しているものであります。

最後に、調査結果の周知や対応策などについてであります。本市の調査結果につきましては、小中学校の校長、指導主事、研究所員から成る学力向上検討委員会において詳細にその結果を分析し、指導上の改善事項などを報告書にまとめたところであります。そして、昨年12月に全教員にこの報告書を配

布するとともに、新聞報道やホームページにおいても、その状況についてお知らせしたところであります。

また、校長を対象に説明会を開催し、本市の状況や改善のポイントなどについて詳しく説明し、学校における指導の改善に向けた取組が確実に進められるよう指示をいたしました。さらに課題があると思われる学校については、指導主事を派遣するなどしながら、今後の各学校での改善に向けた指導・助言をしております。各学校においては、報告書に基づき、教科の調査結果と児童・生徒質問紙の結果について分析し、例えば大人が思ったより子供たちが地域に愛着を持っている、学校が好きだ、勉強も好きだという子が多かったなどというような自校の子供たちのよさや課題などを教員が認識し、指導方法の改善に向けて研修を深めていると伺っております。

また、保護者や地域の方々には、学校だよりや保護者会で、一方、学校評議員会を開催するなどして調査結果について、ほとんどの学校で公表したとの報告を受けております。教育委員会の具体的な対策としては、学力向上検討委員会で示した指導改善への五つのポイントに基づき、研究資料の発行や研修会の開催、保護者向けリーフレットの発行などを進めております。

今後、北海道教育委員会から出された北海道学校改善支援プランも併用して活用していただき、あおばとプランの重点に掲げております「確かな学力の育成」に一層努めてまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 9番、高橋克幸議員。

**9番(高橋克幸議員)** 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

旧丸井今井小樽店の跡利用の関係です。中心市街地の活性化ということで、二つ大きな穴として小樽駅前と、それから旧丸井今井小樽店の跡利用というのがあったわけですが、小樽駅前については着工して、いよいよ建設がスタートしているということなのですが、旧丸井今井小樽店の跡利用についてはなかなか先が見えないという答弁でした。以前の答弁と内容がほとんど変わっていないというふうに思います。それで、もう少しその糸口といいますか、光が見えるような内容がないのかというふうに思っているわけですが、今後のその動きというか、今、市長が把握されている動き及びこの問題に対しての市長の思いを、ぜひもう一度伺いたいというふうに思います。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 今御質問にありましたように、小樽駅前とそれから旧丸井今井小樽店の跡が一番中心市街地の活性化にとって重要な問題であるという認識をしております。何とか小樽駅前の方は見えましたけれども、問題は今、旧丸井今井小樽店の跡だと思います。この問題は、先ほども申し上げましたけれども、やはり何といたしましても小樽開発株式会社が抱えております多額の金融債務の処理の問題もありますし、また建物の施設としての使い勝手といいますか、要するに駐車場の問題もありますし、それからアネックス館という問題もあります。その問題がやはり利用する方々から、ちょっとこれがという話があるものですから、話が出てきては消えるという状況になっていますけれども、いずれにしてもまるっきり白紙ではありませんので、今、継続して話し合いを進めているように聞いておりますので、何とか一日も早く解決するように私どもとしても側面から協力しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時27分**

再開 午後 3時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

19番（佐々木勝利議員） 第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

初めに、財政問題について伺います。市民にわかりやすい本市の台所事情となる観点で何点が質問します。

平成19年度予算は収支均衡予算を編成しスタートしましたが、とりわけ普通交付税約3億3,500万円の減少が大きく影響し、今定例会補正後の予算上の実質赤字額は、平成18年度の赤字額約11億8,400万円を約2億6,000万円上回る約14億4,500万円になることのことです。それで、この決算見込みとその分析について、まずお伺いします。

次に、平成19年度から3年間で公的資金の繰上償還を行い、高金利の地方債及び公債費の負担を軽減する制度が導入されたとのことですが、その制度の内容及び効果額についてお示しください。

次に、平成19年度の決算見込みを踏まえて、平成20年度の予算編成は、さらなる職員手当の削減をすることなど、市長は非常に苦慮されたと思います。市長の今回の予算編成の考え方についてお伺いいたします。

次に、昨年6月に成立した、いわゆる地方公共団体財政健全化法の早期健全化基準や財政再生基準が昨年12月28日に公表されました。そこで市長の提案説明の中で、平成18年度決算で試算すると連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えているとのことですが、実質赤字比率や連結実質赤字比率など四つの財政指標は、平成20年度決算から適用されることとなっております。

そこで伺いますが、平成20年度の予算編成でこのことを十分念頭に置いて予算編成したものと思いますが、平成20年度の予算では、この指標がどのような状況にあるのか、また基準を超えているとしたら、その対策を含めてお示しください。

なお、先ほど追加提案されました平成19年度補正予算、除雪額1億円が、この数値に影響があるとすれば、それを含めてお答えください。

この項の最後に、財政健全化計画を昨年3月に策定されましたが、市長提案の中で、今年度の普通交付税約3億3,500万円の予算割れの影響が大きい、また平成20年度予算においても市税収入が前年度予算と比較して3億7,540万円の減収とのことですが、累積赤字額を抱え非常に厳しい財政状況の中、歳入のこうした大きな減収は健全化計画に大きな影響を与えるものと考えます。

そこで伺いますが、この財政健全化計画の見直しは、平成20年度予算編成を踏まえて行うとのことでしたが、具体的にいつごろ示される予定なのか、手順、手続を含めてお聞かせください。

次に、道路特定財源の問題についてです。

国土交通省所管の公益法人が作成したずさんな報告書に約1億円も支払われたということがわかるなど、道路特定財源の無駄遣いの実態が明らかになり、また官僚の天下りとも結びつき、特定財源の仕組みそのものが利権の温床になっていることなどが、今国会の中で次々と明らかになってきました。

そもそも道路特定財源制度は、道路が未整備で緊急に道路をつくるために緊急措置として昭和29年に創設されて以来54年も継続されてきました。また、暫定税率は道路整備をさらに加速するために昭和49年に設けられて以来34年も継続されてきました。地方においては、生活道路を中心に道路整備は今でも



非常に重要なものの一つと考えております。しかし、今、社会保障や教育などの重要性も飛躍的に増大をして、地域においてはそのニーズに応じた政策判断を行うことが強く求められるようになっていきます。また、社会経済の変化の観点からも、地方分権国家の樹立の観点からも、道路以外への歳出を認めない道路特定財源の制度は問題です。

民主党は、道路特定財源制度は廃止して、一般財源として、今、地方が必要としている地方の自主財源として、その使い道を地方が自発的に判断できるようにすべきと考えています。また、暫定税率については、道路整備のためという約束で基準税率に上乗せして国民に負担してもらっているものであり、一般財源化に当たっては、当然廃止すべきものだと考えます。具体的に暫定税率の廃止によって、地方の税収は約9,000億円減少しますが、今まで地方が望んでいた国の直轄事業の地方負担金、いわゆる上納金制度を廃止して、この9,000億円について地方が使い道を自由に判断できる資金に振り替えます。また、国から地方の補助金、交付金についても、これまでの水準を維持する。地方においては自動車は生活に不可欠であり、住民の負担も都市よりはるかに多額となっているのが現実です。この点も、暫定税率廃止により地方における世帯当たりの負担を軽減させ、都市と地方の格差を是正することができます。

今、燃料価格の高騰が他のさまざまな物価上昇の要因となっており、ますます厳しさを増している国民生活を見ると、暫定税率の廃止により燃料価格を少しでも引き下げ、これ以上の物価上昇を抑えるようにすることも重要ではないでしょうか。ガソリンや軽油の減税により税収は減収となりますが、燃料の引下げで運送業界をはじめとした物流部門や農林水産業などを中心とした経済効果は大きいと思います。小樽も例外ではないと思います。また、自動車ユーザーの可処分所得も増えることとなります。国や自治体より民間や住民の方がお金の有効な使い方を知っているのではないのでしょうか。地域経済にはプラスになり、今の経済情勢では効果的経済対策にもなります。民主党は、道路特定財源の一般財源化、暫定税率廃止を基本とした道路特定財源制度の改革案を示し、国民に理解と協力を求めています。税金についての国民の大きな関心と、よく知る機会となってきました。

そこで伺いますが、この問題に対する市長の受け止めと見解をお聞かせください。

次に、2007年の市長選において市民に提示したマニフェストについてです。

当選したらこれからの4年間になって実現するもの、今何をしなければならぬかを明らかにしたもので、5項目にわたって絞って示したマニフェストです。市民との約束、契約に当たるものです。常に点検し、情報公開し、公約実現に向けて努力していくものと考えます。

そこで、マニフェストの内容に触れて順次伺ってまいります。

初めに、マニフェスト1で「スリムな市役所・財政健全化で市民サービスの維持」を挙げ、「財政再建は最優先課題です。市長就任から8年、400人の人員削除、職員や市長の給与カット、市営の24施設を民間委託にするなど行政改革を進めましたが、これからも市役所改革を続行します」。そして、「今後の取り組み」として、「今後4年間でさらに180人の人員の削減」「職員10パーセント、市長25パーセント以上の給与削減」「部や課の再編でスリムな市役所」「19年度から単年度収支を黒字に転換し、累積赤字を解消」「安定した財政基盤をつくり、『ふれあいパス』など現在の市民サービスは守ります」としています。

そこで伺います。現時点での取組状況についてお示しください。

この問題は、理解と協力なくしてはできる問題ではないと思っております。

次に、マニフェスト2「地域経済と中心市街地の活性化」を取り上げ、「中心市街地に賑わい(にぎわい)を取り戻す施策」として、「商店街が独自に取り組む『にぎわいづくり事業』への支援」「旧丸井今井小樽店の再活用に積極的に取り組みます」「まちなか居住や中心市街地の活性化を促進する『中

心市街地活性化基本計画』を策定」、そして「『小樽らしさ』を生かした地域経済・観光の振興」として、「小樽製品のブランド力を高め、東アジアなど海外市場を開拓し、地場産業の活性化」「地元企業の技術開発支援や企業誘致を推進し、地域経済の振興と雇用の拡大」「『全国779市魅力度ランキング親しみ度1位、観光意欲度5位、総合7位』この地域ブランド力を活かした宿泊滞在型観光を推進し、経済波及効果を高めます」「小樽の歴史遺産を守り『旧手宮線跡』の活用を市民みんなで考え、手宮・北運河地域の再生に取り組みます」としています。

そこで伺います。まちの活性化なくして小樽の発展は望めないと思います。成果は上がっていますが、お聞かせください。

次に、マニフェスト3で「市民の健康といのちを守る新市立病院の建設」について取り上げ、「新病院建設は、平成11年に公募委員5名を含む『市立病院新築検討懇話会』で検討をはじめ、議会では37回の特別委員会を開いてきました。市民の健康といのちを守るため、赤字を出さない効率的な病院経営のために新病院の建設は必要です」と訴えております。

そして、市民から寄せられた声にも触れて「ベッド数・診療科目など、もっと小さな病院であってよいのでは」との質問では、「現在、両病院のベッド数は868床ですが、新病院の基本設計では468床としています。なお、ベッド数は病棟編成や医療環境の状況により減少することもあります」「17年度の平均入院患者は538人、手術件数は1,870件にのぼっています」「新病院では、脳神経や心臓血管外科、放射線治療を診療の柱としますが、合併症の患者さんは複数の診療科での治療が必要です。また、17年度は1,366人の救急患者を受け入れており、総合的な診療機能が必要です」と答えています。

また、「新病院を建設して小樽市の財政は大丈夫なの」との質問には、「二つの病院があると、検査や管理部門、医療機器の購入など二重の経費がかかりますが、統合で大幅な経費縮減が図れます」「地域医療を守る公立病院は、病院収入だけで運営することは難しく、今でも皆さんの税金から毎年5～6億円を投入しています。新病院建設には多額の資金を必要としますが、統合により効率的な病院運営が可能となり、税金の投入は大幅に縮小できます」と答えています。

そして、「現地での建替えやリニューアルの声がありますが」という問いかけについて、「現在の病院は敷地が7,400平方メートルしかありません。必要なベッド数や駐車場スペースの確保は困難です」「病院は、入院・外来・手術・検査・給食・電気・ボイラーなど各部署が連携して成り立っています。診療を続け一部を壊しながら建替えることは不可能です」「小樽病院の最も古い棟は築52年が経過しています。耐震化など考えた場合、リニューアルは現実的ではありません」ときっちりと答えています。

そこで伺います。医療環境を含め、当時の状況とは変わってきています。そこで、医療、医師確保の問題を含め、現段階での認識と今後の見通しについてお聞かせください。

次に、マニフェスト4「子育て支援と子どもの安全・安心確保」として「子育て支援では」、「4年間で保育所定員を75人拡大し、待機児を解消しました。また、親と子が気軽につどい、育児相談などができる『つどいの広場(朝里)』『あそびの広場(銭函)』町内会館での『げんきがまちにやってくる』を開設し、産業会館では『杜のつどい』との協働で『杜ひろランド』を始めました。19年度は『休日保育』の実施、小樽公園内に2か年で『子どもの国ゾーン』を整備するなど子育て環境の充実を進めます」としています。そして、「子どもの安全を守るために」、「19年度の冬にむけ、スクールバスの導入を拡大します。また、教育環境整備のため、通学時の安全対策に配慮した学校の適正配置を校舎の耐震化と一体的に進めます」としています。

そこで伺います。どの問題も、保護者、住民との十分な話し合いが必要となる問題です。取組の状況についてお知らせください。

この項最後のマニフェスト5「公開・参加・協働の市政運営」を進めるとしてあります問題です。「地域と市役所をつなぐ市職員による『町会活動支援員制度』を創設します」「市政への市民参加を促進する『自治基本条例』策定に取り組みます」「市が行う事務事業を評価し、その結果を市民に公表する『行政評価システム』を構築します」「将来のまちづくりの方向を示す『新・小樽市総合計画』を市民とともに策定します」としています。

どれも政策決定にかかわる重要な事項と考えます。現時点での進捗状況、取組状況についてお伺いします。

次に、小樽の少子化対策についてです。

まず、国の年間出生数は1973年以来減少傾向が続き、2005年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を更新し、これまで最低だった2003年、2004年を0.03ポイント下回っています。長期的人口を維持できる水準、人口置換水準の2.07よりかなり低いのが現状です。2004年10月1日現在のゼロ歳から4歳までの人口が、総人口の13.9パーセントであるのに対し、65歳以上の人口は19.5となっており、高齢化率は加速度的に進んでいます。

そこでお伺いします。小樽の少子化、高齢化の現状について、分析を含めてお示してください。

少子高齢化は、労働人口の減少、地域社会の活力の低下、社会・経済の影響のみならず、社会の持続可能性が脅かされます。少子化の原因として結婚に関する意識の変化にあわせ、性別役割分業を前提とした働き方や核家族化、都市化への進行などにより、子育て負担が増大していること、子供の教育に大きな経済負担が伴うことなどが挙げられています。

そこでお伺いします。小樽でのこの点についての調査、分析したものがあればお示してください。

少子高齢化対策として、1994年のエンゼルプラン、1999年の新エンゼルプラン、2003年の少子化対策プラスワンなどの施策が講じられたにもかかわらず少子化に歯止めがかからず、2003年7月に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が策定されました。国には行動計画の策定指針を示すことが義務づけられ、2005年3月までにすべての自治体は地域行動計画の策定をすることが義務づけられました。300人以上の企業には事業計画の策定が求められています。この法律の内容は、これまでの仕事と子育ての両立支援に加えて、男性の働き方の見直し、専業主婦家庭を含めたすべての家庭の子育て支援などを含んだものとなっています。

そこでお伺いします。小樽の行動計画の進行管理はどうなっていますか。

これまでの少子化対策の効果が上がらない原因として、抜本的な対策を講じるだけの予算措置が行われなかったことが大きく取り上げられています。また、勤務条件を改善してワーク・ライフ・バランスを図り、経済、教育格差を是正すること、妊娠・出産・育児がリスクとなる社会から、男女がともに仕事と家庭を両立できるジェンダーフリーの視点で社会全体で見直すことを通して、安心して子育てができる社会にすることが不可欠であると考えられます。

そこで伺います。今後、実効性のある少子化対策をどのように進めるつもりか、お示してください。

次に、環境・エネルギー問題についてです。

政府は、エネルギー基本法において、エネルギー政策に原子力発電を法的に位置づけ、現在、稼働中の原発を利用したプルサーマル発電を進めようとしています。しかし、ヨーロッパなど世界各国のエネルギー政策は、既に脱原発の方向にあります。日本政府のみ原発を増設してプルトニウム利用などの核燃料リサイクル計画を行うことは、安全のみならず、技術的、経済的にも現段階では無謀な施策と考えます。また、日本のプルトニウム利用政策は、物理面での安全性、核兵器への転用の懸念など、東アジアの平和、環境に不安要因を拡大するものとなりはしないか。

2004年8月に起こった福井県美浜原発の事故は、原発史上最悪の事故となり、改めて原子力事業の安全意識の欠如と管理体制の不備を露呈し、JCO事故が生かされていなかったことが明らかになりました。安全神話が崩壊した今こそ、脱原発に向けたエネルギー政策の転換が図られなければならないと考えます。

ドイツは2030年までに原発を廃止する、ベルギー、スウェーデンなども脱原発を進めています。日本においても脱原発社会の実現を目指し、省エネルギーの推進とともにエネルギー政策の転換に向けて太陽、風力、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーの開発と普及について研究を積極的に進めるべきと考えます。

また、グローバルな環境問題であります大気中の炭酸ガス濃度の増大、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨による森林の減少、砂漠化、海洋汚染、大気汚染、水質汚濁、廃棄物問題、そしてそれらさまざまな環境破壊が原因と思われる異常気象による被害、さらに戦争による環境破壊など、私たちは多くの環境問題に直面しています。その原因は、私たちの消費生活に責任の一端があることも真しに受け止めなければならないと考えます。このような状況の中、循環型社会形成推進基本法が施行され、ライフスタイルの見直しをはじめ、地方分権、規制改革、国と自治体・行政と民間との役割や責任分担の見直し、市場経済と環境の調和など具体的な環境政策を求める論議が行われています。これらの課題を社会システムとして具体化し、定着させていく取組が必要となっています。

そこで伺います、小樽市の地球温暖化に対する取組について現状をお示しください。

また、次の点で提言しますが、市教委の受け止めと取組についてお聞かせください。

一つ、京都議定書が発効されたことを受け、「学校ソーラーシステムなど再生可能なエネルギー利用」をエネルギー教育の一つとして進めること。また、災害時に学校が待機・避難所となることから、学校施設に再生可能なエネルギーを活用する取組を推進すること。

二つ目、「学校ビオトープ（野生生物の生息空間）」などの自然環境を確立するための実践を進めること。

三つ目、「農業・森林・水産」の現状理解とそれらにおける体験学習の推進を図ること。

四つ目、きれいな水の確保、合成洗剤の追放などの学習実践の場を設置すること。

五つ目、ごみ問題、リサイクルの推進、有害物質の追放など学習、実践の場を設置すること。

六つ目、学校での積極的な省エネ教育を推進すること。

次に、子供の健康について。

子供を取り巻く環境（自然・社会・家庭・学校）の変化に伴い、不登校、学校嫌い、人間関係の希薄さ、いじめ、自殺、薬物乱用、性の逸脱行為、ストレス、アレルギー疾患、食の問題など子供をめぐる状況は社会問題と言われるまでになってきています。これらの対策としてさまざまな試みがなされていますが、対症療法的なことが多く、解決のための方策が見えていないまま今日を迎えています。社会全体の問題として早急な対応が迫られています。子供の健康問題をとらえるときには、障害や病気を持つ子供たちをも丸ごと受け止められる視点に立っていく必要があると考えます。

学校教育の中では、子供たちの健康問題について、保健教育と保健管理の面から対策が図られてきました。保健学習では、近年まで健康のとらえをWHOがいう「病気がないこと」を基本にしてきました。そのため、社会全体の中に現在も「病気は悪」「障害はないほうがよい」という考え方が深く浸透しています。さらに2003年に施行された健康増進法では、健康を国民の責務として位置づけられていることから、その傾向が強くなっています。子供たちの「健康観」をより豊かなものにするためにも、教育環境や社会のありさまなどを問い直す必要があり、そのための保健教育の場として、さまざまな視点から

見直し、充実していく必要があると考えます。

2004年4月、「児童虐待防止に関する法律」が一部改正となり、学校の教員は早期発見と通告が義務づけられましたが、虐待で保護される子供が増え続け、2005年度の相談や保護した件数は全国で3万4,400件にも上ります。多くの子供たちは身近な大人から虐待を受け、人権を侵害され、命も危ぶまれている状況にあります。虐待を家族の問題だけにせず、子供を取り巻く社会問題としてとらえ、社会に広く発信していく必要があります。特に学校が子供虐待の早期発見の場として、以前にも増して期待されています。

そこでお伺いします。この問題における小樽市の取組についてお示してください。

最後に、学校給食問題についてです。

先月2月6日、新光共同調理場の学校給食献立の食材の一部に異常があると気づき、受配校24校、単独校6校の給食供給を急ぎ中止することにしましたが、小学校6校、中学校2校の186名の児童が同献立を食べた後だったこと、食べた児童の体調不良の児童に確認したところ、張碓小学校の児童22名が腹痛、下痢などの症状があったこと、また、19校で59名の教員が食して3校5名に同様の症状があったことが明らかになりました。

そこでまとめて伺います。

一つ目、今回の学校給食献立の一部中止と、食して体調不良を訴えた児童、教員が出たことについて、今回の問題の所在はどこにあったと考えているのか。

二つ目、小樽のO-157食中毒被害の教訓が生かされていたのかどうか。

三つ目、危機管理体制は十分整備されているのかどうか。

四つ目、安心・安全な学校給食に向けて、今後どのような対策を講じていくのか、お聞かせください。再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成19年度決算見込みでありますけれども、歳入におきましては、普通交付税額が予算に比較しまして3億3,500万円の減額となったことに加えまして、市税におきましても法人市民税やたばこ税などにおいて減収が見込まれます。一方、歳出におきましては、本日、除雪費の補正予算を追加提案させていただきましたが、いずれにいたしましても、不用額を含め現時点では不確定な要素が多くありますので、残された期間、引き続き歳入の確保等に努めながら、単年度収支の均衡に向け努力をしてまいりたいと考えております。

次に、公的資金の繰上償還についてでありますけれども、まず制度の概要であります。地方公共団体の公債費負担の軽減を図ることを目的として、徹底した行財政改革に取り組む団体を対象に、5パーセント以上の金利の公的資金の繰上償還を補償金免除で認めるもので、あわせて必要に応じて銀行などからの資金による借換債を認めるというものであります。

次に、効果額でありますけれども、平成19年度からの3か年分について借換債の利率を現行の民間資金程度と仮定しますと、一定の条件で試算しますが、一般会計では約2億3,300万円、住宅事業会計では約500万円、水道事業会計では約11億8,200万円、下水道事業会計では約7億7,000万円となり、総額で約21億9,000万円の効果を見込んでおります。

次に、平成20年度の予算編成の考え方ではありますが、現状におきましては申し上げるまでもなく財政再建が最優先の課題でありますので、基本的な姿勢として収支均衡予算を編成することを第一としながらも、現状の市民サービスを可能な限り維持することを念頭に置いて編成作業を行ったところであります。

また、昨年6月に施行されたいわゆる地方公共団体の財政健全化法は、平成20年度決算から適用されることとなっており、本市の場合、平成18年度決算で試算いたしますと連結実質赤字比率が早期健全化基準を超えておりますので、特別会計や企業会計の収支が全体に与える影響なども考慮しながら作業に当たったところであります。

次に、財政健全化法に基づく各指標についての状況であります。先ほど提案しました補正予算を考慮した平成20年度の当初予算ベースでの試算では、連結実質赤字比率が18.0パーセントとなっており、早期健全化の基準をクリアしておりませんので、今後の予算執行に当たりまして、このことを常に念頭に置いて収支改善に努めながら、財政健全化法が適用される平成20年度決算時点においては、何としてもクリアしなければならないと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しの時期であります。現在、平成20年度予算を踏まえ、平成24年度において一般会計の累積赤字を解消するという目標を堅持しながら、計画上の収支の見直しを行っておりますので、調整のでき次第示したいと考えております。

次に、道路特定財源の問題でありますけれども、現在、地方六団体では道路特定財源については十分な議論を行っていくべきであるが、国民の経済活動や地方自治体の新年度予算編成等への混乱を回避する意味からも、まずは現行暫定税率の維持を求めています。

また、北海道市長会では、道路特定財源について平成20年度以降も一般財源化することなく、現行の税率水準を維持し、必要な道路整備の財源を確保することを要望しております。私といたしましても、地方六団体並びに北海道市長会と同様の認識を持って対応しているところであります。

次に、昨年4月の市長選挙における私のマニフェストについての御質問でありますけれども、初めにマニフェスト1の「スリムな市役所・財政健全化で市民サービスの維持」についてであります。まず職員の削減につきましては、さきにお示ししております4月からの部の再編を伴う組織・機構の大幅な見直しにより組織のスリム化を図るとともに、オタモイ給食調理場の民間委託、真栄保育所の民間移譲などにより4年間で180名の職員削減目標の達成に向け、計画どおり進ちょくしているものと考えております。

また、総人件費の抑制や長年の懸案であった市有施設内での通勤用車両の駐車有料化による新たな歳入確保など、マニフェストに掲げた項目をはじめ、さまざまな取組を進めてきましたが、今後ともこれまでの市民サービスを維持することを念頭に置きながら、引き続き、財政再建に向けた努力をしてみたいと考えております。

次に、マニフェストの2「地域経済と中心市街地の活性化」についてでありますけれども、まず中心市街地ににぎわいを取り戻す施策といたしましては、にぎわう商店街づくり支援事業を創設し、また旧丸井今井小樽店の再活用については、施設を管理する小樽開発株式会社が現在も懸命に出店交渉を行っており、市も連携して関係者に要請を続けているところであります。中心市街地活性化基本計画の策定については、昨年2月に設立した小樽市中心市街地活性化協議会において、本市が策定した素案に対し意見を伺っており、今後、市民に意見を求めて基本計画を取りまとめ、できるだけ早い時期に内閣府に認定申請を提出する予定であります。

次に、小樽らしさを生かした地域経済・観光の振興については、市内企業を中心に産学官が連携して

組織する東アジア・マーケットリサーチ事業実行委員会が、今回で3回目となる台湾での商談会を本年1月に開催し、地場産品の販路拡大に向けた取組を積極的に進めております。企業誘致におきましても、石狩湾新港小樽市域で昨年4月から12月までの間に5社が操業開始しており、その投資総額は約40億円に達しております。観光振興では、昨年4月に観光協会が観光誘致促進協議会を統合し、より積極的な観光プロモーション活動を展開しており、また昨年8月には小樽観光プロジェクト推進会議が発足し、小樽の知名度を生かした宿泊滞在型観光の推進に向けた具体的な施策について検討を重ねております。

また、旧手宮線跡の活用と手宮・北運河地域の再生につきましては、跡地全体の有効活用と地域の魅力向上や活性化策を検討するため、本年2月に地元市民や学生、関係団体等で構成する活用懇話会を設置し、議論を始めているところであります。

以上のとおり、この分野におきましては、関係する市民や団体等の協力をいただきながら、それぞれの施策を実施し、これまで一定の成果が上がったものと考えておりますが、今後とも本市の経済状況を把握しながら、地域経済の元気づくりと中心市街地の活性化に向けた取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、マニフェスト3の市立小樽病院についてでありますけれども、両病院の施設設備の老朽化、狭あい化や2か所に分かれていることの非効率性などから、統合新築が必要であるとの認識については変わりありませんが、平成19年度に入り収支状況が昨年6月に示した不良債務解消計画における目標に届かず、また一般会計においても地方交付税が見込みを大きく下回ったなど大変厳しい財政状況にあること、また昨年末に総務省からは公立病院改革ガイドラインが示される予定となったことなど、状況は大きく変わってまいりました。そのため、病院事業の収支や国の地方財政対策などを見極めて、今後の事業を進めていくことが必要であると判断し、予定をしておりました土地購入を平成20年度に変更し、基本設計業務を一時中断したところであります。また、医師確保につきましては、現在、両病院合わせて47名となっておりますが、依然として不安定な状況でありますので、基本設計の一時中断などの影響も危ぐされますが、当面、現在の体制を維持できるよう最大限努力しているところであります。

次に、今後の見通しでありますけれども、平成20年度に策定する改革プランの中では、再編・ネットワーク化について有識者の意見もいただきながら、今後の市立病院のあり方や役割について協議を行いますので、新病院についても、その内容を踏まえて進めていく必要があるものと考えております。また、不良債務解消に向けて計画を確実に履行していく必要がありますが、一般会計の状況も大変難しく、病院事業会計の収支が解消計画を下回った場合に、一般会計で支えることは困難な状況でありますので、平成20年度も医師や看護師の確保や診療報酬の改定など不確定な要素がありますが、経営改善に全力で取り組みまして、早い時期に方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、マニフェスト4の「子育て支援と子どもの安全・安心確保」について、平成19年度の実施状況でありますけれども、休日保育については昨年8月から市内中央部にある中央保育所で実施し、今年2月末現在の登録児童数は30名で、これまでの延べ利用児童数は213名となっております。また、小樽公園内の子どもの国ゾーンの整備状況につきましては、平成19年度に空の遊びの回廊や大地の遊びの回廊の冒険をテーマにした児童用大型遊具や迷路などの整備を行い、昨年10月5日から一部供用開始をしております。なお、平成20年度は幼児用遊具、多目的広場、野外学級施設などの整備を予定しております。

次に、スクールバスの導入でありますけれども、これまで桃内地区でスクールバスを運行しておりましたが、平成19年10月からは長橋小学校と銭函小学校においてスクールバスの運行を開始するとともに、従前から行っていた冬期間のバス通学費の2分の1助成を通年の全額助成に拡大したところであります。

次に、学校適正配置と校舎の耐震化でありますけれども、昨年の、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会からの最終答申を踏まえ、現在、教育委員会で適正配置についての計画を策定中ですので、この計画との整合性を図りながら校舎などの耐震化を進めてまいりたいと考えております。

次に、マニフェスト5に掲げた事業の進ちょく状況でありますけれども、初めに町会活動支援員制度につきましては、平成19年10月1日に制度をスタートさせ、当初要請のありました37町会に対し支援員を配置しましたが、現在153町会中49町会に配置しております。

次に、自治基本条例についてであります。新たな総合計画策定のための地区別・団体別懇談会開催時に、市民の皆さんに条例の性格などの情報提供をさせていただいたところであります。自治基本条例は、行政のみでつくるのではなく、広く市民や団体との話し合いの中で制定するものと考えておりますので、今後、時間をかけて議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政評価システムでありますけれども、昨年21世紀プラン第3次実施計画に定めた421の事業を対象に事務事業評価を試行的に実施し、評価システムの構築に向けた検討を進めております。

次に、新しい総合計画の策定でありますけれども、平成20年度の策定に向け現在、基本構想の素案について庁内組織による検討を進めており、その原案として総合計画審議会に諮問し、議論していただくこととしております。

次に、少子化対策についての御質問でありますけれども、まず本市の少子化と高齢化の現状であります。平成17年国勢調査の年齢3区分別人口で見ますと、総人口に占めるゼロ歳から14歳までの年少人口の割合は10.6パーセント、65歳以上の老年人口は27.4パーセントとなっております。前回の平成12年の調査と比較して年少人口が13.3パーセント減少し、老年人口が10.6パーセント増加しております。また、道内市部の構成比との比較では、年少人口は2.1ポイント下回り、老年人口は7.3ポイント上回っている状況であります。

次に、少子化対策に係る調査でありますけれども、小樽市におきましては、平成16年に小樽市次世代育成支援行動計画の策定に向け、ニーズ調査を実施いたしました。これによりますと、子育ての出費がかさむこと、自分や子供が病気になったときに子供の面倒を見る人がいないこと、民間企業への子育て家庭に対する理解、配慮の啓発、促進という回答が多かったところであり、このような御意見を参考にしながら計画を策定したものであります。

次に、次世代育成支援行動計画の進行管理であります。次世代育成支援対策推進法及び行動計画策定指針に基づき、庁内に関係部の課長職で構成しています推進会議と教育、福祉分野や子育て支援事業の関係者などで構成する推進協議会を設置し、その中で各事業の進ちょく状況を把握、点検しながら、計画の推進に努めているところであります。

次に、少子化対策の推進でありますけれども、従来の子育て支援と仕事の両立支援に加え、専業主婦家庭への子育て支援、児童虐待防止や子供を犯罪等から守る取組など、より広い観点から総合的に子育てを支援するために策定した小樽市次世代育成支援行動計画の着実な推進が必要と考えております。このため、今後も市民や地域、関係団体をはじめ国、道、企業など、それぞれの役割と相互の連絡を図りながら、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境・エネルギー問題の取組でありますけれども、初めに小樽市における地球温暖化対策への取組であります。市も一事業者として化石燃料などのエネルギーを消費していることから、率先して温室効果ガスを削減するため、平成18年度に第2次小樽市温暖化対策推進実行計画を策定し、日常業務や施設管理などにおけるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組を進めているところであります。さらには、市民や事業者に向けましては、日常生活における具体的な温室効果ガス削減行動を紹介した「環境にやさしい工



コ・アクション・プログラム」を作成し、出前講座や小中学校における総合学習の場を通じて、その普及に取り組んでおります。本年7月には温室効果ガス削減を主要議題として北海道洞爺湖サミットが開催されることから、小樽市におきましても、民間団体との共催により、6月に記念講演会や記念植樹祭の実施を予定しているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校施設における再生可能なエネルギーの活用と環境教育の推進などについてであります。学校では総合的な学習の時間において、河川の水質調査や動植物の観察などを実施しており、また学校菜園や見学旅行におけるファームステイなどにより農業体験を行うなど、体験活動を通して環境教育に取り組んでおります。さらに、社会科等においては、ごみ処理やリサイクル、水源林など生活と密接な関係のある内容について学習して、児童・生徒が身近な環境について考える機会と場を設けております。

本市は、海と山に囲まれた自然の宝庫であり、学校ではこれまでもこれらの自然環境を効果的な教材として活用してまいりましたが、今後も自然環境を大切にすの育成を含め指導の充実に努めてまいります。

なお、ソーラーシステムなど施設整備に伴うものにつきましては、すぐに取り組むことは難しいのですが、地球環境に優しい取組については、将来を担う子供たちにとりましても大切なことと認識しているところであります。

次に、子供自身が健康であることを強く意識し、より安全な生活を求めようとするための教育活動についてであります。各学校においてはスポーツや保健指導などを通して健康、安全な生活を営むために必要な資質や習慣を身につけさせたり、児童・生徒がみずから成人病などの防止に向けた食育のあり方や生命を大切にすの教育などに積極的に取り組んでいく必要があります。

一方、近年、不登校やいじめ、薬物乱用などの深刻な問題や人間関係による不安感やストレスなどが常態化しているとの指摘もありますことから、教育相談などにより心の健康に関する取組も大切になります。そのため、各学校では保健体育科の時間だけにとどまらず、関連の教科や道徳特別活動のほか、総合的な学習の時間を含めた教育活動の全体を通して、心身の調和を図る健康教育を一層進めていかなければなりません。本市においては、あおばとプランにより「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を重点に据えてバランスのとれた教育活動の実現を目指しておりますが、とりわけ豊かな心と健やかな体の育成を関連づけた指導をすることにより、健康に対するより豊かな教育が可能になると考えております。

次に、子供の虐待に対する学校の対応についてであります。子供に対しての虐待は、心身の成長や人格の形成上に大きな影響を与えることから、学校においては日ごろから全職員が子供たち一人一人の行動を注意深く観察しながら、家庭での虐待がないのか、その実態の把握に気を配っております。例えば人権に配慮しながら、いつも汚れた同じ洋服を着ている、体に暴力を受けたこん跡がある、学校から家に帰りがらないといった子供の様子に異変が見られる場合、虐待を受けている可能性がないかどうか早急に調査し、もしそうした事実があった場合には、速やかに校長から警察や子育て支援課など関係機関に連絡するなどして子供を保護するよう努めております。しかしながら、子供の虐待は学校だけでは発見、解決できるものではなく、地域や医療機関をはじめ関係機関などとの連携が必要となります。そのため、事実を発見したときには、学校、児童相談所、子育て支援課などから成るケース会議を随時開催していただき、解決に向け努力をしているところでございます。

次に、学校給食について何点が御質問がありました。

まず、2月6日の給食についてであります。発生要因と考えられる食材のマッシュルームは、製造販売業者の自主回収体制が徹底されていなかったことに加えて、納入業者である北海道学校給食会の食材の管理体制が不十分であったこと、さらには危機意識が希薄で情報提供が行われなかったことなどに要因があったものと思います。さらに、食材の異常を発見した後の対応として、調理場での検食時間を通常の給食開始時間に合わせて実施していたことや学校における短縮授業の実施といった要因も重なったため、結果として中止の連絡が一部の学校において間に合わなかったものと考えております。

次に、O-157や食中毒の教訓が今回どう生かされたかということについてであります。これまで本市においてはO-157の発生を重く受け止め、国及び道のマニュアルを踏まえて、平成12年、独自に衛生管理マニュアルを策定し、施設整備の改善を図るなどしながら、食中毒への対応を図ってまいりました。しかしながら、今回のような食材の異変などが急きょ生じた場合には、結果として対応しきれておりませんので、マニュアルに不十分な面があったものと考えております。

次に、危機管理体制の整備についてであります。これまでも衛生管理マニュアルを基にした対応を図ってまいりましたが、今回の事例を教訓として、学校へ緊急連絡するための初動態勢や学校及び関係機関との連絡方法、事後対応などについて、これまでの衛生管理マニュアルを補強し、管理体制の徹底を図っていく考えでございます。

最後に、安心・安全な学校給食に向けた今後の対応についてであります。当面する対応策として調理場の検食時間の繰上げをはじめとして、調理時の食味検査や調理でき上がり時の検査の徹底及び学校での検食体制のさらなる強化を図ってまいります。また、食材の異常に対応する衛生管理マニュアルの補強や食材の選定及びチェックの強化など、引き続き学校給食課及び両調理場を中心に検討を進め、給食の安全確保をこれまで以上に図ってまいります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 2点再質問をします。

1点目は、少子化対策のところ、なかなか成果が上がらない、そういう現状だということでもさまざまな取組をするということなのですけれども、少子化対策で先進的に取り組んで成果を上げている、そういう都市の事例は把握していますか。あれば教えてください。

それから二つ目、医師確保の問題なのですけれども、結論からいうと今47名の現状だと。この現状維持のために頑張っているということなのですけれども、そういう答弁でいいのか。それで、この47名の医師が今後どうなっていくのかというあたりについてお示しできますか。

その2点についてお聞きします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 福祉部長。

**福祉部長(中町悌四郎)** 少子化対策の先進都市の事例で実態把握をしているかということなのですけれども、確かに少子化対策ということで、全国いろいろな市町村でお金に係る予算的な支援とか、さまざまな支援はあると思いますけれども、成功しているといえますか、そのような対策によって急激に少子化をクリアできるというか、それはなかなか難しい部分がいっぱいあるのではないかと思いますけれども、そういう中で成功している部分は少ないのではないかというふうには思いますけれども、そういった点では成功している都市がどこにあるかということは、ちょっと現状ではまだ把握しておりませ

ん。本当にどういうものが効果があるのかということは、これからも十分研究してみたいというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 先日も答弁いたしましたけれども、現状47名の医師の確保、従前から申し上げていますように、増員というのはこの御時世では非常に難しい状況にありまして、逆に今の47名をいかに確保していくかということに、院長も各医局に出向いてお願いしているというのが実情でございます。

47名につきましては、現在、確定しているいわゆる医師の異動と申しますか、補充できないいわゆる医師の退職ということで申しますと、整形外科で3月いっぱい1名、秋で1名、それから呼吸器内科で秋で1名というふうなことでございまして、ただ、これにつきましても、現状、補充については医局に出向いても非常に難しいという話を院長から聞いておりますけれども、引き続き院長が努力してまいるとございまして、もう一つは診療環境の改善等にも努めて、何とか医師の確保に努力していきたいというふうに思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 再々質問はしません。細かいところについては、予算特別委員会の方でやらせてもらいます。

**議長(見楚谷登志)** 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時05分**

**再開 午後 4時25分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 病院に関連して何点かお尋ねします。

まず、医薬分業の見通しについてです。

随分以前に質問したときには、薬から利益が出ている。分業しても入院患者の投薬指導等業務があり、薬局の職員減にはならないなど経営改善にはつながらないと答弁がありました。民間病院では薬を自病院で出すことはコスト的に経営を圧迫することになるので、分業になっています。入院患者がいる北生病院、協会病院でも同様です。職員数の見直しをする考えのないことと、薬局としての収支に人件費をコスト計算しないから、たとえマイナスになっていても表面に現れず、分業を検討しようとしません。民間病院では薬を出さずとも処方せん代が入ります。患者にとってもかかりつけの薬局に行くことで、複数医療機関の薬の一元管理指導を受けることが可能となります。一番わかりやすい改革である医薬分業について検討し、実行する予定はないのでしょうか。

次に、財政健全化法と公立病院改革ガイドラインについてお尋ねします。

前定例会で平成会の成田祐樹議員より改革ガイドラインについて質問いたしましたが、まだ明らかになっていない点があるということで、十分に答弁をいただけませんでした。ガイドラインの解釈についてですが、財政支援措置は平成15年度以降発生したものが対象で、15年度以前に発生した43億円の不良

債務は対象にならず、22年度までに不良債務を解消しなければならないとすれば、今までの5年間で解消する計画も見直さなければならない点が出てきませんか。

一般会計からの繰出しは、独立採算の原則に立って、最大限効率的な運営を行ってもなお不足する真にやむを得ない部分を対象にすべきであり、単なる赤字補てんを行う性質のものではないとありますが、当市の繰出しは基準内として認められると思いますか。

次に、経営健全化基準値についてですが、病院経営の資金不足比率が20パーセントを超えると経営健全化計画を求められ、平成20年度から外部包括監査法人が入ることになりますが、小樽市は平成19年度の見込みで何パーセントになるのでしょうか。

早期健全化基準、いわゆるイエローカードについてですが、連結実質赤字比率では、市町村については財政規模に応じ16.25パーセントから20パーセントの範囲となっておりますが、平成19年決算見込みで当市はいかがですか。

将来負担比率は市町村は350パーセントとなっております。当市は何パーセントですか。

現行の地方財政措置の見直しについて、お尋ねいたします。

病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債対象から外すがあります。国立病院機構の指針では1平方メートル当たり25万から30万円、民間病院の建設費は1平方メートル当たり20万円から26万円の範囲にあります。上限の1平方メートル当たり30万円を新市立病院の計画面積で計算しますと、99億6,000万円となります。健全経営で有名な砂川市立病院の新築建設単価は1平方メートル当たり22万円であり、これを小樽病院に当てはめると73億400万円というところまでは審議をしてきました。

もう一つ並行する基準として1床当たりの単価があります。国立病院機構の要求基準では1,500万円から2,000万円となっております。小樽病院のベッド数は468床ですから、1床掛ける1,500万円は70億2,000万円、1床掛ける2,000万円として93億6,000万円となります。建設単価で出てきた数字と近似値となるように見えます。要求基準をクリアできるように見えるのですが、ガイドラインの検討報告書を作成した総務省公立病院改革懇談会座長の長隆氏は、小樽病院は1床当たり3,300万円になるから要求基準をクリアできないと話したと報道されました。これは事業費156億円を468床で割った金額です。これでは現在の計画は基準を大きく外れ、やり直しということになります。計算方法で大きな食い違いが出てしまう点を確認しなければなりません。この点をどう考えるかお尋ねします。

平成17年3月、国立病院機構により発表された病院建築標準仕様等の策定に関する検討会報告書の概要によれば、基本原則の2番に投資枠の設定があります。それによると、1床当たりの投資金額を診療収入に見合う一定金額の範囲内とする。全面更新築の場合の投資枠は1床当たり1,500万円から2,000万円とあります。投資金額を建物本体の建設費としてとらえるのか、事業費としてとらえるのか、その問題だと考えます。どちらの解釈が正しいのか、はっきりさせなければなりません。どうなりますでしょうか。

経営形態の見直しについて伺います。

5年以内の経営形態の見直しが求められています。小樽は地方公営企業法の全部適用に方針を定められましたから、それは早急に実現をしていただきたいと思います。しかし、財政健全化法とガイドラインによって、経営の一層の健全化が求められています。全部適用は公設公営のまま効率化を目指すもので、病院改革、経営責任の明確化には一定の効果が期待できるが、自治体病院の巨額赤字の連鎖を断ち切ることはできない。つまり、公務員経営による高コスト体質の改革には不十分という判断が、急になされるようになっております。北海道は、江差病院を含む4道立病院を指定管理者制度による民営とす

ると発表されました。

公設公営でない経営形態としては、一つ、地方独立行政法人化、直近では山形県の市立酒田病院と県立日本海病院の統合再編が20年度に行われます。日本海病院の欠損金106億7,800万円と酒田病院の13億6,700万円の欠損を受けてのものです。

二つ目、指定管理者制度では、昨年12月、氷見市民病院で公設民営化条例が可決され、金沢医科大学氷見市民病院となり、病院職員307人は退職し、民営化病院に90パーセントの職員が採用されたものであります。退職金は33億円です。氷見市は、病院の新築計画を持っており、かつ赤字に苦しんだという点で小樽市と類似点が多く、説明をしているわけですが、入院・外来が平成9年39万1,000人、17年27万9,000人と11万2,000人減り、13年から18年の6年間で一般会計から病院事業会計へ40億8,000万円の繰出金があったものです。医業損失が19年に7億円を超え、今後も好転の要素はないと踏み切ったものです。新病院の建設は指定管理者に建替えをしてもらい、民間レベルのコスト削減をし、市が施設を買い取ることを検討しています。

また、民間に病院建設と経営を依頼するかわりに、建設用地を提供する方式で5か所の地域中核病院を建設した横浜市の例を説明いたします。昨年開院した横浜東部病院ですが、554床、医師140名、正式名を恩賜財団済生会横浜市東部病院といます。小樽の北生病院と同じ済生会財団です。総事業費187億円、うち34億円が横浜市の補助となります。ほかに用地取得費58億円、事業の借入れに伴う利子の補助が、将来分も含み36億円が横浜市負担となります。パートナーシップで中核病院を誘致する手法で、他の4か所は、聖マリアンナ医科大学、労働福祉事業団、昭和大学、そして済生会がもう1か所運営をしております。済生会財団は、全国的に自治体病院を引き受ける活動をしております。小樽においても元国立療養所が済生会西小樽病院として運営をされております。

以上3件の最新の民活の経営手法を説明いたしました。

小樽病院の病室は、古く、汚れており、寒く、既に使用に耐えるものではなく、小樽病院、第二病院に分かれた経営効率の悪さは合併するしかないことは周知の事実であるからこそ、新病院の建設は市民皆願うところであります。しかし一方、新病院は建設しても札幌市や函館市のように赤字が続く例を見ていると小樽の財政に悪影響を与え続けるのではないかと懸念しています。今日の自治体病院の急激な経営の悪化は、再三にわたる診療報酬の改定、医師不足が大きな要因であるとしても、この状況は好転しないものと思われまます。病院の赤字が自治体本体の財政再建団体入りを左右しかねない現況の中では、赤字を出さない病院を経営することは大命題であります。公設公営による新病院の建設はしてはいけないという認識を持っていただきたいが、いかがでしょうか。

小樽港と石狩湾新港についてお尋ねします。

2007年2月、小樽信用金庫、北海信用金庫より「～小樽市の豊かな未来づくりへの挑戦～働き、住み、楽しめる自立都市・小樽へ」と題した215ページに及ぶ提言書が発行されました。調査目的を小樽市の経済実態を把握することとし、実態を踏まえて小樽市が発展する方向性や具体的な施策を見いだすこととし、事業者、消費者2,000名にアンケートをしたものでした。

今回、港湾問題を論ずるに当たり読み返してみました。そして発見したのは、港、船、港湾関連事業者、港湾作業従事者に関する記述が全くないことでした。商業、工業、観光、農業、漁業は論じられていても、港は1項目もありませんでした。信金中央金庫総合研究所の調査書ですから、小樽経済を論ずるに当たって港の現状は考慮するに値しないという低い評価としかとらえようがありません。そして、今回、港湾部がなくなるのも、その流れなのでしょう。

戦後長く不振が続けた港も、大阪万国博の年に新日本海フェリーが就航し、にぎわいを見ることがで

き、通過するだけの貨物と陰口もありましたが、四国まで養殖ハマチのえさを市内の水産加工場から運ぶことができるようになったことを一例に、小樽、後志の経済活性化に貢献し、関西からの旅行客は小樽を北海道の入り口とし、バイクの若者たちは小さな店でランプを売っていた北一硝子の魅力を発見し、その後の観光時代の到来の先駆けとなりました。市内の穀物工場、倉庫を生かし穀物の物流基地を目指した構想は、各工場の苦小牧移転により実現できませんでした。サハリン石油開発プロジェクトへの参加も不調でしたが、カニと中古自動車による交易は外国船の入港数において日本有数の実績となり、ロシア人の買物客が都通りを潤しました。

しかし、フェリーの苦小牧への半数の航路移転、ロシア船、北朝鮮船の動向等で、近年は苦戦を余儀なくされている感があります。これからの港の方向を示すものとして、小樽港将来ビジョンが昨年発表されました。現状を羅列したもので、新味に乏しく、将来ビジョンが見えないとの評価も聞こえましたが、国が港湾予算を苦小牧、石狩湾新港に集中する政策を明快に示しており、小樽市も港湾の改良、又は新規工事への自己負担の財力がない以上、これ以上のビジョンは無理であったと理解しております。その中で取扱貨物等の動向として、「一般貨物については依然として厳しい環境が続いていくものと思われるますが、コンテナ貨物や完成自動車の取扱量、又はクルーズ客船の寄港は増大していくものと思われる」と記述されており、また石狩湾新港について「企業立地件数が増加しており、札幌市に近接している地理的優位性を生かして立地が進んでいくものと思われる」とし、石狩湾新港との関係強化について「両港の特性を生かしつつ相互に連携することにより関係を強化し、道央日本海側港湾として太平洋側港湾に対して競争力を高めていくことが必要です」としております。コンテナ貨物と石狩湾新港との関係強化、この2点について具体的にどうしていくのか、質問いたします。

コンテナ貨物についてですが、神原汽船カンパニーにおいて中国と週1便の航路がありましたが、週2便となり、上海、寧波、青島、大連と結ばれました。物流の中心がコンテナ時代にもかかわらず、長くその機能を欠いておりましたが、コンテナヤード、ガントリークレーン、定期航路と、やっとそろいました。

経済常任委員会として神原汽船と意見を交わすことが重要との判断で、昨年、本社所在地の福山港を訪問しました。福山港は、コンテナ基地として1996年に航路開設と歴史が浅いながら急速な発展を図り、コンテナ個数8万4,000TEUと、全国16位に位置しております。昨年は第2バース建設に着手し、ガントリークレーンを2台に増設しているところです。福山では多くのことを学びましたが、特にポートセールスの展開については、並々ならぬ展開をしておりました。平成14年、4万3,000TEUの個数でしたが、県と市の共同の施策として荷主訪問を14年から17年まで1,100社に行いました。県内で神戸港に入り、トラックで運んでくるものが60パーセントあり、それを福山港に入港させ企業のコスト削減を目指したところ、個数8万4,000TEUと4万1,000TEUの増加を達成しました。神原汽船カンパニーとの質疑の中で、小樽港のヤードの問題がありました。個数を1.5倍にするには面積としては1.5倍プラスアルファが必要と思う、広さだけでなく効率的にどのようにできるかであり、今のところ手狭であるとのことですが、ヤードの拡幅についてはどのように考えているのでしょうか。

コンテナ個数は順調に伸びてきていると判断していましたが、このところ頭打ち状況とも聞きました。個数の推移、現状はどうでしょうか。

週2便となりましたが、何TEUが最低でも必要と判断しておりますか。

ポートセールスですが、ここまでは港湾振興室の努力が実を結んできたものと評価いたします。しかし、頭打ち傾向の打破には、総合的戦略、施策を打ち出さなければならないと思いますが、福山港は神戸港利用の荷主の福山港への転換をねらいました。小樽、後志の経済活動の小ささを考えると、札幌圏

の企業の苫小牧港利用を小樽港に転換させることがポイントのように思います。まず、苫小牧港のコンテナで中国航路のものは何個でしょうか。そして、その中で札幌圏の占める割合はわかりますでしょうか。

石狩湾新港は釜山、小樽港は上海とすみ分けていますが、石狩湾新港は2次輸送が省かれることをポイントとしています。苫小牧港の場合、1次の海上輸送、そして札幌への2次輸送、さらに札幌周辺で小分けされ小売店に運ばれる3次輸送のうち、2次が省かれるコストをいっているわけです。福山港においては、上海、神戸港の海上輸送は神戸港6万500円、福山港では8万2,500円と2万2,000円不利になるが、2次輸送の陸送料が神戸港8万8,000円、福山港だと1万7,000円で7万1,000円安くなることと、日本一安い港湾使用料を目指し、港湾使用料の50パーセント割引、そして税関の時間外手数料1時間4,100円を2,050円と50パーセント引き下げしました。

小樽市においては、優位性、利便性においては、どのようなセールスポイントを打ち出しているのか、そして今後さらに何を打ち出す必要があると考えていますでしょうか。

また、苫小牧港利用の荷主を小樽港へ転換させるためにどのような行動をしてきたのか、そして今後どのように行動していくのか、お伺いいたします。

ただ、強力な活動を展開するには、港湾部のなくなった状況の中で主体が見えづらくなりますが、どこが受け持ち、その陣容組織はどのようになりそうですでしょうか。

福山において1,100社を訪問し、4万1,000TEUのコンテナを増加させた活動は、広島県福山地域事務所と福山市の連携で費用も折半という県主体の事業として達成されました。小樽のセールスも単独ではなく、北海道、石狩、小樽の三位一体の戦略で行ってこそ効果が出るもので、さらに言えば将来、札幌市も巻き込まねばならないと思いますが、そのことを必要と考えるか、実現性のないことと考えるか、いかがでしょうか。

小樽港将来ビジョンにおいて、石狩湾新港と石狩湾新港地域の動向について、「小樽港と共に道央圏のエネルギー供給基地やリサイクル資源の集積拠点として発展していくものと思われれます。近年、石狩湾地区における企業立地件数が増加しており、今後も、札幌市に近接している地理的優位性を生かして立地が進んでいくものと思われれます」「小樽港と石狩湾新港の特性を生かしつつ、相互に連携することにより関係を強化し、道央日本海側港湾として太平洋側港湾に対して競争力を高めていくことが必要です」と記述されております。

以上の点に基づき、石狩湾新港地域と小樽市の経済的つながりに関連してお尋ねいたします。

札幌市から石狩市への通勤者は1万3,000人と石狩市長が語っていましたが、小樽市からも石狩湾新港地域に相当数勤務していると思いますが、通勤者は何名でしょうか。

立地企業は605社が操業中ですが、小樽市からは地域全体に何社が立地しておりますでしょうか。また、小樽市域には何社操業し、従業員数は、そして固定資産税・都市計画税、法人税等税収は幾ら入っていますでしょうか。現在、未操業で土地を保有しているのは何社でしょうか。

2月23日の日本経済新聞によれば、「札幌市と石狩市は企業誘致と観光振興で連携する。4月から職員を相互に1人ずつ派遣し、石狩湾新港地区の工業団地への企業誘致活動などに協力することになった」と報道されました。企業誘致に札幌の情報を使い、厚田、浜益と合併し新たな観光資源を得ながら、観光へのノウハウの乏しさを補うすばらしい戦略だと思います。札幌市との関係強化は、小樽市にとっても今まさに必要なものであると思いますが、また先ほど述べたコンテナ貨物の荷主へのセールスにも必要不可欠であります。札幌市との連携について何か考えをお持ちでしょうか。

北洋銀行の横内頭取は、石狩湾新港について石狩湾新港外貨物利用促進協議会で講演し、札幌経済

界の関心の薄いことと小樽港との機能分担の問題にも触れ、「虫の目のように目だけを見ていると全体の活性化につながらない。港の将来像を考えるにはグローバルな視点で見なければ発展はない」と語りました。従来は石狩湾新港の発展は小樽港から貨物を奪うものと見た点がありました。小樽港が昔日の輝きを取り戻し、経済のけん引役となることが、展望の見えていない現況を考えれば、石狩湾新港地域の発展により経済活性化に役立てることを考えなければならない時期であると考えます。市内の若者の職場を確保し、税収を増やす政策として、石狩市との関係を積極策に転ずるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、長期的に考えますと、小樽港の管理者であり新港管理組合の一員であるという2港の経営をしていくことは、小樽の体力から見て厳しさがあると思います。福山港が県営であるように、小樽港も管理組合方式に移行する方向を探るべきと思いますが、いかがでしょうか。

学校給食についてお尋ねします。

学校給食の民間委託は、8月をめどにしていると聞いております。委託業者の選定は、病院のときと同様に、数社の中から検討委員会で点数をつけ、選定する方式なのでしょうか。委託は労務のみなのか、病院のように食材の購入も含むものなのでしょうか。

今回のマッシュルーム事件を通じ、食の安全が身近な問題であることが認識されました。また、学校給食会の一連の対応は、同会が危機管理能力に欠けることを感じさせるものでした。同会が対応、連絡をきちんとしていれば、小樽で使用されることは防げたと考えますが、同会の責任についてどのように考え、どのような措置をとられましたでしょうか。

今回、PTAの保護者の中で、食材の安全性についての不安が語られています。親たちから見て、だれが調理し、どこの産地のものをどこから仕入れるのか、容易に目の届くものであってほしいというものです。言いかえれば、小樽の人たちが調理し、地産地消、地元食材の対応を考えてほしいという希望です。小樽病院、第二病院とも全国に展開している給食業者です。スケールメリットで利益を上げる、そのような業者が入札資格の点数が高く、それでなければ入札に参加できない、それが全国的な傾向で、小樽もそうであると保護者に説明すると驚いています。

グッドウィルによる介護派遣労働の不正があったように、構造改革路線に伴う過度の競争は大きなひずみを社会に生み出してしまったことが表面化して問題となっています。大手給食業者も、その利益は食材の仕入れいかにかかっていると聞いております。児童に安全な食材を提供してははずの学校給食会も、その内部組織は安全と信頼にはほど遠いものでした。保護者の、なぜ小樽の業者に委託しないのだろう、どれだけ地元の、そして道産の食材を使っているのか、いつでも見えるようになってほしいという素朴な子供の食への安全の願い、その気持ちを大事に受け止めることが今回の事件で失われた給食への信頼を取り戻すのに必要なことと思いますが、どのように考えますでしょうか。給食の民間委託に際して考えていただきたいと思います。

給食費の未納についてお尋ねします。

昨年来、全国的にクローズアップされ、当議会でも質疑を重ねてきております。未納金710万円は、率として全国水準では低い方で、悪質なものは少ない方という認識と思います。他市ではクラス担任が1人の生徒を名指しで催促したという問題も発生しました。未納に対する関心の高まる中、小樽でも親たちの中に不公平だという言葉が出てきています。払わないで済むなら私も払わないでよくと冗談まじりに言う人もおり、他の人が払わないなら自分も払わないという、つまり保護者の規範意識の低下が出ています。

大分県別府市では、3か月以上滞納を目安に簡易裁判所に少額訴訟を提起する方針を決めました。ち



なみに未納率は、小学校0.6パーセント、中学校0.5パーセントです。小樽における未納率、そして督促は、どのようにしていますか。3か月以上の滞納者は何人いますか。

昨年3月、小学校で、6年生が給食費を口座振替できなかつたので、親が4月、学校に持参しましたが、卒業したので要りませんと、学校では受け取りませんでした。母親はもうけたと話しております。未納金に対する取扱いが各学校により温度差があるように思いますが、未納分については卒業後であっても支払義務があるのか、その取扱いはどうなっているのか。そして学校によって未納率に変化は見られるのかどうか、いかがでしょうか。

また、私的会計と公的会計についてもお尋ねしますが、給食会計は私的会計が通常であります。未納金の扱いには公的会計の方が法的に処理しやすいという指摘も出てきていますし、私的会計は議会への報告義務もありません。私的会計と公的会計については、どのような見解をお持ちでしょうか。

次に、野生動物の反乱についてお尋ねいたします。

野生動物の反乱が起きていると言われていています。昔から獣害と言われてきましたが、近年は動物たちが人里近くに異常に近づいてくるようになりました。ツキノワグマが人を襲った事件が随分報道されました。猿が2,000メートルの高山に登り、ライチョウの卵を食べたそうです。

小樽でも兆しが出てきました。シカが遠藤山、丸山に現れています。雪の林道に足跡を見ることは珍しくなくなりました。今回、市街地に若い雄ジカが出て山に戻そうと捕獲したが、死んだと報じられました。まだ若い個体で、発情期でもなく、人を襲ったような危険の差し迫った状況もないように思いましたので、結果として死なせてしまったことについて、お尋ねいたします。

まず、シカの出没が発見されたときから捕獲に至る状況について、そして血を流していたという情報もありますので、けがをさせていたのか、死んだ原因をお尋ねします。

別に動物愛護を強調するつもりはありません。農家にとって害獣であれば駆除は必要なことであります。農業被害も起こっていますでしょうか。

ただ、自然との共生、動物との共生も大切にしたいと思います。知床で、まちの中を歩き庭木の芽を食べるシカ、住人にとっては我慢の要ることと思います。そして、奈良には千年の歴史を刻むシカとの共存があります。動物との共存体制をつくることを目指している自治体もあります。兵庫県森林動物研究センターでは、クマを麻酔銃で捕まえて徹底的にいじめて山に戻すことをしています。札幌や小樽のように、追い回して板で押さえつけて、麻酔注射を針を折りながら何本も刺す。経験も少ないから殺してしまう。これでは保健所の職員も気の毒です。シカは当分は増え続けるのでしょうか。自然豊かな観光地のイメージもある小樽です。シカとの共存方法も考えていただきたいと要望します。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、病院問題についての御質問でありますけれども、まず医薬分業についてであります。病院経営上、導入するメリットとしては、薬品購入費の減少及び院内在庫薬品や不要在庫の減少等が考えられます。一方、デメリットとしましては、分業による薬価差益の減少があります。市立病院にとって院内処方による薬価差益が減少することは、病院事業会計の収支を悪化させることとなり、現在のところ病院の経営面からは、院外処方により薬剤師を減少させるよりも院内処方のメリットの方が大きいと考

えております。しかし、薬価差益は診療報酬の薬価引下げにより縮小の傾向にありますので、今後の診療報酬改定の動向を注視していく必要があると考えております。

また、分業による患者のメリットとしては、かかりつけ薬局による薬歴管理・指導、さらには待ち時間の短縮等が考えられます。しかし一方では、病院での診察、検査後、さらに調剤薬局へ行かなければならない二度手間や患者の負担金が増額するなどのデメリットもあります。

いずれにいたしましても、分業による病院側及び患者側のメリット・デメリットを踏まえ、今後の診療報酬改定等の動向を十分見定めながら、院外処方について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、収支計画の見直しについてでありますけれども、公立病院特例債の対象は、平成15年度以降、医師不足等により不良債務が著しく増加している団体等となっており、本市のような実質的には平成15年度以前に不良債務が生じたケースについては、特例債の発行の対象となるかどうかについては、現段階では明らかとなっておりませんが、小樽病院ではここ数年、医師の減少は著しいものがあり、大幅な減収に伴う収支不足分を多額の一般会計繰入金により補てんしてきた経過がありますので、現在、北海道へ小樽市が特例債の対象となるよう要望しているところであります。

また、現在、策定中の不良債務解消計画の期間と改革プランの経営効率化の期間の整合性をどう図っていくについては、北海道とも協議する必要があるものと考えております。

次に、一般会計から病院事業会計への繰出しでありますけれども、現在も病院事業に対しては総務省の示す、いわゆる繰出し基準に基づいて結核・精神病院運営費、高度医療や医療機器整備費に要する経費などを一般会計から繰り出しておりますが、今後は、改革プラン策定の中で不良債務解消のための繰出しなども含めた一般会計からの繰出金について、道の助言や交付税措置額などを参考にしながら、病院の役割を明らかにし、これに対応する一般会計負担のあり方について、算出根拠を明らかにした上で繰出しに係る一定のルールづくりをしなければならないものと考えております。

次に、病院の資金不足比率についてですが、平成19年度の補正後の最終予算では、年度末で約39億円の不良債務となる見込みでありますので、約45パーセントとなる予定であります。

次に、平成19年度決算見込みでの連結実質赤字比率などでありますけれども、本定例会補正後の予算上の収支を基に試算しますと、連結実質赤字比率が20.2パーセントとなります。

なお、将来負担率につきましては、その積算の詳細が示されていないことから、現時点ではまだ試算しておりません。

次に、国立病院機構における病院建築投資標準仕様と新病院の建設工事費についてでありますけれども、病院建築投資標準仕様にあります投資金額の考え方についてであります。これにつきましては、国立病院機構にも照会いたしました。総事業費ではなく建設工事費であるとの回答をもらっております。したがって、新病院計画では、同機構が示す1平方メートル当たりの単価の30万円を上限とすると、建設工事費は約99億6,000万円となり、1床当たり71平方メートルの工事費にしますと2,130万円ほどになります。この金額はあくまでも上限ということで、最近の建築例を参考にしますと、設計の段階から建設コストの縮減を図ることで工事費の圧縮は可能と判断しており、国立病院機構が示します全面更新築の場合の投資金額1床当たり1,500万円から2,000万円の範囲内で建築は可能であると考えております。

次に、経営形態の見直しの問題でありますけれども、本市では平成21年度に公営企業法の全部適用を予定しておりますが、この目的は経営改善と今後の病院の新築統合に向けた経営基盤の強化を図るためであります。しかしながら、ガイドラインでは、全部適用のほか民間的経営手法として、非公務員型の

地方独立行政法人化も選択肢として掲げられたことから、このメリット・デメリット、問題点などについてもあわせて研究を進めていく必要があるものと考えておりますので、他の自治体の事例など引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港と石狩湾新港の問題でありますけれども、初めにコンテナヤードの拡幅であります。小樽港のコンテナヤードは、航路開設以来約1万7,000平方メートルのヤードで運用をしておりますが、昨年3月から週2便体制が実現したことから利用者の要請にこたえ、昨年11月に既存ヤードに隣接した約2,000平方メートルを増設したところであります。今後につきましては、コンテナの取扱いの動向を見ながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、コンテナ取扱個数の推移と現状でありますけれども、平成14年に航路が開設されて以降、取扱個数は実入りで平成14年は854TEU、平成15年は4,264TEU、平成16年は6,616TEU、平成17年は8,589TEU、平成18年は9,216TEUと毎年増加してまいりました。平成19年の取扱実績につきましては、速報の段階であります。輸出が2,489TEU、輸入が6,352TEUで、総計では8,841TEUで、対前年比4パーセント減となっております。この主な要因といたしましては、水産品の輸出が取引価格の値上がりにより低調であったことや、建設関係資材の需要減による輸入の減少などとなっております。

次に、週2便体制での必要取扱個数でありますけれども、関係者との情報交換の中では、実入りで現状の2割増の約1万1,000TEUということで目標を設定していると同っております。

次に、苫小牧港で取り扱われている中国コンテナ貨物でありますけれども、中国からの貨物につきましては、その大部分が韓国で積替えを行うため、データ上はそれらの貨物は韓国からの貨物として処理されるため、数字上把握することは困難であります。荷主等との情報交換の中では苫小牧港における韓国からのコンテナの中で、中国発貨物は2割から3割程度ではないかと伺っております。

また、平成16年に陸上の出入り貨物調査が実施され、貨物の陸上での流動に関する調査が行われておりますが、その内容は仕出し国別に分類されておられませんので、札幌圏での占める割合についても把握は困難であります。

次に、小樽港のセールスポイントでありますけれども、中国と航路がダイレクトに結ばれており、輸送日数が短く定時性が高いことに加え、道央圏と至近の距離にあること、道内主要都市への広域幹線道路にアクセスが容易なことなどが挙げられます。今後も、これらの利便性のPR強化を図るとともに、多様化する荷主ニーズに官民挙げて対応するため、サービスの向上に努めていくことが必要であると考えております。

次に、荷主獲得のための活動でありますけれども、利用する港の決定につきましては、荷主企業の本社サイドで決定することが多いことから、代理店や船社と合同で東京・関西方面の荷主や中国企業を訪問し、小樽港のPRや利用促進の取組を行ってきております。最近こうした活動の成果として利用する港を小樽港に変更する荷主も徐々に増えてきておまして、今後とも地道ではあります。このような企業訪問を続けてまいりたいと考えております。

次に、ポートセールスの体制でありますけれども、新年度からは産業港湾部港湾室に専任の主幹を配置し、産業振興部門との連携を強化しつつ、より実効性の高いポートセールスを実施してまいりたいと考えております。なお、私も機会あるごとに道内外の企業を訪問し小樽港のPRに努めておりますが、今後ともトップセールスを念頭に置きながら、小樽港の振興のために一層努力してまいりたいと考えております。

次に、小樽港のポートセールスにおける今後の取組でありますけれども、道央圏の港湾における取扱貨物は、札幌圏を中心に流動しており、小樽港においても札幌圏を除いて貨物の動向を考えることがで

きません。しかし、港湾の分野におきましては、直接的に連携は難しいところではありますが、広域的視点から近接する自治体と可能なものから連携を進めることが必要なものと考えております。

次に、石狩湾新港と本市との経済的つながりでありますけれども、初めに本市から石狩湾新港地域の事業所へ通勤している方々の数でありますけれども、企業ごとの調査は行っておりませんが、国勢調査の統計数値などから約600名と推計しております。

また、小樽市内に本社があって石狩湾新港地域に進出している企業は、昨年12月末現在で25社となっております。

次に、石狩湾新港地域の小樽市域で操業している企業数と従業員数でありますけれども、本市域では昨年12月末現在で44社が操業しており、従業員数は1,390名となっております。

また、固定資産税・都市計画税、法人市民税等の収入につきましては、平成18年度の決算額では約4億2,300万円となっております。

なお、現在、未操業で本市域に土地を保有している企業は、昨年12月末現在で30社であります。

次に、札幌市との連携でありますけれども、港湾分野での連携につきましては、直ちに取り組むことは難しいものと考えておりますが、これまでも札幌地区における荷主懇談会の開催や荷主訪問、また船社では、今年度から札幌商工会議所発行の経済誌にコンテナ航路の広告を掲載するなど、札幌圏の企業をターゲットにした取組を展開しております。

なお、港湾とは直接関係はありませんけれども、私どもとしては当面、札幌市手稲区との連携を深めていくことを検討しております。

次に、石狩市との関係強化であります。これまでも小樽市、石狩市、石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社で構成する石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会において情報交換や立地企業との懇談会を行っているほか、北海道が主催する企業誘致セミナーへの参加などを通じ、連携して新港地域の土地利用の促進に取り組んでいるところであります。今後とも情報交換を密にするなど、石狩市との連携を強めながら企業誘致を推進し、雇用の確保や税収の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の管理の問題でありますけれども、北海道におきましては苫小牧港と石狩湾新港以外の重要港湾は、市あるいは町が単独で港湾管理者になっており、財政負担が大きくなっております。

また、港湾が地域経済に与える影響は近年ますます広域化しており、小樽港でもその傾向が顕著になっております。このような状況を踏まえ、今後の港湾管理者の構成や財政負担のあり方について、機会をとらえ、国や道などの関係機関と議論する必要があると考えております。

次に、シカの捕獲等の問題でありますけれども、平成20年2月18日午前、小樽警察署が築港付近で出沒したシカを追跡したところ、住宅街に入り込み、交通障害や住民の危険が想定されたため、小樽市の農政課、鳥獣保護員及び警察署が協議をし、麻酔によって眠らせた後、捕獲が適当と考え、保健所が麻酔実施の依頼を受けました。保健所は、北海道後志支庁自然環境課の担当者との協議の上、麻酔注射を実施することになりました。保健所職員が麻酔注射をする際シカが大暴れしたため、適切な量の注射が難しく、数回にわたり注射する結果となり、その結果、約6時間後に死んだと聞いております。

次に、シカによる農業被害の問題でありますけれども、リンゴ、サクランボなど果樹の木の芽や樹皮のほか、スイカや野菜などが食べられる食害や畑地の踏み荒らしによる農業被害が発生しており、平成18年度においては被害件数が3件、被害額約14万円となっております。

次に、シカとの共存という話でありますけれども、山里に出沒した場合においては、極力シカが山に帰るよう誘導することが基本になると思います。また、中心街や商店街に出沒した場合においては、人身や交通の安全確保を前提として、その都度シカの動きをよく見ながら、北海道や小樽警察署などと打

合せをしながら対処方法について判断することになるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、オタモイ共同調理場の民間委託の業者選定方式についてであります。より安心・安全な学校給食を実施するため、委託費用のほか、衛生管理体制、業務実施体制などを多面的に評価できるプロポーザル方式による選定を考えております。

また、具体的な委託業務は共同調理場における調理業務及びそれに付随する洗浄、清掃などの業務並びにボイラー業務を予定しており、管理部門や食材の購入などについては委託せず、引き続き現在と同様の体制で実施することとしております。

次に、北海道学校給食会の責任についてであります。2月5日に札幌市で異臭が発生したにもかかわらず、2月6日の時点で新光共同調理場への連絡はありませんでした。同日朝までに連絡があれば防げたことから、同学校給食会の危機管理に問題があったものと考えております。これまで同学校給食会に対しては、今回の経過から迅速な情報提供及び食材の厳重なチェックなどを強く申し入れております。

次に、民間委託との関連で食材の購入における地産地消や地元業者の活用についてであります。これまで食材の購入については、国産品の購入を原則として、生鮮野菜類などをはじめとして道産品を優先してまいりました。民間委託実施後も食材の選択は直営で行いますので、購入の体制に変更はなく、引き続き同様の考え方で進めてまいります。

また、民間委託に関する受託業者については、学校給食の衛生管理体制や調理業務の遂行能力などの要件を具備することが必要であります。業者の選定については、公募によるプロポーザル方式にて行いますので、受皿となる地元業者があれば参加していただけるものと考えております。

次に、学校給食費の未納状況などについてであります。平成18年度決算では収納率は98.39パーセントであり、未納率は1.61パーセントとなっております。

平成19年度においては、2学期末の収納率は95.61パーセント、未納率は4.39パーセントであります。これまで3学期分が3月にまとまって入ってくる状況にありますので、収納率はさらに上がるものと思えます。督促の方法につきましては、各学校において未納が生じた保護者に対して文書送付、電話連絡などによって納入勧奨を実施しておりますが、3か月以上の滞納者は平成18年度決算では185人となっております。平成19年度においては、19年12月時点において211人です。

次に、卒業した後の給食費未納分の取扱いについてであります。次年度以降は過年度分の扱いとして2年間学校から納入勧奨を実施するようにしております。

次に、学校給食費の学校別の未納率についてであります。平成18年度決算で小学校・中学校別に申し上げますと、小学校については収納率は98.6パーセント、一番高い学校の収納率は100パーセントであり、一番低い学校は96.65パーセントとなっております。中学校については収納率は98.02パーセント、一番高い学校の収納率は100パーセントであり、一番低い学校は96.51パーセントとなっております。

最後に、学校給食費の会計方式についてであります。公会計方式においては、関係部局による財務事務のチェック強化も図られ、会計に対する信頼性が増すなどの利点もありますが、一方、会計規程に沿った収納金の整理や出納事務の実施によって、事務量が増加する面もあるものと考えております。

また、私会計では、収納や出納にかかわる決済過程などが簡素化されており、必要最小限の人員数で事務の執行が可能となる利点もありますが、当該団体の責任における財務監査となり、市の監査機関などによる公的チェックを受けられないものと考えております。

本市における給食費会計は、これまで私会計による方式によって実施されてきております。しかしながら、収入支出に関する帳票類などは、市の会計規程に準じて作成し、複数職員のチェック体制を基に財務事務を執行し、年間3回の監査を行うとともに、当該団体の総会で予算、決算などを審議しており、適正な運営に努めております。ほかの自治体においては、一部の市町村で公会計を導入しているところもありますが、議員がおっしゃるように、多くは私会計を選択している現状にあります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

**5番(大橋一弘議員)** 病院問題でお尋ねしますが、今後の経営形態について3例を示して話をしました。

昨日、今日の質疑の中で、経営形態についての議論が出てきていますが、市長は其中で今後、地方独立行政法人については研究をしていきたいとか、そういう答弁をされました。ただ一方、昨日はつきり指定管理者制度についてはとらないと、そういうふうに答弁をしたように思います。二つのことを並行して、かなり明快に指定管理者制度はとらないというふうなことまで踏み込んで答弁をされたわけですから、なぜ地方独立行政法人の方については研究し、指定管理者制度については小樽はとらないという形でかなり踏み込んだ考え方をお持ちなので、そこについてどういう考え方なのか、お聞きしたいと思います。

それから、1床当たりの単価の問題ですが、計算方法については、私も申しあげましたように、市長の答弁どおりの計算方法がガイドラインの計算方法であろうと、そういうふうには理解しております。ただ、いわゆる小樽病院は1床当たり3,300万円もかかってとんでもないということを、小樽ジャーナル及び北海道新聞の中で記事として、長氏がこう述べたということが言われております。一般市民からしますと、同じ1床当たりという形で、結局、異論が出てくるわけですから、当然ながら長氏の意見というのは、かなり市民の中に強いインパクトを与える意見であろうと思います。そこにおいて、その部分のマスコミ報道と市との見解との違い、そういうことに対して市としては、いかなる形で市の見解を表明するのか、又は報道機関の方に誤った報道ではないかというようなことでお話をされる気があるのかどうか、その2点についてお尋ねいたします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 最初に、経営形態の問題ですけれども、私の方は、今までずっと公営企業法の全部適用という話をしてまいりました。全部適用を進めていくということで一応話を進めていますけれども、其中で、今回出たこのガイドラインの中では、経営の自由度の拡大ということでは、地方独立行政法人の方がもっと自由度があるということですから、その部分を含めて検討させてもらいたいということで申しあげました。指定管理者制度につきましては、現在の病院から、今、全部適用なり地方独立行政法人化をやると思っていますから、その段階で指定管理者制度については考えていない。今の病院経営について指定管理者制度は考えていませんということです。

それから、1床当たりの単価の問題で、いろいろな間違いの報道があるようですけれども、私は直接は言っていませんけれども、市の担当の方から責任者の方には間違っていますということは話しています。それを一々またやっても、信頼する人は信頼するのですけれども、私どもとしては、一々それについて指摘して訂正しろとか、重大なものなら仕方がない、やりたくないですけれども、数が結構あるものですから一々取り上げないで、あとは市民の良識にお任せしたいというふうに思っています。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第18号ないし第21号及び第52号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時23分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 中 島 麗 子

議 員 井 川 浩 子

平成20年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成20年3月5日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	齊	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

21番 古 沢 勝 則

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	水 道 局 長	工 藤 利 典
総 務 部 長	山 崎 範 夫	総 務 部 参 事	吉 川 勝 久
財 政 部 長	貞 原 正 夫	経 済 部 長	安 達 栄 次 郎
市 民 部 長	佃 信 雄	福 祉 部 長	中 町 悌 四 郎
保 健 所 長	外 岡 立 人	環 境 部 長	本 間 達 郎
建 設 部 長	嶋 田 和 男	港 湾 部 長	磯 谷 揚 一
小 樽 病 院 院 長	小 軽 米 文 仁	消 防 長	仲 谷 正 人
教 育 部 長	山 岸 康 治	監 査 委 員 長	中 塚 茂
会 計 管 理 者	宮 腰 裕 二	総 務 部 長	大 野 博 幸
総 務 部 総 務 課 長	田 中 泰 彦	企 画 政 策 室 長	
		財 政 部 財 政 課 長	堀 江 雄 二



議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第22号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 食の安全にかかわってお聞きします。

中国産冷凍ギョウザの中毒事件をはじめとし、輸入食品に対する不安は増すばかりです。2月6日には安全な食材を提供しなければならない学校給食において、新光共同調理場でつくった中国産マッシュルーム入りミートボールカレーを食べた児童、教員に下痢、腹痛の被害が出たのは衝撃でした。原因食材は、愛知県豊川市の天狗缶詰株式会社から北海道学校給食会が仕入れたものですが、事件後愛知県が検査した結果、ジクロロフェノールが検出されたということです。ジクロロフェノールは国立医薬品食品衛生研究所によるWHO国際化学物質安全性カードには、経口摂取をすると急性症状として腹痛、下痢、目まい、頭痛、しゃく熱感などが表れると書かれています。問題のマッシュルームは、昨年10月から全国で異臭の苦情が相次ぎ、今年1月に回収されていたものと同じであることが、北海道教育委員会の調査で判明しております。我が党は直ちに北海道学校給食会に出向き、聞き取りを行いました。学校給食会には1月31日に天狗缶詰札幌営業所から塩蔵臭がきつい、出荷をどうしたらよいかと問い合わせがあったのに、給食会の職員と営業所長が1パックを点検、大丈夫と判断し、道内小中学校に発送したということでした。その後2月5日には、札幌市の小学校において、同じマッシュルームを使ったハヤシライスで異臭がし、食べるのをやめています。

北海道学校給食会から新光共同調理場に同製品の使用中止の連絡が来たのはいつですか。製品の回収を行っていないながら同じ製品を売った業者のモラルと、北海道学校給食会の危機管理意識の怠慢さは厳しく問われると思います。小樽市の学校給食は、多くの食材を北海道学校給食会から購入していますが、商品には外国産原料を使用しているものも多くあります。学校給食会から仕入れている商品割合及び中国など外国産原料の割合をお知らせください。

小樽市教育委員会学校給食課は、当面マッシュルームは食材として取り扱わないということですが、それだけで済む問題でしょうか。食品衛生法が改正されてから、事業者責任が明確化されています。北海道学校給食会に外国産原材料の検査結果を提出させているのか、また、ほかに不適な食材はなかったのか伺います。

その後、北海道学校給食会から、再発防止に向けてどのような対策が示されていますか。

今回の事態では、新光共同調理場と学校との連絡体制の悪さが露呈しました。再発防止に向け進行管理マニュアルを策定するというのですが、その内容をお示しください。

また、この問題が起きてから教育委員会を臨時に開いたのは15日も後です。なぜ早く開かなかったのか、この間どのような対応をしてきたのか伺います。

次に、病院給食についてお聞きします。

小樽病院、第二病院における外国産生鮮野菜、果物の使用状況を聞いたところ、小樽病院でフィリピ

ン産生鮮オクラを使用していました。これは2007年にメタミドホスが0.6ppm検出され、残留農薬違反に挙げられたものです。なぜ使用したのですか。また、ほかの外国製品の安全性はどのように確認しているのですか。検食についてもどのように行っているのか伺います。

学校給食でも病院給食でも、安全・安心な食材を提供しなければなりません。そのためにも地産地消で臨むことが重要だと思います。小樽市においては農業者が減っているという問題がありますが、これを機に農家との直接契約を結ぶこと、さらに後志から新鮮な野菜・果物を仕入れるなどの施策を求めます。いかがですか。

次に、保健所にお聞きします。

食品衛生法の改正により、農薬等の残留規制の強化、安全性に問題のある既存添加物使用禁止など、規格・基準の見直しがされています。小樽市保健所では残留農薬の検査項目を拡大したということですが、どこまで検査できるのか。また、今回、学校給食のマッシュルームで検出されたジクロロフェノールや、中国産冷凍ギョウザのメタミドホスはどこまで検査できるのですか。食品衛生法に基づき大量調理施設衛生管理マニュアルを作成し、原材料について納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果を報告させるとしています。学校給食や病院給食に係る原材料の安全性は確認されているのでしょうか。また、食品事業者に対する輸入食品の安全性の確保に係る知識の習得は、どのように行っていますか。

輸入食品から、違反残留農薬に成分規格不適合のメタミドホスが中国産乾燥白キクラゲ、そばなど、またフィリピン産生鮮オクラ、ブラジル産小麦粉などから検出されています。輸入食品に対して国民の不安が高まっているのに、国の検疫体制の貧弱さが問題です。検査体制を抜本的に強化するために、検査率を現在の10パーセントから50パーセント以上に引き上げること、そのために食品衛生監視員を抜本的に増員すること、モニタリング検査で検査結果が出るまでは輸入をとめ置くこと、輸入加工品についても残留農薬検査を実施することなど、小樽市として国に抜本対策を要望するよう求めます。

また、食の不安の根本問題は、食料自給率が39パーセントにまで落ち込んでいる政府の農業政策にあります。世界では食料危機が進行し、穀物の輸出規制をする国がある中、食料自給率向上は待ったなしです。この点についても、国に意見を上げるよう求めます。市長の見解を求めます。

次に、米艦船ブルーリッジ入港問題についてお聞きします。

小樽海上保安部から、2月7日から11日まで米海軍揚陸指揮艦ブルーリッジ寄港の要請があった後、1月25日のパース会議で、同艦船が接岸可能な岸壁はすべて商船の入港が予定されていることが判明し、市長は28日、岸壁の手配は困難でありますと海上保安部に回答しております。しかし、2月1日のパース会議で、突然2月8日から13日まで、カナダから小麦を積んだ商船が中央ふ頭4番パースを利用するという予定が、18日に延期されることがわかりました。どんな理由で延期になったのか、また、この穀物船が小樽港に入港予定のルート及び運航距離と、変更したルート及び運航距離についてお知らせください。

市長は、この後直ちに小樽港長に、ブルーリッジの岸壁手配を必要とされる場合は、再度文書にてお知らせくださいと連絡をしていますが、この間の経緯は不可解です。1月25日と30日に外務省北米局日米地位協定室から直接港湾部に電話があり、さらに31日には外務省北米局日米地位協定室長が直接小樽市を訪れ、市長にも面会したということですが、このようなことは以前にもあったのか、また、どんな内容を聞かれたのか伺います。

外務省は、ブルーリッジの接岸可能な岸壁が商船の使用が予定されていることについて、どのような見解、要望を伝えてきたのですか。ブルーリッジの入出港届の受付の日付と時刻、また、係留施設使用

許可の日付と時刻についてもお知らせください。

米艦船の入港に際しては、小樽方式と言われる3条件をつけているのに、実際効力はありませんでした。現在、小樽港への米艦船の寄港は、日米安保条約改定の1961年以降、今回のブルーリッジで70隻目と、道内重要港湾の中でも突出しています。これは外務省が1983年12月に作成した機密文書「日米地位協定の考え方増補版」によると、第5条の中で、港湾施設の使用に関する合同委員会の合意の中で、港の優先使用施設として、現在は小樽港、室蘭港がその対象とされていることによるものと思います。地方分権を唱えながら、自治体の意思を無視し、圧力をかける国のやり方は認められません。ブルーリッジのホームページには、海軍の中で最も精巧な指揮統制機能を持ち、200名を超える士官及び1,200名以上の兵員が生活し、ベトナム戦争では多くの功績を上げ、1979年以来横須賀を母港として、毎年西太平洋及びインド洋での訓練演習に参加していること、湾岸戦争時は砂漠の盾作戦とあらし作戦ですばらしい活躍をしたことを載せています。

このように戦争に参加してきたブルーリッジ入港に対して、市民、団体等から、2006年入港の米空母キティホークに次いで多い325件の入港反対や抗議の意見が上がりました。小樽港を軍事利用してほしくない、非核平和の港であってほしいとの願いからです。市長は小樽港がこのように扱われていること、市民の願いに反し、米艦船入港が全道一多いことをどうお考えですか。

さて、市長は米艦船の入港に当たっては、小樽方式の三原則に基づき、外務省と在札幌米国総領事館に文書で核兵器の有無を照会しておりますが、これまで核兵器搭載可能艦であることが明確であっても、核兵器搭載の有無を外務省と米側に文書で確認するという方法は、いつも事前協議がないから核は搭載していないとの回答で、個々の艦船についての協議はされておられませんから真実はわかりません。この点については、1966年にアメリカがつくった米陸軍参謀部資料がアメリカの国立公文書館にあり、その一部に、事前協議の対象となるのは核兵器の日本への持込みとその基地の建設だと限定し、合衆国の軍用機の飛来や艦船の港湾への立入りは事前協議なしという密約前文が含まれていることが、我が党の調査で解明されています。

さらに米海軍作戦部長指示書で、核の所在を否定も肯定もしない政策の堅持を全艦船に命じ、個々の艦船上の核の有無を公言してはいけないと厳重に規定しております。それほど米軍は日本国民の核兵器反対の世論の強さを知り抜いていることにほかなりません。市長は小樽方式の文書での確認の有効性をどうお考えですか。市長は平成12年の第2回定例会で、我が党の北野議員の質問に対し、核兵器の搭載艦であれば当然容認するわけにはいかないと答弁しています。ぜひこの立場を堅持していただきたいものです。市民、道民、また全国民の願いである非核小樽港のために、神戸方式を取り入れて、非核証明書の提出を義務づけてはいかがでしょうか。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、食の安全の問題でありますけれども、まずフィリピン産オクラの食品衛生法違反についてでありますけれども、昨年5月に成田空港の検疫所のモニタリング検査で、特定の輸入業者が取り扱うフィリピン産オクラから基準値を0.1ppm超える残留農薬メタミドホスが検出されたことから、国においてはモニタリング検査の頻度を30パーセントに上げるなどの対策を講じたと聞いております。しかし、こ

の事例については、食品を扱う業者などに広く注意を喚起されることがなかったため、病院の担当職員、委託業者とも承知をしておりませんでした。

なお、従前より病院給食で使用しているフィリピン産オクラは、違反事例の輸入業者のものではないことを確認しております。

次に、他の外国産品の安全性に係る確認でありますけれども、外国産、国内産を問わず病院給食に使用する食材につきましては、食品衛生法に基づき、細菌検査に係る報告書を提出させているところですが、残留農薬につきましては国の検疫所において輸入時の検査が実施されており、その検査結果に基づき、残留農薬による食品衛生法に違反する事例が公表される体制となっていることから、それらの情報に基づき食材の安全性確保に努めているところであります。

なお、病院としましてはより安全性を担保するため、委託業者にはできる限り国内産の食材を使用するようお願いしているところであります。

次に、検食でありますけれども、厚生労働省の通知に基づき医師及び管理栄養士によって毎食行い、その所見は検食簿に記入し、記録しております。

次に、市内農家との野菜等の購入の直接契約でありますけれども、従前より生鮮野菜や果物につきましては、市内の小売店から購入しております。また、後志の生鮮野菜や果物の購入につきましては、季節によって種類は限られますけれども、地産地消の観点から、給食委託業者に対しまして、できるだけ後志産あるいは北海道産のものを購入するよう委託当初から話をし、その使用に努めているところであります。

次に、保健所で行っています残留農薬の検査でありますけれども、保健所では平成18年度に検査機器の改善を行ったことにより、農薬検査で求められている0.01ppmまで検査可能な農薬数は46から90へ増加しました。しかし、今回のマッシュルームの異臭の原因と考えられるジクロロフェノールや中国産冷凍ギョウザに混入して問題となりました農薬メタミドホスについては、90の対象農薬に入っていないため、現在の保健所の検査機器では精度の高い検査はできない状況にあります。しかし、ある程度のスクリーニング検査は保健所で行うことが可能であり、検出限界はジクロロフェノールが0.5ppm、メタミドホスは2.8ppm以上となっております。

次に、学校給食等における原材料の安全性確認でありますけれども、学校給食や病院給食の事業者は食品衛生の確保を図るため、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて、原材料の安全性に関する自主検査成績書などを納入業者から提出させ、原材料の安全性を確認するとともに、その成績書などを保管することとなっております。このため保健所では、通常給食事業に係る原材料の検査を個別には行っておりませんが、食品衛生法に基づき年度ごとに作成する小樽市食品衛生監視指導計画により、食品衛生監視員が給食施設に対する指導を行う際に自主検査成績書の提出、保管状況を含め、衛生管理マニュアルに則して的確な安全管理が実行されているかどうか確認を行っております。

次に、食品事業者に対する食品の安全性の確保に係る情報の提供についてでありますけれども、国などからの輸入食品を含む食品の安全性に係る各種情報を保健所が整理し、関係業界に文書等で提出しております。また、毎年夏に開催している食中毒予防フォーラムをはじめ各種講習会においても、食品の安全確保に係る知識や情報の提供に努めているところであります。

次に、輸入食品の検査体制、食料自給率に対する国への要望等でありますけれども、今回の中国産冷凍ギョウザ事件を契機に、国におきましても輸入食品に対する監視及び検査体制の強化を図る予定と聞いております。また、食料自給率の向上につきましては、国では平成17年3月に策定した食料・農業・農村基本計画において、平成27年度までに食料自給率を45パーセントに引き上げることにしており、こ

の目標達成に向け、農業の担い手づくりや農産物の品質向上などに取り組んでいることから、今後ともその動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、ブルーリッジ入港についての御質問でありますけれども、まず商船の入港予定が延期になった理由でございますが、2月1日のバース会議において、代理店から入港が10日間遅れるという情報提供があり、これに基づき対応したところでありまして、変更の理由については承知いたしておりません。

また、当初予定と変更された後のルート及び運航距離でありますけれども、当初の予定はカナダ・バンクーバー、小樽、函館、千葉で約4,700海里、変更後はカナダ・バンクーバー、千葉、函館、小樽で約5,000海里となっております。

次に、外務省との対応でありますけれども、従来から米艦船の入港に当たりましては、核兵器搭載の有無の照会のため、総務部を中心に連絡をとっております。港湾部への照会につきましては、今までも空母の入港時などの現場の技術的な問題について事例がありますが、入港前に外務省の職員が直接訪問した例はなかったのではないかと思います。

なお、今回の訪問に当たっては、総務部、港湾部の実務担当者が、従来からの米艦船の入港の考え方、小樽港の現状、今回のバース手配の経過を説明しており、私への面会については担当者の対応に対するお礼を含め、あいさつがあったものであります。

次に、商船使用についての外務省の見解、要望ということでありまして、実務担当者が対応した際に、一般論としての日米地位協定についての話はありましたが、小樽市としては従来から商業港として商船優先の立場をとっており、今回については商船とバッティングしたため、米艦のバース手配が困難となった旨を説明したところであります。

次に、入出港届を受け付けた日時でございますが、2月7日の午後5時ごろで、係留施設使用許可書につきましては、その後直ちに発行しております。

次に、米艦船の小樽港入港が多いということでありまして、小樽港は大型船舶が接岸できる施設を有していることや札幌市に近い地理的条件にあることなどから、本港の使用を希望してくるものと思っておりますが、小樽港は商業港でありますので、たび重なる米艦船の入港については必ずしも好ましいとは思っておりません。しかしながら、日米安全保障条約や地位協定など国の施策がある中で、港湾管理者としては、これまでどおり商業港としての機能を損なわないなどの一定の判断基準を持って、慎重に判断していかなければならないものと考えております。

次に、小樽方式の文書での確認の有効性でありますけれども、現状において地方公共団体がとり得る核兵器搭載の有無を確認する方法としては、外務省と在札幌米国総領事館への文書照会しかないものと考えております。

次に、いわゆる神戸方式の非核証明書の提出義務でありますけれども、国におきましては米国艦船の入港に当たり、非核証明書の提出を求めることは外交に関する事項であり、これは国の専権事項であるとの見解が示されておりますので、地方公共団体として非核証明書を求めることは困難なものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、北海道学校給食会からのマッシュルーム製品の使用中止にかかわる連絡についてであります。同学校給食会から新光共同調理場には、2月6日における給食献立のマッシュルーム異臭の発生以

前には連絡がありませんでした。同学校給食会から連絡を受けたのは2月7日のことであります。

次に、同学校給食会からの購入の割合についてであります。平成19年度1月末現在の食材購入費全体に占める割合は32.4パーセントとなっております。また、品目別の割合は、パンが39パーセント、米飯28パーセント、一般物資33パーセントとなっております。なお、同学校給食会から購入するものうち、主原料が外国産であるものはおおむね1割となっております。

次に、同学校給食会からの外国産原料についての検査結果の提出についてであります。これまで同学校給食会を通じて、製造メーカーへ残留農薬検査の結果などについて照会し、その安全性を確認しております。万一不適切な食材があった場合には入荷を差しとめることにしており、今後とも検査結果の把握に努め、今まで以上に安全性を確認してまいります。

次に、同学校給食会における再発防止策についてであります。2月7日以降、この間本市からも強く要請してまいりました。また、北海道教育委員会からの指導もあり、同学校給食会は職員の危機意識向上の取組、事故発生時の連絡体制の構築、食材チェック体制の充実などの観点から改善方をまとめていると聞いております。本市としまして、今後示される同学校給食会の改善方を注視して、一層の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市における再発防止に向けた管理マニュアルについてであります。本市においては平成12年度に策定した衛生管理マニュアルに基づき、食中毒などへの対応に意を注いでまいりました。しかしながら、食材の異変など、急きょ問題が生じた場合の対応などに不十分な面もあったことから、今回の事例を教訓として、学校に緊急連絡するための初動態勢や学校及び関係機関との連絡方法、事後対応などについてこれまでの衛生管理マニュアルを補強し、管理体制の徹底を図ってまいります。

次に、教育委員会の開催とその対応についてであります。教育委員に対しては2月7日にオタモイ共同調理場を視察していたことから、すぐに事故概要をその場で説明するとともに、各委員から御意見をいただきました。また、13日に教育委員が新光共同調理場を視察した際に、引き続き経過の報告を行うとともに、当面進めている対応策について協議をいたしました。臨時教育委員会の開催については、保健所など関係機関の検査結果やこの間の状況の推移を踏まえて、改めて対応策を協議することが必要と判断し、18日及び21日に開催して所要の報告を行うとともに、今後の対応策を協議したものであります。

最後に、学校給食に地元食材を導入することについてであります。生鮮野菜類についてはこれまで国産品に限定し、とりわけ道内産品の購入が7割を占めております。また、果物類については、後志管内から無農薬・減農薬のサクランボ、プラムなどの購入をしております。学校給食での大量調理に対応する供給量の確保や供給の安定性などを確認しつつ、今後できるだけ地元食材の購入を進めてまいります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問をします。

ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、食の安全にかかわって質問した順番にお聞きしたいと思います。

再発防止ですね。衛生管理マニュアルを補強するということで、初動態勢、連絡方法、管理体制の徹底ということで答弁がありました。この間の質問でも検食の時間を新光共同調理場で30分繰り上げて、11時半に早くして、そういうことで対応すると言っておりました。それでその間にも検食するということで、それはいいと思うのですけれども、では学校に届いたとき、これは衛生管理マニュアルには書いて

ていないと思うのですけれども、学校の校長が検食するという事はどうなのでしょう。やはり学校でも改めて検食してほしいと思うのです。それで、私たちの方には情報として学校では検食していないということも聞いておりますが、これもぜひ今度のマニュアルに入れて対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

それから、教育委員会の対応なのですけれども、確かに聞いたり、それからいろいろなところに出向いて検証するという事で時間はかかるとは思います、もっと早く、もう父母の不安というのはすごく大きかったです。ですから、とりあえずこういう問題が起きて大変だということで、どうしていったらいいかということ、まずは教育委員会を開いて、認識を統一させてしかなるべきではないかと思えます。この点についてもいかがですか。

それから、学校給食、病院給食でもそうなのですけれども、今、食料自給率の向上ということが、国においては平成27年度に45パーセントにするということで取り組まれておりますけれども、しかし契約栽培というか、この間も自民党の方から質問がありましたけれども、全部を農家と契約するという事は、これは不可能なことです。でも、物によっては契約することもできますし、それがイコール食料自給率の引上げにもつながっていくことにもなりますし、この点についてできないのかどうか。これは教育委員会と、それから病院の方に聞きたいと思えます。

それから、病院給食なのですが、これは購入業者が違ったということなのですけれども、まず病院自身が食品衛生法第3条に規定されている事業者責任を明確に、その意識として持っているのかどうかというあたりがちょっと疑問に思いました。なぜかといいますと、これは知り得なかったというふうに言っていますけれども、絶えずこういう情報公開を身につけて、そして食材を仕入れている業者に安全かどうか確認しなければいけませんし、場合によってはこのオクラは、購入業者は違ったとしても安全なのかということで、保健所あるいは道立衛生研究所などで検査をしてもらいたいと思うのです。この点についてはいかがですか。

それから、保健所の検査機器なのですけれども、メタミドホスは2.8ppm以上でなければはかれないということですが、これはもちろん基準値以上ですから、万が一またこういう冷凍ギョウザのようなことが起きた場合に、本当に市民の不安にこたえられないと思うのです。それで、小樽市の保健所はやはり北海道と並ぶ権限を持っているわけですし、そういう市民の不安にこたえるべき検査機器が古かったら新しいものにするとか、そういうことも必要ではないでしょうか。

それから、ブルーリッジ入港問題に関してなのですけれども、カナダからの穀物船がルートを変更して小樽港に入港してきた、その距離は300海里も違うということは、当然これは燃料代も違うわけです。商船としては、損をしてまでもルートを変更するとは考えられないのです。そういうことで、なぜ延期になったのかわからないということなのですけれども、この辺については何らかの圧力があつたのではないかと推察されますが、いかがでしょうか。

それから、入出港届なのですけれども、入港届を2月7日の午後5時に受け付けたということですが、私たちもブルーリッジが入港してきたときには現場におりまして、午前10時ごろには接岸しておりました。市条例では、入出港届は入港後は直ちに提出しなければならないというふうにあります、届は午後5時。これはなぜこんなに遅くなったのか。米艦船は条例に反してもいいということになるのでしょうか。

それから、2月4日の小樽港長への回答で、岸壁使用許可条件に、使用許可パースのあるふ頭で荷役作業が行われているので、これに支障を与えないこととっておりますが、これは本当に大丈夫だったのでしょうか。



それから、小樽方式の三原則です。そのうち核搭載については、これしか方法がないのだというふうなお答えでしたけれども、これは有効であるかどうか、市長自身はどうお考えになるのでしょうか。この点についてお聞きしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私からは最後の部分だけ答えて、あとはそれぞれ担当の方から答弁をいたします。核兵器搭載の有無の文書確認ですけれども、私どもは国からそういう文書をもっていますから、それはもうそれで信用する以外にないということになります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長（小軽米文仁）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる契約栽培の関係ですけれども、私ども病院といたしましては、これまでも直営、委託を問わず、野菜それから果物の生鮮食品につきましては市内の小売店から購入するという、いわゆる小売店のバックアップということも念頭に置いて対応してきているところでございます。

フィリピン産オクラの検査ですけれども、私どもも2007年にメタミドホスが検出された件については、先ほど市長も答弁しましたとおりわからなかったというのが事実ですが、違反が判明した場合の食品の対応につきましては、国内のいろいろなところで流通していますので、国の考え方としては、関係の都道府県と連携して販売禁止等の措置をとるということ、そしてそういう違反食品の情報についてはホームページで提供するというふうな体制になっていますので、私どもは業者も含めてそういったものを常に念頭に置いて対応していかなければならないというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 港湾部長。

**港湾部長（磯谷揚一）** ブルーリッジ関係の再質問にお答えいたします。

まず、入港届の関係で、受付の時間は午後5時ごろというふうに答弁をいたしました。実際問題、おっしゃったとおり接岸は午前10時ということございまして、条例上直ちにというふうに確かに書いてございますけれども、これは米艦船だからこういうふうになったということではなくて、現実的に港湾の経済活動は朝早く、例えば7時、8時に着く場合もありまして、ではそのときにすぐ持ってこいとか何かと言っても、なかなか業者の方でも忙しくふくそうしているものですから、もうこれは本当に申しわけないと思うのですけれども、我々は運用としては、その日に入ったものについては、その日のうちに出していただければというような形で処理をさせていただいているというのが現状でございます。

確かにこの港湾区域に入ったら直ちにという条例上の定めになっておりますけれども、現実的に1件1件それを業界側に求めていくというのは、もう現実的な処理として非常に難しいところがありますので、これは従来からそのような形でやらせていただいているわけございまして、当然入港後直ちに持ってきていただいている場合もございまして、今回のようなこともあるということです。これが米艦船だから特別にやったということでは決してございません。

それから、もう一点でございますが、使用許可条件、2月4日の使用許可を港長に回答を出したところの条件の中に、荷役作業が行われているからということを書いております。この時点では中央ふ頭4番に接岸が手配できると。4番のエプロンサイドでもって、勝納ふ頭からの横持ちで持ってくる穀物を吸い上げて、そこで荷役するという予定があったのです。そういうことを我々は業者の方から

聞いておりましたから、ですから接岸してもエプロンの方で作業をやっているから、そっちの方には支障を与えないでくださいと。これは書こうということで、こういう条件をつけて出したのですが、実際問題は、入港した時点ではこの作業は行われておりませんでした。

それから、カナダからの穀物船がルートを変更した関係で、燃料代も確かに違うということでございます。そういうお話もされました。何らかの圧力があったのではないかとということでございますけれども、我々はもう全くそういうことはございませぬというか、そういう意識は持ってございませぬ。我々が圧力を仮にかけられたからといって、我々が何もできる立場にないのです。船をあっちに変えなさいとか先にどこへ行きなさいとかと、そういう権限というのは港湾管理者として我々は持ってございませぬから、ですからそういうことが報道などであったのかもしれませんが、我々としては全くそういう意識は持ってございませぬ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 保健所長。

**保健所長(外岡立人)** 保健所における農薬の検査体制、機器の整備ということで、もうちょっと何かやれないのかという御質問だったと思うのですけれども、これはすごく難しいテーマだと思うのです。例えば農薬と言っても、かの国でどんなものを使っているのかだれもわからない。実際今回の農薬にしても、日本では使われていないようなものが使われている。さらにもっと探していったらいろいろなものがあるので、それをこんな小さな保健所でそこまでチェックしろといったって、これは無理な話です。実際例えば生協とかいろいろなところを見に行ったら、いろいろな現在も使っているものがありますね。その中で何が使われているかというのは、これは非常に難しい。ですから、WHOを中心にした国際的な基準の中で良識あるというか、一定の基準でそういうものをつくっている国同士でしたら、かなり安心はできるのですけれども、今回のように中国のものを調べていくといろいろなものが出てきます。

例えば今回の学校給食でひっかかったジクロロフェノール。これは農薬ではないのですけれども、いろいろ調べていったら、何か栽培しているそばでアスファルトの工事をやっていて、そのアスファルトから流れてきたとか、日本ではちょっと考えられないことがいろいろと起きているわけです。

ですから、最終的には、やはり日本と同じような国の規格ないしは環境でつくられている国だと安心できるというような言い方にどうしてもなってしまうのですけれども、ではそうではなくて保健所で全部チェックしろと言われても本当に難しいし、逆にそういった法的な基準は私はないと思うのです。でも、可能な限りそれはやるべきだと思うのですけれども、でもやはり不可能という言葉はこの世の中にあるようで、これはやはり不可能だと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

食の安全につきまして、学校に届いたときの検食という御質問だったかと思いますが、O-157の食中毒以来、各学校では校長若しくは教頭が必ず検食をするということで、その結果を検食簿に記入することになってございます。恐らく今回の場合には、給食の時刻をふだんよりも早めたということに起因すると思われるので、その早める時刻も含めまして私ども指導しておりますし、また、マニュアルでもそのようなことを明記してまいりたいというふうに考えてございます。

二つ目の教育委員会の対応について、教育委員会の開催をもっと早くということでございますが、おっしゃるとおりでございます。実は父母の不安をなくするためにということでございますが、翌日、学

校長を呼びまして、まず学校長名で文書を出していただき、また内容がわかってから私の名前という、そういうルートで実は進めたところでございますが、言いわけではなくてちょうど2月7日ですが、オタモイ共同調理場を教育委員が視察する。さらにはその数日後に、新光共同調理場を視察するという予定ができていたものですので、2月7日即決その場で状況を説明してもらったという経緯がございます。臨時の委員会まではいかなかったでございますが、改めて議員の御指摘もございましたように、遅ればせながら臨時の委員会を開いたところでございます。

なお、新光共同調理場におきましてもオタモイ共同調理場におきましても、私たちが集まって話したときにつきましては、対応等について十分話し合ったところでございます。今後も今おっしゃったように父母の不安がないように、積極的に対応してまいりたいと思っております。

3点目につきましては部長から答弁いたさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** 市内生産者との契約栽培の関係でございますが、従来から、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、でき得る限り子どもは地場産品を使っていきたいということと、生鮮食品については100パーセント国内産ということで考えてございまして、そういう中で、できるだけ市内及び後志管内の生鮮食品で調達できるものはできるだけそれを使い、できなければ道産品、そして道産品でもなかなか難しいという場合に国内産という形で原則進んでおりますので、そういう中で問題となりますのは、やはり供給量の確保と安定供給の問題がございますので、こちら辺でどうしても最終的に国内産でというケースになってございます。

そういう意味から言いますと、これらの問題が当然確保できれば、できるだけ御質問にあるような趣旨に沿いたいという考えでございますので、これからもさらに研究、検討は続けていきたいというふうに思っております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再々質問します。

食の安全についてなのですが、保健所長から答弁をいただきましたが、小さな保健所ではできない、それはわかります。でも、法的な根拠のことをうんぬんと言われましたけれども、食品衛生法第2条にきちんと食品衛生に係る情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する検査の能力の向上などを図るために必要な措置を講じなければならないというふうに書かれています。ですから、そういう立場に立ってもっと広く検査できるようにすべきではないのかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

それから、ブルーリッジについてなのですが、先ほどの港湾部長の答弁は、確かにあっち行けこっち行けとは言えないと思います。でも、私が聞いたのは圧力があつたのではないのかということですから、それはどうなのか考えをお示しいただければいいのです。

そして、私が聞いた範囲では、ブルーリッジが入港したときに、巡視船しれとこが3番バースの手宮側におりました。それで、1番、2番についても使用されておりました。港湾で働く人の声をちょっと聞いた中では、ちょっと荷役作業に混雑があつたようなことを聞いております。ですから、全く問題がなかったというわけではないと思うのです。この辺についてはどうお考えでしょうか。

以上2点です。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 保健所長。

**保健所長(外岡立人)** 食品衛生法に基づいて、保健所がその食品の安全性、また地域における食品の安全性の情報だとか収集にいろいろ努めなければならない、これはまさしくそのとおりだと思います。それは正しいと思います。しかし、先ほども言いましたけれども、やれることとやれないことがあるということを御理解いただきたいと思います。

なお、ちょっと追加ですけれども、中国の北京オリンピックの野菜はニュージーランドから入れることになったのです。ですから、やはりいろいろな国があって、その国自体でもなかなかやはり難しい問題がいろいろある。そういったところから日本に入ってきているわけですから、その分まで保健所が全部情報を得て、そして安全なものだけが市内のスーパーに並んでいるかという確認をするというのは、これは極めて難しいです。

(発言する者あり)

可能な限り努力をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 港湾部長。

**港湾部長(磯谷揚一)** 繰り返しになりますけれども、圧力というものはないというふうに我々は考えております。

それから、パースのふくそうの関係でございますけれども、通常、米艦船が寄港する際には、国の役目なのでしょうけれども、小樽海上保安部の巡視船が近くで巡視するというようなことをやってございます。たまたまおっしゃったように、今回、中央ふ頭の1番、2番もそれぞれ貨物船が着いておりましたし、3番の方にもありました。3番の先端のあいている部分、手宮側にしれとこが着いたわけですが、仮によりふくそうしていれば、これも港内で停泊して、それで巡視するということもあります。今回の場合は、その場所があてございましたから、ですからしれとこはそこに接岸して警備に当たったということでございます。

**議長(見楚谷登志)** 新谷議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 14番、濱本進議員。

(14番 濱本進議員登壇)(拍手)

**14番(濱本 進議員)** 平成20年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。自由民主党の濱本進です。

昨年4月の統一地方選挙で市民の負託を受け、この議場に自分の席をいただいて10か月が過ぎました。この間、議員としての毎日は初体験の連続であると同時に、責任の重さを痛感する毎日でもありました。今日の一般質問もまさに初体験であり、議員としての責任を果たす貴重な機会であるとともに、議員としての記念すべき一日であると認識をしております。先輩議員の皆様には、この貴重な機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

さて、まちづくりと人づくりは車の両輪と言われております。明日の小樽を担う人づくりを軽んじては、小樽の明るい未来は存在しないと確信しております。そこで、小樽の人づくりを担う教育委員会に関連して、市長、教育長並びに関係理事者の皆さんに質問いたします。

初めに、北海道教育委員会が去る2月27日に教職員1万2,251人を戒告処分にした理由である、本年1月30日に北海道教職員組合が実施した違法な勤務時間終了前1時間ストライキについてお聞きします。

道東地域のある中学校長は、法律で禁止されている行為を教育公務員が行うのは生徒に説明できないと語り、また道央地域のある中学校では北海道教職員組合の分会長が、生徒の指導から離れるわけにはいかないと、その学校長にスト不参加を伝え、学校長は子供たちの教育を忘れなかった教員に感謝したいとの報道がありました。この報道でも明らかなように、今回のストは公務員の争議行為を禁じた地方公務員法に違反しているのはもとより、子供たちの命をはぐくむ教職員が、その職場を放棄することは道義的にも許されない行為であります。まさに暴挙であると言わざるを得ません。

そこでお聞きします。北海道教育委員会によると、札幌市を除く全道の小学校教職員の約54パーセント、中学校教職員は約52パーセントがこの違法なストに参加し、総数では1万2,573人が参加したとのことですが、小樽市における参加状況はどのようであったのでしょうか。市内小学校27校、中学校14校で参加した学校数、人数、その比率についてお知らせください。

次に、この違法なストに対して教育委員会では、事前に学校現場で混乱が生じないための対応策について協議されたのでしょうか。対応策の内容を含め、お聞かせください。

また、ストの実施によってどのような影響、混乱があったのでしょうか。また、対応策の効果はあったのでしょうか、お聞かせください。

この項の最後にお聞きします。小樽の将来を担う約1万人の小樽市民でもある子供たちをないがしろにしたこの違法なストに対して、市民の代表でもある市長及び道費負担教職員のサービスを監督する教育委員会の委員でもある教育長は、どのような御見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

次に、学校給食に関してお聞きします。

中国産冷凍ギョウザの事件によって、日本の食料自給率や輸入食品の安全性が注目されている中、本年2月6日、新光共同調理場でつくられたミートボールのカレー煮の具材である中国産マッシュルームによって、張碓小学校の児童22名及び市内の教職員5名が腹痛、下痢などを発症しました。幸いにして大事には至りませんでした。今回の事故によって学校給食における食材の購入システム及び食材の使用基準、危機管理基準など、学校給食に内在していた幾つかの課題が顕在化したと考えます。

今回の事故を教訓として、安全で安心な学校給食の実現のためお聞きします。初めに、平成18年3月に、北海道教育委員会が改訂版学校給食衛生管理マニュアルを発刊していますが、その中には保管してある食品は使用前に、つまりは調理前に、味、におい、変色などの異状がないか確認するとの記述があります。さらには事故発生時の連絡系統図の記載もあります。今回の事故は、この学校給食衛生管理マニュアルが十分に生かされていたとしても防げなかったのか、また、異状を発見した後の対応について問題はなかったのか、御見解をお聞かせください。

次に、今回の事故の原因である中国産マッシュルームの流通経路は、名古屋市の食品加工会社である天狗缶詰株式会社が中国から輸入し、元北海道教育庁後志教育局長が理事長を務める北海道学校給食会がそれを購入し、小樽市に販売したものです。学校給食で使用される食材はどのように選定され、どのような構成員の組織がどのような権限で、責任で購入しているのでしょうか。その購入システムなどを含めお聞かせください。

次に、この学校給食会からの主な購入品及び過去3年間の年度別購入金額、食材購入費全体に占める割合、そして購入に当たっての契約内容などをお知らせください。

また、今後、北海道学校給食会にどのように対応されるのか。損害賠償請求、購入の継続などについてお聞かせください。

この項の最後にお聞きします。このような事故を二度と発生させないための対策を講じるためには、徹底的な検証作業が必要不可欠であります。検証作業及び対応策はどのような人員で行い、また、どの

ようなタイムスケジュールで作成するのか、お聞かせください。

あわせて過日開催された教育委員会の臨時会では、今回の事故について議論されたとの報道がありました。その議論の内容についてもお聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査に関してお聞きします。

昨年4月24日に実施された全国学力・学習状況調査の結果概要が、昨年12月に小樽市教育研究所内の学力向上検討委員会が作成し、小樽市教育委員会によって公表されました。平成18年に策定された小樽市立学校教育推進計画、通称あおばとプランでは三つの重点項目が掲げられ、その第1番目には「確かな学力の育成」とあります。この確かな学力の育成を検証するためにも、この調査は必要かつ有益であると考えています。しかしながら、この結果概要についての報告書には、幾つかの課題があると思われるので、お聞きします。

初めに、調査結果の記載内容に関してお聞きします。報告書の前文の中で「教科に関する調査においては全国・全道の平均正答率と比較するのではなく」との記述があります。しかしながら、北海道教育委員会が昨年10月31日に発表した「全国学力・学習状況調査結果のポイントについて～北海道における調査結果～」では、全国と北海道の調査結果の比較ができるように取りまとめています。小樽市教育委員会の報告書において、学習状況調査については全道・全国の結果との比較を記載しているにもかかわらず、学力の分野においては、資料としてさえ全道・全国の結果の記載がありません。評価には相対的評価と絶対的評価が必要不可欠であり、小樽市のみ結果では、客観的な検証は不可能であると言わざるを得ません。なぜ小樽市以外の結果と比較し、検証しなかったのでしょうか。

あわせて改善点の記述がありますが、これは小樽の結果を踏まえた、様式も含めて小樽独自のものなのでしょうか、御見解をお聞かせください。

次に、この調査結果を踏まえた改善策についてお聞きします。本年1月に、北海道教育委員会は北海道検証改善委員会と連名で、平成19年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえて、北海道学校改善支援プランを公表しました。小樽市においては今回の調査結果を踏まえ、北海道学校改善支援プランを活用するなどして具体的改善策を作成し、取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

この項の最後にお聞きします。本年の全国学力・学習状況調査は4月22日に実施とのことですが、当然今年度同様に作成される報告書については、その分析や検証の手法、記述の様式など、今年度を踏襲されるのでしょうか。改善点はないとお考えでしょうか、御見解をお聞かせください。

次に、平成18年1月に策定され、本年度に最終年度を迎える小樽市立学校教育推進計画に関してお聞きします。

この通称あおばとプランは、平成10年に策定された小樽市の総合計画を踏まえ、さらに国や北海道の教育改革の動向を考慮した3年間の中期計画であると、その前文に書かれています。この計画の策定、実施によって、小樽の教育は確実にレベルアップしつつあると私は認識しています。同時にさらなる前進の努力の必要性も実感しています。前進する姿の記録であるとも言えるあおばとプラン実践事例集が昨年3月に公表されました。

初めに、このあおばとプラン実践事例集に関してお聞きします。この事例集は平成18年度の意欲的な取組の事例を数多く記載しています。ここに記載された事例は、間違いなく評価に値する取組ではありますが、残念ながらその事例についての自己及び外部の検証、評価、改善点についての記述がほとんどないのは、この事例集の価値を半減させるものと考えますが、どのような御見解でしょうか。

また、平成19年度の取組についての事例集は、昨年度作成された事例集と同様の形態で作成、公表す

るのでしょうか、あわせてお聞かせください。

次に、学校評議員制度に関してお聞きします。

この制度は平成12年4月に成立し、小樽市においては平成16年度から実施されています。この学校評議員制度は、地域に開かれた学校づくりを実現するための重要な要素の一つであり、あおばとプランにおいても積極的な活用を図ると記述しています。同時に、学校評議員の研修会の実施についても記述があります。しかしながら、平成18年度の実践事例集には学校評議員制度に関する取組については記載がありません。この制度が実施された平成16年度以降、制度が活用された例や研修会が開催された例があればお知らせください。また、この制度の点検、検証は行われているのでしょうか、お聞かせください。

あわせて学校評議員制度の先にある平成16年9月に制度化された学校運営協議会の設置について、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、学校評価と情報公開についてお聞きします。

平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価に関する規定及び学校の積極的な情報提供の規定が新たに設けられ、その規定を受けて学校教育法施行規則が改正されました。この改正の主な内容についてお知らせください。

また、あおばとプランにおいては学校評価と情報公開の充実の項目があり、平成18年度の実践事例集にもその取組が紹介されていますが、この法改正によって何か変化があるのか、新しい対応が必要なのか、お聞かせください。

この項の最後に、平成21年度以降のあおばとプランに関してお聞きします。

北海道教育委員会では、平成19年度に第3次北海道教育長期総合計画が終了するため、平成18年10月に北海道教育ビジョンを公表しました。これを踏まえて次の10年間の計画を策定し、平成20年度からスタートすると発表しています。この北海道教育ビジョンでは、例えば社会教育や幼稚園教育についても含まれていますが、現在のあおばとプランでは、市立の小中学校についての教育計画です。次に策定される計画も、現行計画と同様に小中学校に限定されるのでしょうか、御見解をお聞かせください。

また、次の計画を策定するに当たっては、現行計画の検証、評価などの作業が必要不可欠であり、さらには北海道教育ビジョンなどとの整合性も考慮することも必要であると考えます。これらのことを踏まえて、次の計画はどのような工程で策定されるのでしょうか、想定される計画期間などを含めてお聞かせください。

次に、教育委員会の充実及び活性化に関してお聞きします。

平成18年12月の教育基本法の改正や中央教育審議会の答申などを踏まえて、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月1日より施行されます。その中では教育委員会の責任体制の明確化、そして体制の充実がうたわれています。これらの主な内容についてお聞かせください。あわせてこの改正に伴い、本市において新たな対応が必要となるのか、お聞かせください。

次に、教育委員の選考についてお聞きします。

教育委員は教育委員会を構成し、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、その教育委員会は具体の事務を執行する教育長を指揮・監督する重要な組織であります。その組織の構成員を選任するに当たり、明確で客観的な要件が必要であると考えますが、任命者である市長はどのような御見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

また、教育委員会の活性化のためには、重要な職務を有する教育委員の資質向上は必要不可欠です。どのような取組をしているのか、具体的にお聞かせください。

この項の最後に、教育委員会の情報公開の充実についてお聞きします。

平成17年1月の中央教育審議会教育制度分科会の地方教育行政部会が発表したまとめには、教育委員会議の運営改善、公開についての記述があり、公開については会議開催後、速やかに会議録を作成し、インターネットなどにより公開することが望ましいとあります。本市においては、現在、市議会に関しては小樽市のホームページに独立したコンテンツがあり、会議録もそこで公開され、閲覧が可能です。しかしながら、教育委員会に関しては独立したコンテンツもなく、議事録も公開されていません。道内他都市においてはどのような状況でしょうか、お知らせください。あわせて本市においては今後どのように取り組むおつもりでしょうか、具体的にお聞かせください。

最後に、市政における教育行政の位置づけについてお聞きします。

かつて小泉元総理大臣は所信表明において、明治維新の時代、長岡藩小林虎三郎の米百俵の故事を引用しましたが、この故事は教育立国の思想を象徴するものであると言えます。今、人口が減少している本市にあってこの現状に歯止めをかけるためには、この教育立国、つまりは教育立市の思想が必要かつ有効なものの一つであると私は考えています。私たちの愛してやまない小樽が、この思想の具現化によって北海道の教育先進地、ひいては日本の教育先進地と呼ばれる日が訪れるならば、また、そのために市民と行政がお互いに協働の意識を共有して、それぞれの手を携え着実に歩みを進めるならば、小樽の将来は明るいものと確信しています。未来からの留学生である子供たちをはぐくむ責任を持つ大人の一人でもある市長並びに教育長の御認識、御見解をお聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1月30日に行われました北海道教職員組合のストライキに対する見解でありますけれども、さまざまな背景や理由があったにしても、法律で禁止されている行為に至ったことは本当に遺憾であります。教職員には未来を担う小樽の子供たちのため、全力を挙げてその職務を遂行してもらいたいと思っております。

次に、教育委員選任の要件でありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に教育委員任命に関する規定があります。ここでは人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する人物であることや、任命に当たっては委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるよう努めることなどが規定されております。教育委員の選任に当たりましては、これらの要件を基本として、地域においてさまざまな活動をされている方や経験を有する方で、教育行政に深い関心と熱意をお持ちの方を選任しております。

次に、教育行政に対する見解ということでありまして、私も学校教育、社会教育と教育行政に直接携わった経験があります。少子高齢化の進行など小樽市を取り巻く現状には大変厳しいものがございまして、子供たちは明日の小樽の担い手として夢を描き、未来を創造するかけがえのない存在であります。今後の活力あるまちづくりなどを考えますと、子供たちの教育問題はひときわ重要なものと認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 濱本議員の御質問にお答えいたします。



初めに、1月30日に北海道教職員組合が行った1時間のストライキについてであります。小樽市における参加状況は、小学校は27校308人、参加率82.4パーセント、中学校は14校178人、参加率75.7パーセントとなっております。

次に、ストライキに対する事前の対応策についてであります。北海道教職員組合小樽市支部からストライキの通告があった後、臨時の校長会議を開催し、法令に基づき教職員に対し、ストライキに参加しない旨の指導や万一実施された場合の対応策などについて校長に指示したところです。各学校においては、こうした指示の下、自習や全校集会といった対応策をとったものであります。

次に、ストライキによる影響や対応策の効果についてであります。当初、勤務時間終了前2時間で通告を受けていたため、2時間での対応策をとっていました。しかし、当日1時間に変更されたことから、一部の学校で自習や部活動の休止などで対応しましたが、平常の授業終了後でもあり、大きな混乱は生じなかったものと報告を受けております。

次に、ストライキの実施に対する見解についてであります。公務員である教職員が争議行為を行うことは法律で厳に禁止されているところであり、いかなる理由があつたにせよ、再三の指導にもかかわらず決行されたことはまことに遺憾に思っております。ストライキによって学校教育の正常な運営が阻害され、ひいては市民の学校教育に対する信頼を裏切ることのないよう、今後とも指導してまいります。

次に、学校給食衛生管理マニュアルの活用についてであります。このマニュアルは北海道教育委員会の基準として示されているもので、本市においても食材の選定や調理作業の安全衛生面での実践的マニュアルとして活用しております。今回の食後の体調不良の発生要因と考えられる食材のマッシュルームについては、マニュアルに基づいて調理場における調理時の異臭などがなかったことや、でき上がり時の検査において異状が確認されなかったことから、調理の過程での発見は難しいものであったと認識をしております。また、異状を発見した後の対応につきましては、調理場での検査時間を通常の給食開始時間に合わせて実施していたことや、学校における短縮授業の実施といった要因も重なったため、結果として中止の連絡が一部の学校において間に合わなかったものと考えております。

次に、給食食材の選定システムについてであります。本市における学校給食の運営は教育委員会の所管の下、学校長、給食担当教員及び保護者から成る小樽市学校給食運営協議会において、物資選定委員会を設置しております。使用する食材は、同選定委員会において共同調理場及び単独調理校の栄養士なども参加し、試食可能なものは試食をしながら選定をしております。

次に、北海道学校給食会からの購入状況についてであります。主な購入品目は主食となるパン及び米飯のほか調味料、缶詰類などの一般物資であり、過去3年の年度別購入金額は平成18年度1億3,000万円、平成17年度1億3,500万円、平成16年度1億4,000万円となっており、食材購入費全体に占める割合は平成18年度30パーセント、平成17年度及び平成16年度は31パーセントとなっております。また、主食の基幹物資であるパン及び米飯は売買契約を取り交わし、一般物資購入については本運営協議会の物資供給要綱に準じて取り扱っております。

なお、同学校給食会への今後の対応についてであります。今回の発生要因と考えられるマッシュルームによる給食食材の廃棄に伴う費用負担などについて、今後、協議を進めていく考えであります。当面、食材や主食であるパン・米飯についても、安定した給食供給のために十分精査し、同学校給食会から購入してまいります。

次に、事故に関する今後の防止策についてであります。当面する対応策として、調理場の検査時間の繰上げをはじめとして、調理時の食味検査や調理でき上がり時の検査の徹底を図っております。今後も食材の異状に対する対応マニュアルの作成や食材の選定及びチェックの強化など、引き続き学校給食

課及び両調理場を中心に検討を進めてまいります。

過日2回にわたって開催された臨時教育委員会では、北海道学校給食会との連絡体制や学校と調理場における検食のあり方、食材の使用予定、学校と調理場との連携強化などについて協議を行い、給食の安全確保を強く確認したところであります。

次に、全国学力・学習状況調査について何点が御質問がありました。初めに、小樽市以外の調査結果との比較についてであります。市町村名や学校名を明らかにした公表は、本調査の実施要領及び文部科学省からの通知により序列化や過度な競争が生じ、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることから、行わないことと定められております。本市におきましては、こうした通知に基づき、北海道教育委員会の指導を受けながら適切に対応したところであります。また、概要にある改善点の記述につきましては、学力向上検討委員会において、全道・全国の分析結果なども参考にしながら、調査結果を独自に分析し、改善点を示したものであります。

次に、具体的な改善策についてであります。小樽市では、これまであおばとプランの中に学習状況の把握と指導の改善を明確に位置づけ、確かな学力の育成に向けて教育活動を進めてまいりました。その取組の一環として、本市独自の学習到達度調査や国の全国学力・学習状況調査を実施し、指導上の改善点を各学校に示しております。現在、各学校においてはこの結果を踏まえ、自校の調査結果や改善方策について、保護者などへの説明を行っているところであります。特に本市の学力向上検討委員会が示した指導改善への5ポイントに基づき、教育委員会では学習指導の改善に係る資料の作成や研修会の実施、家庭における学習習慣を育成するためのリーフレットの発行などに取り組むとともに、北海道学校改善支援プランなどと併用しながら、小樽市の子供たちの確かな学力の育成に取り組んでいきたいと考えております。

次に、調査結果の報告書についてであります。調査結果の公表については、実施要領に基づき序列化や過度な競争につながらないように配慮する必要があることから、本市の平均正答率を公表することはできません。教科に関する調査については全国・全道の平均正答率と比較するのではなく、個々の設問や領域などに着目し、正答率80パーセント以上をおおむね理解している、正答率60パーセント未満を課題が見られる設問とし、学習指導上の課題を把握・分析し、今後の指導に役立つよう報告書を作成しております。本市の報告書について、各学校からは、自校の結果分析に活用しやすいでありますとか、指導改善の方向性がわかりやすいといった意見をいただいておりますことから、基本的には来年度も同様の様式で報告書を作成していく予定ですが、改善できる点があれば取り入れ、よりよい報告書になるよう努めてまいります。

次に、あおばとプランの実践事例集についてであります。実践事例集の作成のねらいは、市内の小中学校における先進的な実践を広く周知し、各学校において今後の教育活動の改善・充実に役立て、あおばとプランの一層の高まりを図ることにあります。この実践事例集は、全教職員、学校評議員、PTA役員、関係機関などに配布、公表しております。また、各学校が実践事例の具体的な内容について理解を深め、学校改善の参考にすることができるよう、実践事例集を活用した交流会も開催しております。

なお、あおばとプランの評価については、学期ごとにきめ細かくその取組状況を集約し、改善点についても、学校訪問や校長会議などで指導しております。今年度は9校9実践の事例を基に作成しましたが、次年度のあおばとプラン推進に役立つよう、広く周知していきたいと考えております。

次に、学校評議員制度についてであります。小樽市においては、全道的にも早い平成16年度から市内全小中学校が実施しており、各学校では年平均2回から4回開催している状況にあります。特に今年度はいじめ防止強調月間などにおいて全校一斉に開催し、各学校の状況を評議員に伝えるとともに、地

域と連携を図りながら、いじめにかかわる問題行動の未然防止や解決の方策、さらには学校経営に当たり貴重な提言をいただくなど、その制度の活用に努めております。

また、自校の評議員会だけにとどまらず、例えば銭函地区の4小中学校においては連絡評議員会を結成するなどしながら、地域との連携について相互に情報交換を行ったり、潮見台小中学校の評議員会では合同で研修会を開催したり、評議員みずから総合的な学習の時間に講師になる計画を立案するなど、主体的な取組が見られております。学校評議員会の開催状況や成果などについては年度ごとに調査を行っていますが、平成18年度では90パーセントの学校が成果ありと回答しておりますことから、地域との協働による教育活動を、今後とも組織を有効に活用しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、学校運営協議会についてであります。学校運営に地域住民や保護者が参画し、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現することを目的に、学校運営や教職員人事に一定の権限を持つ機関として平成16年度に制度化されたものです。国においてコミュニティスクール推進事業として学校運営協議会を普及するため、実践的な調査・研究を進めておりますが、全国レベルのものとはなっていないことから、今後、研究の動向を注視していく必要があると考えております。

次に、学校評価と情報公開についてですが、平成19年6月の学校教育法の改正、さらには10月に省令が改正され、保護者など学校関係者による評価の実施・公表や設置者への自己評価、学校関係者評価結果の報告など新たな規定が設けられたところであります。学校評価については、従前から学校設置基準に基づき自己評価とその結果の公表を進めてきたところですが、今回の法令の改正に伴い、自己評価のみならず学校関係者評価など新たな取組が必要となります。学校の教育活動が多くの方々から理解され、その効果がこれまで以上に反映されるよう、各学校で取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、平成21年度以降の小樽市立学校教育推進計画についてであります。基本的には現行と同様に、小中学校教育の改善・充実を目指す計画にしていきたいと考えておりますが、新しい計画では、社会教育や幼稚園、保育園、高校との連携について取り入れていく必要があると考えております。いずれにしましても、平成20年度の3年目には、あおばとプランがどう定着し、深化したのか、その成果と課題を整理し、関係団体などから意見を伺いながら、一方、北海道教育ビジョンなどとの整合性も図り、平成20年度中に策定していく予定であります。また、パブリックコメントを実施し、広く市民の声も取り入れるよう努力してまいります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についてであります。まず教育委員会の責任体制を明確にするため、地方教育行政の基本理念を明確化しました。また、教育委員会が教育長に委任できない事務を明確化するとともに、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価が明記されました。今後、教育委員会としては事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することになります。

また、教育委員の研修を進める役割を都道府県が負うことになることから、道教委とも連携を図り、委員の研修に努めることとなります。さらに、市町村指導主事設置については、既に本市には5人の指導主事を配置しておりますので、指導・助言内容のさらなる充実に努めていきたいと考えております。

次に、教育委員の資質向上のための研修についてであります。新任された時点には、教育委員会事務局から教育委員会の概要や委員として必要な事柄について、全国市町村教育委員会連合会編の「教育委員必携」に基づき説明したり、北海道都市教育委員会連絡協議会が主催する研修会に、可能な限り新人委員の御参加をいただいております。

また、教育委員会の定例会や臨時会終了後、教育全般にわたり説明や具体的な方策を学習するなど、

その時々、話題提供を行うなどしながら、教育委員の資質向上に努めているところでございます。

次に、教育委員会の会議に関する情報公開についてであります。会議は原則公開しており、その会議録は概要の記載ではありますが、情報公開の対象としております。今後、教育委員会としてはホームページの開設をどのようにしていくか、検討をしているところであります。なお、道内人口10万人以上の9市の中では、2市がホームページに教育委員会の会議録を掲載しております。

最後に、市政における教育の位置づけについてであります。本市の教育につきましては、これまで心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成に向け、豊かな自然や四季の恵みを活用した特色ある教育活動を推進してまいりました。一方では、教育環境の整備や人間力の向上を目指した生涯学習社会の構築による人づくりと活力ある地域づくりに向け、職員が一丸となってその役割を担ってまいりました。今後も本市の学校教育推進計画や社会教育推進計画に基づき、小樽市が教育の先進地と評価いただけるよう、着実に一步一步前進してまいりたいと考えております。

**議長（見楚谷登志）** 濱本議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時32分**

**再開 午後 3時00分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

**1番（秋元智恵議員）** 一般質問をさせていただきます。

初めに、小樽市地域防災計画についてですが、先日ある町会長から、市から配布された防災マップについての話があり、町内に住む高齢の方には非常にわかりにくいとのことでした。地域の安心・安全を確保するためにも、小樽市の取組について伺います。

近年、地震や台風による災害が増える中で、市民の防災への関心も高まってきているものと考えるところであります。しかし、災害時に自力で避難できない高齢者や障害者など、災害時要援護者に対する支援体制の整備が遅れているのが現状です。

消防庁が2007年11月に公表した調査結果によると、同年3月末時点で全1,827市区町村のうち、要援護者の情報を管内全域で把握している市区町村の防災関係部局は15.7パーセント、287団体、同様にモデル地区など一部で把握している防災関係部局は10パーセント、183団体、残りの74.3パーセント、1,357団体は要援護者の情報を全く把握していないとの結果が出ています。

2007年3月の能登半島地震で震度6強を観測した石川県輪島市は、2008年1月15日現在、死者1人、重傷者46人、全半壊した建物は1,599棟に上るなど大きな被害に遭いました。その中で65歳以上が約半数という市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明者ともにゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれていたとのこと。この門前町地区は日ごろから行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたため、人的被害は最小限に抑えられ、例えば寝たきりの方は桃色、ひとり暮らしの方は黄色といったぐあいに色分けし、書き込んだ独自のマップが役立ったのです。新潟県中越沖地震では地元の柏崎市が要援護者の名簿を作成していましたが、個人情報の取扱いに慎重だったことなどから、地元との情報共有が不十分で、迅速な安否確認に活用されなかったといえます。

本市では、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局もしくは避難支援プラン策定

関係部局、関係機関などから成る定期的な協議の場を持っていますか。また、平常時から、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして、要援護者支援班などを設置していますか。さらに地域防災計画において災害時要援護者の概念は定められていますが、避難支援体制の整備を進めていくために、災害発生時に避難の支援を必要とする要援護者の優先度と範囲を今後どのように決めていくのか、現在どのように要援護者の実態把握をしているのか、また、要援護者に該当する市民は現在何人いるのか、お答えください。

神奈川県川崎市では、2007年12月から災害時要援護者避難支援制度をスタートさせました。要援護者を地域の町会や自主防災組織でサポートしていく試みですが、制度の流れは「1. 要援護者又はその家族から市へ名簿を登録してもらう。2. 名簿を要援護者の地元の町会や自主防災組織、民生委員などに提供する。3. 災害時には、町会の方たちが要援護者の安否確認や避難支援を行う」というものであり、登録は区役所、地区健康福祉ステーションで受け付け、2007年12月末までに467人が申し込んだそうです。制度実施に当たり市が特に注意を払ったのが、要援護者名簿などの個人情報の取扱いであったのですが、生命の危機にかかわる災害時の避難支援に活用するのであれば、個人情報を本人の同意なしに目的外利用、第三者に提供することができないものなのか、お知らせください。

ただ、川崎市は、今回、本人又はその家族が登録を申し込む手挙げ方式を採用し、登録制にして地元の町会や自主防災組織、日ごろから高齢者や障害者と接する機会の多いケアマネジャー、デイサービス事業者から参加を呼びかけてもらい、1月末の時点で一度市に寄せられた名簿を各町会ごとに整理し、2月下旬には各町会に提供することにし、さらに登録者を増やすため、今後該当者でまだ登録をしていない市民については、民生委員などに個別訪問してもらうことになっているそうです。小樽市では、輪島市門前町地区や川崎市のような地域ごとの具体的なマップづくりや、要援護者避難支援などの取組ができないものか考えるところです。

現在、小樽市では、町会の要望や相談を受ける支援員制度がありますが、この支援員の人が町会役員が中心となって、地域の防災マップをつくっていくことは実現可能だと思いますし、取り組むべき課題だと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

小樽市地域防災計画上の在宅虚弱老人緊急通報システム事業、聴覚、音声・言語機能障害者に対する取組の強化・充実の状況はどのような現状でしょうか、お答えください。

また、避難訓練の際には、災害時要援護者や障害のある方には積極的に参加を呼びかけることになっていますが、現時点での状況を基に、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行っていますか。そして、過去の災害訓練に参加された人数とその状況をお知らせください。要援護者に対しての情報伝達体制はどのような状況なのか、お答えください。

次に、災害時の救出、避難誘導に関してですが、各地で起こったさまざまな災害当時の状況を調べますと、市民との協働が必要不可欠であり、行政と市民による協働が推進されている地域は、災害時にもその協働の力が発揮されていることを知ることができます。阪神・淡路大震災で重大な被害が出た地域では、1970年代から神戸市などを中心に、行政と市民の協働によるまちづくりが推進されてきましたが、協働の意義が改めて確認されたのが阪神・淡路大震災であったと言われています。警察や消防機関による被災者救助がなかなか追いつかず、要救助者3万5,000人のうち2万7,000人は、市民自身により自力又は隣人の力を得て救助されました。この震災を契機として、神戸市では地域全体の自立と連帯が不可欠であるという認識が広がり、自助、共助、公助による防災まちづくりが推進されることとなったそうです。

この点からも、市民の協力なしに多くの人命を救うことができないのも事実であり、小樽市において

も町会、自治会を中心に自主防災組織の育成・強化に取り組んでこられたことと認識していますが、この自主防災組織の役割と災害時の活動内容、市内で組織されている組織数、今後の課題についてお答えください。

防災計画では、夜間や休日の災害時、避難誘導にあっては、その地域に居住する市職員が行うことになっております。その際防災計画では避難の順位について、老人、身体障害者、傷病者、幼児などの要援護者を優先的に避難させることになっております。この避難誘導順位に関しては、市職員に徹底されているのか、お知らせください。

次に、避難所についての質問ですが、避難所には主に小中学校の屋内・屋外グラウンドが指定されていますが、もし冬期間に災害が起きた場合、ほとんどのグラウンドの使用ができない状況です。小樽市が指定している避難所で屋内・屋外それぞれの収容可能人数と、冬期間の避難所対策はどのように考えているのか、お答えください。

状況によっては、民間施設の利用も図ることになっていますが、その民間施設とはどこか、お答えください。

また、災害時避難所が施設されている場合、各施設の開錠はどのように行われるのか、お答えください。

小中学校の避難所責任者は、学校長となっています。学校周辺に居住していない学校長が多い中で、実際の災害時に学校長が避難所にたどり着くまでの間は、どのように対応するのか、お知らせください。

今後、行政側と市民が同じ認識を持ち、防災に努める上で、市民に防災意識啓発を訴えていく市職員の意識、知識、行動レベルを今以上に上げる必要があると考えます。内閣府が平成19年3月に示した「防災に関する標準テキスト」には、災害エスノグラフィーを活用した研修の内容が記されています。災害エスノグラフィーは、災害対応の任に当たるすべての行政職員が持つべき普遍的知識を身につけるため、過去に発生した災害時にどのような事態が起こり、業務に携わった人や組織がどのように対応したかに関する暗黙知を共有化することにより、イマジネーションの能力を養い、また、それらの暗黙知から知恵や教訓を見いだすことにより、災害対応能力の向上を図ることを目的としているものです。小樽市においても職員防災教育をこれまで行ってきたと思いますが、今後、災害エスノグラフィーを用いた研修を行うべきと考えます。この点に関して御見解をお示しください。

また、地域防災計画について、詳細についてもさらに具体的な表現にする必要があると思いますが、今後の考えをお答えください。

防災に関して最後の質問になりますが、現在企業の地域社会貢献を目的とした活動が進められており、その一例として電光掲示板を備えた災害対応型の自動販売機の設置があります。この機器は、災害時には情報伝達のほか庫内在庫の無償提供が行えるもので、北海道でもこうした企業との間に災害協定を結んでおります。小樽市としても、市内にこの機器を設置した際には、防災情報の配信を検討してはいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、本市における高等養護学校の新設に関連してお伺いいたします。

新聞報道によりますと、道と道教委は去る2月7日、小樽市銭函の道立小児総合保健センター跡地に、知的障害者を対象とした高等養護学校を新設する方針を固めたとのことですが、市への説明はあったのか、あったとすればいつどのような内容だったのか、お知らせください。

また、小児総合保健センター跡地利用との関連で、この件に対する本市のこれまでの取組の経緯についてもお示しください。

我が党の斉藤陽一良議員が、昨年第4回定例会の代表質問において、高等養護学校の増設や間口増、

普通高校への特別支援学級の設置や高等養護学校の併設などについて道に対して強く求めるべきとして、教育長の御見解と道教委の対応について質問しております。その時点での道教委の対応については、明快な答弁はなかったものの、高等養護学校の増設、間口増そのものについては親の願いとはまだほど遠い状況にあるものと感じており、道教委に対し、この現状を訴えていきたいとの答弁をいただいております。切実な関係者の声を受け止めた教育長はじめ市教委など、本市の熱意ある訴えが今回の結果につながったものと深く敬意を表するものであります。

知的障害者を対象とする道内の国公立、私立を含めた高等養護学校及び養護学校高等部の平成20年度の募集人員をお示しください。また、高等養護学校と養護学校高等部との学科編成及び教育課程のそれぞれの特色と違いについてお示しください。

今回、新設される高等養護学校の学科編成及び学級数、募集定員、開校時期など、把握されている範囲でお知らせください。

知的障害を持つ生徒を対象とする高等養護学校における最近の傾向として、発達障害者支援法の制定などにより、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害を持つ生徒に対する特別支援教育の必要性が認識されてきているところであります。発達障害は従来知的発達の遅れを伴わないものとされてきましたが、発達障害者支援法の定義から、自閉症全般を含むこととなり、一定の知的発達の遅れを伴う場合を含むものとされ、知的障害を持つ生徒を対象とする高等養護学校で、そのような生徒を受け入れる可能性があります。また、発達障害を持つ生徒が、知的発達の遅れの有無にかかわらず、普通高校における特別支援教育の対象となることもあります。比較的重い知的障害を持つ生徒が多い従来の養護学校高等部に対して、知的発達の遅れの程度が比較的軽く、職業教育や社会的自立に向けた就業支援などにも力を入れようとしている高等部単置校における教育への期待は大きいと言えます。本市の平成19年度中学校3年生における普通学級在籍で、特別支援教育の対象となっている生徒のうち知的障害又は発達障害を持つ生徒の数、また、特別支援学級在籍の生徒のうち同様の障害を持つ生徒の数、さらに養護学校などへ通学している生徒のうち同様の障害を持つ生徒の数をお示しください。

道央圏の知的障害の高等部単置校は、札幌、白樺、新篠津、札幌市立の豊明などであり、本市から遠い伊達、小平、雨竜などの高等養護学校へ進学するケースもあると言われます。このような状況において、本市銭函に高等養護学校が新設されることは、まことに喜ばしいことであります。

しかし、知的障害、発達障害の生徒に対する特別支援教育の問題に限っても、その教育機会の用意はまだまだ十分とは言えません。道教委は特別支援教育に関する基本方針案を示して、平成20年度からおおむね10年間の基本的な考えと施策の方向性を示しています。その中で新たな配置については、新北海道総合計画の連携地域を基本として検討するほか一貫した支援を目指し、特別支援学校が地域の学校における特別支援教育を支援する体制を整備するとしています。道教委の基本方針に沿った形で特別支援学校、特に高等部単置校における学科や指導内容の見直しによる職業教育のさらなる充実と同時に、本市の場合にはこのたび新設される高等養護学校と本市の公立・私立の高等学校が連携して、それぞれにおいて充実した特別支援教育を行うことができる、いわば地元としての受入れ態勢の構築が望ましいと考えます。そのような態勢をつくる上での道教委と市教委との連携、専門的な支援、特別支援教育コーディネーターの研修、各障害の指導上の課題についての実践的な研究や情報提供の充実など、本市として取り組むべき課題について御所見をお示しください。

次に、平成20年度主要施策の移住促進事業に関して質問いたします。

現在、全国でも人口減に歯止めをかけるためや地域活性化策として、多くの市区町村で実施されてい

る移住促進事業であります。その取組や熱の入れようもさまざまであり、インターネット上でも各地の情報が発信されています。全国から、自分に合った移住先や第二の人生を送る移住先をいつでも探すことができるのです。しかし、いかに他地域との差別化を図るかが重要だと思います。インターネットの移住サイトや住み替えサイトでは各地の施策が紹介されていますが、ある調査によると、相談内容の多くはまず空き家情報や仕事のあっせんなど、また、移住する際にどのような助成があるかなどでした。しかし、本市のホームページの移住を応援する部分では、わかりにくい点が多いのではないのでしょうか。

そこで、本市のホームページはどのぐらいの期間で更新されているのか、お答えください。

空き家情報も不十分ではないのでしょうか。もっと空き家情報を不動産業者任せではなく、市がまとめ方がわかりやすいのではないのでしょうか。今後、市として空き家情報を独自に発信する考えはないのか、御所見をお聞かせください。

また、地域住宅交付金や空家住宅活用事業などを活用し、市が移住者向け住宅の確保をすることも考えてはどうかと思いますが、この点に関してのお考えをお聞かせください。

本市で、平成17年度、18年度、19年度に実施した移住に関する施策での相談件数は121件、そのうち移住に至ったものが15件です。この相談内容を踏まえ、どのような対応をとってきたのか、そして、移住に至らなかったことに関してはどう分析されているのか、お答えください。

平成20年度の主要施策、移住促進事業費として240万円を計上していますが、その予算内訳を伺ったところ、旅費15万5,000円、PRパンフ作成などで2万5,000円、通信運搬費1万円、北海道移住促進協議会負担金5万円、また、委託料として受入れ態勢構築及びモデル事業の調査研究に200万円。これについては地域活性化センターの助成金を申請中とのことでしたが、この地域活性化センターの助成金はいつごろ受けられるのか、今後のPR活動の予定など、現段階で決まっていることがありましたら、お知らせください。また、移住促進事業の今後の課題についてもお答えください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いいたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

地域防災計画についての御質問でありますけれども、初めに災害時の要援護者対策の協議についてですけれども、平成18年3月に、国の方から災害時要援護者避難支援プランのガイドラインが示されまして、市区町村において避難支援プラン作成を進めるよう通知がなされました。本市でも策定に向けまして、昨年9月から関係部局での協議を行っております。

次に、要援護者に特定した支援班の設置の問題ですけれども、現在のところ小樽市の防災計画に記載されておりませんが、今後、避難支援プランを策定する中で、福祉部や防災担当など庁内の横断的な組織として、支援班の設置について検討してまいりたいと思います。

次に、要援護者の範囲でありますけれども、地域防災計画では乳幼児、障害者、高齢者など多くの方々を要援護者として位置づけておりますけれども、これらの方々の中で特に危険度の高い地区や人を優先とし、その後、順次避難支援の範囲を広げていくことが必要でありますので、現在、関係部局で検討を進めております。

次に、災害時要援護者の実態把握の現状でありますけれども、住民基本台帳や民生・児童委員の調査による高齢者等世帯調査台帳、障害者・要介護者等の手帳保有者リストなどを用いて、市民部、福祉部、



消防本部がそれぞれ実態を把握しておりまして、災害時に防災関係部局で共有することになっております。

次に、要援護者の数でありますけれども、地域防災計画の中では、高齢者や障害者など相当な数になりますが、災害発生時に実態上、避難支援の必要がある要援護者については、今後、支援プランを作成する中で把握をしてみたいと考えております。

次に、要援護者名簿等の個人情報の取扱いでありますけれども、目的外利用や第三者への提供については、小樽市個人情報保護条例において本人の同意なしに例外的に可能な場合として、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときが規定されております。災害発生時にはその適用が容認されると思いますが、平常時における個人情報の提供についてはさまざまな議論があると思われるので、要援護者避難支援プランの策定に当たりましては、他の規定も含めまして慎重に判断をしてみたいと考えております。

次に、地域の防災マップについてでありますけれども、防災マップは主に地震、津波、土砂災害、洪水などの自然災害を対象として、それぞれの地域の特性に合わせてつくられるものであります。地域に居住し、そこを知る方々が防災マップをつくっていくことは、地域の状況にきめ細かく対応した情報を提供できることから、有効な方法であると考えております。今後、地域防災マップの作成に関して町会等から要望があった場合には、必要な情報を提供するなど積極的に対応してみたいと考えております。

次に、在宅虚弱老人通報システム事業と聴覚、音声・言語機能障害者に対する取組の強化・充実についてでありますけれども、地域防災計画に位置づけられているとおり、平成2年7月から緊急通報システム事業を、昭和62年12月から聴覚障害者などに対するファクス設置に係る運用をそれぞれ開始しており、災害発生時に有効に活用できるようにしているものであります。

なお、平成17年11月から聴覚又は音声・言語機能に障害のある方が自宅以外からの緊急通報を可能とするメール119番通報システムをスタートさせまして、緊急連絡体制の充実・強化を図っているものであります。

次に、災害情報伝達訓練でありますけれども、市が保有している要援護者の情報を活用しての大規模な訓練についてはこれまで実施しておりません。現在は緊急通報システムによる通報訓練、聴覚障害者宅に設置されているファクスによる送受信訓練及び音声・言語機能に障害のある方を対象としたメール119番送受信通報訓練を行っているところであります。なお、これらの訓練については平成15年以降60回、計148名の方が参加されております。

また、要援護者に対する情報伝達体制でありますけれども、現在は要援護者のうち、システムなどを利用している聴覚障害者などの一部の方についてのみ情報伝達は可能となっておりますが、多くの要援護者に限定した伝達手段はなく、消防車両による広報やFM放送などによる情報伝達の体制となっております。今後は要援護者避難支援プランを策定する中で、地域ぐるみの協力体制づくりを推進し、要援護者に応じた緊急連絡体制の確立を図ってみたいと考えております。

次に、自主防災組織でありますけれども、この組織は日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、さらには防災訓練の実施など災害に備える役割を担っておりまして、災害発生時には初期消火活動、救出・救護、避難誘導など地域の防災のための多岐にわたる活動をする事となっております。現在、市内には塩谷・桃内地区、銭函地区に二つの組織がありますが、まだまだ不足しておりますので、各町会に働きかけて、さらに組織化が進むように啓発してみたいと思っております。

次に、避難誘導順位が職員に徹底されているかという御質問でありますけれども、地域防災計画にお

ける避難救出計画の中で、避難誘導を担当する市職員は地域における役割について一定の認識を持っておりますが、災害発生時に的確に行動できるよう、今後ともあらゆる機会を通じて周知徹底に努めてまいります。

次に、指定避難所の収容人数であります。市内の指定避難場所67か所における収容可能人数は、屋内で約5万人、屋外で約23万人となっております。また、冬期間における避難所対策として暖房対策が重要となっており、本市と民間業者との間で仮設ハウス、暖房器具、発電機等の借受けについての協定を締結しているところであります。

次に、避難所の民間施設の利用につきましては、現在、地震などの災害発生時に朝里川温泉の宿泊施設との協定を締結しているほか、各町内会館を一時避難所としております。

次に、避難所の開錠についてでありますけれども、小中学校の避難所の近くに居住している市の職員を避難所開設員に指名し、休日・夜間には担当職員が学校に向かい、開錠、開設することとなっております。また、災害発生時は原則的に学校長が避難所責任者となっておりますが、学校関係者が不在の場合、まず市の担当職員の開錠により避難所を開設し、その後は市民部の住民班で対応することとなっております。

次に、市職員に対する防災教育でありますけれども、防災に関する研修にはさまざまなものがありますが、御提言の災害エスノグラフィーを用いた研修についても、今後研究してまいりたいと思います。

次に、地域防災計画の内容を具体的に表現してはというお話でございますが、本市の地域防災計画は、各種災害に応じた基本的な事項を定めることを目的としております。今後、具体的な運用に向けた詳細なマニュアルが必要なことは認識していますので、できるものから作成をしてまいりたいと思います。

次に、電光掲示板を備えた災害対応型の自動販売機で防災情報を配信してはどうかという御提案でありますけれども、災害対応型の自動販売機を利用して防災情報を発信することが、小樽市民はもとより観光客など不特定多数の人々に対しても、情報伝達の方法としてより効果があると考えられますので、機器を設置する企業と積極的に協議を進めてまいりたいと思います。

次に、移住促進事業についての御質問でありますけれども、まず移住に関するホームページの更新であります。更新間隔は特に決めておりませんが、掲載情報に変更があった場合など随時に更新しております。その際には新たな情報を加えるなど、内容の充実心がけているところであります。

次に、本市独自の空き家情報の発信でありますけれども、市のホームページからは、北海道宅地建物取引協会小樽支部に加盟している不動産業者のホームページにリンクすることで空き家情報を提供しております。現在、新たな情報発信の方法として、空き家所有者に直接市の窓口で物件情報を登録していただき、その情報を窓口やホームページで提供する市独自の仕組みについて、検討を進めているところであります。

次に、移住者向けの住居の確保でありますけれども、市として移住者に限定した住居を確保することは、建設や維持・管理に要する経費などの面から難しいものと考えておりますので、公営住宅の募集や民間物件などの情報を、移住希望者にできるだけわかりやすく提供してまいりたいと考えております。

次に、相談内容とその対応でありますけれども、相談の主な内容としましては、住まいや雇用、移住者への助成のほか、店を開くための物件や手続についての問い合わせも受けております。不動産については、北海道宅建協会小樽支部へ問い合わせ希望に合う物件の情報提供を行い、また、雇用についてはハローワークの求人情報の提供や市内の人材サービス事業者を紹介しております。これまで移住として市が確認している件数は15件、37名ですが、北海道が昨年12月末でまとめた移住者の累計では、相談窓口を持つ26市のうち、本市は函館市に次いで第2位となっております。移住は生活の拠点を全く新た

な場所へ移すという大きな事業でありますので、相談者は道内各地から住まいや働き口などさまざまな情報を集めて、時間をかけて検討して、その結果、移住地を選択するのではないかというふうを考えております。

次に、地域活性化センターに申請中の助成金であります。助成団体の決定は3月下旬と聞いております。平成20年度の事業につきましては、これまでの取組に加え、移住に関心のある市内事業者などと連携し、移住交流の推進体制を立ち上げて、滞在施設や体験メニューについてより具体的な情報提供や提案を行っていくほか、大都市圏へのプロモーションを拡大するなど、本格的に移住交流の推進に取り組むと考えております。

最後に、移住促進事業の今後の課題であります。移住を検討される方のニーズは多様であり、完全移住のほか、季節移住や2地域居住といったケースもあります。こうした要望にこたえるためには、行政からの発信だけでなく、移住に関心のある事業者と行政が連携し、多彩なメニューを用意して情報を発信するとともに、幅広い要望に対し具体的に提案していく体制の整備が必要であります。現在、市内の事業者の方々と協議を進めておまして、新年度には官民が連携した受入れ態勢を立ち上げたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小児総合保健センター跡地への高等養護学校の新設についてであります。このことについては1月下旬、道教委の教育長が直接小樽に来られ、お話をされました。平成23年度の開校に向けて、定例道議会に設計費などの関係予算を計上する予定であることや、平成21年度から平成22年度までの間は、旧肢体不自由者訓練センターを仮校舎として使用するという内容でありました。近年、高等養護学校の間口については進学希望者が増加傾向にあり、自宅のある近隣の学校へ進学することが難しい状況にありますことから、市教委といたしましても、従前から道教委に対しこの現状を訴えてきたところでもあります。

次に、道内の平成20年度の知的障害を対象とする高等養護学校及び養護学校高等部の募集人員についてであります。高等養護学校13校で529人、養護学校高等部22校で339人の計868人となっております。

次に、高等養護学校と養護学校高等部の違いについてであります。学校教育法では、特別支援学校には小学部と中学部を置くことが基本とされ、これに幼稚部又は高等部を併置することができることとされております。また、特別の必要がある場合には、小学部又は中学部を置かないで、幼稚部又は高等部のみを置くことができることになっております。このため養護学校の高等部では普通科が中心となっております。

一方、一般就労などの自立を目指した高等養護学校については、工業科、家庭科、生活園芸科など、職業教育を中心とした学科による教育課程で教育を行っております。

次に小児総合保健センター跡地に新設される高等養護学校の学科編成などについてであります。平成21年度から平成22年度の間は旧肢体不自由者訓練センターを仮校舎として、1学級8人による1学年5から7学級で開校します。平成23年度からは、小児総合保健センター跡地に1学級8人による1学年7学級で開校を予定しており、学科については今後の推移を見ながら決めることになるとお聞きしております。

次に、中学校3年生で特別支援教育の対象となっている生徒数についてであります。普通学級に在籍し、LDやADHDなどの障害を持ち、支援が必要と思われる生徒は7人、知的障害の特別支援学級

に在籍する生徒は6人、知的障害の養護学校へ通学している生徒は1人となっております。

最後に、高等養護学校の新設に伴い、本市として取り組むべき課題についてであります。平成19年度から特別支援教育がスタートし、従前からの養護学校が特別支援学校として専門的な教育を実施するほか、地域の学校で行われる特別支援教育に対し、必要な助言や援助を行うものとして位置づけられました。小樽市におきましても、高等聾学校や余市養護学校などの教員を教育委員会が組織する子供支援部会の委員として、また、特別支援コーディネーター研修の講師として参画してもらい、専門的な立場から助言や援助などを受けております。今後とも本市における特別支援教育を進めていく上で、ハード面のみならず内容を充実するためのソフト面での専門的な立場からの助言や援助が必要であり、道教委や特別支援学校との情報交換などによる密接な連携が必要であると考えております。

**議長（見楚谷登志）** 秋元議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 介護業務の駐車問題について質問します。

平成19年11月現在、小樽市の介護保険利用者数は約6,500人、毎年新たな利用者が約2,200人ほどです。そのうち訪問介護と訪問看護事業を合わせて、居宅サービス全体の55パーセントを占めています。従来、介護事業所の車は、警察署長が事業所ごとの登録された車両に対して駐車許可証を発行し、駐車禁止区域でも駐車できるようになっていました。

ところが、昨年9月14日から道路交通法の一部規則が改正され、許可証の発行は、仕事内容を問わず訪問先近くに駐車場がない、公共交通機関の利用が困難などの場合に限られ、許可が受けられなくなっています。

平成19年10月、小樽訪問介護事業所連絡協議会は小樽警察署長に対し、事業運営に多大な支障を来し、介護利用者にとっても適切な介護を受けられないと、従来どおりの駐車許可証を求める要望書を提出しています。しかし、昨年9月から現在まで、各事業所の申請に対して1件も許可されていません。

具体的に報告します。1例目、小樽市から認定調査3件の依頼を受け、駐車許可証を申請したが、同じ町内なのに1件は近くに駐車場がある、もう1件はバス停が近いと許可されませんでした。1件は駐車場にとめて認定調査をし、一度事業所に帰ってからバスで出直すということでしょうか。

2例目、住宅地図に半径100メートルの丸をつけて、介護プランもつけて申請したが、駐車禁止区間があれば除雪しておけばよい、冬期間ということは理由にならない、バスなどで行けないと言うが、営利のための仕事だから、たくさんの利用者を回りきれないというのは理由にならないと、許可されませんでした。

3例目、障害のあるお年寄りを車いすに乗せて通院介助するが、車を100メートル先の駐車場にとりに行く間一人にはしておけない、どうしても自宅前に駐車する必要があると言っても、認められませんでした。

ある事業者は、業者間の情報で申請してもだめだと聞いているから申請はしていない。独自に運転手を採用して車を回してみたが、経費がかかり、採算がとれず、続けられない。25人のヘルパーを配置しているが、利用者が増えてもヘルパーがなかなか確保できず、効率よく車で回らざるを得ないと言っています。この間、訪問看護で病院に薬をとりに行ったわずかの間の路上駐車が取締りに遭っています。

2月15日の朝日新聞によると、全国訪問看護事業協会が全国の会員3,369事業所にアンケート調査をした結果では、昨年9月から11月末までの3か月で126事業所が取締りを受けていました。様態が急変した、

家族から連絡を受けて看護師らが駆けつけたケースで、警察に事情を説明しても理解されず、違反金を払わされたり、医師と同時に患者宅に駆けつけたのに、車に駐車禁止除外の標章を出していた医師は駐車違反とされず、その後ろに駐車した訪問看護の車だけ取締りを受けた例もありました。警察は、命が危険なら救急車を呼べばいいと言ったそうです。現在は、まだ昨年9月以前に申請した許可証が利用できますが、期限切れになった後、これまでどおりの事業活動ができなくなるおそれがあります。

そこでお聞きします。法律改正により、市内事業者で駐車禁止の取締りを受けた例はあったでしょうか。その場合、違反料金は利用者への負担にされていないのかどうか。事業者内で駐車禁止区域への訪問に具体的な対策を講じているのか。小樽市は事業運営についての影響をどのように把握しているのか、お聞かせください。

また、昨年、規則改正後、各事業所から小樽警察署への申請件数は何件で、許可されなかった理由は何か、お答えください。

小樽市民の介護サービス提供に責任ある小樽市として、ぜひとも実態を把握し、適切な許可証が発行されるよう、引き続き小樽署に改善を求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、町会の通信販売の回覧について質問します。

小樽市内の町会は現在153町会で、5万4,080世帯が加入しています。市全体の総世帯数に対して約8割です。ごみ収集や行事の推進など地域生活にかかわる活動のほかに、市の広報や制度のお知らせなど市政と市民をつなぐ役割も果たしています。この町会の回覧板に通信販売のカタログが回覧されています。カタログによりますと、「あしたの福祉」という名前で障害者インターナショナル日本会議の取扱いです。障害者支援ということで協力している市民もいます。しかし、取扱い商品は障害者団体に関係なく、一般的な通信販売のものにすぎません。町会という組織を通して多くの世帯に販売活動をするということに、一部市民からは疑問の声が出ています。業者からの販売依頼は総連合町会事務局としてはすべて断っているそうですが、なぜ特定の団体に販売を認めているのでしょうか。社会福祉協議会を通じての依頼とも聞いていますが、主催団体はどこか、いつからどのような経過で始まったのでしょうか。過去には注文を町会で集約し、集金した金額を送金していたそうですが、現在はどのようになっていますか。

また、売上利益の一部は小樽身体障害者福祉協会に配分していると聞きますが、利益配分の割合、小樽身体障害者福祉協会への還元金は幾らになるのか、お答えください。

町会への報告はされているのか。また、町会への還元金もあるのか質問します。

通信販売はクーリングオフの対象にはなりません。効果が疑われるようなものも少なくありません。ただおへそに張るだけで簡単にダイエットできるというへそ炭シールとか、寝るときに身につけるだけでやせるコルセットでは、苦しくて我慢ができず、返品した話も聞いています。実際に平成18年10月7日発行の「あしたの福祉」に掲載した浴室や台所に置くだけで金属イオンが発生し、カビや細菌の発生を抑制するかのように表示した商品に対し、不当景品類及び不当表示防止法に基づき公正取引委員会の排除命令が出され、販売中止した商品もあります。町会は障害者に協力しようと取り組んでいるのに、公正取引委員会からチェックされるような商品が販売されていることは問題です。障害者団体への協力自体を否定するものではありませんが、町会の回覧板で商品を紹介する以上、市の責任が問われると考えますが、市長の見解をお聞きします。

歩くスキーのコース整備について質問します。

小樽市教育委員会は、市民スポーツ事業としてからまつ公園運動場運営ハウスを開放し、歩くスキーの無料貸出し、普及事業やスキー教室、市民参加の歩くスキーの集いなどに取り組んできました。平成

19年度から、コース整備が悪いと市民から意見が出ています。3キロメートル、5キロメートル、10キロメートルのコースが3キロメートルだけになり、がたがたで不安定なため、初めて来た人や女性の皆さんは、恐ろしがってとても無理だとあきらめる人も出ています。これまでコース整備に利用してきた圧雪車が故障し、修理代金負担や新規購入ができないと廃止した結果だと聞きました。現在はスノーモービルでコースづくりをしています、ボランティアの方が古タイヤを横に三つ並べて固定し、これをスノーモービルの後ろにつけて雪上面をならし、その後さらにスノーモービルで圧雪するわけですが、幅も重さも不足して、担当職員の皆さんは大変苦労しています。圧雪車の修理費用の予定額は幾らだったのか。また、新規購入費用は幾らだったのか、どのような検討がされた結果、廃止したのか、お答えください。

歩くスキーはコースが命です。圧雪車をなくしてもコース整備ができると判断した根拠をお聞かせください。

歩くスキーは社会教育分野ですが、毎年、余市の少年団が利用しています。雪あかりの路に参加した中国のボランティアが参加したり、毎年、韓国からの参加もあり、地域交流、国際交流の場でもあります。また、今年から始まる特定健診のメタボリックシンドローム改善の冬期事業としても大いに期待される所です。毎年5万人の市民の利用があったプールを今後の建設計画もなしに廃止し、今度は財政的な理由で歩くスキーのコースづくりも放棄するのでは、市民の健康増進に責任ある態度とは言えません。今年の結果を見て、せめて来年からの対策を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、歩くスキーの普及・活性化のために、初めて来た人にわかりやすい案内掲示の設置、必要時に利用できる指導員の配置、備品の整備や駐車場の確保など改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、介護業務時の駐車問題でありますけれども、駐車禁止の取締りの実態などについてであります。市内の訪問看護事業所の職員が利用者の薬をもらいに病院へ行きまして、10分ほど玄関前に駐車していたところ、違反のステッカーを張られたという実例があったと伺っております。なお、このときの駐車違反料金については、職員が個人で負担したと聞いております。

次に、事業者に対する対策でありますけれども、事業者からは、利用者の近所の方に頼んでその敷地にとめさせてもらったり、事業所の車両で送迎していると聞いております。なお、昨年9月14日から警察署の駐車許可の条件が厳しくなりましたので、駐車許可証の更新時に引き続き許可証がもらえないとなれば、事業所の経営に影響があるものと懸念をしているところであります。

次に、申請件数と許可されなかった理由でありますけれども、小樽警察署に問い合わせましたところ、運送、介護などの全業種について、事前相談の段階でいずれも許可条件を満たしていないため、規則改正後に申請受理に至ったものはなかったということでありました。なお、相談件数についても押さえていないということでありました。

次に、実態把握と警察署への要請でありますけれども、福祉部の担当者が2月15日、小樽警察署に対し、介護事業者の駐車許可証の必要性について説明するとともに、警察署の考え方を聞いてまいりました。それによりますと、警察署では業種によって判断するのではなく、1件1件個別の内容によって判

断をし、真に必要な者に対しては許可するとの見解でありました。このため、その内容を事業者に文書で通知するとともに、2月27日には説明会を開催したところであります。いずれにいたしましても、本当に必要な駐車許可については認められるべきものと考えておりますし、警察署も必要な者は許可すると言っておりますので、今後の動向について事業所に情報を提供するとともに、必要に応じ警察署へ要請してまいりたいと考えております。

次に、障害者団体の町会回覧板を使つての通信販売の問題でありますけれども、初めに社会福祉協議会を通じて町会に依頼しているということにつきましては、過去の経過は確認できませんでしたが、最近はそのようなことはないと聞いております。

通信販売の主催団体、経過などにつきましては、障害者団体の自主財源づくりのため、昭和45年に日本身体障害者団体連合会の要請により、日本身体障害者団体連合会収益事業所が設立され、この事業所が日本身体障害者団体連合会をはじめ、収益事業への協力団体に収益金の一定額を配分していると聞いております。北海道では、社団法人北海道身体障害者福祉協会が、協力団体として昭和45年に通信販売を開始し、現在に至っているとのこととあります。

町会での注文の集約、集金であります。過去には町会が注文の集約と集金をして、北海道身体障害者福祉協会に送金していたこともあったとのことですが、現在は回覧文書についているはがきを切り取って北海道身体障害者福祉協会に送付するか、電話やファクスで注文し、代金は振り込みか代金引きかえを選択する形をとっていると聞いております。

次に、通信販売の売上げの一部が小樽身体障害者福祉協会に配分されているかということとありますけれども、北海道の協力団体である北海道身体障害者福祉協会から、加盟団体の小樽身体障害者福祉協会に小樽市の売上げの2.5パーセントが配分され、平成19年度は約2万6,000円と聞いております。

次に、町会への事業の報告と還元金であります。回覧をお願いする際に前年の収益報告をしていると聞いております。また、還元金については、過去に町会で集金・送金していた時代には手数料的な意味合いで還元をしていたようではありますが、現在は回覧をお願いするのみということもあり、還元はしていないとのこととあります。

次に、市の責任ということとありますけれども、この通信販売につきましては、各町会が独自の判断で回覧するかどうかを決めておりまして、市のかかわりはありませんので、責任はないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、圧雪車の修理費用の予定額についてであります。この圧雪車は平成10年度の国体開催時に北海道スキー連盟から貸与されたもので、使用による消耗などから、オーバーホールするのに300万円程度必要となるの見積りをメンテナンス業者から受けました。また、圧雪車を新規購入する場合には1台5,000万円程度とのこととありました。これまで圧雪車の維持・管理経費として毎年200万円程度かかっておりましたが、今後も継続することになりますと、本市の財政状況では困難であると判断し、小樽スキー連盟と協議の結果、この圧雪車を北海道スキー連盟へ返納することに決定したものであります。

次に、圧雪車なしでコースの整備ができると判断したことについてであります。圧雪車が昨年1月、エンジンなどの故障により使用不能となったことから、小樽スキー連盟や歩くスキー事業の協力団体であるおたる自然の村公社と、コースの整備などについて協議を重ねてまいりました。平成10年度の圧雪車を貸与される以前には、スノーモービルを中心に人海戦術でコースを整備していた経験もあることが

ら、緊急時にスノーモービルで救助ができる範囲を想定して、このたびのコース設定をしたところであり  
ます。

次に、その対策についてであります。圧雪車をレンタルするという方法もありますが、1週間のレ  
ンタル料が80万円から90万円もかかることから、その導入は困難であると考えております。歩くスキー  
は、ノルディックスキー競技のように決められたコースを走るのではなく、健康づくりや体力づくりを  
目的として行っている人や、のんびりと雪原に踏み込んで冬の景色を楽しんだり、動物たちを発見した  
りする雪原散歩や、雪原をハイキングする市民も多くおります。このように、初心者から経験者までが  
楽しく冬のスポーツ、レクリエーション活動に参加できるようなコースの整備を検討してまいります。

最後に、案内掲示の設置や指導員の配置についてであります。案内看板については、現在のものを  
よりわかりやすい位置に掲示するよう改善してまいります。なお、スキーの指導については、おたる自  
然の村公社職員の協力をいただきながら、必要に応じて対応しているところでございます。

また、備品につきましては、スキー板を130センチから205センチまでの各サイズ48セット、靴も18セ  
ンチから28.5センチまでのものを81足そろえておりますが、今後も状況を確認しながら入替えをしてま  
いります。

さらに、からまつ公園の駐車場は常時10台程度駐車できますが、大きなスペースの確保が難しいこと  
から、できましたらバスなどの交通機関も利用しながら、歩くスキーのコースを活用していただきたい  
と思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島議員。

**8番(中島麗子議員)** それぞれについて再質問いたします。

介護事業所の駐車問題についてですけれども、昨年9月14日からの規則改正の影響です。したがっ  
て、その前に、駐車許可証を既に取り持っている分については、現在もその駐車許可証を利用して事業運営  
ができています。したがって、今年9月になった時点で、どうなるかということが大変懸念さ  
れているのです。

先ほどの市長の御答弁のように、9月の規則改正以後1件も許可されていないわけです。先ほど私が  
説明したように、介護で病院に連れていかなければならない方を、この場に置いておけないと言っても  
認めてくれないという事業では、介護保険制度の中身が実行できないという内容ではないかと思いま  
す。

御承知のとおり、この介護保険制度は公的制度で、年金から保険料は天引き、介護サービスの提供は  
民間業者に頼って事業をやるという、こういう国の方針で始まっているのです。この介護事業者の介護  
サービス提供を、民間の利益追求だからという形で便宜を図らない、あるいは事業運営に支障を来して  
いいかという問題については、このままでは難しいのではないかと思うのです。

それで、この介護事業について、このままいけば許可証は発行されない。訪問事業が大幅に縮小せざ  
るを得ない。その時点で、小樽市の市民に対する介護サービス提供事業が大いに縮小するということに  
なったときに、小樽市としてはどのように介護サービスの提供に責任を持つのか、この点についてこの  
見通しも含めてお聞かせください。

二つ目は、今は介護事業、ヘルパーの派遣です。それから、訪問看護、看護師の派遣の話をしました。  
しかし、それ以外に居宅介護支援事業、ケアマネジャーが市の委託を受けて、毎年2,200件ほどの新規の  
介護サービスを受けたいという方々の認定調査に行くのです。そして、ケアプランを作成するために新  
たに訪問するのです。こういう事業も含めて駐車はやはり30分以上はかかるでしょう。そのケアプラン  
をつくる方々は、定期的に同じところに行くわけではなく一回きりの訪問です。その一回きりの訪問の



ために事前に駐車区域を調べて、場所がなければ警察に申請して、そういう手続をとって訪問しなければならないということなのですけれども、これが本当に事業を円滑に進めることになるのか。そういう点ではこの認定調査の問題については、今年の4月から新たな申請はすべて小樽市がやることに変わっています。そうなれば、小樽市が責任を持って認定調査の対象、その後の継続についても、警察と交渉して準備をした上で事業者にお渡しすると、こういうことができないかどうか、この2点についてお答えください。

次に、町会の問題ですが、町会の回覧板は内容にちょっと問題があると私は思っているのですけれども、市の責任はないと、このようにおっしゃいました。しかし、そうなればそれぞれの町会の判断で、さまざまな事業所からこの物品について回覧板に載せてほしいとか、注文をとってほしいとか、そういう依頼をされたときに、町会の単独のそれぞれの判断で回してもよいと。そこは町会判断だと、こういうふうに考えてよろしいのでしょうか、これについてもお答えください。

最後に、歩くスキーの問題ですけれども、今のお答えでは現在のままで運営をしていって構わないと、コース自体を問わずに楽しめればいいのだという、そういうお話でしたけれども、実際にこのコースを体験していただきたいと思います。教育長なり社会教育の担当の皆さん、一度行ってこのコースを歩いていただきたいと思います。大変不安定で、転んだとか滑ったとか安定しないという苦情が続いております。そういう点では歩くスキーの参加人員もそう多くはないようでありますから、そういう点であまり重視をされていないのかという気もしないわけではないのですけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますし、なおこの廃止になった圧雪車ですけれども、その後、引取り業者がいて、再度これを使っているという話も聞いております。つまり修理すればまだ使えるという状況ならば、リースで1週間で80万円、90万円かかるとすれば、300万円を出して修理することも十分可能な対象だったのではないかと思います。こういう修理をするという判断をしなかったということについては、コース整備については人力で頑張ると言っていましたけれども、その人力の結果を確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝鷹）** 初めに、介護業務時の駐車の問題ですけれども、9月14日に道路交通法施行細則が変わりましたから、9月14日以降の更新時に、こういう問題が起きるといことです。それで、今私も担当者の方に聞きましたけれども、何と申しますか、一律に介護だからこれは全部いいのだという話はないということです。ですから、個別の1件1件について、状況を聞いて判断したいというのが警察の判断です。

ですから、これから更新を迎えるときに、この間も説明会をやったというふうに言っていますから、そういったまた状況を聞きながら、私も警察の方に、何とかそれをどうしても必要なものは認めてくれるようにという話はしていきたいというふうに思います。

それから、回覧板の話ですけれども、町会の判断で、これは回す。市のものだっていろいろ注文をつけられて回せないものもあるわけですから、町会の判断でそれはやっていただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 中島議員の再質問にお答えいたします。

このコースの利用者の状況でありますとか、コース整備のための圧雪車の費用等を小樽スキー連盟と十分検討して、スノーモービルというような方法を考えたわけでございますけれども、今、議員がおっしゃったように、実際、私どもの職員でそのコースを歩いてみて、そしてコースのあり方を検討してみたいと思っております。

なお、詳しくは、今、部長の方から答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** 圧雪車の関係でございますけれども、当然、現状の圧雪車が修理を含めて例年、維持・管理費というものも継続して支出していければいいのですが、先ほど言いましたとおり、オーバーホール自体に300万円近くかかる。なおかつ、そのほかに維持していくのに200万円程度毎年かかっている。オーバーホールしても、さらにまたいつまでもつかは、その都度また修理というものが必要になってまいりますので、そういうことから私ども大変残念なことではありますけれども、スキー連盟と相談し、そしてお返ししたということでございます。

これをお借りする前の平成10年以前は、先ほどお答えしましたとおり、スノーモービルで人力でやっていたという経験がございます。そういうことから、その前の状態に戻してやってみようということで進めてきた経緯がございます。そういうことから、実際問題どうしても圧雪車のようなわけにはいかない部分もあります。その部分はまた現状を見ながら、改善できるものがあれば、そこら辺を改善しながら、できるだけ利用してもらえるものに改善はしていきたいというふうに思っておりますので、利用者の数は確かに少のうございますが、冬の健康維持のためには、やはり私どもは必要だろうというふうに思っておりますので、そういうところで維持しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

**8番(中島麗子議員)** 再々質問ということにはなりません、一言話をして終わりたいと思います。

今回、介護保険のサービス提供の問題の駐車場問題については、小樽市福祉部の方が2月15日に警察署に出向いて直接実態を報告して、また警察の話も聞いてくるという、そういう対応をしていただいたことについては大変心強く思っておりますし、業者の皆さんも、自分たちが単独で出向いても全く話が通じないと、市が対応してくれたことには本当にうれしいということで、今後の対応についても非常に期待をしていますし、また、あきらめないで具体的なケースを申請し続けようという話も聞いております。そういう点ではぜひ改善して、円滑な介護保険事業の運営がされるように配慮していただきたいと思っております。

圧雪車の問題については事情はわかるのですが、予算がないということであらゆる分野にそういう形になっていきますと、本当に市民も元気になれない、そういうふうに思うのです。そういう点でぜひ実態を見ていただいて、また御検討いただきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 中島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 4時12分**

**再開 午後 4時35分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

**17番（斎藤博行議員）** 一般質問を行います。

最初に、真栄保育所の民間移譲をめぐる議論の中で今後の問題として残った、そのように考えられる問題について市長の見解を求めます。

第1には、民間移譲の問題を利用者や議会などに提起する時期の問題です。昨年4月の入所時、あるいはその前に行われた入所説明会の段階では、今回のケースで言えば真栄保育所は、公立は今年限りで来年4月からは民間に移譲されるようなことになると、そのような話はどこにもありませんでした。それが8月に突然話が始まり、常に時間がない中、保護者説明会の案内文の発送、保護者説明会の実施、そして受皿の募集要項の決定や選考委員会の開催等々があり、12月には受皿である社会福祉法人小樽四ツ葉学園の内定、さらには今年2月から四ツ葉学園の保育士が真栄保育所に研修に入るなど、大変慌ただしい経過でした。保護者説明会の開催、また保護者だけの話し合い、今、子供を預けている保育所の保育士と親との話し合い等々、丁寧な対応が必要だったのではないかと考えております。改めて、市長は、今回の一連の議論の経過についてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

また、今後の課題として、公立保育所の民間移譲の議論については、十分な議論の時間、説明時間を確保するためにも1年以上の時間をかけるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

第2の問題は、小樽市における公立保育所、民間保育所の将来展望や基本的な構想が示され、それが議論される、そしてそれに基づいた市内保育所の役割分担の整理や再編成の議論につながらなかった点であります。お聞きしますが、小樽市の保育所の将来展望は、現在、作成中の新しい総合計画のどこに位置づけられているのですか、お示してください。

次に、今後の公立保育所の民間移譲、さらには統廃合などを議論するためには、その前提として市民が参加した中でつくられた小樽市の保育所の将来展望が必要になると考えますが、今後どのように検討されていくのでしょうか、市長の考えをお示してください。

次に、小樽市の保育所の将来展望が整備されるまで、公立保育所の民間移譲、統廃合は実施すべきではないと考えますが、市長の考えをお示してください。

質問を変えます。放課後児童クラブに関して何点かお聞きします。

最初に、2月中旬、私は午後5時半過ぎの放課後児童クラブを教育委員会の皆さんと一緒に見せていただきました。たくさんいた友達が少しずつ帰っていき、残った二、三人の子供がおりました。その子供にとって、玄関のインターホンで呼びかけられてから子供を迎えに来た保護者の下へ歩いていく距離ですが、ずいぶん長いと感じました。一緒に見ていた教育委員会の皆さんはどのようにお感じでしたか。

放課後児童クラブの設置されている状況ですが、全体のうち1階に設置されている数、2階に設置されている数、そして3階に設置されている数をお示してください。

また、生徒玄関から最短距離を短い順に3校、また長い順に3校、その距離をお示してください。

放課後児童クラブを利用しているのは、小学校の1年生から3年生までです。1年生などは、つい最近まで保育所や幼稚園などで児童福祉法によって大切に育てられていた子供たちです。将来の小樽を託すことになる大切な子供たちであり、学校の主人公です。学校は小樽市民、そして小さな小樽市民でもある生徒のものだと思います。放課後児童クラブの子供たちは、放課後を自分の学校で安心して健康的に伸び伸びと生活する権利を有している、そのように私は考えますが、教育長の見解はいかがですか、お示してください。

次に、放課後児童クラブは、できるだけ利用する玄関に近いところに設置されるのが、夜に校舎内を

歩く距離の短縮にも、また、万が一の場合に対処するためにも必要と考えます。見解をお示してください。

毎日夜6時まで開設されており、また、小学校の3期休業中も開かれており、さらには運動会や学芸会の翌日の学校休校日にも開いている放課後児童クラブは、その開設場所を利用者、つまり小学校1年生や3年生の立場から改めて検討すべきと考えますが、見解と今後の見通しをお示してください。

次に、放課後子ども教室との関係です。教育委員会が主導して福祉部と連携を図り、放課後等の子供の安全で健やかな活動場所を確保するようになっています。小樽市における余裕教室、体育館、校庭、保健室等の放課後の利用状況はどうなっていますか。また、今後、小樽市における放課後子どもプラン推進のために計画されている事業がありましたらお示してください。

次に、一つの学校に二つの放課後児童クラブが設置されているところが見受けられます。これは利用を希望する児童の増加に対応した努力の結果と考えます。2クラスある場合の児童数と指導員の配置基準などをお示してください。

子供たちは毎月4,000円の利用料を支払っています。子供たちは公平・平等に扱われているのかとの疑問の声もあります。多人数のクラスと少人数のクラスがあるように見受けられるため、出される疑問です。お示してください。

この項最後の質問ですが、4月1日から入船4丁目の道立小樽聾学校の校舎の一部を借りて、小樽市教育委員会が放課後児童クラブを開設する計画があります。開設に至るこの間の経過をお聞かせください。

次に、小樽市と北海道又は市教育委員会と道教育委員会の間で、この開設に関してどのような確認や約束がなされたのか、お示してください。

また、独立した新規事業としてではなく、従来の放課後児童クラブでの障害児の対応の延長との考えで進めるように見受けられますが、ここに至った経過、問題点についてお聞かせください。

次に、旧手宮線沿線整備について質問します。

小樽市土地開発公社は、昨年旧国鉄手宮線の跡地1万5,218平方メートルを1億7,900万円を投じて購入しました。一時期、このこと自体、今どうしてとの疑問の声も聞きましたが、私自身は将来の活用を見据えて、当面一体のものとして購入しておく必要性などは理解しております。今回ようやく旧国鉄手宮線活用懇話会が2月26日に発足し、土地利用をはじめ旧手宮線沿線の活性化を協議するようですが、改めてこの懇話会の目的と委員をお示してください。

次に、この懇話会の協議結果は、いつをめどにどのような形で出されようとしているのか、お示してください。

次に、今お聞きしたこの懇話会の結果を踏まえ、次にどのような検討を行うのか、内容と時期をお示してください。

私は平成20年1月5日に、小樽市情報公開条例第6条第1項の規定に基づいて公文書の開示を請求し、平成20年1月15日付けで開示を受けました。要求した文書は、平成19年3月9日に北海道旅客鉄道株式会社、いわゆるJR北海道の小池社長と小樽市長との間に結ばれていた覚書で、その中では二つの事項を確認し合っております。一つはいわゆる瑕疵担保というもので、平成19年3月9日付けの土地の売買契約で、小樽市土地開発公社が取得した土地について、後日、土地に問題があることが判明したときのJR側の責任などを確認したものです。もっともな内容であると思います。ただ、疑問として残ったのは、こうした瑕疵担保条項自体は、売買契約書が若しくは契約書の添付文書としてあるべきではないかとも考えます。あえて覚書とした理由があるのか、お示してください。

次に、覚書の第2条は、第三者占有の解除後の譲渡についてであります。内容は、平成19年3月9日

売買の旧国鉄手宮線沿線部分と、平成13年7月3日付けで売買された市道於古発川通線から道道小樽海岸公園線の2区間について第三者占有があり、譲渡が不可能となり、分筆して、JRに残った土地については、占有状態が解除された時点で、JRからの申出により譲渡について両者は協議する、そういうものであります。

最初に、なぜこの覚書に平成13年7月3日の契約、つまり6年以上も前の譲渡についての協議の開始についての項目が入っているのですか、お示してください。

次に、譲渡について協議を行うと表現されておりますが、具体的にはどのようなケースを想定しているのか、お示してください。

次に、第三者占有で分筆され、未買収となっている土地は、旧手宮線、そして於古発川通線沿線から道道小樽海岸公園線までの間に何筆あり、合計面積はどのぐらいなのか示してください。

次に、譲渡が不可能となった理由は、第三者占有だけだったのでしょうか。他の理由があれば、それも含めてお示してください。

次に、こうした協議は既に開始されているのかどうか、お示してください。

この項最後の質問です。協議の結果、譲渡となる部分もあろうかと思えます。その際には、最初から購入ありきではなく、前段申し述べたような利用計画等ができ上がり、旧手宮線沿線の活性化のために本当に必要な土地についてのみ購入するような計画性が、今の小樽市の財政状況は求めていると考えます。市長の見解をお示してください。

次に、北海道広域消防に関して質問します。

最初に、現在の消防協力体制についてお聞きします。過去10年間の広域応援の実績を、事故名、出動車両、人員、年月日でお示してください。

同じく過去10年間に、石狩市、余市町、札幌市と小樽市の間で相互応援を行った火災件数と発生場所についてお示してください。

次に、こうした全道的応援体制と隣接する市町村間の協力体制で、どのような問題が残り、解決すべき課題として提起されているのか、お示してください。

次に、北海道消防広域化推進計画素案に関して、何点が質問します。

最初に、この計画素案の初めに書いてありますが、「この計画素案策定に向け、北海道消防広域化等検討協議会の中で協議すること」になっています。また、「この協議会は消防機関代表、市長会等で構成する」となっています。この協議会への小樽市としての参画の現状をお示してください。

次に、素案は職員の高齢化について述べています。道内消防職員9,049人の平均年齢は41.5歳で、10年前に比べ2.7歳、20年前に比べると5.5歳以上上昇していると述べています。小樽市の消防職員について、この部分の数字をお示してください。

次に、素案は人口の将来推計として、北海道の人口は平成10年をピークにそのまま減少に転じ、これからも減少が続き、平成42年、2030年までに約15パーセントの減少、そのような推計値を示しております。同様の推計の中で、小樽市の人口は何人と推計されていますか、お示してください。

次に、小樽市が隣接する札幌市の扱いについてです。札幌市は道内消防職員の約2割、道民人口の約3割、消防署所や車両の約1割を占めております。でありながら、業務の専任体制が整っているので、今回の広域の対象から除かれています。このことはさきに述べた北海道消防広域化等検討協議会に札幌市が入っていないこと、つまり札幌市抜きで道央圏の議論を進めることを意味しているのですか、お示してください。

次に、消防広域化に関する北海道の役割についてです。文書上には記載がありますが、極めて応援団

的役割しか書かれておりません。私流の表現では極めて没主体的なかかわりとなっておりますが、改めて北海道の役割をお示しください。

この項最後に、小樽市は昨年11月の市町村説明会及び11月末の市町村長意見照会で、どのような意見反映を行ったのか、お示しください。また、今後素案はそうした地方からの声を聞いて訂正され、素案から案へ、そして案から計画へと進むと思いますが、その時期をお示しください。

また、この問題は市民生活の安全に直結する問題であると同時に、小樽市消防本部に勤務する消防職員の身分にまで影響しかねない重要な問題であります。今後の全道的な流れ、小樽市の取組の方向をお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公立保育所の将来展望ということで御質問がございました。まず、真栄保育所の民間移譲の経過についてでありますけれども、施設の老朽化が顕著であること、新築に必要な土地が近隣に確保できたこと、施設整備に係る国の交付金の問題などを総合的に検討した結果、現在の保育環境を早期に改善することが必要と判断し、保護者をはじめ関係者の皆様の御理解をいただきながら取り組んできたところであります。

また、今後の民間移譲に当たりまして、保護者をはじめ、関係者の皆様に御理解をいただくための時間を確保しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画への位置づけについてでありますけれども、現在、基本構想の素案について庁内で策定作業を進めており、年度内には総合計画審議会に諮問し、御議論をいただく予定になっております。現段階で具体的に申し上げることはできませんが、総合計画の中では子育て支援の項目を設定し、その中で基本的な方向をお示しすることになると考えております。

次に、保育所の将来展望でありますけれども、少子化や核家族化の進展などに伴い、地域での交流が薄れる中で、子供を安心して生み育てられる環境づくりが求められております。また、子育てと仕事の両立支援に加え、家庭で子育てをしている方への支援も必要となっていることから、多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援を充実させるため、民間でできることは民間にゆだね、さらにきめ細かい子育て支援や児童虐待などの困難なケースについては公立が取り組むなど役割を分担しながら、官民が一体となって地域における総合的な子育て支援を担っていかなければならないものと考えております。

このため市としましては、今後、民間を含めた保育所のあり方を検討する必要があると考えておまして、出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを踏まえ、平成20年度から学識経験者、保育関係者、市民などで構成する協議会で御議論をいただき、平成21年度中にはそのあり方を取りまとめたと考えております。

なお、今後の公立保育所の民間移譲等については、このあり方に沿って進めてまいりたいと考えております。

次に、旧手宮線沿線整備についての御質問ですが、まず旧国鉄手宮線懇話会設置の目的であります。旧手宮線は歴史的な産業遺産であり、市民の貴重な財産であることから、この活用方法に関して市民各層の意見を求め、市の活用計画素案の参考とするため懇話会を設置したものであります。また、

委員につきましては、小樽市中心市街地活性化協議会、商工会議所、観光協会、ＪＲ北海道、そして小樽商科大学など10団体15名の委員で構成されており、経済部長と建設部長がオブザーバーとして出席しております。

次に、協議の結果が出される時期と、どのような形で出されるかという御質問でありますけれども、今後おおむね1年間をめどに懇話会で協議され、さまざまな意見が報告されるものと期待しております。

次に、懇話会の協議結果を踏まえた市が行う検討内容と時期についてでありますけれども、旧手宮線全体の活用方法や沿線の活性化の方策について、おおむね平成21年度から市の基本的な考えの取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

次に、瑕疵担保条項を覚書で確認している理由についてでありますけれども、ＪＲ北海道と小樽市土地開発公社との売買契約書の中では、ＪＲ北海道の瑕疵担保責任について規定しておりますが、今後、小樽市が土地開発公社から旧手宮線用地を取得した場合についても、ＪＲ北海道の瑕疵担保を明確にする必要があるため、ＪＲ北海道と小樽市との間でも瑕疵担保に関し覚書を締結したものであります。

次に、覚書の第2条の第三者占有解除後の譲渡についての条項についてであります。平成13年に取得した区間と昨年度取得した区間の全線において、第三者占有により市が取得しなかった土地があるため、平成13年に取得した部分についても、第三者占有解除後の譲渡について同様の取扱いをする必要があることから明記したものであります。

次に、譲渡について想定されるケースについてであります。ＪＲ北海道から譲渡協議の要請があった場合にはその土地の必要性を判断し、その状況により無償譲渡や有償譲渡、また譲渡を受けないケースも想定されます。

次に、分筆された未買収となっている土地につきましては、全体で28筆、面積は1,465平方メートルとなっております。

次に、未買収となった理由でありますけれども、第三者の構築物が敷地に越境していたり、借地としてＪＲ北海道が住民に賃貸していることによる第三者占有によるものであります。

次に、ＪＲ北海道との第三者占有解除後の協議についてであります。現在までのところＪＲ北海道から協議の申出はありません。

次に、第三者占有が解除された部分の土地の譲渡協議についてであります。協議を行うのは、今後、旧手宮線全体の土地利用計画が明確になり、真に必要な部分のみと考えておまして、すべての部分について譲渡を受けるものではありません。

次に、広域消防行政についての御質問でありますけれども、初めに広域消防応援についてであります。過去10年間の広域応援の実績につきましては、平成12年の有珠山噴火では延べ車両台数103台、延べ人員318名が3月30日から5月19日までの間、応援出動をし、また、平成15年の苫小牧市の油槽所タンク火災では延べ車両台数32台、延べ人員113名が、9月29日と30日の両日と10月4日から10月21日までの2回にわたって広域応援を行っております。

次に、この10年間における隣接地区との相互応援につきましては、石狩市と本市の間で相互応援した火災件数は34件であり、発生場所は石狩市3件、小樽市31件となっております。札幌市と小樽市との間の相互応援は15件であり、発生場所は札幌市が9件、小樽市が6件となっております。また、余市町と小樽市との間の火災に伴う相互応援はありませんでした。

次に、応援体制に係る課題等でありますけれども、全道的応援体制は、平成3年2月に北海道広域消防相互応援協定を締結し、また、隣接する札幌市、石狩市、余市町を含む北後志消防組合とは平成3年3月に覚書をそれぞれ交わし、相互に応援態勢を行っております。現段階では支障なく実施している

ところであります。

次に、北海道消防広域化推進計画の素案に関してでありますけれども、検討協議会への本市への参加についてであります。北海道は消防広域化と無線デジタル化等を検討協議するに当たり、道総務部危機対策局が事務局となり、道内の代表消防長、市長会事務局次長、町村会事務局長で組織する北海道消防広域化等検討協議会を設置し、その下部組織として、消防広域化と無線デジタル化等のそれぞれに委員会を設置して検討しております。本市は、道央地区の代表消防本部として消防長が検討協議会の委員となっており、下部組織の委員会には本部主幹と警防課長がそれぞれ委員として参加をしております。

次に、消防職員の高齢化の問題でありますけれども、平成18年4月1日現在の本市の消防職員254人の平均年齢は42.4歳で、10年前に比べ5歳、20年前に比べ7.8歳上昇しており、全道平均に比べそれぞれ2.3歳上回っておりまして、高齢化は進んでいる状況にあります。

また、本市の平成42年の人口でありますけれども、国立社会保障・人口問題研究所が平成12年の国勢調査の人口を基に平成15年に推計した人口が10万9,684人としており、平成19年4月1日の住民登録人口13万9,712人と比べ、3万28人、21.5パーセントの減少となっております。

次に、札幌市の位置づけについてでありますけれども、札幌市は全道の代表消防本部として、北海道消防広域化等検討協議会に委員として参加をしております。また、道央地区としましては、この協議会とは別に、札幌市も含めた石狩、空知、後志の22消防本部が連絡協議会を設置しまして、広域化の問題とともに消防救急無線デジタル化の共同整備や指令業務の共同運用について、協議を進めているところであります。このうち無線の共同整備につきましては、札幌市も含めて一体的に進めることで具体的な検討を行っておりますし、消防広域化の問題は無線の共同整備や指令業務の共同運用とも関連する問題でありまして、今後も札幌市を含めた中でさまざまな検討をしていきたいと考えております。

次に、消防広域化に関する道の役割でありますけれども、消防組織法におきましても、知事は推進計画の策定をはじめ、市町村間の調整や勧告のほか、情報提供その他の必要な援助を行うものとされております。各市区町村の実情や課題もさまざまでありまして、協議自体の難しさも予想されますので、関係市町村との今後の協議におきましても、道の強いリーダーシップが不可欠であると考えております。

次に、素案に対する小樽市の意見でありますけれども、小規模消防本部の持つ課題解決のほか、業務の効率化や出動体制の充実強化などから、広域化の必要性は理解できますが、広大な管轄面積を有し、一部地域を除いては極めて人口密度の低い北海道の特性を考えますと、全国一律的な広域化は難しいこと、また組合せについても地域間のつながりはさまざまであり、各地域における今後の検討の中では、計画に示された21圏域とは異なる組合せになることも十分考えられることから、地域の状況と自主性について十分な理解と柔軟な対応を要請したところであります。

広域化推進計画の策定期間につきましては、素案の意見照会等を基に先般改めて案として示されており、この案に対する市町村意見照会及び道民パブリックコメントを現在行っているところであります。北海道といたしましてはこれらの意見を踏まえて、年度末までには推進計画を策定する予定と聞いております。

次に、今後の全道的な動きと小樽市の取組の方向でありますけれども、今後は計画の策定後5年以内をめどに、各圏域ごとに広域消防運営計画を作成するなど、広域化の実現に向けて取り組むこととなっております。本市は、道の計画では後志圏の20市町村で広域化を図る案となっております。一般的には規模が大きくなれば消防体制の基盤が強化され、行財政上のさまざまなスケールメリットを生かすことができると思っておりますが、後志圏での広域化は管轄面積が広大になることなどさまざまな課題もあ



りまして、消防力の充実や行財政面の効果など、本市にとってどれだけのメリットがあるのか、見極める必要があると考えています。

また、消防広域化と並行して行っております無線の共同整備や指令業務の共同運用との整合性もありますので、このような課題も含めて、今後慎重に検討協議をしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブのフロア別設置数についてであります。教育部で所管している24クラブのうち1階に設置しているクラブが8か所、2階が10か所、3階が6か所となっております。

次に、児童玄関からクラブの部屋までの距離についてであります。プレハブを利用している銭函小学校を除きますと、距離の短い順から豊倉小学校11メートル、高島小学校20メートル、奥沢小学校24メートルとなっております。また、距離の長い順では若竹小学校82メートル、手宮西小学校76メートル、朝里小学校70メートルであります。

次に、クラブの子供たちが安心して健康的に伸び伸びと生活することについてであります。このクラブは児童館や学校の余裕教室などを利用して、放課後に共働きなどの理由により保護者が留守となる子供たちの健全育成を図るため開設しているものです。放課後児童クラブの子供に限らず、小学校の子供たちも、安心して安全に伸び伸びと学ぶ学校生活を保障することが大切であると考えております。

次に、放課後児童クラブの校舎内の位置についてであります。まず学校教育活動を進めていく上で、子供たちの学年構成や特別に配慮の必要がある児童などを勘案しながら、それぞれ教室を決めております。そのためクラブの教室が2階や3階に配置されることもあります。できる限り下校する時間にも考慮しながら、玄関に近いところに配置したいと考えております。

次に、学校の中での設置場所についての見解と今後の見通しについてであります。さきに述べましたように、教室の配置につきましては学校運営上、教育的見地から判断して決めることから、今後、各学校において学年別の学級数の動向、特別支援学級の設置状況、放課後児童クラブの部屋など総合的に検討していただくこととなります。

次に、放課後の学校施設の利用状況についてであります。体育館については、放課後の遊びの時間としてあらかじめ使用する学年、曜日などを決め、利用している小学校もあります。校庭については子供たちが下校後再び学校に来て、学校の管理外で遊ぶこともあります。しかし、余裕教室や保健室などについては、原則として放課後に利用することはありません。

次に、放課後子どもプランについてであります。現在行っております放課後児童クラブ事業のほかには計画している事業はございません。

次に、指導員の配置基準についてであります。普通学級をクラブの部屋として利用している場合、クラブ児童の定員は34人となっており、登録児童が35人以上になった場合、クラブを二つに分けております。指導員の配置については、登録児童数が22人までは指導員が1人、23人以上34人までは指導員を1人加配し、2人の指導員を配置しております。

最後に、道立小樽聾学校に放課後児童クラブを開設するに至った経緯についてであります。この春小樽聾学校に入学を希望する保護者から、同校に放課後児童クラブが設置できないのかと相談がありました。小樽市では、これまで特別支援学級に在籍する児童・生徒について、その障害の状況が許す範囲でクラブの入会を認めておりますことから、市が小樽聾学校の施設を借りてクラブを開設することができるよう、小樽聾学校を通じて道教委に相談してまいりました。道教委から施設を借用することができ

る見通しがついたことから、小樽聾学校に児童クラブを開設するに至ったものであります。この間、小樽聾学校や道教委とクラブの開設条件などについて相談してまいりましたが、開設する日時は、各学期中は午後2時30分から午後5時15分まで、夏休みなどの長期休業中は午前8時から午後5時15分までとし、いずれも月曜から金曜までの平日に限るもので、土曜、日曜日や年末年始、学校休業日は開設しないことを確認しております。

また、小樽聾学校の放課後児童クラブの開設については、新規の事業ではなく、これまでの延長で行っていくものでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 17番、斎藤博行議員。

**17番(斎藤博行議員)** 何点かの確認と、それから質問をさせていただきたいと思います。

最初に、今後の保育所の展望の問題なのですが、先ほどの市長の答弁では、平成20年度に検討委員会を立ち上げて、21年度中には結論を出したいと、そういった考え方だということでして、私の質問の趣旨からも、それに沿って今後統廃合なり民間移譲を進めるという以上は、それができない間はやらない、できてからでなければやらないと、そういう理解でいいのかというのをちょっと確認させてもらいたい。

それから、例の旧手宮線沿線の部分なのですが、これも同じように、今後つくられてくるであろう沿線の活性化に向けた基本計画なり実施計画、そういったものができて、それに基づいて一定の判断をしない限り土地の購入というは行わないのだと、そういう考えだということはこの二つについてもう一度確認させていただきたいと思います。

それから、聞きたかったのは3点ありまして、一つはどうしてこういう時期にこうなったのかというのはこの間の議論では聞いているわけなのですが、今回の場合に8月から12月、1月ぐらいで一定の結論を出していったという部分で、私は大変慌ただしかったという表現をさせていただいたのですが、それについての感想というのですか、十分だったのか、やはりちょっと急がせたのかと、そういったあたりの市長の考えなり印象を聞きたかったというふうに思っていますので、もう一回お願いしたいと思います。

また、今後でき上がってくるであろう保育所の将来展望の案というのは、残るであろう保育所の名称なり地域名なり、それから果たしていく役割などが相当具体的に書かれているものがあるのか。そういったあたりについて、今この場で言えるところがあったら、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

それから、教育長にお尋ねしたいのは、クラブの配置基準の部分はわかりました。22人までが1人で、23人から1クラスの上限である34人までは1人加配して、2人体制を組むのだというようなことなのですが、例えば30人、40人、45人というふうに子供が増えていったときに、私が聞いているのは2クラス目ができた以降の取扱いとして、極端に言う一つのクラスがいっぱいになって、もう一つのクラスはそれを超えた分の子供しか置かない。要するに子供の数を2で割って、それぞれのクラスに同じぐらいの人数、兄弟とかがいるので多少は動くのでしょうかけれども、同じような数で積み上げていってほしいとは思うのですが、現在のやり方は、片方のクラスがいっぱいになってから二つ目をつくっていて、つくった二つ目のクラスというのは、どうも1クラスから余った分しか入れていないというか、そういうふうに行っているのか、本来は2人と2人で、4人の指導員が見るべきクラブを、1クラスが2人で、それから1クラスが1人で見ている。そういった状態になっているのではないかという話を聞くものですから、基準はわかりましたけれども、どういった運用の仕方をしているのか、そうい

ったあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝鷹）** 保育所の今後の統廃合の問題ですけれども、先ほども答弁をしたとおり、平成20年度から協議会で議論をして、21年度中に一定のあり方を取りまとめたい。したがって、今後の民間移譲等につきましては、そのあり方に沿ってやっていきたいということでございます。

それから、二つ目の旧手宮線の土地の問題ですけれども、これはJRから譲渡の協議があればいいですか、活性化の方向でどういった整備をしていくのかという方向が決まりますので、その段階でどうしてもこの土地が必要だというものであれば協議に応じますけれども、それ以外のものについてはあえて手を出さないということでございます。

それから、真栄保育所の問題ですけれども、これはやはり一つは老朽化もしているし、それから場所の問題についても、非常にあそこも適地かどうかという問題もありますし、それから待機者の状況も私も確認しましたら、桜とか向こうの方が多という話も聞きましたので、これはやはりできるだけ向こうに近い場所に早く設置した方がいいのではないかと考えておりました。たまたま土地が、測候所が廃止になって市に戻されましたので、これは適地ではないのかということで、これを早くやった方がいい。それから、国の交付金の関係もありまして、これも期限が迫っているという話、そういうこともトータルで含めまして、これは一日も早くやった方がいいだろう、そういう判断でやらせてもらったと、そういう経過でございます。

それから、将来展望ということですが、今後、少子化の時代を迎えまして、保育事業がどういうふうに変っていくのかということもありますので、ですから今言える状況ではありませんけれども、今後の協議会の中でいろいろな御意見があると思いますので、そういった議論も踏まえながら、今後の保育行政についての対応を考えていきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 指導員の配置につきまして、部長の方から説明をさせていただきます。

**議長（見楚谷登志）** 教育部長。

**教育部長（山岸康治）** 指導員の配置の関係でございますが、22人までは指導員1人で、23人以上、1クラブ34人が原則でございますので、34人までは1人加配ということになりまして2人と。35人以上になりますと、1人を配置して3人体制でいくということになってございます。したがって、クラブは二つですが、またもう一クラブについては、今言ったように22人までは1人、23人以上はもう1人加えていくと、こういう計算になるかと思えます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 17番、斎藤博行議員。

**17番（斎藤博行議員）** 例えば今の基準はそのとおりだというふうに私も思っておりますので、基準自体をうんぬんとは言わないのですけれども、23人を超えると2人体制になりますね。ところが、キャパシティーは34人までであるときに、要するに例えば46人の子供がいる学校では、クラブは二つに分かれていきますね。そういったときに常識的に考えると、23人、23人というふうに分かれていくのではないのでしょうか。そうすると、一つのクラブに2人の指導員を配置して、2人の指導員で23人ずつ見るとするのが普通ではないのでしょうか。それが要するに22人を超えない範囲で片方を抑えるために、片方が

30人とか34人までいって、片方が22人を切っているから1人です、そういうことが起きているのではないですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 再々質問にお答えいたします。

今、斎藤博行議員がおっしゃったことは、心情的には小中学校の定数と同じように、確かに23人ずつを二つに分けてというのは理想的ではありますが、実は定数基準から言いますと、4人になると1人過員になるのです。そういうことで、現状では確かに23人、23人で2人ずつという考え方もありますが、私どもとしては過員として1人、3人が限度かというふうな考えでいるところでございますので、御理解いただければと思います。

**議長(見楚谷登志)** 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇)(拍手)

**6番(成田祐樹議員)** 一般質問いたします。

最初に、北海道洞爺湖サミットに向けた観光への取組についてお伺いします。

7月のサミット期間中には、海外からマスコミが4,000人ほど来ると予想されています。実際にそのうち小樽を訪れるのは一握りもないかもしれません。しかし、ここで重要なのは、一般の旅行者ということだけでなくマスコミであるということです。たとえ少人数のマスコミであっても、小樽を訪れ、そのマスコミの該当国のメディアに取り上げられた場合の宣伝効果は、はかり知れないものがあります。ここで海外プレス用に小樽体感ミニツアーなどを用意、企画できないでしょうか、御見解をお聞かせください。

そこで、小樽というまちをどうPRしていくのがよいかと考えたとき、ボランティアでお客様を、お客様というのはメディアですね、メディアをお迎えするというスタイルをPRしてはどうでしょうか。

雪あかりの路の場合では、ボランティアの手により手づくりで行った姿勢が、アンケートなどで多数評価されておりました。案内するに当たっても市の職員だけが案内するのではなく、それぞれ得意分野に合わせた個性ある人が対応することにより、たとえそのメディアの人数が少なくとも、インパクトを持っていただけるのではないのでしょうか。それについても御見解をお聞かせください。

また、サミットと直接関係する事項ではありませんが、せっかくの機会ですから、これを機に小樽もさらなる国際化を図れないでしょうか。例えば市内各飲食店への翻訳冊子の配布です。小樽に来る海外からのお客様に対応するには、英語だけではなく中国語、韓国語、ロシア語など多岐にわたります。しかし、各飲食店がそれらの翻訳を一つ一つ行う時間があるのでしょうか。市が率先して各国の言葉の単語を翻訳し、飲食店経営者に冊子として手渡すことにより、手間の省略とさらなるよい海外観光客対応ができるかと思われます。さらに、一度訳して冊子にすれば、恒久的に使えらると思います。増えつつある海外観光客のためにぜひ取り組んでほしいのですが、御見解をお聞かせください。

続いて、ITを利用した小樽のPRについてお伺いします。

小樽市の厳しい財政状況の中、予算をカットするばかりに目が向いてしまい、小樽のPRについては攻めの姿勢がとれない状態にあります。これでは小樽は衰退していく一方です。観光だけではなく、物販や居住促進など、あらゆることについてPRする余地があります。

そんな中で、先日2月16日に後志観光にかかわるシンポジウムがあった際に、国土交通省の本保審議

官から、小樽のPRが足りないとのしつた激励を受けました。まだまだよいものがたくさんある小樽をもっとPRする必要があると思います。

しかし、今お金のない小樽市で実行可能なことには何があるでしょうか。ここに一つ、市のITを利用したPRが一向に進んでいないことが挙げられます。IT、ここではインターネットについてですが、これを利用することに対するメリットに関して、次のことが挙げられます。極めて少ない経費でPRできるということ、日本国内に限らず世界に発信可能であるということ、即効性があるということ、小樽に関して検索しアクセスした人は、非常に小樽に興味があり、ただ無差別に広告をばらまくのと効果が全然違うといった点が挙げられます。例えば小樽の観光PR動画や居住促進動画などをユーチューブなどを利用して配信できないでしょうか。

長野県信濃町のホームページなどでは、観光スポットや市内のイベントの様子などを、ユーチューブを利用して動画配信しています。ユーチューブを使うメリットとしては、全くの無料であること、市のサーバなどの問題を一切気にすることがないということ、全世界に発信できることなどが挙げられます。この導入について御見解をお聞かせください。

小樽では、さまざまなボランティア活動をされている方がいます。雪あかりの路でも一般参加のボランティアだけでなく、さまざまなボランティア団体が集まり、協力態勢をとっておりました。このボランティア活動の様子などを、市のホームページを通して広く知らせることはできないでしょうか。

活動をPRすることによって、参加者の増加を促進することにより、市におけるさらなる活発な活動を期待できると考えます。今回は観光に関するボランティアに対して御見解をお聞かせください。

もちろん今話した挙げたホームページを見ていただくためには、市役所のホームページまで到達していただかないといけません。ここでもっと小樽市のホームページにアクセスしやすくするためにリンクバナーを作成し、配布できないでしょうか。御見解をお聞かせください。

雪あかりの路公式サイトでは1日5,000人近くのアクセスがあると伺いました。雪あかりの風景だけでなく、裏方でのボランティア活動や事務局の取組の様子、ワックスボール製作など準備段階にかかわることなどいろいろな部分を見てもらえたことにより、また雪あかりの路の新たな発見もしてもらえたのではないのでしょうか。その宣伝効果には大きなものがあります。しかし、現状のサイト構成では雪あかりの路だけで完結してしまい、せっかく小樽に関して興味を持ってもらった方に、雪あかりの路以外の情報を十分に提供できていない状態であると思います。

ここで雪あかりの路のホームページを中心としつつ、小樽市の他のイベントや観光施設とのリンクや関連性を持たせることにより、アクセスや宣伝効果を波及させることができないでしょうか。御見解をお聞かせください。

細かい点まであえて本会議で取り上げたのには一つ理由があります。ITにかかわる事業はスピードが必要であるからです。他の都市がどこも行うようになってからでは埋もれてしまいます。極めてリスクの少ない事業ですから、ぜひ早い取組をお願いしたいと思います。

最後に、行政評価制度の導入について伺います。

市の職員の方は、さまざまな部署にて多種多様な業務をされていると思います。しかしながら、その業務に対する評価というものが非常にしづらいのが現状です。担当部署同士では理解できても、多くの人に認識してもらえない状況にはないと思います。その緩さが、努力している部署とできていない部署の差をつけているのではないのでしょうか。組織の効率化と意識改革を図る必要性があると考えます。

市政をチェックする立場にある議員にとっても、行政における客観的な評価をしようとしたとき、各部署が目標なしに業務を進めることに対しては、その結果に極めてあいまいな評価をせざるを得ません。

目標を持ち、それに対しての到達度をはかることが一つの判断材料になるのではないかと思います。各部署によって仕事は大幅に違うわけですから、まずはその部署ごとの目標が必要ではないかと思います。

しかし、そこまでだと、よく言われる行政評価のシステムであると思います。部署ごとに区切った縦割り行政と言われるゆえんです。各部署に限らず、市職員全体で持ち得る目標もあわせて必要ではないでしょうか。

例えば窓口対応や電話対応、現場対応などにおける接客サービスの向上などはどこの部署にだってできることです。市の全職員の共通目標を持ち、それに対しての評価をすることにより、全体の底上げを図り、職員としての行政サービス意識の徹底を図っていくべきです。お金がない現状で小樽市が取り組めるのは、ハードではなくソフトの部分です。ハード整備による行政サービスができないのであれば、ソフトの質を高めるべきではないでしょうか。各部署ごとの目標と、職員全員の共通目標の2点について、行政活動の短期・中期・長期的計画、目標を掲げ、それに対して内部と外部からの評価を受けるという取組が必要ではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

議会や委員会において、自分を含めた多くの議員が「検討する」や「研究する」といったどちらにでも解釈できるような答弁をもらい、その後についてもどのように話が進められているかもわからずにいるのが現状ではないでしょうか。過去の自分の提案の発言の中には、二、三日程度で改善できるものが幾つかあるはずですが、しかし、それすら半年たっても改善されない状況です。改善できないのか、検討した結果不採用なら、それを一々聞くために議会で質問時間を割かねばならないのでしょうか。そうであれば非常に不合理であると言えます。

自分以外の議員が提案したことであっても、進ちょくぐあいは気になるものです。それを一括して判断できるようなものがなければ、チェックすることが難しいかと思われまます。それは議員からの評価ということだけでなく、市民からの評価という部分でも同様に解釈できるのではないのでしょうか。市は市民に対して、行政活動の結果を説明する責任を持つべきではないかと思います。御見解をお聞かせください。

日本全国さまざまな都市において行政評価制度が導入されています。どの都市においても厳しい地方財政にあって、住民ニーズの多様化による行政需要がますます高まっており、このような環境に対応するために、最小の経費で最大の効果を発揮し、より効率的で質の高いサービスを提供する行政運営が求められている状態です。その行政運営の仕組みをつくるために、民間の経営概念を導入した行政評価が必要になると公表されています。以上のことから、よりよい市政を築くために、小樽市に行政評価制度を導入するべきではないのでしょうか。もし、できないという理由があればその理由も含めて御見解をお聞かせ願います。

再質問を留保し、質問を終わります。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 成田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、北海道洞爺湖サミットに向けた観光への取組でありますけれども、まずサミット開催に伴い、来道する外国人プレス向けの小樽ツアーでありますけれども、北海道洞爺湖サミット道民会議におきましては、サミット開催に伴い来道する外国人プレス関係者は約1,000名、内外合わせますと4,000名と想定しておりまして、希望者に対し、サミット開催期間前後に道内のJR及びバスを無料で利用できる優

待バスを交付することにしております。しかしながら、道民会議では、サミットにかかわるブレスの多くが政治関係の記者であることから、この優待バスを利用して道内各地を周遊する人数はそれほど多くないのではないかと想定しております。

そうした中で、小樽市としましては、少ないチャンスを有効に生かすため、民間事業者や観光関係団体と連携し、留寿都村に建設されるメディアセンターから小樽への無料直行バスを考えておまして、あわせて市内観光施設や体験メニューの料金を無料にするなど、種々の特典がついたツアーを企画する予定であります。

また、来樽したブレスを案内する際には、観光ボランティアや通訳ボランティアなど市民の方々の協力をいただきながら、効率的な取材が行えるよう、受入れ態勢を整えてまいりたいと考えております。

次に、食べ物メニューの外国語翻訳冊子であります。本市においては台湾や香港、韓国など東アジア圏を中心とする外国人観光客が増加していることから、観光案内板や観光パンフレットなど外国語表記への対応は大切な課題であると考えております。食べ物メニューの外国語翻訳冊子の作成につきましては、市内の飲食店が共通した表現でメニューを外国語で表記することにより、外国人観光客へのホスピタリティの向上が期待できますので、観光協会や飲食店組合などの関係団体と実現に向け協議してみたいと考えております。

次に、ITを利用した小樽のPRについてであります。ユーチューブを利用した動画の配信などについては、交流人口の増加を目指し、観光客の誘致や移住促進事業を当面の重要な施策として取り組んでいる小樽市にとって、こうした媒体を通して動画を配信し、多くの方に見てもらえることは本市のPRにつながるものと考えております。しかし、一方で著作権や2次的な利用などの解決すべき課題も多くあると聞いておりますので、このようなサイトの活用方法や問題点などについて調査研究してまいりたいと考えております。

次に、観光ボランティア団体の活動の様子を市のホームページでPRすることについてというお話でありますけれども、観光ボランティア団体の活動を広くインターネットで紹介することは、市民のおもてなし意識の啓発やレベルアップにつながることから、小樽観光にとって大切なことと考えております。今後、活動内容を継続的に情報提供する仕組みづくりについて団体の方々と話し合いながら、実現の可能性について検討してまいりたいと思います。

次に、リンクバナーについてでありますけれども、本市のホームページにリンクを張っているサイトは数多くあると思われまますので、小樽市のホームページで誘引できるようなバナーがあれば、より多くの方々にホームページを見ていただくこととなりますので、結果として本市のPRにつながるものと考えております。できる限り早期に小樽をイメージできるようなバナーを作成し、提供してまいりたいと考えております。

次に、小樽雪あかりの路の公式ホームページからの他のイベントのホームページにリンクする仕組みでありますけれども、イベントの多くはホームページが開設されていない現状にありまして、また開設されていても、日時、場所、イベント内容など基本的な部分のみの掲載にとどまっております。各イベントのホームページが充実され、アクセス数の多い雪あかりの路のホームページと連動することは、観光客の増加に向け効果があるものと考えられますが、各イベントの主催者がホームページを開設する場合には、費用の調達や維持・管理など多くの課題があると思われることから、今後、雪あかりの路実行委員会の意見を聞きながら、各イベントの主催者とも話し合ってまいりたいと思います。

次に、行政評価制度の導入についての御質問でありますけれども、初めに行政の推進に当たっての計画、目標の設置についてであります。行政サービスの向上を図るため職員が共通した目標を持ち、職

員一人一人の資質の向上や意識改革を図ることが重要なことであると考えております。また、市政運営の中・長期的な方向性や主要施策の指針を明らかにするものとしては総合計画がありまして、また、短期的な計画としては実施計画を策定し、この計画に基づいて毎年度予算編成を行いながら各施策を推進しております。

次に、それらの評価についてでありますけれども、実施した事務事業の評価は、限られた行政資源の中で効率的かつ効果的に事業を推進する上でも、また、職員が担当する事業のコストや成果を意識する上でも重要なものと考えております。本市では、昨年、21世紀プラン第3次実施計画に定めた421の事業を対象に事務事業評価を試行的に実施をし、内部・外部評価を含め、評価システムの構築に向けた検討を進めているところであります。

次に、市民に対する説明責任でありますけれども、行政活動の結果を市民に説明することは行政の透明性を確保し、市民参加を促す観点からも重要なものであると考えております。現在も広報おたるやホームページなどの媒体を活用して、行政活動の市民周知を図っておりますが、事務事業の評価結果を市民にわかりやすい方法で公表することも、説明責任を果たす上では有効な手段であると考えております。

次に、行政評価制度の導入であります。ただいま申し上げましたように、行政評価制度は導入すべきと考えておりますので、一定の期間を要しますが、市民への公表を前提としてそのシステムづくりを進めてまいりたいと思います。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 非常に前向きな答弁をいただけたので、再質問はありません。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第17号、第22号ないし第29号、第32号、第33号、第39号ないし第41号、第43号、第47号、第48号及び第51号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智恵議員、大橋一弘議員、菊地葉子議員、高橋克幸議員、濱本進議員、佐々木勝利議員、北野義紀議員、前田清貴議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたしたいと思っております。

次に、議案第30号、第31号、第46号及び第50号は総務常任委員会に、議案第34号ないし第38号、第42号及び第49号は厚生常任委員会に、議案第44号及び第45号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第260号につきましては、学校適正配置等調査特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。



次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月6日から3月18日まで13日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 5時46分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 千 葉 美 幸

議 員 山 口 保

平成20年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成20年3月19日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企
											画
											政
											策
											室
											長
											大
											野
											博
											幸
											財
											政
											課
											長
											堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第17号及び第22号ないし第51号並びに報告第1号及び第2号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

（26番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

26番（大竹秀文議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第14号平成20年度病院事業会計予算案について、市は医業収益や患者動向を十分に精査して編成したというが、来年度に医師が退職することによる影響や予定されている診療報酬改定などの不確定要素は考慮されておらず、経営的にはかなり不安定なものといえる。市は、必要に応じて適切に収支を見直し、補正予算で対応するというが、年度当初に病院経営上、将来の収支を読むことが難しいというのであれば、あらかじめリスクマネジメントによる予算編成に努めるべきではないか。

これまでの決算状況を見ても、患者動向など将来予測に甘さがあったことが、結果として赤字を増大し、経営を圧迫することにつながっていると思うがどうか。

議案第27号平成19年度小樽市病院事業会計補正予算については、医師の退職や患者の減少などの理由で、医業収益が当初予算より5億3,300万円も減収となる見込みであることから減額補正するものである。しかし、年度途中での医師の退職による減収の懸念は、以前から議会で指摘しており、それにもかかわらず、平成18年度決算額より約7億円もの増収を見込むなど、予算編成段階での見積りの甘さが今回の結果を招いたもので、大いに問題があると思うが、その辺の認識はどうか。

また、現在、病院事業資金収支計画の目標と実際の収支は、大きくかい離しており、この計画は机上でつじつまを合わせただけのものと思わざるを得ないが、市はどのように考えているのか。

昨年11月に公表された病院事業資金収支計画によると、平成23年度までに現病院の不良債務を解消するとしている。今後、病院の経営状況が予測を下回り、起債の申請許可がないなどの理由で、新市立病院の建設計画が当初予定より遅れた場合、資金収支計画のさらなる見直しが必要になるのではないか。

平成20年度予算における経常収支比率は96パーセントであり、既に同計画より収益が約4億円下回ることが予測され、さらに医師3名の退職に伴い、約2億円の減収が見込まれている。市は、この不足分を総務省が「公立病院改革ガイドライン」で示している「公立病院特例債」で補てんしたいとしているが、仮にこの起債が認められたとしても約1億円の不足額が生じるため、計画どおりに病院の不良債務を解消することは不可能ではないのか。

また、ガイドラインでは、病床利用率が過去3年間におおむね70パーセント未満となっている病院は、病床数の削減等の見直しを行うことを求めている。この基準を満たすため、今後、実稼働ベッド数を40床削減する予定とのことだが、現病院の規模をさらに縮小していくことになると、今以上の利益が出ることは考えられず、病院経営が困難の一途をたどることは容易に想像がつくため、資金収支計画を含めた新市立病院の建設計画全体を一から見直すべきではないか。

このほど示された財政健全化計画収支計画の見直しによると、歳入の大宗を占める地方交付税については、国は財政状況の厳しい地方自治体に配分する地方再生対策費を交付税として、当分の間、措置するとしたことから、毎年安定的に約150億円前後の収入を見込んでいる。しかし、これまで国は、交付税を削減してきた経緯があり、不安定な要素も払しょくできないと思うが、それでも交付税が確保できるという保障はあるのか。

歳出では、普通建設事業費が現行計画より増加しているものの、総体事業費はこれまでと同様に、以前とは比べものにならないほど著しく低く抑えられている。建設工事業者から、仕事がなく、かなり経営が厳しいとの話も聞いており、このままでは市内の経済全体がさらに疲弊していくのではないかと懸念している。

財政健全化計画収支計画の見直しが示され、地方税による歳入見込みは、約31億円もの減に修正された。特に、固定資産税・都市計画税は当初計画より約12億円の減となっており、見通しがあまりにも甘かったと言わざるを得ないが、その辺について、どのように認識しているのか。

また、財源不足を補うため、特定目的資金基金からも借り入れるとのことだが、基金本来の目的から外れた運用であり、一度、基金の寄附者にきちんとした説明を行うべきではないかと懸念している。

今年度、予算上の収支不足額は約15億4,000万円であり、平成19年度の単年度では約3億6,000万円の赤字となっているが、これを決算時までには解消して、単年度の収支均衡を図ることができるのか。

新年度決算からは、財政健全化法に示された、いわゆる「四つの指標」が適用されることとなるが、このまま今年度立てた計画目標を達成できなかった場合、指標の一つである連結実質赤字比率はクリアできないことが考えられ、再度、計画の見直しを余儀なくされると思うが、市はどのように考えているのか。

市は現在、財政健全化計画に取り組んでいるが、平成20年度における市税収入は、法人市民税とたばこ税の減少により、計画に示した見込額を既に下回る見通しである。今後も人口の減少が予測されており、また団塊の世代が一斉に退職する影響を受け、市民税がさらに減収になることは明らかではないかと懸念している。

また、入湯税も課税免除を見直すことにより、年間2,000万円の増収を盛り込んでいたものの、いまだ対象となる事業者の理解を得られておらず、実施できる見込みはない。市は、あくまでも健全化計画の最終年度である平成24年度には一般会計の累積赤字を解消するという決意を示しているが、歳入の大宗を占める市税収入が改善できない場合、今後も人件費の削減を継続することで、歳出を縮減し、目標を達成する考えなのか。

財政健全化計画では、入湯税について現在行っている1,000円未満の利用料への課税免除を見直して、平成20年度から2,000万円の増収を見込んでいる。

市はこれまでも入湯税の特別徴収義務者である事業者と粘り強く継続して協議をしているとのことだが、課税により実質的には値上げとなり、利用者が減ることが懸念されるため、事業者の理解が得られていないと聞く。しかし、全国的に見ても、日帰り温泉利用者に対する課税免除規定自体を設けている市町村はほとんどないことから、本市でもこの例に倣い、財政健全化計画達成のためにも免除規定を見直し、歳入の確保に道筋をつけることが必要ではないかと懸念している。

財政健全化計画収支計画の見直しによると、普通建設事業費については、現時点で見込まれるものを計上しているというが、現行計画との比較では、新たに消防署朝里出張所建設事業など4事業を加えており、このあおりを受けて削られた事業はないのか。

以前は、100億円以上の規模であった建設事業費が、今は相当額削減されているが、市は今後行うべき事業をどう実現していく考えなのか。

下水道事業会計への繰出金については、処理区域内の人口密度の減少により、公費負担率が10パーセ

ントアップし、計画期間中、合計で3億3,000万円の増として、これを見直しに反映させたとのことである。しかし、人口の減少傾向は以前から明白であり、公費負担のルールにかかわらず、本来は当初から繰出金の増加を見込んでおくべきだったのではないかと。

今回の一般会計の計画見直しに伴い、企業会計である水道局としても、さらなる経営努力に取り組むものと思うが、今後はどのような検討をするのか。

町会が独自に地域の特性に合わせて作成する地域防災マップは、災害発生直後に住民同士が助け合っ  
て、避難、救助等が迅速に行われることが期待できる。そのためにも、市は町会に対して、防災情報を提供し、町会が独自にマップを作成する際の手助けをするなどの支援を積極的に行い、地域防災マップの作成を働きかけてほしいと思うがどうか。

また、地域防災計画における取組として、在宅虚弱老人緊急通報システム事業や聴覚障害者向けのファクスの設置、音声・言語機能に障害のある方を対象とした「メール119番緊急通報システム」など、いわゆる「要援護者」向けの緊急通報体制を整備していると聞く。災害の発生時には、これらの取組も有益とは思いますが、岡山県倉敷市の「エフエムくらしき」が考案した「緊急告知FMラジオ」は、従来のシステムより低廉な経費で情報をいち早く、確実に伝えることができることから、本市においても、要援護者のみならず小中学校や保育所などにも、このシステムを導入することができるよう検討してほしいと思うがどうか。

市内小規模小学校の複式学級には、メリットがある一方、複数学年の児童が同じ教室で授業を受けることによる学力への影響や、中学校進学後は集団の大きさに順応できないことなどが懸念されるが、実態としてはどのような問題があるのか。

このほど、豊倉小学校の存続を求める陳情が議会に提出された。市教委は、適正配置の基本計画案を策定している最中とのことであるが、実施に向けたスケジュールはどうなっているのか。

この陳情については、まだ議論できる段階ではなく、この時期の提出は唐突であるとの感が否めないが、市教委側に何か誘発するような原因はなかったのか。

前回の適正配置計画案は、内容を固めてから保護者や地域住民に説明し、理解を得られず取り下げた経過があり、それを教訓とし、例えば1校を配置する地区割りを先に決定し公表すれば、地域でより具体性のある議論が喚起され、計画への理解を得やすくなるものと思うがどうか。

学校評議員制度は、地域性を生かした特色ある学校づくりを目的に、地域の方を学校評議員として委嘱し、学校運営について適切な助言などをいただく制度だが、評議員から制度そのものや自分の役割がよくわからないといった声を聞く。開かれた学校づくりのためにも、この制度は大変に有効であり、市教委は評議員向けのマニュアルを作成するなど、学校評議員が本制度を確実に理解し、活躍してもらえよう努めるべきではないか。

また、各学校の評議員が相互に課題等を話し合い、情報や意見を交換できる研修会を開催することを要望するがどうか。

本市は、国が示した特別支援教育の一環として、平成20年度から学習障害等のある児童・生徒を学校で介助・支援するための事業として、これらの児童・生徒が在籍する31校のうち5校をモデル校として、特別支援教育支援員を配置するという。しかし、本来は障害を持つすべての子供たちに必要な教育を支援するための制度であり、モデル校という実証実験的な取組ではなく、31校すべてに配置をするべきではないか。

市教委は、今後、支援員の勤務体制や具体的な活用方法などについて検討するとしているが、既に平成19年度から支援員制度を積極的に導入している東京都の取組などを参考に、今後は支援員の増員を含

めて体制を整備すべきではないか。

昨年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果については、本調査の実施要領や文部科学省からの通知により、個々の学校名を明らかにした公表は行わない旨、定められている。そのため、この調査結果では、全国や全道の各市町村との相対的な比較ができないなどの点で、公表の仕方に非常に疑問を感じるが、市教委はどのように考えているのか。

本市における調査結果では、全道平均並みの学力とのことだが、全国的に見た場合、北海道の順位は限りなく下位であり、今後、早急に学力向上の取組が必要なのは、だれの目にも明らかである。

しかし、市教委が独自にまとめた本調査結果を分析した報告書からは、小樽の児童・生徒の学力について危機的意識があるとは感じられず、どのように状況を認識しているのか。

本市は、放課後あるいは長期休業中を利用した補習や学習サポートなどといった学力向上に向けた取組が非常に遅れており、今後、学習の進度に遅れが出ている子供たちのサポート体制の構築を、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。

学校給食費については、10年にわたって据え置いており、献立や食材の選定などさまざまな努力をしているものと思う。現在は、週のうちパンが3回、米飯が2回の割合で提供されているが、穀物の価格が高騰する中で、米粉パンを提供している都市もある。今後は米飯の回数増や米粉パンの導入など、小麦に依存しない給食のあり方について研究し、価格を給食費に転嫁せず、現行水準を維持するよう検討してもらいたいと思うがどうか。

オタモイ共同調理場については、平成20年8月から調理業務を民間委託する計画であるが、地域や学校関係者の理解を得るため、これまでどのような話し合いを行ってきたのか。

本市では初の試みであり、心配している保護者も多いことから、取組状況について市民周知を行いながら進めていく必要があると思うがどうか。

委託後においても、安心して安全な給食づくりが確保されなければならず、業者選定に当たっては、これを踏まえた基準づくりが重要であると思うがどうか。

新年度予算には、調理等業務委託料として2,760万円が計上されており、その8割は調理員などの人件費相当額とのことだが、直営のときよりもかなり低額になると思われる。このように低い人件費で、これまでどおり質の高い給食業務を行っていけるのか非常に心配をしているが、市教委はどのように認識しているのか。

現在、食の安全・安心に対する関心が高まりを見せる中、全国で「地産地消」の推進が積極的に行われているが、市教委は学校給食に地元産の食材を使用することについてどのように考えているのか。

本市における農産物の生産量は、年間に学校給食で使用する量を十分に賄うことができると聞くと、市教委は、新おたる農業協同組合を通じて、地元の農家から農産物を供給してもらえるように働きかけをしてほしいと思うがどうか。

今後、本市の農業振興を図るためには、「地産地消」を基本として、農産物の生産の見通しや消費動向を調査・研究するとともに、契約栽培などにより地場産品を安定的に供給していくなど、農業経営の改善や後継者の育成につなげていくという姿勢が必要と思うがどうか。

市内経済は、いまだ景気低迷が続いているが、将来展望につながる産業振興策の予算措置が非常に少ないと感じる。しかし、この中でも東アジア・マーケットリサーチ事業は少ない予算にもかかわらず、香港や台湾の市場調査を行い、実際に商談が成立に至るといった実績を上げており、費用対効果が大きいといえるのではないかと感じる。

国内消費が冷え込む今、海外への販路拡大は本市産業の活路を開くものであり、今後、こうした事業

の拡大を検討してはどうか。

このほど、同事業の一環で市長が台湾の彰化県を訪問した際、県を挙げての歓迎ぶりは、小樽人気の高さや、経済交流への熱意を感じるものであった。市としてもこれにこたえて、もっと意欲的な姿勢を示すべきではないのか。

最近、中国でも食の安全確保が大変な問題となっているが、北海道の食は信頼性が高いことから、小樽市が中心的役割を担い、後志管内の農産品を小樽港から中国へ輸出するといった方向性について、ぜひ模索してほしいと思うがどうか。

本市では、現在、市と小樽商工会議所、小樽商科大学、民間企業が連携し、それぞれが持つノウハウや情報を集積しながら、これまでも東アジア・マーケットリサーチ事業を展開するなど、市内の経済効果を上げるさまざまな取組を進めてきた。一方、地場企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、今後、この産学官の連携の下で、さらに新商品の開発や販路の拡大等についても、具体的に検討、協議し、実現に結びつけていくべきと考えるがどうか。

小樽は、ものづくり企業の高い技術力など豊富な地域資源を有しており、これを生かして他都市には負けない独自の産業をさらに発展させることが肝要である。そのためには、技術力やこれまで培ってきた伝統を受け継ぐ後継者の育成が重要であり、産学官で知恵を絞り、雇用の創出に取り組むべきではないか。

市内の商店街や市場の空き店舗について、市はこれまで関係団体と連携し、他都市の先進事例の紹介や、経営アドバイザーの活用など、支援策を講じてきているとのことであるが、商業者みずからがもっと活性化に取り組む意欲を持てるような施策が必要ではないか。

また、大型店の出店は商店数の減少に拍車をかけており、結果的に市税収入の落ち込みにつながっている。大型店の売上額のうち、地方税や賃金などで地元還元されるのは5パーセント程度でしかないとの見方もあることから、今後はいかに地元の商店で買物をしてもらうかが大きな課題ではないか。

中心市街地以外の地域についても、空き店舗が目立っているが、高齢化が進む中で、高齢者が利用しやすい商店街や市場がコミュニティの核として機能することにより、地域の活性化が期待できるため、関係部局と十分連携を図って、施策を進めてもらいたいと思うがどうか。

市内の経済動向に関する各種調査の結果によると、本市経済は依然として低迷し、雇用状況が好転しておらず、就業人口の市外への流出に歯止めがかからない状況である。市内における雇用の場を確保するためには、小樽経済を支える中小企業の経営の安定を図ることが重要と考えるがどうか。

市は、中小企業や個人事業者の経営を支援するため、融資や経営に関する相談業務を商工会議所に委託しているが、個人事業者の中には、相談のため市を訪れる方もおり、これに対応すべく市でも随時、相談を受け付けていると聞く。しかし、そのことを知らない事業者も多く、今後は融資制度のパンフレットなどに市の相談窓口についての情報も掲載してはどうか。

小樽港では、港湾施設の老朽化が進んでおり、港湾機能を維持するために、施設の再整備が急務である。しかし、これは多額の地元負担を伴うものであり、非常に厳しい財政状況の中、今後、市はどのように港湾整備事業を行っていくつもりなのか。

また、これまでふ頭整備に伴い造成した工業用地の中には、いまだに売却されていないところもあるが、今後、売却の見通しはどのようになっているのか。

そもそも小樽港は国の重要港湾として位置づけられており、国に対して地元負担の軽減も含め、港湾の再整備にもっと責任を持つよう、声を上げるべきと思うがどうか。

苫小牧港が開港して以来、本市の企業誘致は大変厳しい状況にある。この状況を打開するには、企業



誘致や港湾の使用に関して、市独自の方向性を打ち出す必要があると思うが、市の認識はどうか。

例えば、石狩湾新港の小樽市域には、多くの食料品関係の企業が進出していると聞くと、製品の製造過程で生じた残さを利用してバイオ燃料を生産する企業を誘致するといった、他の自治体にはない特色ある取組を検討してほしいと思うがどうか。

年間売上高が100億円を突破し、国内でも冷凍加工技術が高く評価されていた市内の冷凍水産食品関連会社が事業を停止し、自己破産を申請する見込みとなった。同社では、既に約100名の従業員を解雇しており、その方々が一日も早く再就職できるよう、市は早急に関係機関と連携し、救済に当たるよう強く要望するがどうか。

また、負債額は約30億円とも言われているが、同社は有力なカニの輸入元であり、市内水産関連企業への影響も大きいと思われることから、連鎖倒産を未然に防止する方策を早期に講じるべきと思うがどうか。

公設青果地方卸売市場の卸売会社である樽一小樽中央青果株式会社は、経営不振のため、丸果札幌青果株式会社の支援を受けて経営再建に取り組んでおり、市としてもこれを後押しするために、市場使用料の2分の1を減免している。この結果、平成18年度の売上げは38億円に改善されたが、昨年末に再び経営が悪化したため、新年度から減免を9割に拡大するとのことである。その結果、20年度に見込まれる使用料収入はわずか128万円となるが、市の支援策としてはもう限界に達しており、これで本当に同社の再建が可能になると考えているのか。

また、経営が再建できない場合、市は同市場の民営化を検討する考えはあるのか。

公設青果地方卸売市場は、市民の台所として安心・安全な生鮮食品を安定供給する使命がある以上、運営形態がどうであれ存続させる必要があると思うが、市の見解はどうか。

市は、認知症患者数については、グループホーム入所者であれば把握は可能であるが、市内全体の患者数を把握することは困難とし、これまで調査を行っていない。しかし、こうしたデータは、今後、認知症対策を進める上で基礎となるものであり、調査方法を研究し、関係部署が連携して把握に努めてほしいと思うがどうか。

一方、単身世帯の高齢者は認知症が発症しても自覚できないまま暮らしていることも考えられるが、今後はこのようなケースを発見し、適切に対応することが課題である。現在、地域包括支援センターが、介護や医療に関する相談に応じているが、保健師が積極的に高齢者宅を訪問するといった姿勢こそが重要ではないか。

また、行政だけで認知症の予防とその対応に取り組むには限界があり、例えばふれあいサロンなど、地域で単身高齢者などの介護予防事業を行う住民グループなどと協働して進めていく必要があると思うがどうか。

市は、軽費老人ホーム福寿荘の老朽化により、平成20年度末をもって入居募集を停止するとしている。しかし、入所者には一切の説明を行わず、行政の都合で一方的にこの方針を決定しており、やり方が乱暴ではないか。

入所者の中には、高齢のため、今後の身の振り方に多くの不安を抱えている方も多く、市は丁寧な説明を行い、入所者の意向を十分に踏まえ、決して住み替えを強要することのないよう、強く要望するがどうか。

市は、平成20年度にも福寿荘のあり方について、他の老人福祉施設等に転換することも含めて検討するとしているが、その際、説明会を開催し、入所者をはじめ地域住民の意見を聞くべきではないか。

新年度から、死亡原因の多くを占める生活習慣病の予防等を行う目的で、各医療保険者が加入者に対

して、健康診査を行うこととなった。これまで市が健康診査の実施主体として、保健所で「基本健康診査」を行ってきたが、今後は、国民健康保険の保険者として加入者に対して特定健康診査を実施しており、その場合、健診結果を受診者に示すだけでなく、適切な保健指導の実施が必要と思うかどうか。

市は、生活習慣病の程度に応じ、グループに分け特定保健指導を行うというが、指導を行う際、受診者が利用しやすい時間に配慮してほしいと思うかどうか。

一方で、受診に消極的な方もいると想定されるが、市が直接、自宅を訪問し指導するなど、本人の意識改革を図るような対策を講じるべきではないか。

また、健康総合大学の講座拡大やプールを活用した各種運動教室を開設するなど、気軽に運動できる環境を整えるよう、市に要望するかどうか。

新年度から、妊婦一般健康診査の無料健診回数を2回から5回に増やすとのことであるが、これから子供を産み育てようと考えている方々にとっては非常に朗報であることから、市民には早急に周知すべきと思うが、どのような方法を検討しているのか。

健診の時期は、妊娠周期によって前期2回、後期3回と決められているが、定められたそれぞれの受診時期に多少遅れが出た場合でも、対象となるのか。

この無料健診制度は、市外の医療機関での受診は対象外としており、いわゆる「里帰り出産」で実家のある他市町村で受診する場合は、全額自己負担となってしまう。そのため、他の自治体では、償還払いを取り入れているところもあり、本市でも同様の取扱いを検討できないか。

平成20年度の不法投棄等対策費は、昨年度と比較し大幅な減額となっているが、その理由は何か。

廃棄物処理法では、不法投棄をした者に対して重罰を科す旨定めているが、この規定を知らない市民も多く、何らかの方法で周知することも、不法投棄対策として有効と思うが、市の認識はどうか。

現在、札幌市では、ごみの有料化を検討中と聞くが、これが実現した場合、隣接する小樽市域で不法投棄が増加することが心配されるため、今後、近隣市町村と緊密に連携を図り、対策強化に取り組んでほしいと思うかどうか。

本市のエコショップ認定制度において、ごみの減量化や資源化、省エネなどに取り組む店舗を認定し、環境に優しい店として、これまで13店舗を市民に紹介していたが、このほどレジ袋の削減への取組を重視した制度改正を行った結果、既に新規の申請が50件を超えていると聞く。今後、どのような方法で認定店の市民周知を図る考えなのか。

近年、地球温暖化対策として二酸化炭素の削減が叫ばれているが、一般家庭の排出量はむしろ増加傾向にあることから、市はより一層市民周知を図るべきではないか。

北海道洞爺湖サミットの開催に向けて関心が高まっている環境問題への取組に、市はさらなる力を注いでほしいと思うかどうか。

近年、医薬分業により、院外処方を導入する自治体病院が増えている中、市立小樽病院では、院内処方による薬価差益分が病院事業収入を補ない収益を上げているため、院外処方とするよりも現状のままの方がメリットが大きいとしているが、薬局部門の収支バランスはどのようになっているのか。

薬価差益は現状では10パーセントほどであるというが、一般的に8パーセントが経営上の損益分岐点とされ、同病院の人件費が民間に比べて高いことを考慮すれば、既に分岐点にあるといえるのではないか。

また、今後、診療報酬単価はさらに引き下げる方向にあるとされており、市は医薬分業の実施についてどの時点で判断をする考えなのか。

市は、現在「景観計画」の策定作業を進めているが、この計画を定めることで、これまでの景観条例ではできなかった強制力のある規制が可能となることから、より実効性の高い景観の保全が期待できる。

現在の景観条例に基づく大規模建築物等景観形成指針及び景観形成基本計画と、新たに策定中の景観計画の整合性をどう図っていくつもりなのか。

同計画では、建築物のデザインと色彩を規制することができるが、マンションなどの高さや壁面後退については対象になっていない。これについては、都市計画法に基づく景観地区に指定することで規制をしていくとのことだが、どのような考え方で景観地区を選定するつもりなのか。

また、景観地区の指定に当たっては、地区内の土地所有者や住民の合意を得る必要があり、摩擦や問題が起きることがないように、十分に配慮すべきと考えるがどうか。

本市は、景観行政団体の指定を受け、現在は「景観計画」を策定し、罰則が適用できる条例改正に向け作業中である。条例改正の目的は、一律に建築物に厳しい制限を課し、取り締まるのが主眼ではなく、意図的に著しく景観を阻害する建築行為に対抗できる根拠を明らかにすることがねらいであり、できるだけ早期に整備する必要があると思うが、今後の見通しはどうか。

近年、景観に対するさまざまな動きが見られるが、例えば高層マンションの建設が住民の眺望を阻害する場合、購入者にまちづくりに係る費用の負担を求めるといった手法も考えられている。市は、景観保全のあり方についてどのように考えているのか。

また、歴史的建造物に指定している旧板谷邸は、所有者が今後、利用方法を模索する中で、市に指定解除を打診していると聞く。こうした建造物を現状のまま維持するには難しさがあるため、強制できるものではないが、市は所有者と十分話し合い、今後も保存したまま活用が図られるよう、努めてほしいと思うがどうか。

地上アナログ放送が地上デジタル放送に移行することに伴い、市は市営住宅建物による電波障害エリアと共聴施設の改修内容を確認するための調査を行うとのことであるが、その結果によってどのような対応が必要になると考えられるのか。

また、市営住宅全戸の配線設備などを改修するとすれば、かなりの費用になるものと思うが、これらの経費は財政健全化計画に盛り込まれているのか。

市内には、多くの空き家があるとされており、空き家の多くは、坂の上や路地の入り組んだ所に位置するなど条件が悪く、処分できないでいると考えられる。そのため、市が空き家の所有者と建設事業者等を結びつけ、共同してこれらの空き家を大都市圏の富裕層向けの別荘として改築し、販売・あっせんする事業を立ち上げてはどうか。

この事業は、移住促進や建設業界への波及効果などが期待できることから、地元経済を活性化させる起爆剤となり得ると思うがどうか。

また、この空き家対策の事業は、他の地域にはない先進的な取組であり、国が地方の自由な取組に対して支援する目的で平成20年度から創設する「地方の元気再生事業」への応募を検討してはどうか。

除雪費については、2月中旬からの大雪により1億円の不足を生じ、補正を行ったところであるが、当初予算で、シーズン中の除雪出動回数をどの程度と想定し、積算しているのか。

市は、この補正予算をもって足りると説明しているが、ここ数日暖気が続いているため、逆に不用額が生じるのではないかと期待をする向きもあり、その見込みはどうか。

苦情は、置き雪など除排雪における作業に対するものが多く、市民はよりきめ細やかな作業を求めていると感じられることから、市民に喜ばれる除雪を行うためにも、市はこうした点を改善し、来シーズンに向けた体制づくりに取り組んでほしいと思うがどうか。

雪解け後に行う道路の区画線整備などの委託業務については、これまで指名競争入札で業者を選定しているが、技術力不足などで入札参加資格がない業者は、参加することができない。

市は今年度から、道路改良等の工事については、条件付一般競争入札を採用しており、落札金額が抑制される傾向にあることから、委託業務についても本制度を導入し、経費の削減に努めるべきではないか。

地元業者の新規参入の機会を増やすことで、業者の経験や実績が増し、技術力が向上するなどの成長が期待できると思うが、市の認識はどうか。

また、水道事業会計では、金利の負担を減らすため、借換債の制度を導入しているが、これによりどのくらい負担が減少したのか。

本市は非常に大きい金利負担を抱えており、今後、高金利のものを減らしていくよう国に対して要請していくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、菊地、新谷両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第22号、第26号、第27号、第32号、第33号、第39号、第41号、第43号及び第48号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 次に、議案第1号に対し、菊地議員外4名から修正案が提出されておりますので、提案者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、議案第1号に対する予算修正案の趣旨説明を行います。

小泉政権の構造改革は、格差と貧困を生み出し、小泉政治を受け継いだ安倍内閣は次々と数を頼みに悪法を成立させ、ついに安倍首相は失脚、その後の福田政権も構造改革を受け継ぎ、一向に国民生活も地方の景気もよくなりません。2006年度OECD経済協力開発機構の発表では、日本の総体的貧困率はアメリカに次いで第2位となり、現在はそれがもっと進んでいます。格差問題は大きな社会問題となっており、国の責任として社会的弱者救済や社会保障の充実が急務です。しかし、多くの地方議会から中止撤回の意見書が上がった後期高齢者医療制度をスタートさせ、住民の福祉の向上を図らなければならない地方自治体に対する地方交付税も削減するばかりです。

本市も市税収入の落ち込みと相まって、厳しい市財政運営を強いられ、市民や職員にそのしわ寄せが来ています。今回の修正案はこうした中での提案となりました。

市長提案の一般会計予算案は、17億5,000万円の財源不足分を他会計と基金からの借入れと公的資金の借換え、さらに職員の期末手当等の削減約5億3,000万円を充て収支均衡を図っています。しかし、このように多額の職員の期末手当削減は、職員の生活に打撃を与え、それによる購買力の低下などで地域経済活性化に深刻な影響を与え、結果として市税収入の落ち込みという悪循環をたどるのではないでしょ

うか。予算修正案はこうした地域経済への影響を重点に考え、職員の期末手当を最低限復活し、市民の暮らしや教育、営業を応援する立場での提案です。

しかし、内容については、厳しい財源の中、制限せざるを得ませんでした。

職員手当は、期末手当加算凍結分と勤勉手当凍結分は戻さず、期末手当0.9か月削減分のみ3億8,816万2,000円を戻します。

市民生活支援では、障害者自立支援法を施行後、依然として負担増が問題になっていることから、障害者、低所得者利用料助成に7,108万3,000円、後期高齢者医療制度は低所得者保険料の法定7割、5割、2割軽減に0.5割上乗せ相当分を市独自に助成して、およそ2,400万円、子供の教育応援で、今年度から配置される特別支援教育支援員を7人追加配置で588万円を上乗せしました。

また、地方の景気が回復しない上、石油の高騰、物価の値上がりなどで営業は厳しさを増していますから、我が党がかねてより提案している無利子、無担保の駆け込み緊急資金、1口50万円を100件分、年度末一括返済で5,000万円を計上しました。

財源は、これまで同様、不要不急の事業の見直し、中止を行い、有価証券の売払いなどを充当します。石狩湾新港管理組合負担金は、昨年度と同様に負担金の80パーセント公債費分を削減、住基ネットの関係経費、土地開発公社貸付金を中止します。これにより、財政規模は7億3,544万8,000円圧縮され、538億21万3,000円になります。

なお、住民の福祉を向上させ、市民と職員を犠牲にした市政としないため、地方交付税は平成15年度の水準に順次戻すことを国に求めて、提案とさせていただきます。

我が党の予算修正案に対して、ぜひ議員各位の賛同をお願いいたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、我が党提案の議案第1号に対する予算修正案に賛成、原案に反対、議案第2号ないし第12号、議案第14号ないし第17号、第22号、第26号、第27号、第32号、第33号、第39号、第41号、第43号及び第48号に反対の討論をします。

平成20年度の予算は、財政再建が最優先課題であるとの認識の下、基本的な姿勢として、財政健全化計画に示した収支均衡予算を編成すること、現状の市民サービスを可能な限り維持することを念頭に置いての予算編成だと山田市長は所信表明で述べました。

三位一体改革の名の下に大幅に削減されてきた地方交付税は、昨年の参議院選挙の結果に見る地方の反乱を受け、特別枠の地方再生対策費が設置され、下げどまりの様相を呈しました。しかし、この地方再生対策費は、愛知県や東京都の地方税を他の地方に分配するというもので、今後、引き続いて交付される保証はありません。

市長の提案説明にあるように、本道も小樽市も厳しい経済状況を脱しきれずにおり、市税収入は大きく落ち込みました。結局、歳入では他会計からの借入れ、歳出では職員手当の大幅削減とオタモイ共同調理場の民間委託、真栄保育所の民間委託といった子育てや求められている食の安全・安心対策への行政としての責任放棄を内容とする業務見直しに頼った、地方自治体として住民の福祉、健康、安全に責任を果たす予算とは認めがたいものです。

中国からの輸入食品から農薬が検出される、産地が偽装されるなどの事件が後を絶たない中で、安全・安心な食材を求める声は切実なものとなっています。

そんな中、2月7日には学校給食に使われた食材が原因で、職員、児童・生徒が腹痛、下痢の症状に見舞われました。学校給食にこそ、安全・安心な食材の提供、調理が求められます。しかし、オタモイ共同調理場の調理業務、ボイラー業務の民間委託化の提案内容では、献立の作成、食材の発注、納品時の受取検査、調理品検査については引き続き直営です。それでなければ、学校給食における安全性の確保ができないからです。しかし、調理部門の民間委託という形態では、栄養士が作成した献立で調理するといっても、味の調節やかまの温度調節などの指導を栄養士が調理師にすると偽装請負になり、そうしたことはできません。子供たちに少しでもおいしい給食をとの思いで、栄養士、調理師が調理場で協力して調理をすることもできずに、学校給食の目的が果たせるのでしょうか。こうした矛盾が表面化し、民間委託計画を白紙に戻し、直営に戻すなどの自治体が出てきていることから見ても、小樽市がやろうとしていることは、食の安全を守ることに逆行するものです。

4月から導入される後期高齢者医療制度にかかわる条例案について触れます。

条例の大もととなる後期高齢者医療制度は、2006年、自民・公明両党が強行採決した医療改革法で導入が決められたものです。75歳以上の高齢者を新たな医療保険に組み入れ、年齢で医療を差別するという世界に例のない制度に、全国で怒りの声が大きくなっています。この制度は、知れば知るほど年寄りには早く死ぬということだね、まるでうば捨て山ではないかという声に象徴されるように、人間としての存在が否定されるような内容です。保険料の年金からの天引き、滞納者からは保険証の取上げといった扱いに加え、受けられる医療が制限されることとなります。75歳以上の診療報酬は、外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で74歳以下とは差をつける項目が盛り込まれています。外来では、検査、画像診断、処置、医学管理をすべて含んで定額で6,000円を原則にし、通常の診療ではいくら検査や治療をしても医療機関には6,000円しか支払われず、結局治療の抑制につながります。終末期相談支援料、退院調整加算の設定では、若い先短い命には手間もお金もかけないといったねらいが、厚生労働省が示した後期高齢者医療制度導入などによって、75歳以上の高齢者にかかわる医療費を2015年には2兆円、2025年には5兆円削減できるとの試算にはっきりと示されていると言えるでしょう。「わけもなく区切りにされた七十五」、朝日新聞に投稿された川柳です。この川柳に見られるように、医療費抑制のために根柢なく国民を年齢で分断、差別する、こうした怒りが地方議会からの500件を超える意見書、310万筆を超える署名となり、日本共産党、民主党、社民党、国民新党、野党4党による後期高齢者医療制度を廃止する法案提出を後押ししています。命の重みを差別する後期高齢者医療制度の導入と、それにかかわる条例の制定及び特別会計予算を認めるわけにはいきません。

我が党提案の修正案は、説明にあるように、こうした国の悪政の下でも地方自治体の責務として、市民の生活、地域事業の経営を応援する内容に組み立てました。地方経済にも大きな影響を及ぼす職員期末手当の削減は極力抑え、財源の手だては不要不急の事業の見直し、中止、有価証券の売払いなどで充当しています。市長自身、我が党の北野議員の代表質問に、国の人件費削減と投資的経費削減政策では、徹底して歳出の抑制に努めた地方の努力が報われないと答えています。何よりも、国に対しては、財源調整、財源保障機能としての地方交付税を15年度水準に戻すよう求めることを含め、修正案に賛成していただきますよう、訴えるものです。

予算特別委員会で指摘した点について触れておきます。

見直し財政健全化計画です。平成19年度の地方交付税が予算より3億3,000万円削減となる不良債務対象の病院責任分の達成の見通しが立たず、一般会計から5億4,500万円を追加することになり、一般会計の健全化計画の見直しが余儀なくされました。

見直し財政健全化計画で最大の問題は、歳入での市税の落ち込みです。平成19年度作成の健全化計画

に比べ、平成24年度までに31億4,200万円の落ち込みと推定しています。地方交付税の国勢調査による人口減を見込んでの落ち込みと合わせ、38億5,900万円の落ち込みです。歳入の大幅減を受けての歳出削減で最大のものは、人件費の削減と普通建設事業費の削減です。人件費の平成19年度までの削減を継続することに加え、財政状況を見ながら、毎年度ごとに見直すとしているものの、平成20年度の期末手当削減と役職加算凍結を最終年度まで継続し、22億6,500万円を削減する計画です。普通建設事業費については、8億6,000万円まで削減するとの計画です。これでは、市民のための事業も縮小となり、地元の業者にとっても死活問題です。見直し健全化計画は基本的に市民と職員を犠牲にした計画であり、認められません。

市の財政に大きな影響を及ぼす市立小樽病院の問題についても、触れさせていただきます。

総務省のガイドラインに基づき、病院を持っている自治体は本年度中に改革プランを策定しなければなりません。この改革プランでは、経営効率化について三つの数値を義務づけています。その一つである経常収支比率は、平成20年度で96パーセントとのことです。また、新年度中に医師が3人やめることによる医業収益の落ち込み額は、材料代を差し引いても2億円です。その2億円の財源手だても至難のわざです。病床利用率については、70パーセントを切ったら、ベッド数の大幅削減あるいは診療所化です。許可ベッド数での利用率では、到底70パーセントの利用確保は難しく、現在の実稼働数をさらに削減した許可ベッド数に変更し、患者数の減少に備えるとのことです。しかし、許可ベッド数削減は交付税削減につながり、ここでも収入減となります。不良債務対象の平成19年度分は、計画を大きく見直し、後年度に先送りしながら平成20年度についても病院の責任分はめどがつかない状態では、さらなる見直しと一般財政へのしわ寄せが懸念されます。医師確保の抜本的な対策などの国の責任も認めて、公立病院の不良債務解消を自治体の責任のみで解消することのないよう、国に対して強く働きかけることが必要です。

ガイドラインは自治体病院の再編・縮小、廃止を推進して、国と地方の財政支出を大幅に減らす改革にほかなりません。また、深刻な医師不足や相次ぐ患者負担増での受診抑制などを原因とする病院の経営難打開のため、医療費抑制をやめ、診療報酬の適正な改定、地方交付税の引上げ、医師確保の抜本的対策などは緊急の課題です。市立病院の役割に医師会からの期待も大きく、小樽市民はもとより、北後志の住民からも、センター病院として他の病院ではできない診療科目など、さらなる充実が求められています。これにこたえるためにも市長の新病院計画は、抜本的に見直すことが必要であることを指摘し、修正案への賛同を再度訴えまして、討論とします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第12号、第14号ないし第17号、第22号、第26号、第27号、第32号、第33号、

第39号、第41号、第43号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

**25番(前田清貴議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第261号について、小樽市議会における「核兵器廃絶平和都市宣言」と神戸方式の根拠とされる神戸市議会の「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」は、いずれも核兵器に反対する点では一致しており、小樽港でも神戸方式に倣い、米艦船に対して強く入港拒否を主張すべきではないのか。

また、小樽市港湾施設管理使用条例では、危険物を有する船舶の使用を禁じており、核兵器を搭載しているおそれがある米艦船に港湾施設の使用を許可しないことは可能ではないのか。

度重なる米艦船の入港を阻止し、平和な商業港として小樽港の発展を望む市民の期待にこたえるためには、ぜひとも非核港湾条例を制定すべきと思うがどうか。

市は平成20年度から、これまで各課で対応にばらつきがあったパブリックコメントの手続をルール化して、新たに実施要綱を定め、市民などから市の施策に関する基本的な計画案などに対する意見を公募することとした。この実施要綱では、提出された意見を考慮して計画などの意思決定を行うとしているが、具体的にはどのような形で計画などに反映していく考えなのか。

また、計画などの実施施行に当たっては、提出された意見がどう取り入れられたかについて、市民にきちんと周知すべきと思うがどうか。

市は、老朽化の著しい消防署朝里出張所を建て替えるため、平成20年度に設計委託などを行い、21年度から建設工事の着手を計画している。特に、地域住民から強く要望されていた救急車については、新出張所の供用開始と同時に配備されると考えてよいのか。

また、かねてから新出張所と同じ敷地内で検討されてきたコミュニティセンター構想については、現在、残った用地で建設が可能かどうかを見極めている段階であるというが、朝里地域の住民が心待ちにしている施設であり、早期に実現するよう改めて要望するがどうか。

以前は、朝里交番と消防署朝里出張所を合築する計画であったと思うが、その後、小樽署とはどのような協議がなされたのか。

総合的な学習については、現在、自然の中で動物や昆虫の生息などを観察したり、おたる職人の会などの地域の協力を得ながら体験学習を行うなど、各学校において特色ある取組が行われており、これまで大変大きな成果を上げている。今後、学習指導要領の改訂により、総合的な学習の時間は減少する方向となるが、学校での授業だけでは得られない貴重な体験ができることから、内容のさらなる充実、発



展を図るため、予算の増額を検討する考えはないか。

長橋・銭函両小学校のスクールバス運行に伴う委託業者の選定に当たり、タクシーや観光バス会社など市内運行業者が入札に参加したい意向を示していたが、市は乗車定員が多く、乗り降りの時間短縮を図ることのできる広い乗車口を備えた路線バスタイプを条件としたことで、これらの業者は入札参加を断念せざるを得なかったと聞く。しかし、マイクロバスの乗車定員は、路線バスとそれほど変わりはなく、逆に路線バスタイプでは、座席が少ないため、走行中に立っていることも考えられ、安全面で疑問があるが、市はどのように考えているのか。

マイクロバスによる運行を可能にすることで、多くの業者が入札に参加でき、より適正な落札価格が期待できるため、今後の契約更新時には、入札条件の見直しを検討してはどうか。

市教委は、平成20年度にオタモイ共同調理場の調理及びボイラー業務を、民間委託することに決定したとのことである。今後、調理作業などは委託業者が行い、市教委は献立を作成するほか、毎日の打合せで業務報告を受けるだけになるというが、そのようなことで安全で安心できる学校給食を提供する使命を果たすことができるのか。

また、栄養士と調理員は、それぞれ独立した指揮監督者の下で業務を行うため、これまでのように、栄養士が直接、調理員に指示や指導をすることはできないことになるが、栄養士は献立の作成にとどまらず、調理の現場においても調理員と密接に連携をとり合い、協力していく体制が必要ではないか。

オタモイ共同調理場の民間委託化を前に、安全・安心な給食を提供していくため、市教委にはこれまで交わされた議論を十分踏まえ、限られた時間の中ではあるが、問題点や課題の解消を図ってもらうとともに、保護者に対して丁寧に説明していくよう要望するがどうか。

市はこれまで、学校給食を充実させるため、食器の改善やセレクトメニューの導入、道産食材の活用などに取り組んできており、今後も子供たちが喜ぶ学校給食を目指し、委託業者の選定に当たってほしいと思うがどうか。

また、食材の高騰が続く中で給食の質を維持するため、これまで据え置いてきた学校給食費を20年度より値上げをすることであるが、値上げに至った経緯について、保護者に十分な説明をするよう要望するがどうか。

幼稚園就園奨励費補助金については、保育料などの減免をする幼稚園に対し補助金を交付し、保護者負担の軽減を図ろうとするものであるが、市は平成20年度から補助単価の引上げと第2子以降の優遇措置の拡充を行うこととしている。この制度の改正に当たり、市教委は幼稚園に文書で周知するだけでなく、制度を十分理解してもらうために説明会を開催してはどうか。

また、市内の幼稚園からの要望や意見などを聞き、小樽の幼稚園教育のあり方などを話し合える場を設けるよう強く要望するがどうか。

小樽市文化芸術振興条例に基づき、基本計画が策定され、インターネットなどを活用して、アーティストの活動についての情報を提供するとしている。しかし、基本計画の策定に先駆けて実施しているアーティスト・バンクへの登録数も少なく、これまで市はどのように登録を呼びかけてきたのか。

また、文化芸術振興基金は、関係する施策を推進するための財源であるにもかかわらず、現在、2団体からの30万円にとどまっている。本市の文化芸術振興の趣旨が十分に理解されなければ、賛同を得ることは難しいと考えるが、今後、どのように寄附を募っていくつもりなのか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第50号並びに陳情第261号につきましては、採決の結果、賛成少数により、議案は否決と、陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第643号及び第647号ないし第1002号につきましては、採決の結果、賛成多数によりいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第50号小樽市非核港湾条例案は可決を、陳情第261号ないし第643号、第647号ないし第1002号、継続審査中の陳情第3号、第4号及び第186号について、採択を主張して討論をします。

小樽市非核港湾条例案は、今議会への提案で30回目になります。1961年以降、70隻に及ぶ小樽港へのアメリカ艦船の寄港をはじめとして、全国の民間港へアメリカ艦船が寄港を繰り返しています。2月15日に長崎港に県知事、長崎市長の中止の要請を振り切り、アメリカ海軍イージス駆逐艦ラッセンが寄港しました。ラッセンの艦長が核兵器を搭載していないと言いきった後に、海軍作戦部司令指示書からの逸脱ではないかと尋ねられ、ラッセン号も含め、個々の艦船上の核の有無を我々は確認しないと回答し、二つの言明の食い違いへの質問には、言葉を濁したと報道されていました。

こうした事例には、アメリカの艦船を民間港に入港させるために、世論の抵抗排除を目的とした便法なら何でもありといったアメリカ政府の政治的思惑のかかわりが見てとれます。それほどに米軍は、日本国民の核兵器反対の世論の強さを知り抜いているというあかしでもあります。だからこそ、1975年、神戸市議会が全会一致で核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を決めた以降、神戸港には1隻の米艦船も寄港できないでいるのです。

小樽市は1982年、核兵器廃絶平和都市宣言を市議会の全会一致で決めました。また、小樽市港湾施設管理使用条例で港湾行政管理の固有権限として、核兵器も含み、危険物を持ち込んだの港湾施設の使用を禁止しています。港の平和的発展を願う市民の意思を、改めて非核港湾条例の制定で示していこうではありませんか。この立場で、陳情第261号の採択を主張するものです。

他の陳情は継続審査中の陳情を含め、市営プールの早期実現を求めるものです。昨年6月17日を最後に、小樽市室内水泳プールが閉鎖され、高島小学校温水プールが代替として利用されるようになりました。使い勝手の悪さ、交通の利便性の悪さから、昨年7月以降のプール利用者は8,400人以上も減っています。病後のリハビリテーションに利用できなくなり、体調が思わしくない、腰痛がまた出てきたといった訴えが聞かれます。

医療保険制度の改悪で、さわやか運河健診がなくなり、今後は保険者別の特定健康診査・特定保健指導実施へと変わります。特定健康診査の実施率や特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に目標値が定められ、達成しないとペナルティがかかるというものです。生活習慣病予備群を減らすためにも、健康増進の対策が求められるところです。気軽に参加できる健康増進対策として、プールが最適であることは、他都市の取組でも実証済みです。市民だれもが気軽に利用できる市営室内水泳プールを早期実現をとの陳情の願意は妥当、採択を主張し、議員各位の御賛同をお願いし、討論とします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 17番、斎藤博行議員。

( 17番 齋藤博行議員登壇 ) (拍手)

**17番(齋藤博行議員)** 民主党・市民連合を代表して、議案第50号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情261号は採択の立場で討論を行います。

今年2月、アメリカ海軍揚陸指揮艦ブルーリッジが小樽港に入港しました。入港打診から2月7日の接岸に至る経過は、皆さんもよく御承知のことと思いますので、繰り返しません。ここでは、その中で明らかになった1点についてのみ話させていただきます。

それは、いろいろな問題を指摘されております米艦船入港に対しての小樽市のいわゆる三原則が、今それが機能し、そして一方でその限界を見せた点にあります。このことは、今回、米艦の小樽港入港を困難な状態にさせたことであります。外務省の日米地位協定室長が小樽に慌てて来たのもそのせいです。1時間を越えたと伝えられている小樽市と外務省の話合いは、港湾法と地方自治法を持つ小樽市と、日米安全保障条約とその日米地位協定を持つ外務省との対立でした。青森県のように、その交渉経過が公開されていればと、そういう思いもありますが、記録は残されていないようであります。

小樽港は、民間港で商業港です。今では、客船を利用した多くの観光客を迎え入れている、海に開かれた小樽の顔でもあります。バースがあいていないのは、客観的な事実を示したものであります。そして、バースがあいていないことを相手方にお知らせすることで、ブルーリッジの小樽港入港はできなくなったわけでありまして。アメリカ海軍の民間港の優先利用をなし崩し的に確立しようとする計画はとんざしました。すごいことだと思いました。地方自治体の持つ港湾管理権、そして、それに根拠を置く小樽方式が日米安全保障条約の日米地位協定第5条3項と対立したとき、港湾管理権がそれに勝ち、どのように巨大などのような高性能を誇るアメリカ艦船であっても、小樽港に入港接岸ができない、せいぜい沖どまりをせざるを得ないことになるのは明らかになりました。日米地位協定第16条は、日本の国内法の尊重義務を定めています。この尊重義務は、周辺事態法、さらには有事の際にも生きている、そういった答弁が政府からなされています。そのことの重大さをよく知っているからこそ、アメリカ海軍は繰り返し民間港への入港を行い、なし崩し的に米艦船の優先使用を定着させようとしているのです。

しかし、こうしたアメリカ側の思わくも、自治体の持つ港湾管理権を前にして、逆にそのもろさを露呈したのが、今回の小樽港入港問題だったと思います。それは極めて短い時間ではありましたが、地方自治体が日本の国内法、そして小樽の条例や小樽の考え方に基づいて、アメリカの世界戦略に基づく米艦船の行動を停止させたわけでありまして。この事実が報道されたとき、全国の皆さんが小樽市のこうした対応を高く評価したことをつけ加えておく必要があるだろうと思います。

しかしながら、民間の商船は突然ルートを変更し、結果的にはバースはあき、ブルーリッジは入港接岸しました。小樽方式は米空母が小樽に初めて入港するときに、市民の不安にこたえるために小樽市民の気持ちを考えてつくり出されたものだと考えております。市長も市民感情に配慮すると発言を繰り返しております。改めて今回のブルーリッジのケースを検討したときに、小樽の港の平和を守るためには、小樽方式のその限界を克服するためにも、議案第50号小樽市非核港湾条例案は重要であることが明らかであります。改めて議案第50号への賛意、そして陳情261号への賛意を各議員にお願いし、討論を終えます。(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

**4番(吹田友三郎議員)** 平成会を代表して、議案第50号小樽市非核港湾条例案並びに陳情第261号非核港湾条例の制定方について、いずれも継続審査を主張して討論をいたします。

陳情第261号は、非核港湾条例の制定を求め、新たに住民意思が議会に提出されたものであり、この住民意思については継続して審議をしていくべきと考えます。

また、議案第50号につきましては、これまで議案には棄権の態度を表明してまいりましたが、陳情とあわせて継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たっては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第50号並びに陳情261号について、一括採決いたします。

委員長報告は、議案は否決、陳情は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は議案は否決、陳情は不採択でありますので、原案について採決いたします。

議案は可決、陳情は採択とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、議案は否決、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第643号及び第647号ないし第1002号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

経済・港湾施策関係の新年度予算については、財政が厳しい中で編成されたものと認識しているが、前年度と比べ、どのような変化があり、その要因は何であるのか。

最近、市内の中小企業者の声を聞くと、大多数が経営状況は厳しいとしており、いかに中小企業をサポートしていくかが本市経済にとっての重要課題である。商店街振興策など、個々の施策は講じているが、展望を開くためには、もっと大きな施策が必要であると感じるが、市はどのように考えているのか。

また、最近の原油価格の高騰は、ほとんどの企業に打撃を与えることは間違いないが、市が直接的な支援をすることは難しいことから、国や道の制度について中小企業への十分な情報提供に努めるとともに、経営相談には親身になって対応してもらいたいと思う。

石狩湾新港後背地への企業誘致について、今の厳しい経済情勢の中で思うようには進んでいないが、近い将来この地区の価値は高くなるものと期待している。市は同地区の将来展望を持って、しっかりと誘致戦略を打つことが重要と思う。

企業誘致に取り組むためには、パンフレットなど本市の魅力を効果的にアピールできる素材が不可欠であるが、新年度において整備する予定はあるのか。

市は現在、新たな総合計画を策定中であるが、企業誘致についてはどのように位置づけていく考えなのか。

市は、札幌市手稲区との地域経済交流促進のため、新年度に同区での展示即売会と観光PR展を行う計画と聞く。この事業に対する予算については、市のほか、物産協会や観光協会で組織する実行委員会に補助金を交付する考えとのことであるが、この実行委員会の中核をなす2団体には、毎年それぞれの補助金などが交付されており、そうした補助金の上乗せとの感が否めないのではないかと。こうした事業は当初は市の補助金でスタートしても、いつまでもこれに依存すべきではなく、例えば業界から広く資金を募るなど、段階的に自立させていくような方策が必要ではないかと。

また、市は多数の団体などに補助金を交付しているが、財政の厳しいときでもあり、その費用対効果の検証や事業における剰余金の返還など、厳正な執行がなされるよう、明確なルールを設けるべきと思う。

北海道職業能力開発大学校は、高い技術力を有し、さまざまな取組をしているものの、残念ながらなかなか市民に知られていないと感じる。同大学校が開催する市民公開講座については、その取組を広く市民にアピールするよい機会であるが、市が後援している事業でもあり、開催の周知が十分なされるよう、市としても努めてほしいと思う。

また、市内にはものづくり関連企業が数多くあるが、これらの企業と同大学校が共同して互いの技術を向上させることで、例えば鋳物技術であれば、自動車関連産業に活用してもらおうなど、大きなビジネスチャンスにつながるものと思う。

本市における産学官連携については、これまでどのような事業を行い、その成果をどのように評価しているのか。他都市では市と地域の大学などが、地域活性化に向けた連携協定を結び、その中では学生が商店街の空き店舗に事務所を構え、インターネットによる販売やホームページづくりを支援し、成功している事例があると聞く。最近はインターネットを利用して買物をする人が増加しており、市内の商店街においても同様の事業に取り組んでほしいと思う。

また、学生グループが小樽の魅力を発信するフリーペーパーを作成し話題となったが、こうした活動を評価し、若者の発想力を生かすことが商店街の活性化にもつながると思う。

国の「地方の元気再生事業」は、地域住民や民間団体の創意工夫と発意による取組を支援するものであるが、市はその指定に向け、どのような事業を検討しているのか。以前には、菓子の展示即売会が開催されたことがあり、本市には多くのしにせ菓子店があることを再認識したが、例えば市内のすべての菓子を味わえるスイーツプラザなど、最近のスイーツ人気に対応した取組を企画してほしい。

また、この事業については、全額が国の負担とのことであり、高い効果が期待されていることから、ぜひ採択されるよう努めてほしいと思う。

旧朝里川温泉センター跡地におけるホテル建設計画については、このほど建築審査会の同意を得て、

今後は建築確認申請がなされる見込みであるが、敷地内にある市所有の温泉供給用の配湯ポンプ室は、ホテル側の負担で移設する予定と聞く。一方、同ホテルでは月間1,000立方メートルの温泉供給を希望しているとのことであり、安定供給や湯量の不足といった懸念はないのか。

計画によれば、高級リゾートホテルになるとのことだが、隣接地にある廃屋と化した旧湯鹿里荘を取り壊す予定はないのか。

ホテル建設地とこの隣接地を一体で活用するとした観光クラスター研究会の提言を受けて、観光協会が利用方法を検討していると聞くが、現在の進ちょく状況はどうか。

忍路漁港の整備について、このほど道から事業計画が示されたが、国や道の負担分を含めた総事業費は4億2,000万円ほどで、地元負担分は4,000万円となる見通しとのことである。これは市の負担額が少ない割には大きな事業であり、市内への経済効果も期待できるのではないかと。道としては市の回答待ちとしており、今回の事業計画を見送ると、後年度での採択は難しいとの話もあるため、このチャンスを逃すことのないよう、市は早急に決断すべきではないか。

また、荒木水産振興資金基金には1億円の残高があり、市は寄附者に対して基金から一般会計への一時借入れについて考え方を説明したというが、返済するとはいえ、これは目的外の運用であり、大いに疑問を感じる。仮に基金の取崩しに同意が得られるならば、むしろ忍路漁港の整備事業に充てることの方が、基金の目的に沿うと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中に2回にわたり開催されました当委員会におきまして、1月29日には石狩湾新港湾計画の一部変更案について、2月12日には平成19年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案及び港湾整備事業特別会計補正予算案について、平成20年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案及び港湾整備事業特別会計予算案について、石狩湾新港管理組合条例の一部改正についてそれぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時44分**

**再開 午後 3時10分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第34号について、福寿荘の新年度からの入所募集を停止するとのことであるが、その理由の一つ

に、国の方針で平成23年度までに介護療養病床が全廃される予定であり、その施設入所者が他の施設に移行する前に、今後、新しい福祉施設への転換を予定している福寿荘の入居者の受入先を早急に確保する必要があるためとしている。しかし、国の方針には様子見という状況が大変強く、これを理由にして、募集停止に積極的に結びつけていくのは理不尽と思うがどうか。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の次期計画の中に、新しい施設計画も盛り込んでいく方向とのことだが、不確定要素が多い中で、受入先法人を固めることができると考えているのか。

新年度以降に行くとされていた入居者への意向調査も、既に1回目終了していると聞き、先走りの感が否めない。原則、議会を通して一定の手続きを踏んでから、計画を立てて進めるのが本来あるべき順序ではないのか。

議案第35号について、北海道の老人医療給付特別対策事業の廃止に伴い、老人医療助成事業を廃止するものであるが、これにより新年度から医療費の窓口負担が1割から3割になる一方で、同じく小樽市老人医療助成条例廃止の影響を受けるし尿処理手数料については、引き続き減免制度が適用になることである。減免制度の対象になる人数など、条件が違うとはいえ、同じ市の部局によって対応に違いが出るのはおかしいのではないか。

今回の市民負担も、制度の変更により押しつけられたものであり、1割負担に戻すよう、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。

議案第35号について、新年度から老人医療助成事業が廃止されることに伴い、医療費の自己負担割合増の影響を受ける該当者は264名にも上り、非常に負担額が増えると思われる方もいるとのことから、市の単独事業として、何らかの救済措置を検討すべきではないか。

また、該当者の中には、新年度から治療費負担が増加することにより、生活していけるのか非常に不安を感じている方もいることから、負担分の助成を実施するよう、北海道にも強く要望してほしいと思うがどうか。

陳情第646号について、市は野犬や逃げた飼い犬などを捕獲する際、針金を輪にしたものを使用していると聞か、それによって傷ついたり死んだ犬はいるのか。

また、他の自治体の捕獲方法はどのようになっているか、調査をしたことはあるのか。

捕獲した犬の処分率は、一時期より大分減っており、その背景にはボランティアによる飼い主探しが大変積極的に行われていることが挙げられる。犬は、人間にとって親しみの持てる動物であることから、傷つけるような捕獲方法は改善し、作業に当たる市職員の身の安全の確保も含め、より適切な方法を検討してほしいと思うがどうか。

新年度から、市は医療保険部を新設し、医療と介護、保険部門を本庁舎別館1階に集中配置すると聞く。その理由の一つに、ワンフロア化することにより、市民が各種手続をするときの移動の手間を省くことができることなどを挙げているが、一方で、介護保険課を別館1階と本館1階に分けたのはなぜか。

完全なワンフロア化を目指すのであれば、会計課のスペースも活用すべきではなかったのか。

介護保険課の窓口を別館1階に配置したことが、今後、市民サービスの向上につながるかは疑問であり、逆に窓口が2か所に分かれることにより、かえって不便になったと指摘されることがないよう、対策を講じるべきと思うがどうか。

来庁した市民の流れなどの実態調査は、4月以降に行うとのことだが、調査を行いデータを分析してから計画を立てるのが本筋ではないのか。

総連合町会補助金として、約1,200万円が平成20年度予算に計上されている。現在、本市は、新市立病院を建設するための起債が受けられず、また職員の給与等にも影響が出るほど財政状況がひっ迫してお

り、その旨を市民に理解してもらい、町会にも自主努力で運営してもらえようような体制づくりが必要であると思うが、市はどのように考えているのか。

今後、公園の清掃など、これまで市が行ってきた事業を地域の事業として位置づけ、町会単位で補助金を支出し、町会ごとに取り組むよう要請していくことなども検討してほしいと思うがどうか。

保育費負担金の収入未済額は、平成18年度決算で約8,000万円にも上ると聞く。保育所に子供を預ける主な理由は、親が日中働きに出て、子供の面倒を見ることができないからであり、それなりの収入があるはずなのに保育料を納めないというのは、モラルが欠如しているためと思うが、その辺、市はどのように考えているのか。

また、保育所の利用者は、大部分が低所得者であると認識しているとのことだが、保育料は収入に応じて決定されており、滞納する理由には当たらないのではないかと。

本市の財政が大変ひっ迫している中、これだけ多額になるまで、特段の対策を講じなかった市の責任は非常に重く、現在も収入未済額が増加する傾向にあることから、他の自治体の取組を参考にして、より一層収納対策に努めてほしいと思うがどうか。

本市における児童虐待件数は、前年度同期と比較し、2倍以上増加していると聞く。そのような中、親から虐待を受け、その影響で親元に帰れない子供もいるとのことであり、十分な心のケアが必要と思うが、本市ではどのような方策がとられているのか。

児童虐待の原因は、ほとんどが保護者側にあるとされ、特に産後間もない母親の子育てによるストレスや、いわゆる「産後うつ」が虐待につながるケースが多いとの見方もある。そのような状況を防ぐためにも、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」の導入は大変有効と思うが、今後、在宅で子供を育てる母親に対しての子育て支援策の充実について、市の認識はどうか。

現在、夜間急病センターでは、内科医と外科医を1名ずつ配置していると聞くが、1次救急を担当する機能としては、これで十分と考えているのか。

今後、夜間救急体制のレベルを高めていくためにも、新市立病院の建設計画に盛り込んで、しっかりと検討していく必要があると思うがどうか。

新市立病院については、建設用地購入のための起債許可の見通しが立たず、基本設計業務を一時中断している状況であるが、現病院はいつごろまで使用する予定なのか。

小樽病院の老朽化は大変著しく、これ以上の患者の減少を防ぐためにも、費用対効果をよく検討した上で、ハード面の整備をぜひ進めるべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第259号及び第645号につきましては、採択と不採択に意見が分かれ、委員長裁決により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第34号ないし第36号、第42号及び第49号並びに陳情第250号ないし第252号及び第646号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。



(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

(8番 中島麗子議員登壇)(拍手)

**8番(中島麗子議員)** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第34号ないし第36号、第42号及び第49号は否決、陳情第259号、第645号及び第646号、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて討論します。

議案第34号は、老朽化した小樽市軽費老人ホーム福寿荘の入居募集を停止するものです。福寿荘は、60歳以上で自立して生活できる高齢者の福祉施設で、現在、入居者は最高年齢92歳、最低年齢71歳の合計33人、平均居住年数7年、経費は1か月夏5,500円、冬1万円、食事は自炊ですが、所得の少ない高齢者が安心して暮らせる施設です。

募集停止をする理由の一つは、国の介護療養病床の廃止、医療療養病床の削減により、その入所者が他の施設への移行することが予想され、福寿荘の入所者の新たな入所先を確保するため、早めの対応をしたいということでした。

2006年6月、自民・公明と党が強行採決して成立した医療制度改革関連法の中に、後期高齢者医療制度とともに療養病床削減計画があります。高齢者が長期入院する療養病床を2012年3月までに、全国38万床のうち23万床を削減し、15万床にする計画です。

小樽市内には約1,000床の療養ベッドがあり、対象となる介護療養ベッドは約680床、ほぼ満床で自宅へ退院できない方々がほとんどです。市内某病院事務長は、現在の介護療養ベッドへの移行も国の方針で進めてきたが、病室や廊下幅の改修などにかかった費用の支払も終了しないうちに、廃止と言われても計画が立たない。採算が見込めるかどうか不明で、検討できないと言っています。

全国でも受皿が不確定なために、介護難民が出ないか危ぐする声が大きく、保健所の報告でも、市内における療養ベッドの廃止・転換はほとんど進んでいません。国の方針とはいえ、予定どおり推進されるかどうか疑問です。福寿荘入居者の移住先を急ぐ理由にはなりません。

また、本来なら、福祉施設廃止に対して今後の施設計画を明らかにするべきですが、平成21年度の第4次高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定委員会で検討するといいますが、計画そのものが民間法人事業を期待するものにとどまり、確実なものではありません。新聞報道による入居者への不安対応のためとはいいますが、議会決定以前に居住者へ説明を開始し、各種施設への入居申請書を書かせるなど、不適切な対応も問題です。低所得者の高齢者施設の確保も不明確のまま、福寿荘の募集停止は認められません。

議案第35号は、小樽市老人医療助成条例を廃止する条例案で、北海道の老人医療給付特別対策事業の廃止に伴うものです。条例は65歳以上69歳までの低所得者に対し、医療費の軽減対策を施行するもので、平成16年度から1歳ずつ段階的に廃止してきましたが、今年3月に全廃です。しかし、68歳、69歳の制度対象者が264人おり、これまでの医療費窓口支払が1割から3割に、外来通院費の上限が1万2,000円から4万4,000円に、入院費の医療費は4万4,400円から8万100円に、2倍から3倍の引上げになります。本来ならこの方たちが70歳になるまで、引き続き助成されるべきです。従来どおりの助成に必要な予算は約3,400万円、道の制度廃止による市民負担の軽減のために、独自助成を実施する自治体もあると聞いています。同条例の廃止に伴い、議案第38号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案では、し尿処理手数料減免対象者から除外されることとなりますが、附則を設けて減免を続けることを考えても納得できません。同一制度の変更にもかかわらず、担当部局により方針が違うのは、いかがなものでしょうか。制度変更による市民負担の増大に対しては、軽減対策を検討し、1割負担の

継続を求めます。

議案第36号です。小樽市福祉医療助成条例の一部改正案ですが、今回の後期高齢者医療制度には、65歳以上の重度障害者が自動的に移されます。本人が申請すれば、現行制度にとどまることができますが、その場合、北海道の重度心身障害者医療助成制度の対象から外れ、医療費負担が増大します。重度障害者の皆さんは、市民税非課税世帯では医療も歯科も500円台の一部負担のみで入院費は無料でしたが、3割負担になります。障害者の医療助成制度が不十分な時期に、老人保健法の下で1割負担の軽減などを適用し助成してきました。道の重度心身障害者医療助成制度による助成は、障害者を対象にしたものであり、加入している保険によって制度利用ができないことは矛盾です。小樽市福祉医療助成条例の改正は、後期高齢者医療の被保険者でない重度心身障害者への医療助成を認めないものであり、反対します。

議案第42号は、廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事の請負契約です。契約を否定するものではありませんが、今回の工事は1期工事の追加補修工事です。第1期工事で建設された最終処分場の浸出水の処理施設ですが、新たに第2期工事埋立てによる一般廃棄物からの浸出水を処理できず、遮水シート設置等の新たな工事を必要としたものです。これは平成12年度変更以前の政府基準の見直しのための工事であり、本来国庫補助で対応すべきものです。政府の基準変更により発生した工事については、小樽市負担で行うことには納得できません。

議案第49号は、小樽市病院事業条例を一部改正するものです。療養型病床の入院患者から新たに居住費として1日320円の生活療養費を徴収するものです。1か月分で約1万円、医療費とは別の負担です。食事代の負担もあり、保険外負担が増加するばかりです。市立小樽病院には、療養病床がなく該当者は出ませんが、患者負担増の国の制度に準じて改正するものであり、反対です。

陳情第259号及び第645号は、後期高齢者医療制度及び70歳から74歳の医療費2倍化の中止を求める意見書を国に提出することを求めるものです。厚生常任委員会では、民主党・市民連合、平成会、日本共産党の賛成で反対する自民党、公明党と可否同数となり、委員長裁決で採択になりましたが、本会議においては、自民、公明の皆さんの賛同を求めて討論します。

75歳以上の高齢者を対象に、4月から後期高齢者医療制度が始まります。小樽市内では75歳以上約1万9,000人、65歳以上74歳の障害者約1,300人、合わせて2万1,000人が対象です。小樽市の保険料は減免後の平均年額で7万3,876円、介護保険料と合わせて平均月額1万675円、一度に1万円を超過保険料の強制徴収は、高齢者の暮らしを直接脅かすものです。天引きなら未納が発生しないという徴収側の発想で、年金を担保にとる悪質な金融業者のようなやり方はやめるべきです。

山田市長は、高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう、公平でわかりやすい独立した医療制度と評価していますが、保険給付にも75歳以上対象の報酬体系が導入されました。慢性疾患を対象に、月額6,000円の上限を決めた後期高齢者診療料や回復が困難と判断した高齢者の末期医療の話し合いに対して支払われる後期高齢者終末期相談支援料などです。これらはいずれも75歳以上を治療が長期化し、いずれ死を迎える対象とし、医療費をかけないよう方向づけるものであり、高齢者差別です。

3月に入り、保険証や制度周知のパンフレットが各家庭に届き、怒りや抗議の声が広がっています。中止・撤回、見直しを求める地方自治体の決議は500件を超え、全自治体の3割に迫り、反対署名は350万件にもなろうとしています。

国会では、2月21日、野党4党が衆議院へ廃止法案を提出しました。制度内容がわかればわかるほど、反対の声が広がる現状です。政府の医療費削減の見通しによると、2015年には3兆円、25年には8兆円で、そのうち後期高齢者分はそれぞれ2兆円、5兆円です。75歳以上高齢者の医療費削減のねらいは明

らかです。国の財政が大変だから、どうせ老い先短い高齢者には金をかけないと言わんばかりの内容です。また、70歳から74歳の窓口医療費負担を、現行の1割から2割への上げは、1年先送りにされましたが、平成21年度4月から実施されます。医療の必要性の高いお年寄りへの負担増は許されません。

公明党は、この1年、先送り対策をみずからの成果としていますが、改悪案を提出している政党が国民の批判に押され、一部内容を先送りにしたことを成果にすることは道理に合いません。

大垣市議会には、自民党市議らでつくる自由クラブが後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を提出し、採択されており。また、3月12日、医療団体連絡会議と中央社会保障推進協議会主催の「後期高齢者医療制度の中止・撤回をめざす3.12国会内集会」には、公明党以外の与野党国会議員25名が参加しています。多くの高齢者を支持母体を持つ自民党の皆さんの賛同も増えています。小樽市議会の、とりわけ自民党の皆さんにもぜひ賛同をお願いいたします。

陳情第646号は、犬捕獲方法の改善を求める市民陳情で、署名2,194筆が寄せられています。現在、小樽市で狂犬病予防注射を実施している犬は年間約5,000頭で、同じく犬捕獲数は約50頭です。そのほとんどは飼い主から逃走したものであります。捕獲方法は、小樽市はじめ多くの自治体では、おりが90パーセント、針金を輪にしたものを首にかけて引き寄せる方法も82パーセント、他に吹き矢、麻酔銃、薬物などの方法も実施されていると聞いています。しかし、現代社会では、ペットが生きがい、家族でもあり、犬はその代表格です。当保健所でも針金による捕獲時にけがをさせた事例もあり、捕獲方法の改善要望は十分に理解できます。保健所としては、既に針金そのものが直接首に食い込まないように、ビニールチューブを上にかぶせるなどの改善策も始まっており、よい方法があれば検討したいと答えています。他会派の皆さんが陳情を採択せず、継続を主張する理由を明らかにしてほしいと思います。共産党は市民陳情の採択を主張します。

継続審査中の陳情第251号は、難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善を求めるものですが、小樽市リフトカー運行事業については、市は今年度から昨年の変更を見直し、運行終了時間を午後8時に短縮したものをもとどり9時までとし、利用申込日程についても5日前までと一部要望にこたえ、改善したことを報告しています。車いすで、みずから市に陳情に来た女性の喜ぶ姿が目につかび、大変うれしく思います。自民、公明、平成会の皆さんは、継続を主張してきましたが、願意はしっかり届きました。採択に賛成すべきではありませんでしたか。

また、陳情の2項目めについても、福祉ハイヤー券に該当する障害者に対して福祉ガソリン券を求めるもので、ハイヤー券未使用者への障害者対策として当然です。

陳情第247号及び第250号は、障害者自立支援に伴う利用者負担の軽減や市の独自対策、障害者の社会参加拡大を求めるものであります。

陳情第252号は、安心・安全な市民生活のために、市に対して携帯電話基地局鉄塔建設を中止することを求める陳情で、いずれも願意は妥当です。

陳情第253号及び第258号は、生活保護の基準引下げに反対するものです。今年度は生活保護引下げが都市中心部も含めて見送られることになりました。陳情趣旨の妥当性は明らかで、なぜ自民党、公明党は賛同しないのでしょうか。厚生常任委員会の討論で、自民党はさらに今後も検討課題として政府の動向を見ると言いますが、貧困層への生活水準引下げは、きっぱりやめるべきです。貧困のこれ以上の深刻化、格差拡大を進める生活保護基準引下げの検討は許されないと考えます。生活保護母子加算廃止に反対し、道内では母子家庭9人の母親が裁判を起こしました。日本国憲法第25条、子どもの権利条約を守る戦いの出発です。陳情の願意は妥当、各会派の皆さんの賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号について、一括採決といたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第259号及び第645号について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも採択であります。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第251号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第34号ないし第36号、第42号及び第49号並びに陳情第250号、第252号及び第646号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**10番（斉藤陽一良議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

中央通歩道橋は、小樽駅から臨む景観の妨げとなっていながら、その扱いはこれまで懸案とされてきたが、ようやく撤去に向けた一定の方向性が見えてきた。加えて、浅草横断歩道橋も撤去されれば、駅前とあわせて歩車分離式の交差点への移行も期待されるが、駅前広場との関係や道路形態に課題があるため、現段階での実現は難しいとのことである。中心市街地活性化基本計画の素案において、まちなかのにぎわい創出を目標として挙げているのであれば、これからは車を中心とした考え方ではなく、人に

優しいまちづくりをしていくべきではないか。

中心市街地活性化のために、小樽市としてまちをこうしたいという強い意欲を持って、公安委員会やJRなど駅周辺の関係企業に対して、積極的に訴えていくことが重要だと思うがどうか。

石狩西部広域水道企業団の事業再評価では、札幌市の当別ダムからの需要水量は、事業開始当初見込みの4分の1となっている。札幌市では人口推計を下方修正しており、この先も水量の見直しが進めば、当別ダムからの供給を不要として、事業から撤退する心配も出てくるのではないか。

今回の再評価は、平成21年度に予定していたものを、国の通知を受けて前倒して行ったとのことだが、現実に沿った事業の大幅な見直しが求められており、ダム自体が必要なのかという議論もある。構成団体である小樽市としても、今後の需要予測を誤らないよう状況を注視してほしいと思うがどうか。

幹線道路の除雪は一定程度行き届いているものの、生活道路については大雪時や気温上昇時に車が抜け出せないほどのわだちができるなど、道路事情が悪い路線がある。こうした路線には、通学路になっているものも多く含まれているが、幅員が狭く坂道となっているなど、常に市民が危険と感じている。苦情があってからパトロールをするのではなく、状況に変化があったらすぐに対処できるよう、日常から思いやりのあるパトロール体制をとってほしいと思うがどうか。

弘前市では雪の対策の一環として、総務省の地域ICT利活用モデル構築事業により、携帯電話やパソコンを用いて積雪や除雪の情報を市民に提供し、逆に市民から苦情箇所に関する情報を受けるなどして作業の効率化を図っている。同様のシステムを構築するためには多額の費用がかかるとのことだが、除雪要望箇所の画像を市民からメールで受信することに関しては、パトロールや電話対応で時間を費やす必要もなくなるため、費用をかけずに効果を上げることが可能と思うがどうか。

小樽市の地域総合除雪は、幅員の狭い路線も除雪するなど、近隣の自治体と比べて高水準にあり、除雪先進地と思われる。財政がひっ迫する中、今後は予算を増やして除雪サービスの向上を図るのではなく、現在の水準を維持しながら、より効率的な方法を研究していくべきではないか。

今年度の除雪費は、2月の大型低気圧の影響で、補正予算による追加を余儀なくされた。地域総合除雪に係る経費や、作業に当たった苦労などを総括して市民に周知するとともに、道路への雪出し防止など、除雪マナーの啓発活動を行うためにも、除雪シーズン終了後、早い機会に市民懇談会を開催してはどうか。

衆議院調査局の環境調査室が、都道府県や政令指定都市などの自治体を抽出しアスベストに関する調査を行った結果、ほとんどの自治体の中皮しゅの発症事例を把握していないことや、これまで日本では未使用とされていた種類のアスベストが新たに確認されたことがわかった。小樽市も調査対象となっていたが、国に対しどのような回答をしたのか。また、新たに見つかった種類のものへの対策については、どう考えているのか。

また、民間建築物での飛散防止策に対し、補助を行っている自治体もあるとのことだが、小樽市では考えていないのか。

市内でアスベストが露出している建物を再度調査し、その結果を踏まえて、今後も安全対策に取り組んでほしいと思うがどうか。

財政健全化計画収支計画の見直しにより、平成20年度から5年間、下水道事業会計から一般会計への多額の貸付けが予定されている。償還方法に違いはあるものの、これまでも水道事業会計から同様の貸付けがなされており、一般会計に大きく寄与しているものと思われるが、景気の低迷や人口減などで、水道料金や下水道使用料収入が減少する中、健全な企業会計を維持するため、どのような収入増の対策を行っているのか。

水道の管路用地のうち、道路の形態は成しているものの、市道認定されていない部分については、路面が悪化しても地中の水道管に支障がなければ整備していないとのことだが、事実上、生活道路として利用されている場所で、路面が損傷していたために転倒し、けがをした住民もいる。水道局は、建設部と協議してそのような箇所については整備をするなど、道路の利用実態に即した対応をしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第246号及び第644号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、継続審査中の陳情第1号及び第246号と今回提出されている第644号については、採択の討論を行います。

継続審査中の第1号及び第246号については、これまでもその願意について妥当である旨を主張してきました。

そこで今回は、陳情第644号に即して見解を述べさせていただきます。

本件は、市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道に手すりの設置方を求めたものであります。当常任委員会による現地調査には、陳情提出者に加えて、付近住民の方も同行されました。市道銭函神社線は道路幅員も十分あり、近くには銭函郵便局があることから、利用市民の多い生活道路であります。道路こう配は必ずしもきついものではありません。しかし、除雪水準第3種ということもあり、特に大雪の時や春先の融雪時には、歩行中の足元が不安だと住民の方は述べておられました。現に転倒し、手首を骨折された方も出ているそうです。

市道銭函石山線は市道銭函神社線に比べて幅員は狭いものの、除雪水準は第2種路線であります。道路わきには除雪の置き雪場所も少なく、手すり設置には大変工夫を要する路線であります。しかし、例えば除雪方法の改善にあわせて、砂まき散布車による路線としての住民の不安に少しでもこたえていくこと。例えば郵便局の玄関先はつるつるの路面です。住民の苦情、改善方を行政としてしっかり郵便局側に伝えること、これらなどが陳情願意にこたえていく道ではないでしょうか。手すりであればならないということではありません。現地調査におけるこれらの声には、住民もまた願意に対する前向きな意見として歓迎していたと思うのです。陳情の採択は、それが直ちに行政を拘束するものではありません。もちろん住民意思、議会意思に沿っていただくことは必要ですが、時と場合によっては、その姿、その形を変えていくことはあり得ることです。

地方自治は、民主主義の学校だとよく言われます。簡単に言えば、多数決による意思決定であります。つまりこの場合の多数とは、市民であります。若干蛇足ですが、現地調査の帰り道、車から見た郵便局前では、早速局長と思われる人物が一生懸命氷割りをしていました。これもまた、現地調査の効果の一つではなかったでしょうか。議員各位に改めて本件陳情の願意は妥当、賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号及び第644号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

**24番(成田晃司議員)** 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

医療機器の購入に係る起債が許可されたと聞かすが、これは道に提出した見直し後の病院事業会計の収支計画が、実効性あるものと判断されたということなのか。

今年度の計画は達成できたとはいえ、不良債務解消額は見直し前に比べて3億円も少なく、その額は後年度にしわ寄せとなっている。この計画では、今年度3,300万円であった病院解消分は、平成20年度には一気に5億円以上となるが、見直し時点では想定していない医師の退職の影響により減収となることが明らかであり、市はこの計画が妥当なものと考えているのか。

市は、9月をめどに改革プランを策定するため、診療報酬改定の要素も含めて、その際に見直す考えとのことであり、計画と実績の間に、またしても大幅な乖離を生じるおそれがあると思うがどうか。

市は、公立病院改革プランの策定に向け、庁内のプロジェクトチームをつくり、テーマごとに検討する中で有識者などを入れて意見を聞くとしている。本市の取組が最善であるとの確信を持ってないが、他都市の状況についても情報収集すべきではないか。

国の公立病院改革ガイドラインでは、改革プラン作成に係る経費を支援するとしつつも、その詳細はまだ明らかではないと聞かすが、外部コンサルタントを依頼するなど、必要な経費はきちんとかけて、しっかりとしたプランを策定すべきと思うがどうか。

ガイドラインで示された三つの視点のうち、経営の効率化については、長期債務の解消を図ることを掲げているが、ガイドラインが主眼としているのは単年度収支の黒字化である。赤字の発生要因を分析し、手立てを講じるためには、単年度収支こそが重要なのではないか。

また、「再編・ネットワーク化」については、平成25年度をめどとして少なくとも方向性を明記することが必要となる中で、市は両市立病院の統合も該当するものとして、改革プランに表記する考えというが、同ガイドラインが想定するのは、あくまでも自治体病院と近隣の公的病院を含めた再編・ネットワーク化なのではないか。

新市立病院基本構想については、改革プランの要素は含まれていないが、これは両病院が将来新築統合しても網がかかるものであり、再度、構想の見直しを行う必要が生じると思うがどうか。

公立病院改革ガイドラインが示す「再編・ネットワーク化」について、本市では済生会病院など三つの公的病院が対象と思うが、市はこれらの病院の地域医療に対する考え方について把握しているのか。

病院の再編や連携については、各病院に地域医療の一翼を担うよう求めるものであり、市はこれらの病院に対し、どのように話を持っていく考えなのか。

それぞれの病院が、医師や看護師などの確保に苦労しながら経営しており、市立病院も公的病院と対等の立場でなければ議論にはならず、地域医療を守るためには、利害関係をどう調整し、公立病院が担うべき部分は何なのかといった深い議論をする必要がある。保健所は、市内の医療機関や医師会を含めた、地域医療を考える場を設けてほしいと思うがどうか。

市は、昨年12月に策定された公立病院改革ガイドラインが示された後、地方独立行政法人化についても研究していくと公表した。こうした方針を公表したのは、ガイドラインの中で地方財政措置を見直し、不良債務の計画的な解消を図ることが明らかになったことで、将来的に必要なになったときのことも考え、導入の可能性を調査するためと理解してよいのか。

市は、地方公営企業法による全部適用の導入を目指し、既に昨年から調査を行ってきており、そういう意味では、基本方針にぶれが生じた感は否めず、経営形態のあり方について、一度整理する必要があるのではないか。

市は、来年4月からの地方公営企業法の全部適用の導入を目指し、平成20年第4回定例会にも必要な条例改正案などを提案する予定とのことだが、その作業を行うに当たり、どのような手続を踏んでいく必要があるのか。

また、これを受けて今年の4月には、新たに小樽病院と第二病院を一本化した職員組合ができると聞くが、この組合とは具体的にどう交渉に当たっていくつもりなのか。

全部適用の導入に当たって一番重要な課題は、事業管理者をいつ決定するかということである。条例改正案の提案時期を考えると、今年のなるべく早い段階で相手方に打診し、市立病院の現状を説明して理解を得た上で、引き受けてもらうべきと思うが、どのように認識しているのか。

道が示した「自治体病院等広域化・連携構想素案」は、自治体病院が地域の医療機関と連携し、役割分担することで医療資源の効率的な活用を図ることを目指しているが、市はその考え方をどう認識しているのか。

市民の中には、地域の医療は市立病院中心ではなく、地域の医療従事者すべてで支える必要があり、救急体制は公的病院との連携で効率的に運営すべきとの考え方がある。救急医療体制については、保健所が市内の医療機関も含めたメンバーで検討委員会を設置したことはあるが、これらの問題について、保健所はもっと以前から主導的な立場で、市と医師会双方が話し合える場を設けるべきだったのではないのか。

市立病院の計画を進めるためにも、地域医療の調整役という保健所の役割を十分発揮してほしいと思うがどうか。

市立小樽病院は、4月から1病棟を休棟し、実稼動病床数を49床削減することにより、病床利用率は70パーセント以上を維持できるというが、将来にわたり安定的に維持するためには、さらに休棟することも考えているのか。

特に、整形外科については、44床から20床に縮小するとしているが、今回、整形外科の医師が1名退職することであり、手術を含めた診療体制の見通しは立っているのか。

また、呼吸器科の医師も秋に退職すると聞いているが、医師の確保は厳しい状況であり、市は大学病院だけではなく、医師の個人的なつながりを利用して、一般の病院にも派遣してもらうよう依頼できないのか。

本市病院事業において、平成20年度から高額療養費の病院窓口での支払が自己負担分のみに変更とな



り、納入者の負担が軽減されたことで、昨年度より収入増につながったと聞く。

それでも、納入者の中には、治療費などの滞納が3年間で時効になることを逆手にとり、納入義務の消滅をねらう悪質なケースもあると聞かすが、市は1か月、2か月といった早期の段階で納入を促し、極力、未収金の発生を抑えるよう、取り組むべきではないか。

また、診療報酬の請求漏れについて、返戻再請求は過去2年間分に限定されているため、市にはしっかり回収に当たるよう要望するがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきましては、採決の結果、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

**19番(佐々木勝利議員)** 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

3月18日に開催されました当委員会における付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号「小樽市立豊倉小学校の存続方について」につきましては、採択と継続審査に意見が分かれ、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号は願意妥当、採択を主張する討論を行います。

まず、陳情第260号が2月26日に議長に提出され、3月5日の本会議で通常どおり学校適正配置等調査特別委員会に付託されたにもかかわらず、付託された陳情について今議会で審議しなかったことは、まことに遺憾であります。理事会で審議もしないで討論だけという異例な事態を確認しました。

陳情提出に至る経過ですが、小樽市立小学校の規模・配置の在り方検討委員会が出した中間報告以降の7月に、豊倉小学校PTA主催で中間報告に対する意見交換会が保護者、評議員、地域住民の方々が集まって開かれました。この中間報告に関して関係者が自主的に意見交換会を開いたということは、私は高く評価をするものであります。

一番の問題点は、中間報告どおりとすれば、豊倉小学校がなくなるのではないかということでした。意見交換会の結論は、今後とも豊倉小学校の存続を願う意見が圧倒的だったので、PTA会長が集約した意見を教育委員会へ要望書として提出しました。しかし、その後、教育委員会作成の要約パンフレットでも、在り方検討委員会の最終答申でも複式学級にかかわる記述はそのままなので、関係する二つの

町会、保護者が数度にわたり合同で話し合い、地域全体で豊倉小学校を守る会を今年1月に結成し、陳情活動を行っていくことになりました。この結果としての議会への陳情第260号となったのです。このことは、学校適正配置等調査特別委員会の主題である学校適正配置計画の土台となった在り方検討委員会の最終答申と、これを受けての市教委の学校適正配置計画案策定にかかわる陳情であることは明白であります。これを今議会で審議しないなどということは、学校適正配置等調査特別委員会の審議権の放棄にもつながり、許されることではありません。今後このようなことのないよう、強く要望し、討論いたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより採決をいたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第53号及び第54号」を議題といたします。

まず、議案第53号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝磨市長登壇)

**市長(山田勝磨)** ただいま追加上程されました議案第53号について、提案理由を説明申し上げます。小樽市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 次に、議案第54号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

**25番(前田清貴議員)** 議案第54号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

平成19年第4回定例会において、小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案が可決となり、本年4月1日から部が統合及び新設されることに伴い、経済・厚生両常任委員会が所管する部の名称を変更するために、所要の改正を行うものであります。

なにとぞ御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提出者を代表しての提案説明といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより質疑に入りますので、議案第54号の提出者の議員は、答弁席に御着席願います。

(議案提出者が答弁席に移動)

**議長(見楚谷登志)** 北野議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 議案第54号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案に関して、提出

者に質問いたします。

ただいま議員提案されました議案第54号は、昨年の第4回定例会で決まった組織・機構の見直しに伴う委員会条例の一部改正案です。議案第54号は当然のこととして、医療保険をはじめ、市政全般にわたり、特に石狩湾新港地域開発問題は、港湾、経済、建設、水道など多岐にわたる問題であります。現在、石狩湾新港では防波堤の延伸、防波堤（島外）の新たな建設が計画され、平成20年度に防波堤延伸の調査設計費、防波堤（島外）の調査費が予算化されています。我が党は、この事業は港内の静穏度確保に名をかりた大企業優先の事業であると反対しました。

石狩湾新港では年間365日のうちの93.8パーセント、日数で342日間、静穏度が確保されています。大型船のチップ荷役作業はもとより、マイナス14メートルパスに接岸する500トン未満の小型船の荷役作業にも影響がありません。加えて、各母体が財政難にあえいでいるとき、あえて150億円ものの巨額の税金を投入して、静穏度を保つ必要があるのかが大いに疑問です。お金があれば静穏度確保の事業は結構だと思います。この外郭施設であっても、これも結局、王子特殊紙株式会社が事実上占有しているマイナス14メートルパスだけが静穏度が確保されていないとして、このパスの静穏度を保つための巨額の税金投入です。外郭施設であっても地元負担、管理者負担が出てまいります。こういう財政負担は、港湾建設と一体ですから、本市議会のどの常任委員会で審議するのが適切か、提出者の基本的見解をお聞かせください。

次に、背後地への企業誘致問題は、不況で難儀していますが、企業が張りつけば、簡易水道事業特別会計の新たな持ち出しがあっても、新港管理組合負担金を上回る市税の収入を大いに期待しているという向きもありますが、市長の側は、この問題について現時点でどういう認識を持っていると提出者は承知しているのか。

また、企業誘致の最近の動向について、提出者はどういう認識を持っているのか、見解をお聞かせください。

石狩開発株式会社が倒産してから、それまで同社が負担していた簡易水道事業特別会計の超過分を小樽市がかぶることになりました。この負担はいつまで続くのか。平成20年度の簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰出金は5,185万6,000円にも上るだけに、財政問題の重要な点でもありますので伺った次第です。

次に、小樽市域の土地の造成は、石狩開発株式会社が倒産してから、小樽市が責任を持って進めなければならなくなりました。未造成のまま安く売って企業の責任で造成させるのか、造成した上で売却するのか、小樽市の基本方針はどうなっているのか、これらを含め企業誘致は理事者の側でだれが責任を負うのか。現在の企業誘致は経済部ですが、石狩湾新港背後地の誘致、特に未造成の区域に関しては、これまで総務部となっています。新港地域の背後地の問題は、経済部と別枠で取り組むとなれば、機構としてはばらばらになるのではないかと。これを議会で指摘すると、市長は関係部局が協力してやっていると弁解してきました。提出者はこのような場合、議会での審議はどの常任委員会で行うのが適切と判断しているのか、総務、経済の二つの常任委員会で同時並行で審議せよというのか、その場合、簡易水道事業特別会計を所管している水道局は建設常任委員会に出席しているので、これを承知した上で、どう考えたらいいのか、見解をお聞かせください。

条例の一部改正にかかわる具体的問題で幾つか伺います。

言うまでもなく、市の行政運営は、市民を主人公に、無駄を省き、かつ効率的でなければなりません。この立場から見て、小樽港を衰退させ、雇用の場を縮小した石狩湾新港をさまざまな角度から議会としてチェックし、また開発局や北海道の大企業優先の事業推進に歯止めをかけ、小樽港を守り、活用させ

るため、積極的に提言していかなければなりません。これは党派を超えた問題であると考えます。この我が党の議会としてとるべきあり方について、提出者はどのように考えているか。4人の提出者の方々、それぞれの見解をお示してください。

次に、小樽市議会として、石狩湾新港の計画の段階から、議会として基本的任務である行政側へのチェック機能をどのように果たし、審議を行ってきたか、その経過について説明を求めるものです。

次に、既に決まった新年度からの組織・機構の見直しにかかわってお尋ねします。

石狩湾新港の母体協議に関する事務をはじめ、石狩湾新港の事務を総務部の企画政策室に統合することは、果たして効率的な運営になるのか。また、議会としてチェックをこれまで以上に適切に、しかも十分に行えると判断しているのか。判断しているとすれば、その理由を具体的に詳しく説明してください。

次に、母体協議は総務部となっていますが、先ほど指摘した平成20年度からの防波堤延伸や防波堤(島外)の建設は、港湾建設そのものです。これを産業港湾部がありながら、総務部というのは適切と考えているのか、見解を求めます。

次に、本市議会は平成11年の市議会議員選挙までは、石狩湾新港特別委員会で審議がなされてきました。それ以降は、経済常任委員会で審議が行われてきています。それを今度は、石狩湾新港の事務を総務部の企画政策室に統合するというのですから、石狩湾新港の所管は当然総務部となります。しかし、小樽市は港湾都市であり、小樽市の港湾業者は既に石狩湾新港で業務を行っており、本港も石狩湾新港も小樽の経済と切っても切れない関係にあり、小樽市経済を前提に共通問題として審議し、取り組まなければなりません。また、港湾整備や港湾貨物量の動向、入港船舶数などは、石狩湾新港と小樽港は競合関係にあり、また両港の財政問題でもあり、本市財政にとって切り離して考えることはできません。これを無理やり切り離すという致命的な欠陥を生ずることになります。さらに、議会審議の点から見ると、石狩湾新港を総務部で取り扱うことになれば、総務、経済の二つの常任委員会で港湾問題を同時に審議しなければならなくなります。港湾のことをよくわかる理事者を総務常任委員会に配置するといいますが、これまでどおり経済常任委員会で審議すれば、こんなことをしなくてもよいわけです。これに対する提出者の見解をお聞かせください。

加えて、企業誘致に関して、簡易水道事業特別会計の審議はどこで行うのが適切かについてもお答えください。

これに関連して、これまで石狩湾新港地域開発事業については、背後地の開発利用は総務部、企業誘致は経済部、石狩湾新港は港湾部がそれぞれ所管してきました。今度の見直しで、これまでどおり広い意味での港湾問題を総務常任委員会はもとより、経済常任委員会でも質疑がなされる保証があるのか。

理事者はできると議会側に説明しているし、港湾問題で答弁できる理事者を総務部に配置するとのことですが、提出者はこのとおりだと考えているのか、見解をお聞かせください。

また、議会での理事者の説明どおりとすれば、総務部に港湾問題に詳しい議会の質問に答えられるような理事者を配置することになります。人員削減の中で、無駄な配置と言わなければなりません。提出者の見解をお聞かせください。

石狩湾新港を総合的に審議すれば、都合が悪いものだから切り離す。そして、二つの常任委員会で同時に審議となって、都合が悪くなれば、それは総務常任委員会でやってくださいとか、それは経済常任委員会でやってくださいといって逃げることは目に見えています。我が党は、こんな見え透いた行政改革に名をかりた組織・機構の見直しであり、議会審議をさらに狭めるものであると考えますが、この指摘に対しての提出者の見解を求めるものです。

また、この指摘を受けて、議会側としてどのようにしたら適切な審議が行われるのか、その保証についてもお答えください。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 議案第54号提出者の答弁を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 議案第54号の提出者を代表し、北野議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政負担と港湾建設は一体であるとして、本市議会のどの常任委員会で審議するのが適切かということにつきましては、これまでも各所管、部署ごとに各常任委員会で審議してきており、今後同様に審議をするものと思っております。

次に、企業誘致について市の現時点での認識を承知しているか、また最近の動向についての認識であります。市は企業誘致の促進に向け、最大限の努力を傾注していると思っております。私どもも厳しい経済環境下であり、簡単ではないですが、1社でも多くの企業の進出が実現するよう、さらに努力をしていただきたいと思います。

次に、企業誘致の所管が総務、経済両部に分かれていることと、簡易水道事業特別会計の所管が水道局であることに関し、どのような形で審議せよということについては、先ほども答弁いたしましたように、各常任委員会で審議してきており、これまでと同様に予算特別委員会での審議も可能と思っております。

次に、条例の一部改正にかかわる具体的な問題で、幾つかお尋ねがありました。

まず、議会としてのチェックや積極的な提言についてであります。共産党の御見解は伺いましたが、議会の職責を果たすべく、それぞれの会派で考えるべきものと思っております。なお、ただいまの見解につきましては、他の提出者も同意見であることを申し添えます。

次に、チェック機能と審議の経過についてであります。同じ議会人として、これまでの審議経過などは十分に御承知のことと存じますので、ここで改めて説明することは控えさせていただきます。

次に、石狩湾新港の事務を総務部に統合することに伴い、チェックを適切に行えるのかということにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、これまでも所管の常任委員会で審議してきており、特に問題はなかったと思っております。

次に、総務部への統合は適切かということにつきましては、機構改革に伴うもので、理事者はこれまでの答弁でも、総務部へ移行後も適切に対応するとしており、その経過を見てまいりたいと思っております。

次に、これまでどおり経済常任委員会で審議してはどうか、また簡易水道事業特別会計の審議はどこであるのかということについては、機構改革に伴う事務分掌条例の一部改正は既に議決がされ、それに対応して今回委員会条例の一部改正をするものであり、所管の常任委員会で審議するものと思っております。

次に、質疑の保障と総務部への理事者の配置につきましては、これまでも所管の常任委員会で審議してきており、またしかるべき職員を総務部に配置するとしておりますので、そのようになるものと思っております。

次に、無駄な配置ではないかとお尋ねにつきましては、港湾部に配置されていた人員を総務部に移行するものであり、御指摘は当たらないと思います。

最後に、今回の組織・機構の見直しは議会審議をさらに狭め、どうしたら適切かとのお尋ねでございますが、これまでの審議形態を大きく変えるものではなく、議会としては所管の常任委員会でそれぞれ対応すればよいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 再質問させていただきます。

通告してから短い時間にもかかわらず、4人の方々今日の午前中、大変知恵を絞って、そつのない答弁をしていただきました。ただ、代表して答弁された前田議員の答弁にかかわってであります。市長の悪い癖を若干まねていると見受けられるところがありますので、具体的にお答えいただきたいので、質問させていただきます。

たくさんありますけれども、1点だけまず伺います。

最初に指摘をした石狩湾新港の防波堤の延伸並びに防波堤(島外)の建設にかかわってです。150億円もかかる事業、新年度から予算がついて事業が進められることになっているのですが、私が聞いたのは、四つの常任委員会ごとに所管が振り分けられるわけですから、この同時に開催される四つの常任委員会のどこで審議するのが適切かと聞いているわけです。だから、市長がたまに悪い癖でごまかすような、これまでどおりというような答弁はいかがかと思うので、具体的に建設常任委員会なのか、経済常任委員会なのか、それから総務常任委員会なのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、4人の方は当然承知されていると思うのですが、企業誘致の問題については、本質問で指摘をしたような区分けで今行っているわけです。議会側のチェックとしては、常任委員会ではばらばらにチェックしなければならない。ですから、前田議員が予算特別委員会でも可能だと言ったのは、これは当然のことですから、しかし、今議論になっているのは、委員会条例で四つの各常任委員会への振り分けの問題ですから、予算特別委員会は横に置いておいて、どの常任委員会で企業誘致を総合的に審議したら適切なのかということが、やはり課題としてこれまでも引きずってきていますから、ぜひこれについては具体的にお答えをいただきたい。

それから、石狩湾新港の問題を議論する場合に、石狩開発株式会社が倒産した以降、簡易水道事業特別会計への繰出しが5,000万円を超えている。今年は、平成20年度は19年度に比べて1,000万円ほど減って、6,000万円台でなくて5,000万円台になっていますけれども、これも大変な財政困難な折の負担になっているわけです。だから、石狩湾新港背後地のこの財政負担は、審議はどこでやるのか。前田議員はこれまでどおりのお答えですけれども、それではかみ合った親切な答弁とは言えないのではないかと思いますので、ぜひ小樽市議会を構成する同僚議員として、懇切丁寧な答弁を願います。

それから次ですが、石狩湾新港の事務を総務部に統合して効率的な運営になるのかと、これまで以上にチェックが適切に行えると判断しているのかということに対しては、これまで問題はなかったと大変簡潔な答弁です。しかし、聞いていることにかみ合っていないのではないかと、私は思うのです。

一つだけ例を挙げますと、淡々と波乱なく石狩湾新港の審議が進んできたのではないのです。後ろに歴代の議長の肖像画が掲げられていますけれども、そこで山吹政一さんと高橋靖茂さんの間に飾られている島野栄司さんが石狩湾新港特別委員会の委員長をやっておられたときに、議会の全会一致の理事会での合意を踏みにじって強行採決をやったために、自民党以外の方が反対して懲罰にかかったのです。こういう波乱もあったのです。

ですから、淡々と進んできたわけではないわけですし、私は与党の側、賛成者がいつも挙げて市長の提案を何でも丸ごと賛成だったというような単純なことは言っていないのです。そういう波乱に富ん

だ石狩湾新港特別委員会の推移があるから、これまでの審議の経過について、どういう認識を持っておられるか。これは、これからの石狩湾新港に関する審議をどの常任委員会で展開するかということにもかかわる大事な問題ですから、この経過、歴史の教訓から何を学んで、今度の議案に賛成したのかということを知りたいと思います。

率直に言いますが、前田議員が提案の最後に言ったとおり、市長の側が決めたから、所要の改正だから、みずからの発意でわざわざこれを独自にやったのではないということは私はよく承知していますから、だからそのことを前提にして質問をしているので、ぜひ懇切丁寧な答弁をお願いしたいというふうに考えます。

それから、確認をしておきますが、私が本質問で指摘し、今度総務部にも港湾部のことがよくわかる理事者を配置して、総務部でも、あるいは今度新しくなる産業港湾部でも港湾問題が、あるいは石狩湾新港の問題が密接不可分ですから、審議されるというふうに説明している。それは答弁ではそのようになるものと思っているということで、提出者はそれを理事者の考えを確認しているというふうに受け止めさせていただきたいということです。お答えをお願いしたい。最後は質問ではありません。

**議長（見楚谷登志）** 議案第54号提出者の答弁を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

**9番（高橋克幸議員）** 懇切丁寧かどうかわかりませんが、答弁をさせていただきます。

1点目ですけれども、本市議会のどの常任委員会で審議するのが適切かという再質問でございますけれども、先ほども前田議員からありましたように、各常任委員会で審議したわけですから、今後も今回事務分掌条例で決められたその各常任委員会で同様に審議するというふうに思っております。

それから2点目ですけれども、企業誘致の所管、これをどこでやるのか。また、3点目として簡易水道事業特別会計の所管が水道局であることに関してというようなことでしたけれども、これも同様に、同じような答弁になるかもしれませんが、各常任委員会でしっかり審議して、先ほども申し上げましたけれども、予算特別委員会で審議をすることができるのではないかとこのように思っております。

4点目、石狩湾新港の事務を総務部に統合することに伴い、チェックを適切に行えるかということでありますけれども、過去の事例を北野議員は出されておりましたけれども、私はその辺は実は承知はしておりません。ただ、私が議員になってからは、特段には問題はなかったというふうに認識をしております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

**22番（北野義紀議員）** 再々質問させていただきます。

これは提出者の大橋議員にお答えいただければいいと思うのです。別に名指したのは、大橋議員がたまたま経済常任委員長をおやりになっているから、お答えいただきたいと思うのですけれども、今度、議会で石狩湾新港を総務部の方でやるというふうに機構改革でなったことによって、港湾の問題と経済の問題が引き離されないにもかかわらず、議会の審議は分離して行わなければならない。これは先ほど注文をつけましたけれども、予算特別委員会ではできますから、そのことは別です。四つの常任委員会が同時に開かれるわけですから、そこに限ってお答えをいただきたいと思って聞いているわけです。議会としては、甚だ効率の悪い審議にならざるを得ないのではないかと心配をするわけです。経済常任委員長を務めている提出者の大橋議員は、どのような見解をお持ちなのか、お答えをいただきたいという

ふうと思うわけです。この1点だけ。

**議長（見楚谷登志）** 議案第54号提出者の答弁を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 大橋一弘議員。

**5番（大橋一弘議員）** まず前提として答弁者を指名することはできませんので、これは私が今答えるのは、全く前例にはならないということを申し上げておきます。

総務常任委員会、経済常任委員会切り離せないのだから、効率の悪い審議になるのではないかということについて疑問があるということでもあります。これにつきましては、これから現実問題として審議を進めていくわけですから、その中において、絶対に効率が悪くなるとか、そういうことについては私も断言することはできません。しかし、理事者の方においてそういうような部分について、総務常任委員会、経済常任委員会、そこにおいてきちんと答弁をできるような体制をとっていくということを伺っておりますので、私はそれを前提として、経済常任委員長として審議を進めていきたいと、そういうふうと考えております。

**議長（見楚谷登志）** 質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 4時50分**

**再開 午後 5時20分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 議案第54号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

議案第54号は、昨年の第4回定例会で決まった組織・機構の見直しに伴う委員会条例の一部改正案です。我が党が問題視したのは、港湾都市小樽の性格を大きく変え、港湾部の機能を大幅に縮小してしまうことを前提にしていることです。このことにより、港湾と経済が切り離せないにもかかわらず、議会の審議は分離して行わなければならないとなりました。議会として効率の悪い審議を余儀なくさせられます。

同時に心配なのは、小樽の将来にかかわる石狩湾新港に関する議会での審議を、市長が組織・機構の見直しで、総務部だけでは港湾問題に立ち入った審議ができないのではないかとということでありました。

先ほどの提出者に対する質疑で明らかになりましたが、議会として総務部と産業港湾部の二つで審議することが確約されました。これはこれで結構なことです。しかし、今度は港湾に詳しい幹部職員を、総務部と産業港湾部の二つに配置するとしており、人員削減の方針に反する無駄なことになるのではないかと新たな問題が出てまいりました。提出者は今まで港湾部にいた人を総務部に回すだけと言いますが、本来そういう機構改革がなければ、1人減らしてしかるべきだということになるわけで、あの答弁をもって無駄ではないというあかしにはなりません。結局どちらに転んでも、本来配置しなくてもよい職員を配置する無駄を認めるか、そうでなければ議会の審議権を狭めるかにならざるを得ません。無駄を省き、効率的運営を言いながら、実際にはそれに反することが4月から行われることになるわけ



で、賛成するわけにはまいりません。

ついでに言えば、この組織・機構の改革で医療保険部が誕生しますが、ワンフロアで市民が受付を済ませるようにとのことですが、実際にそうなるかは何の担保もありません。それどころか医療保険部の介護保険の受付を介護保険課本体から切り離し、別館の1階に設けようとしていることです。受け付けした市民の相談いかによっては、本館の介護保険課に出向いてもらわなければならないかもしれません。しかも、この配置のために、別館1階の中に受付の職員を置くことになり、職員を1人余計に配置することだと、市の職員組合からさえ意見が出されていることは、皆さん承知のとおりであります。

今回の機構改革では、年金の受付窓口が従来より狭くなるのではないかと心配しています。また、市民が待機する場所の混雑や、市民にとってプライバシー保護などで不便や不都合が生ずる結果となる心配があることを指摘し、市民に迷惑をかけず、職員も仕事がしやすい配置とするよう強く要望し、十分な合意のない組織・機構の見直しを前提にした議案第54号に賛成できないことを申し上げ、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第54号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第17号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第17号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

**19番（佐々木勝利議員）** 提出者を代表して、意見書案第1号の提案説明をいたします。

意見書案第1号は、道路特定財源の一般財源化を求めるものです。

昭和29年創設以来54年を経過した道路特定財源制度は、従来から問題と指摘されていますように、道路のみを聖域化し、道路族議員、道路官僚の利権の温床になっている状態です。税収を自動的に道路整備に充当して政官業の取り分を裏で決める古い制度はやめて、開かれた議論を通じて最も効率的な税金の使い道を決める民主主義にふさわしい制度に改めることが、今、国会論議に求められているのではないのでしょうか。

また、暫定税率は、昭和49年創設以来、第1次オイルショックの特にガソリン価格の引上げで、ガソリンの消費を抑制することや、増加した税収で経済対策を行うことを目的に導入された臨時、異例の制度というふうに押さえています。これを30年以上も続けてきたこと自体が異常であり、一般財源化に当たって廃止は避けられないと思います。

しかし、政府は、この暫定税率が3月末以降に期限が切れるに当たって、さらに10年間暫定を継続す

る法律案を国会に提出いたしました。税金のあり方からしても、原油高によるガソリン価格高騰、食料品や生活必需品の値上がりなど、国民生活を圧迫していることから、政府の姿勢は間違っていると指摘せざるを得ません。

ガソリン税等の暫定税率の延長をやめ、国民の生活を守ることが多くの国民の声です。最大2兆6,000億円の負担削減になる暫定税率廃止の効果は、非常に大きいものだというふうに思います。

国道に比べて遅れている地方道路は、生活道路を中心に、着実な整備が必要であるとも考えます。民主党は暫定税率廃止によって、地方は9,000億円の減収となりますが、適切な措置を講ずることで、減収額に見合う規模の一般財源を確保する。地方が道路整備を望めば、従来同様の事業量確保は可能であり、一方で教育、福祉を望めば、それを拡充することもできます。道路特定財源制度の改革を通じて、地域のことは地域で決める真の地方分権を進めることが、今、大きな流れとなっています。

そこで、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化、そして道路関係諸税の暫定税率の廃止を行うよう、強く求めるものであります。

議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第5号について、提案説明を行います。

意見書案第2号は、品目横断対策を抜本的に見直し、農政の根本的転換を求めるものです。

昨年後半から、国際穀物価格が急騰し、食料品や飼料価格の上昇で、国民生活への圧迫が強まっています。同時に、地球温暖化による農漁業の生産条件の悪化や食糧資源の減少、発展途上国の人口増とバイオ燃料による需要の急増などのため、国際的な食糧不足が問題になっています。

政府の国内生産切捨て構造改革路線で、日本の食糧自給率は現在39パーセントです。離農が増加し、農業生産の基盤崩壊が進む中、政府は一部大規模経営を対象にした品目横断対策と、政府が米の需給に一切責任を持たない農政改革を実施し、米価格の大暴落、小麦やビートの大幅減収などを引き起こしています。品目横断対策の抜本的見直しを求める声が広がっているにもかかわらず、政府は米作の強制減反まで示しており、食糧生産の縮小と農業経営の危機は深まるばかりです。以下2点について農政の根本的転換を図るよう求めます。

一つ、品目横断対策は中止し、家族経営を守り、地域の条件に合った安全でおいしい農産物の生産拡大を目指す、こういう政策に転換すること。

二つ、自由化一辺倒、市場任せの農政のあり方を抜本的に見直し、生産費を保障する米価格不足払い制度の確立、食糧自給率向上を強力に進めること。

意見書案第3号は、郵政民営化見直しを求める意見書案です。

136年間、国営の公共事業であった郵政3事業は、2007年10月1日に民営分社化されました。郵政民営化法は一度廃案になったもので、政府は2005年の郵政国会で、民営化でサービスは向上する、地方の郵便局は守る、郵便局ネットワークは維持すると答弁し、その努力を附帯決議に盛り込まざるを得ませんでした。しかし、民営化後、全国で1,048の集配郵便局の再編・統合が強行され、ATMの撤去、簡易郵便局の閉鎖、ゆうちょ銀行サービスの郵便小為替手数料10倍化など、国民サービス悪化が進みました。

道内では2006年春に446局あった郵便集配局のうち、141局で集配業務が廃止され、計画ではさらに91局の集配業務廃止を予定しています。地域の不安は高まるばかりです。

郵政民営化法では3年ごとの見直しを義務づけていますが、直ちに見直しを図り、次の事項について早期実施を求めます。

1、法律に金融のユニバーサルサービスの提供義務を明記し、郵便貯金をどこでも安心して利用できるようにすること。

2、日本郵便株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険各社の株式について、国が保持し続けられるように株式売却を凍結すること。

3、郵政民営化実施を前後した郵便と郵便局サービスの実態を検証し、民営化を見直すこと。

意見書案第4号は、地方の再生対策に関するものです。

地域経済の疲弊が進み、地方再生が大きな課題になっています。北海道経済は昨年12月の景気概況報告では、全国一高い失業率、有効求人倍率の低下、企業倒産の増加、大型小売店販売額の前年同月比8か月連続低下と厳しい状態が続いています。福田首相は地方再生への構造改革と所信表明で掲げていますが、新年度予算は地方自治を縮小する政策動向です。政府は、都市開発や大型開発、公共事業の資金は、東京などの一部大都市に集中し、地方の生活密着型の公共事業は大幅削減のため、都市と地域の格差は広がるばかりです。

よって、地域経済の衰退にストップをかけるため、次の経済政策を求めます。

1、国の経済政策を大企業奉仕から国民本位へ転換し、東京など一部の大都市圏の開発や不要不急の無駄な大型公共事業を、地方と地域の活性化に役立つ生活密着型に転換すること。

2、農林漁業の立て直し、中小企業予算の増額など、地域の産業振興策を強化し、雇用拡大への支援を強めること。

3、削減された地方交付税をもとに戻し、地方交付税の総額確保、そして拡充など地方財源を確保すること。

意見書案第5号は、後期高齢者医療制度の廃止を求めるものです。

平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、本年4月から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されます。この制度は年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は、保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させること。2年ごとに保険料が見直され、将来さらに負担増が予想されるなど、数々の問題があります。

75歳以上の高齢者は、戦後の日本の発展を支えてきた世代であり、財政的見地からだけの議論で進めて老後を踏みにじるようなことはやめるべきです。国は高齢者に大幅な負担増をもたらし、生存権を脅かす後期高齢者医療制度は廃止するよう、強く要望します。

以上です。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 14番、濱本進議員。

（14番 濱本 進議員登壇）（拍手）

**14番（濱本 進議員）** 提出者を代表して、意見書案第6号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案について、提案趣旨説明を行います。

北海道の特性は、広域分散型社会であり、交通の手段は自動車に大きく依存し、道路は経済活動や社会活動などの道民生活を支える最も基本的な社会資本であり、かつ最も重要な社会基盤でもあります。未整備の高規格幹線道路はもとより、日常生活に密着した市町村道の整備はまだ不十分であり、道民はさらなる整備を求めています。とりわけ北海道にとって高規格幹線道路ネットワークの構築は、各圏域間の交流、連携の強化に不可欠であり、交流連携の充実拡大によって、地域経済の活性化や地域医

療の崩壊を防止するなど、ネットワーク構築の効果は大なるものであると確信しております。

さらに、我が国における安定した食糧供給基地としての機能強化や観光振興を図るためにも、高規格幹線道路ネットワークの構築は、必要不可欠であり、急務を要するものであります。

また、北海道においては、冬期間の道路の除排雪が経済活動や市民生活の安全・安心のために必要不可欠であり、しかしながら、その費用は決して少ない金額ではなく、また、その財源の確保は容易ではありません。

道路特定財源の暫定税率などが平成19年度末にその期限が切れ、継続されないとすれば、北海道及び道内市町村の平成20年度の税収は約580億円の減収が想定され、本市においても、約2億6,000万円規模の減収が見込まれています。その影響は本市の財政にとって著しく深刻であり、必要な道路の整備や除排雪などに支障を来すのはもとより、福祉や教育などの市民生活に直結した各種の行政サービスの低下を招くことは容易に想像されます。また、地方道路整備臨時交付金制度が廃止されるならば、地域に密着したさまざまなニーズへの柔軟な対応が不可能となります。

このような事態を回避するために、また高規格幹線道路ネットワークの早期実現や市町村の道路整備を確実にを行うために、必要な財源を暫定税率を維持するなどして、確保することを強く要望いたします。

以上、各会派、議員の賛同をお願いいたしまして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

**13番（佐藤禎洋議員）** 自由民主党を代表し、意見書案第6号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案については賛成の立場で、民主党・市民連合から提出されている意見書案第1号道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書案については、反対の立場で討論を行います。

道路は、日常生活、社会・経済活動、医療や福祉といったあらゆる面で、地域社会を支える最も基本的な社会資本です。このため、本市においては歳入の道路特定財源に加え、一般財源を投入し、必要な道路整備を行っている状況にあります。

今回、提案された意見書案第6号は、道路特定財源の現行の税率水準の維持と、これに関する予算関連法案の年度内成立を求めるものであり、今後の安定的かつ確実な道路財源を確保するためのものであります。また、地域の生活に欠くことのできない地方道路の整備を行う地方道路整備臨時交付金制度についても、この関連法案に盛り込まれていると承知しており、平成19年度の小樽市の事業でも措置された事実からも、地元ニーズに対応した道路の整備を図るためにも、道路財源の確保が必要であります。

もし、期限切れで暫定税率が下がるようなことがあれば、本市の税収に穴があき、安全・安心、市民の生活にかかわることがストップし、市民生活に大きな影響が出ることは間違いありません。

自治体の中には、道路債などの借入金の調達もできなくなり、道路の修繕費用にも事欠くことになってしまうところも出てきます。さらに、過去の借入金の返済にも事欠き、教育や医療、福祉にまで影響することが考えられます。このような事態に陥らないためにも、暫定税率維持は必要なのであります。

このことは、全国市長会が平成20年1月24日、理事・評議員合同会議を開催し、道路整備財源の確保に関する緊急決議を決定し、同日会議終了後、緊急決議の実現に向けて、各政党に対して要請を行ったことによっても明らかであります。

ぜひ全議員の皆さんの賛同をお願いするものであります。

以上、討論いたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表し、意見書案第1号ないし第5号は可決、第6号は否決の討論を行います。

意見書案第1号は、国会審議で明らかになったように、道路特定財源の核心である10年で59兆円という道路中期計画の積算根拠は、2007年度実績をそのまま機械的に各年度の事業量として積算したもので、その中心は約4割を占める高速道路の新設であり、際限もなく、つくり続けようとしています。しかも、パブル期に計画された1万4,000キロメートルの高速道路建設に加え、約7,000キロメートルの大型道路や東京湾口道路など、六つの海峡横断道路整備もあります。こうした計画に国民の批判が集まり、国土交通大臣は海峡横断プロジェクトの調査はやめると国会答弁をしていました。

しかし、昨日の参議院予算委員会で日本共産党の質問で、北九州市と下関を結ぶ関門海峡道路の詳細な事業計画が既につくられていたことが判明しました。世論をごまかしながら、国民に秘密裏に事業計画をつくっていた国土交通省の姿勢は許されません。

中期計画では、住民が切実に求めている通学路の整備やバリアフリー化、防災対策は合わせても1割程度で、衆議院予算委員会公聴会で構想日本の加藤代表が生活道路は補助の対象になりにくいと述べたように、批判が相次ぎ、国民世論も道路特定財源は一般財源化して、道路にも環境にも福祉にも使えるようにすべきという声が大きく広がっています。

地方自治体はこの間、地方交付税を削減され、切実な生活道路の維持補修予算さえ削減せざるを得ない状況で、小樽市においても、予算の削減で市民要望に十分こたえきれておりません。こうした生活道路の整備費の大半が、地方自治体の一般財源で賄われていることから、道路特定財源の一般財源化をしてこそ住民のために切実な生活道路の整備にも使うことができるのです。

ガソリン税などに適用して税率を引き上げている暫定税率は、道路づくりを加速するための税率であり、廃止をして燃料価格の高騰などで厳しさを増している地方の生活や営業の負担を軽くすべきです。道路特定財源の一般財源化に当たっては、当然廃止すべきものです。

次に、意見書案第2号に関してです。

品目横断的経営安定対策は、小麦や大豆、米などの品目に合った価格保障の助成金を廃止して、これらの作物をつくる一定規模の農家や組織に対し、品目横断的に合算して、直接農家への交付金支払をする制度として、2007年4月から実施されています。農家への支払方法は、過去3年間の所得実績を計算した額が交付金の7割を占めており、このため、収量や品質が向上しても、交付金はそれほど増えない仕組みになっている一方、豊作の場合、乾燥、調整などの経費は通常より多くかかります。

この制度の下で、農業従事者への交付金支給に2年から3年かかるようになり、多くの農業従事者の収入が減り、群馬県高崎市の麦生産者は、必要経費も賄えない。北海道斜里町の農協は、大規模経営支援どころか4億円も減収になるなど悲痛な声を上げています。2007年10月には、品目横断対策は弱者切捨てだと福岡県柳川市の「A柳川農協と農政連柳川支部の共催による品目横断的経営安定対策の見直しを求める総決起大会が開かれ、1,000人を超える農民、農業関係者が参加し、生産者代表は「百姓は死ぬと言うのか、麦をつくっても10アール当たり1万6,000円しか残らない。機械代などを払ったら、労賃は一銭も出ない。こんな制度では農業をやる人はいなくなる」と訴えました。

昨年産米の大暴落、小麦やビートの大減収など、品目横断的対策の中止、抜本的な見直しを求める声

が大きく広がっています。多くの家族経営を守るためにも、持続可能な農業経営の実現を目指し、ヨーロッパでは既に行っている価格保障、所得保障制度を充実すること、39パーセントにまで落ち込んだ食糧自給率向上を強力に進めることは、一層重要になっています。

今定例会では、自民党も農業問題を熱心に取り上げ、我が党と一致できることも多かったと思います。ぜひ賛成してください。

次は、意見書案第3号についてです。

郵政民営化は、小泉内閣以来の構造改革の本丸として推進してきましたが、多くの国民の批判を浴び、一度は廃案になりました。小泉元首相や竹中平蔵元郵政民営化担当相は、民営化で郵便局はなくならない、サービスはよくなる、低下させないと強調し、郵政民営化法案の国会では、国民共有のセーフティネットである郵便局のネットワークと現行水準の維持を附帯決議として上げています。その後、福田首相も所信表明演説で、利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進すると述べています。にもかかわらず、各種手数料は値上げされ、定額小為替の発行手数料は10倍にもなりました。簡易郵便局の廃止は、417局に上り、年間利用3万5,000件以下を対象に進められているATMの撤去は既に678台、さらに削減が進められようとしています。金融窓口の廃止は、地域住民にとって重大な問題です。さらに、集配郵便局の再編で1,048局が集配業務を廃止し、その多くが過疎地の郵便局に集中しているのは、まさにサービス切捨て以外の何物でもありません。

トヨタ方式の導入によるコスト削減の影響も問題で、郵便物の遅配や誤配、取り集め回数の削減、時間外窓口は3,559局が取扱いをやめています。こうした郵便事業のサービス低下は、政府の約束違反であり、各地で郵便局を守れ、サービスの後退は許さないという声や地域住民の運動が起きているのは道理のあることです。

日本共産党は郵政民営化は国民にとって百害あって一利なしと反対を貫いてきましたが、現状は指摘どおりになっています。こうしたことから、政府は事業を3年ごとの見直しではなく、直ちに見直しを図り、国民への約束を実行し、民営化は見直すべきです。

次は、意見書案第4号についてです。

構造改革の名の下に、地方に対しては投資的経費削減と人件費削減が押しつけられ、投資的経費の代表格である普通建設事業費は北海道は言うに及ばず、小樽市でもひところ120億円もあったものが平成19年度には14億円と88パーセントも削減され、地域経済に深刻な打撃を与えています。地方とは逆に東京など一部の都市圏の大型公共事業へ巨額の税金が投入され、経済が活況を呈し、地方との格差がますます拡大されています。平成20年度の地方交付税を前年度並みに確保するため、東京都と愛知県の地方税を偏在是正の名の下に他の地方公共団体へ配分することに典型的に現れました。地方の再生のため、原案にある対策を講じることは急務です。

意見書案第5号は、後期高齢者医療制度の廃止を求めるものです。

この制度の内容が知れるにつれて、自分に断りもなしに保険料を年金から天引きするのは納得できない、年寄りも早く死ぬのかと怒りの声が上がっています。テレビ番組でも取り上げられ、キャスターがこれらうば捨て山だとずばり指摘していたくらい、たくさん問題があり、先ほど厚生常任委員長報告に対して中島議員が詳しく述べたとおりです。

小樽市の場合、対象者の約53パーセントが保険料7割、5割、2割軽減ですから、年金収入が少ないということです。これに介護保険料が徴収されるのですから、負担は大きくなるばかりです。

この意見書案は、岐阜県大垣市の自民クラブから市議会に提案され、公明党を除く賛成多数で可決されたものと同様のものです。自民クラブ大垣市議団は、「本制度が実施されれば、過酷な負担がさらに

追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となる」と厳しく政府の施策を批判し、大垣市議会自民クラブ会報で断固反対を掲げています。市民の暮らしを真しに考えるなら、政府に対して、時には厳しい意見を上げるのが地方の党議員団の役割ではないでしょうか。この際、小樽市民の代弁者でもある議員として、自民、公明の皆さんも賛成するよう、期待するものです。

次に、意見書案第6号は、道路整備に必要な財源確保に関するものです。

これには反対です。道路特定財源によって本市の事業の大半が賄われてきたことから、これがなくなれば、着工中の事業の継続や必要な道路の整備などができなくなるかのような危機感をあおっています。道路特定財源の一般財源化は、東京湾にもう一つ大赤字のアクアラインと同じような道路を建設することをはじめ、超大型の高速道路にその大半を投入する計画を中止させることです。こうなれば、提案者が心配する小樽市の予算は十分確保され、道路以外の財源にも回され、地方にとっては現在より一般財源が多くなることは目に見えており、大いに歓迎すべきことです。意見書案の表題にある名目で道路特定財源を維持することは、逆に本市の生活道路などの予算が年々削減されることを意味するだけです。

最近、JNNが行った世論調査では、10年間で59兆円を投じる道路中期計画に「計画を見直して予算を減らすべきだ」が、90パーセントに達し、国民の声となっているのを見ても明らかです。

よって、この意見書案は否決といたします。

意見書案第1号ないし第5号まで可決するよう、ぜひ皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。  
(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

**16番(林下孤芳議員)** 民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書案に賛成し、意見書案第6号道路整備に必要な財源の確保に関する意見書案に反対の立場で討論をいたします。

意見書案第1号は、地方における生活道路を中心とする道路整備の必要性は認めつつも、厳しい財政運営が続く地方自治体や燃料の高騰にあえぐ経済活動、そして市民生活を守るため、道路特定財源を一般財源化し、道路関係諸税の暫定税率の廃止を求めるものであり、極めて妥当なものであります。

そもそも、この特定財源制度は、戦後復興の立ちおくれをカバーすることを目的として設けられ、既に半世紀以上も経過し、その役割は既に終えているにもかかわらず、多くの無駄や目的外に使用されているこの制度を廃止し、新たな仕組みへの転換をすることを訴えるものであります。

国民からお預かりしている貴重な税金がこれまでどう使われてきたのか、十分な検証もされることなく、地方の意見も反映されないままに、議論もなく勝手に使い道を決めるのではなく、国民と議会、行政が議論を通じて、今最も必要とする地域に適した形で税金の使い道を決め、とりわけ地方が多く負担してきた貴重な税金を、最大限効果的に使うことを求めたものであります。これまで長い間続いてきた土建業中心の国づくりを見直し、道路特定財源などに群がってきた族議員やこれを食い物にしてきた霞ヶ関官僚の無駄遣いを徹底的に排除するとともに、地方自治体や市民が今必要とする医療や福祉など、地域が主体性を持った税金の使い道を決定することこそが真の民主主義であり、地域の主権でもあると思います。

これは地方から国への改革を求めるものであり、議員各位の御賛同を心からお願い申し上げ、意見書案第1号の賛成討論といたします。

次に、意見書案第6号は、国の中央集権を肯定し、地方の自治権を放棄する時代の流れに逆行するもので、市民の理解を得られるものではありません。

道路特定財源の現行税率水準を維持し、今後10年間で総額59兆円の道路整備を決定した政府案は、今、国民の支持を完全に失っています。この間のマスコミ報道を見ても御承知のとおり、道路特定財源は国民の常識では考えられない膨大な無駄遣いが次々と明らかにされております。また、道路建設のコストが水増しされたり、国のつくる道路だけが極めて高コストである実態が、次々と明らかになっています。ダイヤモンドが埋め込まれているのではないかと話題になった佐世保道路は、本来道路特定財源で負担すべきものではないものを、勝手に流用されてきたと指摘されています。

意見書案には、地方に真に必要な財源が失われると主張されていますが、これまでの国の直轄事業は、地方に対する負担金制度が地方財政を圧迫させる要因となっており、この制度を廃止し、独立した財政を確立することや不透明な国の特別会計の無駄遣いをただし、中央省庁が隠していると言われる埋蔵金など、暫定税率を廃止しても、地方の財政を確保することは可能だというふうに思います。

問題は、地域が自立していける財源を移譲する政治改革が必要なのです。本来、特定財源の見直しを主張してきたのは、2001年に総理になった小泉政権であり、その考え方は安倍政権にも引き継がれてきたと思っています。国民は、今、原油価格が記録的に高騰している中で、みんなが苦しんでいます。そうした中で、道路特定財源だけ特別に扱うことはだれも望んでいません。税金を無駄に使われること、そのツケを押しつけられることも望んでいません。

そうした理由で、この意見書案第6号には反対の立場を明らかにし、議員の皆さんの理解を求め、反対討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号ないし第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第6号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。



第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 6時10分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 山 田 雅 敏

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成20年小樽市議会第1回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１９年１１月～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成１９年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第２号「市道入船配水池通線の道路・側溝整備方について」は、平成１９年６月下旬から７月上旬に当該路線の踏査を行っており、現状としては舗装や側溝の老朽化が進み、改良事業の優先順位が高い路線と位置付けております。

今後、測量業務等の調査も必要となりますが、予算枠の中で調整を図り、事業実施に向けた対応を考えております。

陳情者へは、現地踏査時に状況を聴取しましたが、その後連絡は行っておりません。

陳情第２４５号及び第２５５号「ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について」は、条例等の制定についての検討を行うために、他都市において施行されている規制条例の内容及びその効果、規制条例に基づく処分に関する裁判例などを調査するとともに、関係機関との協議を行っております。

また、平成２０年３月ごろまでに全道建築行政連絡会議でラブホテル建築規制に関する統一基準が示される予定があることから、その基準との整合性を図ったうえで条例等の制定に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

陳情者へは平成２０年１月１７日に面談し説明いたしました。

陳情第２５７号「福祉灯油の実施方について」は、灯油価格の高騰が生活困窮世帯の冬の生活に与える影響を勘案し、この冬にかかる特別の措置として「冬期特別生活支援事業（福祉灯油）」の実施を決定し、平成１９年小樽市議会第４回定例会において、この関係補正予算が可決されました。

議決後、具体的な支給世帯の精査などを行い、平成２０年１月２９日に冬期特別生活支援資金を各民生児童委員を通じて該当世帯に支給しております。

なお、陳情者へ説明はしておりませんが、平成１９年１２月２０日付けで「福祉灯油の実施に関する緊急要望書」（支給対象世帯の緩和について、支給方法について）が提出されました。これは、厚生常任委員会での報告や新聞報道などで事業実施を知ったものと推測されます。

以 上

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	齋藤博行
	同	山口保
	同	佐々木勝利
	同	古沢勝則

道路特定財源制度は、道路整備のための「緊急措置」として、昭和29年に創設されて以来、54年も継続されてきました。また、暫定税率は、道路整備をさらに加速するために昭和49年に暫定税率が設けられて以来、34年も継続されてきました。

地方においては、生活道路を中心に、道路整備は今でも非常に重要な施策の一つです。しかし、社会保障や教育などの重要性も飛躍的に増大し、地域においてニーズに応じた政策判断を行うことが求められるようになってきました。社会経済の変化の観点からも、地方分権国家の樹立の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源として、その使い道を地方が自主的に判断できるようにするべきです。

暫定税率については、道路整備のためという約束で基本税率に上乗せして国民に負担してもらっているもので、一般財源化に当たっては、当然廃止するべきです。

地方においては、自動車は生活に不可欠で、住民の負担も都市よりはるかに多額となっています。暫定税率廃止により、地方における世帯当たりの負担を軽減させ、都市と地方の格差を是正することができます。また、燃料価格の高騰が他のさまざまな物価上昇の要因にもなっており、ますます厳しさを増している国民生活の現状をかんがみれば、暫定税率廃止により、燃料価格を少しでも引き下げ、これ以上の物価上昇を抑えるようにすることも重要です。

よって、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を行うよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

品目横断対策の抜本的見直し、農政の根本的転換を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 中 島 麗 子  
同 北 野 義 紀

昨年後半から顕著になった国際穀物価格の急騰は、食料品や飼料の価格を上昇させ、国民生活をじりじり圧迫しています。同時に、地球温暖化による農漁業の生産条件の悪化や食料資源の減少、発展途上国の人口増とバイオ燃料による需要の急増などのため、国際的な食料不足が現実の問題になっています。金にあかせて世界中から食料を買いあさってきた時代は、確実に終わろうとしています。

自由化一辺倒、国内生産切捨での「構造改革」路線の下で、日本の食料自給率は39パーセントと4割を切りました。米をはじめ農産物の生産者価格の低落で、生産をあきらめる農家や耕作放棄農地が激増するなど農業生産の基盤崩壊が進んでいます。一部の大規模経営だけを農政の対象にする品目横断対策と政府が米の需給に一切責任を持たない「農政改革」によって、昨年産米の大暴落、小麦やビートの大減収など、品目横断対策の中止・抜本的見直しを求める声が大きく広がっています。

ところが、政府は、「制度の基本は維持しつつ、地域の実情に即した所要の見直し」をしたというだけです。備蓄米の安値放出も次年度には再開する計画です。米作減反も、国が積極的に関与する強制減反に戻す動きまで示しています。これでは食糧生産の縮小、農業経営の危機は深まるばかりです。

よって、食糧自給率の向上、農家経営の安定向上のために、以下の方向で農政の根本的転換を図るよう求めます。

記

- 1 いまの品目横断対策は中止し、多くの家族経営を守り、地域の条件に合った安全でおいしい農産物の生産を拡大する積極的な政策に転換すること。
- 2 自由化一辺倒、市場任せの農政のあり方を抜本的に見直し、生産費を保障する米価不足払い制度の確立、食料主権の確立、自給率向上を強力に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

郵政民営化の見直しを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 中 島 麗 子  
同 北 野 義 紀

136年にわたって国営の公共事業として、国民生活に不可欠なサービスを提供してきた郵政三事業は、2007年10月1日に民営・分社化されました。

しかし、「構造改革の本丸」とされた郵政民営化法は、「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワークの維持」をめくり一度は廃案になったもので、政府は、2005年のいわゆる郵政国会で「民営化でサービスは向上する」「地方の郵便局は守る」「郵便局ネットワークは維持する」と答弁し国民に約束、そのための努力を付帯決議に盛り込まざるを得ませんでした。

ところが、民営化後の地方紙には、「郵政国会ではサービス低下はないと何度も約束したはずなのに、近くのポストが突然撤去された。集配も4回から1回に減らし、集配局を無集配局化したり手数料を上げたことについて、どう説明するのか」との声が掲載されるなど、政府の「サービスの維持」の約束は守られていません。

利用者の声が指摘するように、民営化に向けた効率化で全国1,048の集配郵便局の再編・統合が強行され、2007年10月1日現在でATMの撤去が678台、簡易郵便局の閉鎖は417局に上り、ゆうちょ銀行サービスの郵便小為替が10倍の手数料になるなど軒並み引き上げられ、取集回数の削減や取集ポストの撤去が実施され「地方切り捨て」が一層進みました。

道内では、2006年春に446局あった郵便集配局のうち141局で、昨年秋の民営化までに集配業務が廃止され、窓口業務だけを行う郵便局になりましたが、計画ではさらに91局の集配業務廃止が言われており、地域の不安は高まるばかりです。

与党はいわゆる郵政解散による総選挙では、民営化すれば「村に若者が帰ってくる」「村が活性化する」と全国で大宣伝を行いました。が、現実に進んでいるのは一層の地域格差です。

郵政民営化法は3年ごとの見直しを義務づけていますが、民営化の現実「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局のネットワーク」の分断を推進しています。3年ごとの見直しを待つまでもなく、直ちに見直しを図ることが政府の国民に対する責任です。

以下の事項について早期実施を求め、意見書を提出します。

記

- 1 法律に金融のユニバーサルサービスの提供義務を明記し、郵便貯金をどこでも安心して利用できるようにすること。
- 2 日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険各社の株式について、国が保持し続けられるよう株式売却を凍結すること。
- 3 郵政民営化の実施を前後した郵便と郵便局サービスの実態を検証し、民営化を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地方の再生対策に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 中 島 麗 子  
同 北 野 義 紀

地域経済の疲弊が進み、「地方再生」が大きな課題になっています。地方の深刻な実態は、最近の調査や経済指標からも明らかです。

北海道経済は、昨年12月の景気概況報告では、大型店小売店販売額の前年同月比 8 か月連続低下、全国一高い失業率（5パーセント）、有効求人倍率の一層の低下（0.55倍）、企業倒産の増加など、依然厳しい状況が続いています。日銀の昨年10月の「地域経済報告」でも、北海道、近畿、九州・沖縄の景気判断を下方修正しています。一度に3地域を下方修正したのは調査開始以来初めてとされています。まさに地方の再生、北海道経済の再生は待ったなしの緊急課題です。

福田首相も、「地方再生に向けた戦略を一元的に立案」、「地方再生への構造改革」（所信表明）を掲げましたが、新年度予算案は地方に犠牲をかぶせる「構造改革」路線の基本を継続し、地方自治を縮小する危険な政策を強化しようとしています。これでは、東京など一部の大都市圏と、その他の地域との格差は広がるばかりです。現に、政府の「構造改革」路線の下で、都市開発や大型開発公共事業の資金は、東京など一部の大都市部に集中的に投下され、地方の生活道路、住宅整備、学校の耐震化など、命と暮らしを支える生活密着型の公共事業は大幅に削減され、地域雇用縮小の要因になっています。これでは地方再生は実現できません。

よって、地域経済の衰退にストップをかけるために、以下の経済政策を求めます。

記

- 1 国の経済政策を大企業奉仕から国民本位へ転換し、東京など一部の大都市圏の開発や不要不急の無駄な大型公共事業を、地方と地域の活性化に役立つ生活密着型に転換すること。
- 2 農林漁業の建て直し、中小企業予算の増額など、地域の産業振興策を強化し、雇用拡大への支援を強めること。
- 3 削減された地方交付税を元に戻し、地方交付税の総額確保と拡充などで地方財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹  
同 中 島 麗 子  
同 斎 藤 博 行

平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、本年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになりました。

この制度は、高齢者に新たな負担が生じること、年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は保険証を取り上げ、いったん窓口で医療費を全額負担させること、また2年ごとに保険料が見直しをされ、将来さらなる負担増が予想されるなど、数々の問題を含んでいます。

高齢者の生活は一層厳しさを増してきており、本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となることは必至です。

よって、国においては、高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かす後期高齢者医療制度の廃止を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----



道路整備に必要な財源の確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	山	田	雅	敏
	同	濱	本		進

北海道は、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高いことから、道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であり、高規格幹線道路はもちろん、日常の生活に密着した市町村道に至るまで道路の整備は道民が強く望んできたところであります。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、北海道にとって圏域間の交流・連携の強化や地域経済の活性化、地域医療の充実など、さらには、我が国における安定した食料供給基地としての役割や観光振興の面からも、必要不可欠なものであります。

しかし、道路特定財源の暫定税率などは、平成19年度末にその期限が切れることから、その措置が継続されない場合においては、北海道及び道内市町村分を合わせて、平成20年度からの税収は半分ともなり、約580億円もの減少が想定され、本市においても約2億6,000万円規模の減収が生じることとなります。その結果、道路特定財源によってその大半が賄われてきた本市にとって、着工中の事業の継続はもとより、必要な道路の整備や除排雪などの維持管理は深刻な事態に陥ることとなります。

また、現在、地域に密着したさまざまなニーズへの柔軟な対応ができる地方道路整備臨時交付金制度もなくなることとなります。

さらに、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなります。

このような事態を避けるために、次の事項について強く要請します。

記

- 1 道路特定財源については、現行の税率水準を維持する予算関連法案を今年度内に確実に成立させ、安定的かつ確実な道路整備の財源を確保すること。
- 2 地方が真に必要な道路の整備やその維持管理を行うに当たっては、地方への配分割合を高めるなど、その財源の充実に努めること。
- 3 地方道路整備臨時交付金制度については、平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

緊急に介護労働者の待遇改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	井川浩子
	同	斎藤博行

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間重労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高く、待遇改善が待たなしの課題となっています。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇も取れない。こうした厳しい現実直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくケースが多発しています。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされていますが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事ができるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては、以下の点について特段の取組を行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるよう強く要望します。

記

- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、緊急に改善措置を講じること。なお、介護、障害者支援のため報酬上げが利用者負担に連動しない仕組みとするよう配慮すること。
- 2 昨年 8 月示された福祉人材確保指針について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築などの取組を早急に進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。
- 3 小規模事業所などにおける報酬の「日額払い」制は見直し、「月額払い」制に戻すなど職場定着のための取組・支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋一弘
	同	高橋克幸
	同	林下孤芳
	同	新谷とし
	同	大竹秀文

昨年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度（2.4～6.4度）上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしています。

対策の大きなかぎを握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたCOP13（国連気候変動枠組み条約締約国会議）で、平成21年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされました。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命があります。

そのためにも、みずからが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきです。

石油脱却に向けてかぎを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料です。石油産業社会に代わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本を挙げてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」（仮称）を制定すべきです。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがあります。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し、中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではありません。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところです。

深刻な影響を被る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、なお、不十分であり今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要です。

わが国企業の99パーセントを占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層強化を図るよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「（仮称）中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定。
- 2 各省庁所管の下、数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。
- 3 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。
- 4 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

地上デジタル放送の受信対策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋 一 弘
	同	菊地 葉 子
	同	高橋 克 幸
	同	佐藤 禎 洋
	同	佐々木 勝 利

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送が開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第 8 次）」を策定、アナログ放送終了期限の平成 23 年 7 月までの最終段階の取組が行われているところです。

7 次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されています。今後 3 年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えます。

現状においては、アナログ放送を予定どおり終了することは、困難が予想されます。終了時期の決め方については、デジタル放送カバー率や同受信機の世帯普及率を勘案して、柔軟な対応をするよう再検討すべきです。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められます。

平成 20 年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と合わせ、下記事項について、政府を挙げた取組をしていただくよう強く求めます。

記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各県ごとに整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

地域の実情を反映した公立病院特例債の発行要件の緩和を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	山田雅敏
	同	斎藤博行

昨年12月24日付けで公立病院改革ガイドラインが各自治体あて通知されました。この中では、財政支援措置として、新たに公立病院特例債を創設し、平成20年度限りで、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務等について、計画的な解消を支援することとされています。

全国的に、自治体病院の不良債務は、ここ数年で激増している状況です。これは各自治体病院の緩慢経営というよりも、三位一体の改革に伴う地方交付税の削減、診療報酬の引下げ、さらには、臨床研修制度や7対1看護の創設に伴う全国的な医師、看護師の不足が大きな要因であるといえます。

このような中で、各自治体においては、住民に対する医療を守るため、懸命に経営改善に努めているところですが、このままでは、新たに施行される自治体財政健全化法により、早期健全化団体、さらには財政再生団体となる自治体が続出することが現実的に危惧される状況となっています。

このようなことから、公立病院特例債の発行要件については、「平成15年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務等」の解釈を狭小に限定することなく、幅広い自治体で有効に活用できる制度とする必要があります。

よって、国においては、医師不足等により発生した赤字分を一般会計からの繰入れにより処理し、できる限り病院事業収支の悪化を防いできた自治体の実情を踏まえ、特例債の発行について特段の配慮を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

北海道の消防広域化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	菊地葉子
	同	高橋克幸
	同	佐々木勝利

いま北海道は、平成18年6月改定の消防組織法や同年7月告示の「消防の広域化に関する基本指針」（以下、基本指針）を受けて、3月末までに新たな消防広域化推進計画を決めようと、昨年11月に発表した広域化推進計画素案（以下、素案）について、市町村や消防本部など関係者の意見を聞いています。

今回の素案は、現在の68消防本部を5年後には21本部へ、一挙に3分の1以下に統廃合するものです。現行の1消防本部当たりの管轄人口目標10万人に照らしても、68本部のうち59本部（87パーセント）がこれを下回り、約半分の29本部は人口3万人未満となっています。現行でも、面積が広大で人口密度が低い北海道の実情に合っていません。

もともと消防は、市町村の責任に属します（消防組織法6、7、8条など）。今回の素案は、市町村の要望から出発したものでなく、改定消防組織法や基本指針に従って道が作成したものです。市町村自治の原則を尊重するため、以下のことを要望します。

記

- 1 素案は、消防に責任を負っている市町村や消防関係者、道民の要望に基づき、慎重に検討すること。
- 2 その際、国の消防力整備指針に示されている職員数や施設、設備などの充足率を早期に100パーセントにする計画とそのため裏付けのある財政計画を計画に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年3月19日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

地球温暖化対策の強化に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	中 島 麗 子
	同	斎 藤 博 行
	同	成 田 晃 司

京都議定書の温室効果ガス削減の約束期間が今年から始まり、議長国日本の動向が世界の注目を集めています。

昨年公表された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次評価報告書は、気候変動が破局的なレベルに達しないように抑えるためには、工業化以前に比べて 2 度未満に気温の上昇を抑えることが必要であることを示し、今後 20 年間の努力が決定的に重要だと指摘しています。そのためには、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 50 パーセント以下（1990 年比）、先進国は 60 パーセント～80 パーセントという大幅な削減が求められています。

既にドイツなどは、京都議定書の約束期間（2008～2012 年）中に、削減目標の達成を見通せる水準まで削減を進めています。

ところが、日本は、排出量を基準年（1990 年）比 6.4 パーセント増加させ（2006 年度速報値）、2012 年までの約束削減目標、1990 年比 6 パーセント削減の達成に逆行しています。例えば、1990 年以降安価な石炭火力発電所が激増し、1990 年の発電所からの排出量・年間 7,800 万トンが、2005 年には 2 億 1,000 万トンへと激増していることなどがあります。日本で京都議定書の削減目標を達成するには、排出量の 8 割を占める企業・公共部門での削減がかぎです。

よって、政府は、以下のような対策を進めるべきです。

記

- 1 排出量の 8 割を占める電力転換部門をはじめとする企業や公共部門での削減のために、経済界の「自主行動計画」に任せず、経済界と政府の間で削減協定を締結し、達成を公的に裏打ちすること。
- 2 2013 年以降の温暖化ガス排出の大幅削減のために、日本が率先して、2020 年までに 30 パーセント、2050 年までに 70 パーセントなど、大幅な削減目標を掲げ、低エネ・低炭素社会への転換を図ること。
- 3 温暖化ガスの排出量を考慮した環境税の導入を検討すること。
- 4 現行エネルギー政策を転換し、小規模水力、風力、太陽光・熱、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの開発・活用を抜本的に拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 3 月 19 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------



労働者派遣法の抜本的改正を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳
	同	古	沢	勝	則

違法行為が常態化し、不安定な働き方の典型として改善の必要性が叫ばれていた「日雇い派遣」について、グッドウィルなど派遣会社が処分されたのに続いて、厚生労働省が新指針案をまとめました。

新指針案は、派遣会社が「データ装備費」などの名目で賃金から200円程度天引きしている行為について、理由が明白で労使協定を結んでいる場合以外は禁止する、会社の指示で最寄り駅に集合しバスなどで作業現場に移動する時間も労働時間として把握し賃金を払う、二重派遣のような不正行為を防ぐために事前に就業条件を把握することや定期的な巡回を派遣先に命じ、派遣先にも就業条件の周知徹底や就業場所の巡回を行うことなどを求めるとしています。

これらは「日雇い派遣」で働いている労働者が、せめてこれだけはと訴えていた最小限の要求にこたえたもので、労働者保護指針を作ったとしてもこれで解決というわけにはいきません。

よって、派遣労働者保護を徹底するために、以下のことを求めます。

記

- 1 現行の労働者派遣法を改定し、派遣労働者の権利を保障すること。
- 2 派遣は臨時的・一時的業務に制限し、常用雇用型を基本とし日雇い派遣は、原則禁止とすること。
- 3 同じ仕事は同じ待遇の原則を貫き、派遣手数料の上限を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

公立病院の広域化・連携構想案の再検討を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	濱本進
	同	斎藤博行

北海道が昨年10月に発表し、12月に最終案としてまとめた「自治体病院等広域化・連携構想」案が、地域住民に大きな不安を広げています。住民や自治体の意見も聞かず、合意なしに発表された構想案では、現在ある94の自治体病院のうち、38病院を診療所化し、9病院を縮小するとしています。地域からは「うちの町から病院がなくなったら、安心して暮らしていけない」「地元は何の相談もなしに診療所化とはあまりにも乱暴だ」など不安が広がっています。

北海道の広大な地域で市町村立病院は、救急医療から一般医療、長期療養機能、過疎地医療など、地域住民の命と健康を守る役割を果たしています。構想案は、自治体病院広域化・再編の理由として、深刻化する医師不足・看護師不足と自治体財政の逼迫化を挙げています。今こそ国や北海道の責任ある対応と施策こそ求められています。

よって、公立病院と地域医療を守るために、以下のことを要望します。

記

- 1 今後の自治体病院の在り方については、地域住民と医療関係者の合意を優先し、各地域で住民説明会・検討会を開催すること。
- 2 国と北海道の責任で、地域医療を守るために必要な医師・看護師の配置と増員を進めること。
- 3 公立病院と地域医療を守るために、国と道が自治体病院への財政的支援を考慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

石油製品の高騰から暮らしと営業を守る要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	齊 藤 陽一良
	同	林 下 孤 芳
	同	古 沢 勝 則
	同	大 竹 秀 文

石油製品価格は、平成16年初頭に比べて全国平均でガソリンが5割高、軽油が6割高、灯油・重油が2倍超などと軒並み大幅に上昇しています。ハウス栽培農家、バス・トラック運送業者、漁業・水産関係業者、ガソリンスタンド、銭湯、クリーニング店、福祉施設などから、「これでは経営が立ち行かない」と悲痛な声が上がっています。

住民生活にも重大な影響が出ています。ガソリン代の高騰に加え、暖房用の灯油の値上がりは、暮らしを直撃しています。

原油価格高騰の影響は、原材料費や穀物価格の高騰とも相まって、パン・即席めん・みそ・ビール・豆腐など、食料品から日常生活用品に至るまで価格上昇を招き、消費者物価全般へ波及しつつあります。

今特に重視しなければならないのは、国際的な投機資金の流入問題です。

食料とエネルギーという人類の生存と経済社会の基盤を、「市場原理」、「マネーゲーム」に任せるわけにはいきません。

この間、政府や自治体は、低所得者への福祉灯油の実施や農業、漁業、中小業者などへの金融対策面の支援などを実施してきていますが、いまだに不十分です。

よって、石油製品の高騰から暮らしと営業を守るために、以下の対策を求めます。

記

- 1 国際的な投機を規制するルールの確立とエネルギーの安定供給に向け全力を挙げること。
- 2 原油価格高騰の沈静化に向け、国際的投機マネーの規制、大手元請企業への値下げ指導、中小業者、農林漁業者、銭湯、クリーニング店などへの緊急融資支援の拡充や緊急の減免税措置など、あらゆる方策をとること。
- 3 福祉灯油を実施している自治体に対する国の支援の対象に、生活保護世帯も含まれることについては、いまだに周知が不十分であり、周知を徹底すること。
- 4 国の責任において、福祉施設、共同作業所に対しても福祉灯油に準じた支援を行うこと。
- 5 離島での石油製品高騰は群を抜いており、価格差縮小のため、国の支援策の拡充をすること。
- 6 大手企業による便乗値上げを十分監視するとともに、中小企業、農林漁業水産業者に対する相談窓口の充実、一層の金融支援、適正な下請取引など、手厚い支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

輸入食品の検査検疫体制の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	北野義紀
	同	成田晃司

中国製冷凍ギョーザによる食中毒事件が消費者の不安を広げています。事件発覚後、2月1日には全国各地の保健所などに冷凍食品を食べて体調不良を訴えた人が24都道府県で450人を超えました。

今回の事件の背景として、日本の貧弱な輸入食品の検査・検疫体制を指摘する声が多くあります。現に、問題の製品は、厚生労働省の検疫所で残留農薬検査を受けていなかったものです。厚生労働省の残留農薬検査の実施計画（平成19年度）では、年間200万件近くある輸入食品などの届出のうち、残留農薬の検査は約2万6,400件、約10パーセントにとどまっています。

食料自給率が39パーセントと異常に低い日本には、毎日大量の輸入食品が入っているにもかかわらず、輸入食品の1割しか検査しない体制が問題です。消費者が食べてしまった後で農薬汚染が判明するという食品行政では、国民の健康や安全は守れません。

よって、緊急に以下の措置をとるよう求めます。

記

- 1 輸入食品の検査率を大幅に引き上げること。
- 2 そのために、食品衛生監視員を大幅に増員し検査体制の充実を図ること。
- 3 「安全な食料は日本の大地から」の立場で、農産物の国内生産を大きく増やし、食料自給率の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 3 月 19 日  
小樽市議会

議決年月日	平成20年3月19日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

# 平成20年小樽市議会第1回定例会議決結果表

会期 平成20年2月27日～平成20年3月19日(22日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成20年度小樽市一般会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
修正案 第1号	平成20年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H20.3.19	議員		(予算)	(H20.3.13)	(否決)	H20.3.19	否決
2	平成20年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
3	平成20年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
4	平成20年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
5	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
6	平成20年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
7	平成20年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
8	平成20年度小樽市住宅事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
9	平成20年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
10	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
11	平成20年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
12	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
13	平成20年度小樽市物品調達特別会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
14	平成20年度小樽市病院事業会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
15	平成20年度小樽市水道事業会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
16	平成20年度小樽市下水道事業会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
17	平成20年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
18	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H20.2.27	市長					H20.3.4	可決
19	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H20.2.27	市長					H20.3.4	可決
20	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算	H20.2.27	市長					H20.3.4	可決
21	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算	H20.2.27	市長					H20.3.4	可決
22	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
23	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
24	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
25	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
26	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
27	平成19年度小樽市病院事業会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
28	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
29	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
30	小樽市公平委員会設置条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	総務	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
31	小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	総務	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
32	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
33	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
34	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
35	小樽市老人医療助成条例を廃止する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
36	小樽市福祉医療助成条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
37	市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
38	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
39	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
40	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
41	小樽市後期高齢者医療に関する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
42	工事請負契約について	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
43	不動産等の譲与について	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
44	市道路線の認定について	H20.2.27	市長	H20.3.5	建設	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
45	市道路線の変更について	H20.2.27	市長	H20.3.5	建設	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
46	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	総務	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
47	小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
48	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
49	小樽市病院事業条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	市長	H20.3.5	厚生	H20.3.14	可決	H20.3.19	可決
50	小樽市非核港湾条例案	H20.2.27	議員	H20.3.5	総務	H20.3.14	否決	H20.3.19	否決
51	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H20.2.27	議員	H20.3.5	予算	H20.3.13	可決	H20.3.19	可決
52	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H20.3.4	市長					H20.3.4	可決
53	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H20.3.19	市長					H20.3.19	可決
54	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
報告1	専決処分報告（平成19年度小樽市一般会計補正予算）	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	承認	H20.3.19	承認
報告2	専決処分報告（平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算）	H20.2.27	市長	H20.3.5	予算	H20.3.13	承認	H20.3.19	承認

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第1号	道路特定財源の一般財源化及び道路 関係諸税の暫定税率廃止を求める意 見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	否決
意見書案 第2号	品目横断対策の抜本的見直し、農政 の根本的転換を求める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	否決
意見書案 第3号	郵政民営化の見直しを求める意見書 (案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	否決
意見書案 第4号	地方の再生対策に関する意見書 (案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	否決
意見書案 第5号	後期高齢者医療制度の廃止を求める 意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	否決
意見書案 第6号	道路整備に必要な財源の確保に関す る意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第7号	緊急に介護労働者の待遇改善を求め る意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第8号	「バイオマス推進基本法」(仮称) の制定を求める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第9号	中小企業底上げ対策の一層強化を求 める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第10号	地上デジタル放送の受信対策の推進 を求める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第11号	地域の実情を反映した公立病院特例 債の発行要件の緩和を求める意見書 (案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第12号	北海道の消防広域化に関する意見書 (案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第13号	地球温暖化対策の強化に関する要望 意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第14号	労働者派遣法の抜本的改正を求める 要望意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第15号	公立病院の広域化・連携構想案の再 検討を求める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第16号	石油製品の高騰から暮らしと営業を 守る要望意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
意見書案 第17号	輸入食品の検査検疫体制の強化を求 める意見書(案)	H20.3.19	議員					H20.3.19	可決
その他会 議に付し た事件	経済の活性化について(経常任委 員会所管事項)				経済	H20.3.14	継続 審査	H20.3.19	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事項)				厚生	H20.3.14	継続 審査	H20.3.19	継続 審査

( ) 内にある修正案第1号は、平成20年3月13日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

## 請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
261	非核港湾条例の制定方について	H20.2.29	H20.3.14	不採択	H20.3.19	不採択
262 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H20.3.14	採択	H20.3.19	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
252	KDDI（株）がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H20.3.14	採択	H20.3.19	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H20.3.14	採択	H20.3.19	継続審査
259	後期高齢者医療制度及び70歳～74歳の医療費2倍化の中止等を求める意見書提出方について	H20.2.26	H20.3.14	採択	H20.3.19	不採択
645	後期高齢者医療制度及び70歳～74歳の医療費2割負担の中止等を求める意見書提出方について	H20.3.3	H20.3.14	採択	H20.3.19	不採択
646	犬捕獲方法の改善方について	H20.3.4	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H20.3.14	継続審査	H20.3.19	継続審査



学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H20.3.18	継続審査	H20.3.19	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5～ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問 う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H20.3.17	継続審査	H20.3.19	継続審査
187 ～ 219		H19.6.29	H20.3.17	継続審査	H20.3.19	継続審査
220 ～ 243		H19.7.2	H20.3.17	継続審査	H20.3.19	継続審査
248 、 249		H19.9.4	H20.3.17	継続審査	H20.3.19	継続審査
254		新市立病院の「築港建設の是非」を問う 市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H20.3.17	継続審査	H20.3.19